

夢を説くの類にもあらはれ、又空中樓閣を  
畫くの空想にもあらざるなり。蓋し大英雄  
の史蹟が吾人に語る所を見れば思半に過ぐ  
るものあらむ。遠くはシーザルの大事業を  
見よ、彼は羅馬に起りて殆ど此理想を現實  
せんしたりしに非ずや。又ナポレオン、  
ボナパルトを見よ、孰れか此理想帝國の建  
設を試みざりしとす。所詮唯一帝國の建  
設は空想に非ざるも唯實現を難しとする  
のみ。帝國主義が二十世紀を風靡する所以  
のもの決して理由無きにあらざるなり。さ  
あれ帝國主義の名義なりと雖も、而も其實  
侵略主義を含むこは看過すべからざる所  
なり。

#### 四 國家の權利義務

國家が國家として獨立自存するには、當然  
國家固有の權利無かるべからず。既に權利  
あれば當然の結果として義務も亦之に隨伴  
すべきは言を俟たず。而して義務は權利に  
伴ふ反影たる以上、權利に就て説明せば義  
務は自から明かなるに至るべしと信す。  
國家固有の權利は之を分ちて平等權、自主  
權、自衛權の三とす。

國家平等權 此は國際法上國家として  
自存する各國は相俱に平等の地位に在りて  
其間何等の差異あるを見ず。此關係たる恰  
も私人が私法上何等特殊の權利を有せざる  
に同じ。されば條約に由りて國家間に差異  
を生ずる場合あるも、這是國家平等權其物  
の差異にあらず、平等權あるが故に條約を  
締結して差異を生せしめたるのみ。

#### 五 國家の種類

國家自主權 國家が其權力を以て自己  
の意志の欲するまゝに行動し能ふ權能にし  
て則ち主權發動の效果に屬す。  
國家自衛權 此は他國が自國の存立に  
危害を加へ、獨立を害せんとする場合に當  
り、之に對抗して防衛し能ふ權利を云ふ。  
國家は以上の權利を固有するに共に各國相  
互の權利を尊重せざるべからず、是即ち國  
家の權利に伴ふ必然の義務たるなり。  
尙欲上三權の外に種々の權利を説く學者も  
あれど、是等の説たるや詮する所自主權あ  
るが故に國際法上數多の權利を設定するに  
過ぎざるを以て、國家固有の權利としては  
以上三權を擧ぐれば則ち足る。

國家は各其國情の異なるに共に種々に分  
類せらる。而して之が類別に組織上よりす  
るものも、權利享有上よりするものもこの二  
ありて、兩者の觀察點によりて更に細別せ  
らる。

#### 甲 組織上の分類

組織上の分類に基くものは之を單獨國、  
複雜國に二分す。  
單獨國 此は其名稱の示すが如く、孰れ  
の國家も連合せざる單獨の國家を指すも  
のにして、例へば日本の如き、又露西亞、  
佛蘭西の如き皆然り。現時の普通國家狀態  
は多くは之に屬す。

#### 乙 權利享有上の分類

權利享有上の分類は主權國、半主權國に  
分ち、主權國は獨立國を謂ひ、半主權國は  
半獨立國を言ふ。左に之を細説すべし。  
主權國 是更に之を分ちて單純主權、複

雜主權國の二と爲す。但し兩者共に主權  
は唯一に屬し、其國家の内外に對する主權  
の行動は何等制限を受くるものに非ざるを  
以て、法理上より之を觀る時は、複雜主權  
國なるものが別存するものにあらず。され  
ば唯國家學研究上かく區別するを至當とす  
るのみ。

單純主權國 主權國の單純なるものを  
呼稱するものにして、組織上の分類に由  
る單獨國に同じく、現在の國家の多數は  
之に屬す。

複雜主權國 此は即ち身上合同國にし  
て、二個以上の國家が共同の君主を一代、  
又は王統存続間に互りて之を奉戴するも  
のなり。例へば十九世紀の中葉に於ける  
英國、シハーバ間との連合、或は又十八世  
紀の末葉より十九世紀の初葉に互りて丁  
抹、シシエレスウキ、ホルスタインとの  
連合せしが如き、又現時の白耳義、公果  
この連合の如き是なり。

半主權國 亦之を單獨半主權國、複雜  
半主權國に區分す。  
單獨半主權國 是更に之を分類して永  
世中立國、被保護國の二と爲す。

永世中立國 此は外國に攻撃戰端を開  
くこと能はざる義務を負担し、其對外主  
權の一部分を制限せられたる國家なり。  
蓋し永世中立國の生じたる理由は、甲の  
國家に對し、乙の一國が勢力を有する爲、  
丙丁等の諸他列國の權力平衡を破る虞あ  
り若しくは國境相接する時は國際紛擾を  
醸す虞ある場合に甲の國家又は國境の中  
間國を永世中立の地位に置きて之を豫防  
せんとするにあり。瑞西、白耳義の如き  
即ち是なり。

被保護國 此は弱國が其獨立を保持せ  
んが爲に條約に依りて強國の保護を受く  
る者(例へば併合以前の韓國の如き)を云  
ふ。此場合に在りては一部の主權を或強  
國に行使せしめ、其報酬として自立の保  
護を受くるを常とす。然れども條約規定  
外の事項に就ては保護國は被保護國の政  
勢に干渉せざるものとす。

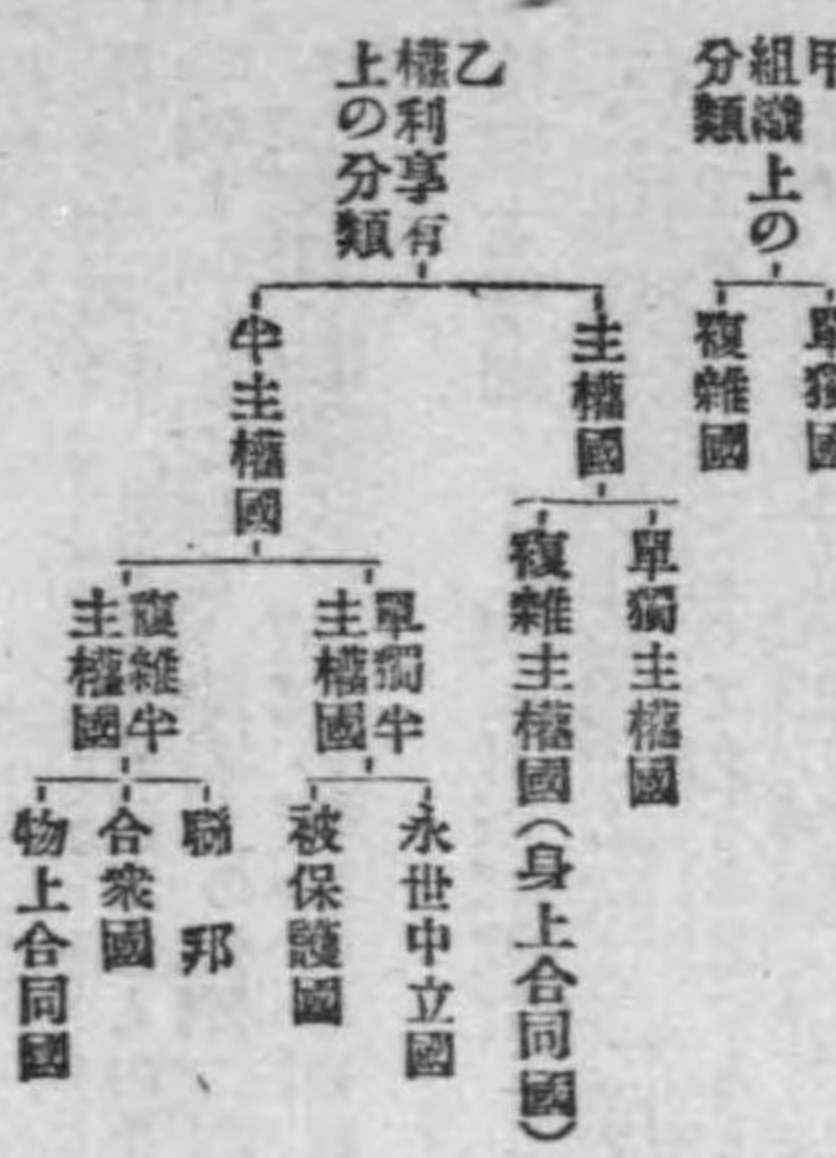
複雜半主權國 此は二以上の國家相連  
合して其上に中央政府を組織し、之に主  
權の一部を行使せしむるものを云ふ。故  
に此種の國家は其中央政府の掌握する政  
權に各連合國の分有する政權を合致せ

しめたる時に於て始めて完全なる主權を  
生ずるものとす。されば連合國全體の上よ  
り觀れば完全なる主權國たるを得べきも  
連合せざる各國家其物の上より觀たる時は  
半主權を死ねざるなり。更に連合の様式  
の異なるに従ひて之を分説せば左の如し  
聯邦 此は二個以上の國家が國勢の一  
部を共同して行使せんが爲に形作る政治  
上の合同を云ふ。然れども共同政務以外  
に就ては各聯邦は皆均しく完全なる主權  
を保有す。即ち獨逸の如きは其最も適例  
にして、同國の組織は四十の自主國、四  
の自由市、六の王國、十一の大公國、九  
の公國、十一の侯國、及び、蘭、丁抹に  
屬せる三州より成る。

合衆國 此は數多の國家が其對内主權  
は各完全に之を維持し、唯對外獨立國  
のみ之を合衆政權に委し、各邦は任意に  
其連合組織より脱することを得ざるもの  
とす。亞米利加合衆國の如き即ち是なり。  
物上合同國 此種の國家關係は其合同  
條約の如何に依りて内容に差異あれども  
奧地利、洪牙利の合同及び瑞典、諾威の  
合同の如きは即ち之に屬す。兩者の合同



關係は外交、軍勢及び之に對する財政を共にするにあり。之を要するに、單獨主權國を復讐主權國との差異ある點は、前者にありては常に必ず對外主權を制限せらるゝに反し、後者は他の國家より何等制肘せらるゝ所無きにあり。



國法を廣義に解釋すれば國家の法律なりと言はざるべからず。然れども現今一般の學者は國法を狹義に解釋せり。狹義に於ける國法は憲法及び行政法を言ふ。故に憲法

### 第二章 國法

行政法の如何なるものなるかを説述すれば以て國法の内容自から明瞭なるに到るべし

#### 一 憲法及行政法

憲法の意義 憲法は總ての國家の組織を定めたる根本の規定なりとも稱するこゝを得。されば普通に憲法を謂ふ場合には、立憲國の組織を定めたる根本規定にして、即ち統治權の作用の形式を定め、立憲國の機關組織及び根柢を定めたるものを指すなり。

憲法の種類 憲法は之を成文憲法及び不成文憲法の二に種別し、而して又之を欽定憲法、國約憲法、民約憲法の三に區別す。成文憲法は形式を以て定めたる憲法にして現今の立憲國の大部分は之に屬す。而して不成文憲法は形式を有せず、唯古來の習慣に依りて憲法を有するものなり、英國の如き是也。

憲及び北米合衆國の如きは國約憲法なり。民約憲法 民約憲法は人民の之を制定せるものを稱す。佛蘭西及び白耳義の如きは民約憲法なり。

行政法の意義 行政法を廣義に解釋する者は曰く、行政法は行政機關の組織及び其權限並に行政機關一個人との間に於ける關係を規定したるものなり。然れども狹義に之を解釋する者は曰く、行政法は行政法人(行政法人は國家、地方團體又は公共組合を云ふ)の組織及び權利の享有行使に關する法規なり。吾人は簡單に行政法は行政事務の準則なるべき法規の全體を指すものなりと言はむ。

#### 二 統治權の主體

##### 甲 國家の元首

國家の元首なる名稱は其國の國史に由りて一ならず、皇帝を稱し王を稱し將大統帥を稱するも、法學上一定の元首たる地位に關しては何等の差異あるにあらず。然れども國內に於ける元首の地位は、各國の組織狀態に依りて自から異なるものあり。我國に於ては天皇は不可侵にして統治權を總攬し

給へども、佛蘭西に於ては國の元首たる大統帥は、上下兩院の議會に於て之を選擧し、其任期は四年にせり。こは君主國に共和國との差異の最も甚だしきものなり。雖も而も同一なる君主國に於ても其國の憲法に由りて、君主の地位に差異あるは免れざるなり。

### 天皇の國法上の地位

我憲法第四條に規定せるが如く、天皇は統治權の總攬者たり。統治權の總攬は最高權の總攬たる也。若しくは夫天皇にして他の權力に服従するが如きことあらん歟、天皇は既に最高權の總攬者たる結果を生ずるに至るや必然なり。故に國法上に於ては、天皇の行為は他に對して責任無き所以なり。之を要するに國法上に於ける天皇の地位は、憲法第二條に明記せるが如く、神聖にして侵すべからざるなり。

### 皇位繼承の原則

皇位に在る者は天皇なり。若し天皇一度崩御あらせらるれば皇位の繼承に於て起る而して皇位の繼承に就ては憲法第二條に「皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男子之を繼承す」とあり。皇室典範に據れば第十條に規定して曰く「天皇崩するときは皇嗣即ち廢祚し祖宗の神靈を受く」とあり。故に天皇崩御あらは同時に後の天皇即位あるものなり。是國法上の原則なり。若し崩御ありて後位者即位まで時日を要するものこそは、其間國家の機能は一時停止せらるの結果生ず。而も國家の機能は天皇の崩御に依りて停止せらるゝものにあらず、是前記原則の理由なり。法語に所謂王は不死なりとは、王の死せざるにあらざして、王位の不死なる謂たるなり。

### 皇位繼承の順序

皇位繼承の順序に關しては皇室典範に據記して中乎たり。第一條乃至第八條是なり。

- 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
- 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
- 第三條 皇長子不在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ
- 皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
- 第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先

ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫在ラサルトキニ限ル

- 第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ
- 第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
- 第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
- 第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡出ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

是に依りて皇位の順序を按ずるに、皇男子孫にあらざれば皇位に即かせらるべからざるを規定せり。然れども上古我國に於て女帝なきにあらず。蓋し女帝の廢祚は國家の成法にあらずして、唯一時の權宜に出でたるのみ。故に皇位繼承の順序は皇男子孫にして直系に下り、嫡より庶に至り次で傍系の最近親に及ぶものなり。

### 攝政

攝政の性質 攝政は君主制の國家に於て君主未成年なる時、又は久しきに涉りて大政を親らざる能はざる場合に、君主の事實上の能力を補充する爲に設けられたる所の機關を名づけて攝政を稱す。或學者は攝政を一時的君主なりと論ずる者ありども、こは誤れるの甚だしき謂はざるべ



からず。何となれば攝政は君主の名に於て國勢を執るべきものなればなり。

君主未成年なる時

普通人民の成年時期は私法上公法上の關係に依りて異なるも、君主の成年に達する年齢は一般人民より早きを通例とす。

故障に因り政を見る能はざる時

君主が久しきに亙る故障によりて大政を親らざる能はざる時は攝政を置き得るなり。

攝政たるもの資格

一般に攝政たるの資格は、(一)皇族、(二)成年者、(三)能力完備者、(四)他國の君主たらざることを條件とす。

第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未

成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス  
第一親王及王、第二皇后、第三皇太后、第四皇太后、第五内親王及女王

三 統治權の客體

日本臣民

日本臣民の要件 日本臣民は外國人民とは如何にして區別すべきか、人種の異なるを以て忽かに内外人民の區別を立つべからず。

憲法第十八條は「日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依る」と規定せり。而して要件を定むる法律は戶籍法なり。

出生 父母共に日本臣民なれば其子は日本臣民なり。

四 統治權の機關

統治權は君主の總攬せらるゝ所なり、然れども君主の力、一切の國勢を擧げて親らざるを處理し能はざるや言ふ迄も無し。

參與したることを示す爲に之に署名するものなり。而して副署は主管大臣をなすを常例とすれども、重大なる法令詔勅の場合には國務大臣總て副署することあり。

立法機關 立法機關とは即ち帝國議會を云ふなり。帝國議會は統治權の客體たる國民の一方に立ちて、其意志を代表して統治權の行使を補助する所の機關なり。

貴族院は、皇族の男子にして成年に達したるもの公侯爵を有し滿二十五年に達したる者、伯子男を有し滿二十五年に達し同爵申より選舉せられたる者、國家に勳勞あり又は學識ある滿三十年に達し勅任せられたる



者、各府縣に於て滿三十年以上の男子にして多額の直接國税を納むる者十五人の内より一人を互選し其選に當り勸任せられたる者より組織せらる。亦衆議院の組織は、日本臣民の男子にして滿二十五年以上なること、一年以上其選舉區内に住居を有し引續き住居を有する者、一年以上土地租十圓以上又は二年以上土地租以外の直接國税十圓以上又は地租その他の直接國税を合せて十圓以上を納むる者、以上の資格ある者は、議院議員を選挙する権利を有し、是等の選挙権者より選舉せられたる者を以て組織せらるゝものとす。而して國法上立法機關を論究する時は、帝國議會の組織其權限及び開會より閉會に至る迄の事項の總てを盡さるべからずと雖も、帝國議會の職權及び其他の事務は之を第三章政治の部に譲る事とす。

るに在り。何れの國に於ても司法に就ては左の規定を設くるもの、如し。  
 (一) 裁判所の構成は法律を以て定むるを要す  
 (二) 裁判の手續及び形成は法律の規定に依ることなし。  
 (三) 裁判所は法の適用上命令に拘束せらるゝことなし。  
 (四) 刑事の宣告又は懲戒處分の外其職は不免なり。  
 (五) 裁判官の懲戒規定は法律を以て定むるを要す。  
 (六) 裁判の對審判決は之を公開するものとす  
 以上は司法の原則たり。我國司法機關も又之に準則す。

一定の範圍に於て國家の政務を分任擔掌せしむる機關なりとす。而して行政官廳は普通に中央行政官廳と地方行政官廳とに別つ。  
 地方自治團體 地方自治團體は公共組合は一定の範圍に於て、國家の政務を行ふ所の行政機關の一種なり。されは一定の範圍以外に於ては自己特有の事務を行ふものとす。而して其特有事務は國家間接の目的を遂行するものたり。  
 公共組合 公共組合は私法上の所謂組合と等しく組合員の利益の爲に組織せらるゝものなりと雖も、國家は之を組合員の任意となさずして監督權を行使す。是公共を目的とする國家行政機關の一種なればなり。

(一) 法律案の提出(政府又は議院より提出す)  
 (二) 法律案の議定(議員が討論審議して決定す)

行政官廳 國家の政務は多岐にして一様ならざるが故に、諸般の機關を設けて是を分掌せしむるの必要あり。行政官廳は此主旨に據りて國家が直接に設備し、

立法 立法は法即ち法律を立つるの義にして、憲法第三十七條に「凡て法律は帝國議會の協賛を経一と規定せるが如く、總ての法律は議會の協賛を経ざるべからざるなり。而して法律は左の順序を経て始めて其効力生ずるものとす。

(三) 裁可(天皇の法律を認可せらるゝを云ふ)  
 (四) 公布(裁可せられたる後之を公布す)  
 而して公布は一定の期日を定めて之を實施す。其期日なきものは公布後二十年を経過して始めて實施せらるゝものなり。

政治の意義 政治は行政にあらす司法にあらす復立法にもあらざるなり。立法司法行政は政治の事勢のみ。若し假に行政を以て政治とせんか行政官は政治家なりといはざるべからず。司法を以て政治とせんか司法官は政治家たるの結果を生ずべし。而して行政官司法官即ち政治家たりざるなり。果して然らば政治とは何ぞや、蓋し政治の眞意は、國家の目的を達する爲に執るべき方針を定むるものは政治たるなり、此點に於て國家の目的を計算して政治を指導する者、之を政治家と稱するを得べし。

たす、然れども此は積極の目的なり。政治消極の目的は國民各部の發達を謀るにあり凡そ一國內には自己の勢力團體の權威を利用して、自己特殊の利益を擴張せんとする幾多の社會的勢力團體あり。例へば農工商の勢力團體、資本家の勢力團體、労働者の勢力團體の如き、是等勢力團體は自己の目的を達せむが爲に、自己の都合よき種々の要求を國家に向つてなすべし。然れども國民各部の利益は往々にして國家の目的遂行に相反することあり。又國民各部の利益は利益は相衝突することあり。かくの如き場合には政治の要は是等要求中の最も國家の目的を達するに有利且便なるものを擧げて施政す。政治の目的以て知るべきなり。

司法 司法は民事刑事の訴訟を裁判することと稱す。民事の訴訟は私權の争ひに關し國家に對して之が裁斷を請ふを云ふ。刑事の訴訟は國家が自ら認めて自個の生存條件を危くするものなりとする所の行爲即ち犯罪に對して之に法律又は命令の委任に由る命令に依つて定めたる刑罰を加へむことを要求する所の訴へを云ふ。而して司法は宣告を以て終りを告げ、其他の事項は行政に屬するものとす。

政治の意義 政治は行政にあらす司法にあらす復立法にもあらざるなり。立法司法行政は政治の事勢のみ。若し假に行政を以て政治とせんか行政官は政治家なりといはざるべからず。司法を以て政治とせんか司法官は政治家たるの結果を生ずべし。而して行政官司法官即ち政治家たりざるなり。果して然らば政治とは何ぞや、蓋し政治の眞意は、國家の目的を達する爲に執るべき方針を定むるものは政治たるなり、此點に於て國家の目的を計算して政治を指導する者、之を政治家と稱するを得べし。

たす、然れども此は積極の目的なり。政治消極の目的は國民各部の發達を謀るにあり凡そ一國內には自己の勢力團體の權威を利用して、自己特殊の利益を擴張せんとする幾多の社會的勢力團體あり。例へば農工商の勢力團體、資本家の勢力團體、労働者の勢力團體の如き、是等勢力團體は自己の目的を達せむが爲に、自己の都合よき種々の要求を國家に向つてなすべし。然れども國民各部の利益は往々にして國家の目的遂行に相反することあり。又國民各部の利益は利益は相衝突することあり。かくの如き場合には政治の要は是等要求中の最も國家の目的を達するに有利且便なるものを擧げて施政す。政治の目的以て知るべきなり。

行政 行政に就ては區々の意見ありて其範圍定まらずと雖も、要するに行政は天皇の親裁に據る國家權力の作用と、民事刑事の訴訟に對する裁判の作用とを除きての外、總て國家權力上一切の行爲が行政なりと云ふを得べし。

政治の意義 政治は行政にあらす司法にあらす復立法にもあらざるなり。立法司法行政は政治の事勢のみ。若し假に行政を以て政治とせんか行政官は政治家なりといはざるべからず。司法を以て政治とせんか司法官は政治家たるの結果を生ずべし。而して行政官司法官即ち政治家たりざるなり。果して然らば政治とは何ぞや、蓋し政治の眞意は、國家の目的を達する爲に執るべき方針を定むるものは政治たるなり、此點に於て國家の目的を計算して政治を指導する者、之を政治家と稱するを得べし。

たす、然れども此は積極の目的なり。政治消極の目的は國民各部の發達を謀るにあり凡そ一國內には自己の勢力團體の權威を利用して、自己特殊の利益を擴張せんとする幾多の社會的勢力團體あり。例へば農工商の勢力團體、資本家の勢力團體、労働者の勢力團體の如き、是等勢力團體は自己の目的を達せむが爲に、自己の都合よき種々の要求を國家に向つてなすべし。然れども國民各部の利益は往々にして國家の目的遂行に相反することあり。又國民各部の利益は利益は相衝突することあり。かくの如き場合には政治の要は是等要求中の最も國家の目的を達するに有利且便なるものを擧げて施政す。政治の目的以て知るべきなり。

行政 行政に就ては區々の意見ありて其範圍定まらずと雖も、要するに行政は天皇の親裁に據る國家權力の作用と、民事刑事の訴訟に對する裁判の作用とを除きての外、總て國家權力上一切の行爲が行政なりと云ふを得べし。

政治の意義 政治は行政にあらす司法にあらす復立法にもあらざるなり。立法司法行政は政治の事勢のみ。若し假に行政を以て政治とせんか行政官は政治家なりといはざるべからず。司法を以て政治とせんか司法官は政治家たるの結果を生ずべし。而して行政官司法官即ち政治家たりざるなり。果して然らば政治とは何ぞや、蓋し政治の眞意は、國家の目的を達する爲に執るべき方針を定むるものは政治たるなり、此點に於て國家の目的を計算して政治を指導する者、之を政治家と稱するを得べし。

たす、然れども此は積極の目的なり。政治消極の目的は國民各部の發達を謀るにあり凡そ一國內には自己の勢力團體の權威を利用して、自己特殊の利益を擴張せんとする幾多の社會的勢力團體あり。例へば農工商の勢力團體、資本家の勢力團體、労働者の勢力團體の如き、是等勢力團體は自己の目的を達せむが爲に、自己の都合よき種々の要求を國家に向つてなすべし。然れども國民各部の利益は往々にして國家の目的遂行に相反することあり。又國民各部の利益は利益は相衝突することあり。かくの如き場合には政治の要は是等要求中の最も國家の目的を達するに有利且便なるものを擧げて施政す。政治の目的以て知るべきなり。

行政 行政に就ては區々の意見ありて其範圍定まらずと雖も、要するに行政は天皇の親裁に據る國家權力の作用と、民事刑事の訴訟に對する裁判の作用とを除きての外、總て國家權力上一切の行爲が行政なりと云ふを得べし。

政治の意義 政治は行政にあらす司法にあらす復立法にもあらざるなり。立法司法行政は政治の事勢のみ。若し假に行政を以て政治とせんか行政官は政治家なりといはざるべからず。司法を以て政治とせんか司法官は政治家たるの結果を生ずべし。而して行政官司法官即ち政治家たりざるなり。果して然らば政治とは何ぞや、蓋し政治の眞意は、國家の目的を達する爲に執るべき方針を定むるものは政治たるなり、此點に於て國家の目的を計算して政治を指導する者、之を政治家と稱するを得べし。

たす、然れども此は積極の目的なり。政治消極の目的は國民各部の發達を謀るにあり凡そ一國內には自己の勢力團體の權威を利用して、自己特殊の利益を擴張せんとする幾多の社會的勢力團體あり。例へば農工商の勢力團體、資本家の勢力團體、労働者の勢力團體の如き、是等勢力團體は自己の目的を達せむが爲に、自己の都合よき種々の要求を國家に向つてなすべし。然れども國民各部の利益は往々にして國家の目的遂行に相反することあり。又國民各部の利益は利益は相衝突することあり。かくの如き場合には政治の要は是等要求中の最も國家の目的を達するに有利且便なるものを擧げて施政す。政治の目的以て知るべきなり。

行政 行政に就ては區々の意見ありて其範圍定まらずと雖も、要するに行政は天皇の親裁に據る國家權力の作用と、民事刑事の訴訟に對する裁判の作用とを除きての外、總て國家權力上一切の行爲が行政なりと云ふを得べし。

政治の意義 政治は行政にあらす司法にあらす復立法にもあらざるなり。立法司法行政は政治の事勢のみ。若し假に行政を以て政治とせんか行政官は政治家なりといはざるべからず。司法を以て政治とせんか司法官は政治家たるの結果を生ずべし。而して行政官司法官即ち政治家たりざるなり。果して然らば政治とは何ぞや、蓋し政治の眞意は、國家の目的を達する爲に執るべき方針を定むるものは政治たるなり、此點に於て國家の目的を計算して政治を指導する者、之を政治家と稱するを得べし。

たす、然れども此は積極の目的なり。政治消極の目的は國民各部の發達を謀るにあり凡そ一國內には自己の勢力團體の權威を利用して、自己特殊の利益を擴張せんとする幾多の社會的勢力團體あり。例へば農工商の勢力團體、資本家の勢力團體、労働者の勢力團體の如き、是等勢力團體は自己の目的を達せむが爲に、自己の都合よき種々の要求を國家に向つてなすべし。然れども國民各部の利益は往々にして國家の目的遂行に相反することあり。又國民各部の利益は利益は相衝突することあり。かくの如き場合には政治の要は是等要求中の最も國家の目的を達するに有利且便なるものを擧げて施政す。政治の目的以て知るべきなり。

行政 行政に就ては區々の意見ありて其範圍定まらずと雖も、要するに行政は天皇の親裁に據る國家權力の作用と、民事刑事の訴訟に對する裁判の作用とを除きての外、總て國家權力上一切の行爲が行政なりと云ふを得べし。

政治の意義 政治は行政にあらす司法にあらす復立法にもあらざるなり。立法司法行政は政治の事勢のみ。若し假に行政を以て政治とせんか行政官は政治家なりといはざるべからず。司法を以て政治とせんか司法官は政治家たるの結果を生ずべし。而して行政官司法官即ち政治家たりざるなり。果して然らば政治とは何ぞや、蓋し政治の眞意は、國家の目的を達する爲に執るべき方針を定むるものは政治たるなり、此點に於て國家の目的を計算して政治を指導する者、之を政治家と稱するを得べし。

たす、然れども此は積極の目的なり。政治消極の目的は國民各部の發達を謀るにあり凡そ一國內には自己の勢力團體の權威を利用して、自己特殊の利益を擴張せんとする幾多の社會的勢力團體あり。例へば農工商の勢力團體、資本家の勢力團體、労働者の勢力團體の如き、是等勢力團體は自己の目的を達せむが爲に、自己の都合よき種々の要求を國家に向つてなすべし。然れども國民各部の利益は往々にして國家の目的遂行に相反することあり。又國民各部の利益は利益は相衝突することあり。かくの如き場合には政治の要は是等要求中の最も國家の目的を達するに有利且便なるものを擧げて施政す。政治の目的以て知るべきなり。



帝國の如きはなり。  
 立憲政治 立憲政治とは之を憲法政治若しくは議會政治とも稱するを得べく、即ち憲法の地盤に立ちて總ての政治の出發點となすが故に、若し憲法に背きて政府自己の意思を行はむか、之違憲なり、責任なかるべからず。即ち議會に問責權ある所以なり。

立憲君主政治 立憲君主政治とは即ち共和政治なり。統治の大權は人民に屬し、議會は統治者の地位に立ちて人民の意志を代表するものなり。立憲民主政治は立憲君主政治との差は實に茲にあるなり。要するに立憲政治の名の下に於ては君主政治も民主政治も共に同一なり。雖も、其内容性質は似て非なるものなり。等しく議會政治なるも君主政治に於ては統治の大權は君主に存し、民主政治に於ては

統治の大權は人民にあり。故に政治の難易は兩者大に趣きを異にす。  
 專制と立憲との得失 專制政治は過去の遺物の如く思惟せられ、立憲政治にあらざれば時代運れの如く想はれ、專制政治は非にして立憲政治はなりと論ずる者さへあり。然れども政治學及び政治史の上より公平に專制立憲兩政治の利害得失を考究すれば必ずしも專制政治を獨斷政治として排すべきにあらず、亦立憲政治を一概に憧憬すべきにもあらずるべきを見出すべし。

夫專制政治には專政の利益あるべく、立憲政治には立憲政治の弊害ありて死れざる理數なり。然れども立憲政治は專制政治に比して最も合理的にして且利益あるや争ふべからず。されば是にて政治思想の幼稚なる國民には立憲政治は極めて危険なる者あり。立憲政治の效用は政治思想の發達せる國民にして始めて現るべきなり。政治思想の程度低き國民には專制政治最も適するものと言はざるべからず。專制政治の下に於て馴せられ、專制の弊を自覺したる國民にして、始めて立憲政治の運用をなし得るものなり。故に立憲政治は專制政治の利益得失は、

其國民の政治思想の如何に依りて決すべきものなり。  
 二 政府  
 政府は政治の府なり、換言すれば大政の依つて出づる所なり。我國に於ては政府は天皇の總攬し給ふ統治權の行使を補助する機關なり。然れども政治は事務にあらず。國家の目的を遂行するには如何に施政すべきかを斷定する無形作用なり。故に政治には更に官廳の必要を認めず、されども歴史上國民各部の利益發達を謀り又國民の國家に對して要求する特殊利益の中、孰れか最も國家に取りて利便なるやを判定する爲に官廳を設置せり、是即ち政府なり。

内閣及各省官制 内閣及び各省官制を抄出すること下の如し。

- 内閣官制(抄)**
- 一内閣ハ國務大臣ヲ以テ組織ス
  - 一内閣總理大臣ハ各大臣ノ首班トシテ職務ヲ委宣シ旨ヲ承ケテ行政各部ノ統一ヲ保持ス
  - 一内閣總理大臣ハ須要ト認ムルトキハ行政各部ノ處分又ハ命令ヲ中止セシメ勅諭ヲ待ツコトヲ得
  - 一内閣總理大臣ハ其職權又ハ特別ノ委任ニ依リ命令ヲ發スルコトヲ得
  - 一内閣總理大臣ハ所管ノ事務ニ付警視總監北海道廳長官及府縣知事ヲ指揮監督ス若シ其命令又ハ處分ノ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ之ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得
  - 一左ノ各件ハ閣議ヲ經ヘシ
    - 一法律案及豫算決算案
    - 一外國條約及重要ナル國際條件
    - 一三官制又ハ規則及法律施行ニ係ル勅令
    - 一四官制ノ間主權權限ノ爭議
    - 一天皇ヨリ下付セラルレ又ハ帝國議會ヨリ送致スル人民ノ請願
    - 一豫算外ノ支出
    - 一七勅任官及地方長官ノ任命及進退
    - 一其他各省主任ノ事務ニ就キ高等行政ニ關係シ事務稍重キ者ハ總テ閣議ヲ經ヘシ
  - 一主任大臣ハ其所見ニ由リ何等ノ件ヲ問ハス内閣總理大臣ニ提出シ閣議ヲ求ムルコトヲ得
  - 一軍機令ニ係リ奏上スルモノハ 天皇ノ旨ニ依リ之ヲ内閣ニ下付セラル、ノ件ヲ除ク外陸軍大臣海軍大臣ヨリ内閣總理大臣ニ報告

各省官制通則(抄)

- 一内閣總理大臣故障アルトキハ他ノ大臣臨時命ヲ承ケ其ノ事務ヲ代理スヘシ
- 一各省大臣故障アルトキハ他ノ大臣臨時兼任シ又ハ命ヲ承ケ其ノ事務ヲ管理スヘシ
- 一各省大臣ノ外特官ニ依リ國務大臣トシテ内閣員ニ列セシメラル、コトアルヘシ
- 一本則ハ外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信ノ各省ニ適用ス
- 一各省大臣ハ主任ノ事務ニ付其ノ責任ヲ負ニ任ス主任ノ明瞭ナル事務ニシテ兩省以上ニ關係シタルモノアルトキハ閣議ニ提出シテ其主任ヲ定ム
- 一各省大臣ハ主任ノ事務ニ付法律勅令ノ制定廢止及改正ヲ要スルコトアルトキハ案ヲ具ヘ閣議ニ提出スヘシ
- 一各省大臣ハ主任ノ事務ニ付其ノ職權若クハ特別ノ委任ニ依リ命令ヲ發スルコトヲ得
- 一各省大臣ハ主任ノ事務ニ付警視總監、北海道廳長官、府縣知事ノ命令又ハ處分ノ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得
- 一各省大臣ハ所管ノ官吏ヲ統制シ奏任官ノ進限ハ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ列任官以下ハ之ヲ專行ス
- 一地方官廳奏任官ノ進限ハ内閣總理大臣ヲ經テ地方官廳奏任官ノ進限ハ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏ス

- 一各省大臣ハ内閣總理大臣ヲ經テ所部ノ官吏ノ級位級動ヲ上奏ス
- 一地方官廳官吏ノ級位級動ハ前條第二項ノ例ニ依ル
- 一各省大臣事故アルトキハ法律勅令ニ副署シ省務ヲ數奏シ内閣ノ職務ヲ列シ及省令ヲ發スルコトヲ除ク外其ノ職務ヲ臨時次官ニ代理セシムルコトヲ得
- 一各省大臣官房ヲ置ク
- 一大臣官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一機密ニ關スル事項
  - 一官吏ノ進退身分ニ關スル事項
  - 一三大臣ノ官印及省ノ印管守ニ關スル事項
  - 一公文書類及成案文書ノ接受發送ニ關スル事項
  - 一五統計報告ノ調製ニ關スル事項
  - 一六公文書類ノ編纂保存ニ關スル事項
  - 一七本省所管ノ經費及諸收入ノ豫算決算並會計ニ關スル事項
  - 一八會計ノ監査ニ關スル事項
  - 一九本省所管ノ官有財産及物品ニ關スル事項
  - 一十其ノ他各省官制ニ依リ特ニ大臣官房ノ所掌ニ關セシムル事項
- 一各省ノ便宜ニ從ヒ大臣官房ノ事務ヲ各局ニ於テ處理セシムル事ヲ得
- 一陸軍省海軍省ニ於テハ第二項第二號及第七號乃至第九號ノ事務、逓信省ニ於テハ第七號乃至第九號ノ事務ヲ掌ラシムル爲メ特ニ局ヲ置クコトヲ得
- 一各省中省務ヲ分テスル爲メ局ヲ置ク其分掌事務ハ各省官制ニ於テ之ヲ定ム
- 一大臣官房及各局ノ分課ハ各省大臣ノ定ムル所ニ依ル



陸軍省海軍省中ノ分課ハ各其ノ省官制ニ於テ

- 一 各省ニ左ノ職員ヲ置ク
- 一 次官、局長、參事官、秘書官、書記官、屬
- 一 一次官ハ大臣ヲ佐ケ事務ヲ整理シ各局ノ事務ヲ監督ス
- 一 各局長ハ一人勅任トス大臣ノ命ヲ承ケ其ノ主務ヲ掌理シ及局中各課ノ事務ヲ指揮監督ス
- 一 參事官ハ勅任トス大臣ノ命ヲ承ケ審議立案ヲ掌ル但シ其ノ内一人ハ勅任ト爲スコトヲ得
- 一 參事官ハ其ノ省ノ便宜ニ從ヒ局課ニ兼勤シ若クハ臨時命ヲ承ケ其ノ事務ヲ助ク
- 一 秘書官ハ勅任トス大臣ノ命ヲ承ケ機密事務ヲ掌リ又ハ臨時命ヲ承ケ各局課ノ事務ヲ助ク
- 一 書記官ハ勅任トス大臣ノ命ヲ承ケ大臣官房ノ事務ヲ掌リ又ハ各局ノ事務ヲ助ク
- 一 各省專任書記官ハ一人トス但シ外務省ニ於テハ專任二人ヲ置クコトヲ得
- 一 各省專任參事官、專任書記官ハ併セテ九人以下トシ其ノ定員ハ各省官制ニ於テ之ヲ定ム但シ外務省大藏省內務省及逓信省ニ於テハ十四人以下ヲ置クコトヲ得
- 一 大臣官房及局中各課ニ課長一人ヲ置キ兼任官又ハ勅任官ヲ以テ之ニ充ツ課長ハ命ヲ上官ニ承ケ課務ヲ掌理ス
- 一 陸軍省海軍省中ノ課長ハ各其ノ省官制ニ定ムル所ニ依ル
- 一 關ハ勅任トス上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 一 各省勅任官ノ定員ハ各省官制ニ於テ之ヲ定ム
- 一 本則ニ掲グルモノ、外各省特別ノ職員ヲ置クコトヲ要スルモノハ各省官制ニ於テ之ヲ定ム

外務省官制(抄)

- 一 外務大臣ハ外國ニ關スル政務ノ施行外國ニ於ル帝國商事ノ保護及外國在留帝國臣民ニ關スル事務ヲ管理シ外交官及領事官ヲ指揮監督ス
- 一 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノ、外帝國ニ駐在スル各國外交官領事官、外國人救護、條約書保管及文書翻譯ニ關スル事務ヲ掌ル
- 一 外務省專任參事官ハ四人、專任外務大臣秘書官ハ二人、專任書記官ハ十人ヲ以テ定員トス
- 一 外務省ニ翻譯官四人ヲ置ク兼任トス文書翻譯ニ從事ス
- 一 外務省屬ハ六十六人ヲ以テ定員トス
- 一 外務省ニ翻譯官補七人ヲ置ク勅任トス上官ノ指揮ヲ承ケ文書翻譯及通譯ニ從事ス
- 一 外務省ニ技師四人ヲ置ク上官ノ指揮ヲ承ケ電信及電報事務ニ從事ス
- 一 內務大臣ハ神社、地方行政、議員選舉、警察土木、衛生、地理、宗教、出版、著作權、賦恤及救濟ニ關スル事務ヲ管理シ臺灣總督、樺太廳長官、警視總監、北海道廳長官及府縣知事ヲ監督ス
- 一 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノ、外實業並臺灣樺太ニ關スル事務ヲ掌ル
- 一 內務省專任參事官ハ四人、專任書記官ハ七人ヲ以テ定員トス
- 一 內務省ニ專任技師六十一人ヲ置ク内六人以内務省ニ專任技師百七十五人ヲ置ク
- 一 內務省屬ハ百九十九人ヲ以テ定員トス
- 一 內務大臣ハ必要ニ應ジ地方ニ出張所ヲ置キ直

內務省官制(抄)

- 一 文部大臣ハ教育學藝ニ關スル事務ヲ管理ス
- 一 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル
- 一 公立學校職員ニ關スル事項
- 一 二圖書ニ關スル事項
- 一 三建築營繕ニ關スル事項
- 一 四高等教育會議ニ關スル事項
- 一 五學校衛生ニ關スル事項
- 一 六博覽會ニ關スル事項
- 一 七博覽會ニ關スル事項
- 一 文部省專任參事官ハ三人、專任書記官ハ二人ヲ以テ定員トス
- 一 文部省ニ專任視學官十一人ヲ置ク兼任トス學事ノ觀察ヲ掌リ又各局ニ關シ其ノ事務ヲ掌ル
- 一 文部省ニ專任圖書審查官二人ヲ置ク兼任トス圖書ノ審查ヲ掌ル
- 一 文部省ニ專任編修五人ヲ置ク兼任トス教科用圖書ノ編修ヲ掌ル
- 一 文部省ニ專任技師三人ヲ置ク建築ニ關スル事務ヲ掌ル
- 一 文部省ニ專任技師八人ヲ置ク技師ノ事務ヲ助
- 一 文部省屬ハ五十五人ヲ以テ定員トス
- 一 農商務大臣ハ農、商、工、水産、林野、鑛山及地質ニ關スル事務ヲ管理ス
- 一 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外内外博覽會ニ關スル事務ヲ掌ル
- 一 農商務省專任參事官ハ四人、專任書記官ハ七人ヲ以テ定員トス

海軍省官制(抄)

- 一 海軍大臣ハ海軍軍政ヲ管理シ海軍軍人軍屬ヲ統督シ所轄諸部ヲ監督ス
- 一 海軍省ニ副官ヲ置ク
- 一 副官ハ海軍大臣ノ命ヲ承ケ大臣官房ノ事務ヲ掌ル
- 一 海軍省ニ海軍文庫主管ヲ置ク
- 一 海軍文庫主管ハ上官ノ命ヲ承ケ圖書保管ニ關スル事務ヲ掌ル
- 一 海軍省ニ編修ヲ置ク
- 一 編修ハ上官ノ命ヲ承ケ翻譯編纂ノ事務ニ服ス
- 一 海軍省ニ編修書記技師及技師ヲ置キ各上官ノ命ヲ承ケ事務ニ服セシム

司法省官制(抄)

- 一 司法大臣ハ裁判所及檢事局ヲ監督シ檢察事務ヲ指揮シ民事、刑事、非訟事件、戶籍、監獄及出獄人保護ニ關スル事項其ノ他諸般ノ司法行政事務ヲ管理ス
- 一 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外裁判所附屬吏員及辯護士ノ身分ニ關スル事務ヲ掌ル
- 一 司法省專任參事官ハ五人、專任書記官ハ二人ヲ以テ定員トス
- 一 司法省ニ專任監獄事務官二人ヲ置キ兼任トシ監獄局ニ關シ監獄ノ事務ヲ掌ル
- 一 司法省屬ハ八十七人ヲ以テ定員トス
- 一 司法省ニ專任技師二人、專任技師五人ヲ置ク

文部省官制(抄)

- 一 農商務省ニ統計事務官專任一人ヲ置ク
- 一 統計事務官ハ兼任トス産業ニ關スル諸般ノ統計事務ヲ掌ル
- 一 農商務省ニ專任技師四十八人ヲ置ク内二人ヲ勅任トスコトヲ得
- 一 農商務省ニ專任技師七十七人ヲ置ク
- 一 農商務省屬ハ百六人ヲ以テ定員トス
- 一 逓信大臣ハ郵便、小包郵便、發電水力ニ關スル事務ヲ掌リ電信、電話及航路標識ヲ管理シ電氣、造船、水陸運輸ニ關スル事業及航路、船舶、海員ヲ監督ス
- 一 逓信省專任參事官ハ三人、專任書記官ハ八人ヲ以テ定員トス
- 一 逓信省ニ電氣事務官專任二人ヲ置キ電氣局ニ關セシム
- 一 電氣事務官ハ兼任トス電氣事業監督ニ關スル事務ヲ掌ル
- 一 逓信省ニ專任技師三十四人ヲ置ク但シ内二人以内ヲ勅任トス
- 一 逓信省屬ハ專任二百六十四人ヲ以テ定員トス
- 一 逓信省ニ專任技師八十八人ヲ置ク

農商務省官制(抄)

- 一 農商務大臣ハ農、商、工、水産、林野、鑛山及地質ニ關スル事務ヲ管理ス
- 一 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外内外博覽會ニ關スル事務ヲ掌ル
- 一 農商務省專任參事官ハ四人、專任書記官ハ七人ヲ以テ定員トス

大藏省官制(抄)

- 一 大藏大臣ハ政府ノ財務ヲ總轄シ會計、出納、租稅、國債、貨幣、預金保管物信託及銀行ニ關スル事務ヲ管理シ府縣都市町村及公共組合ノ財務ヲ監督ス
- 一 大藏省專任參事官ハ二人、專任書記官ハ八人ヲ以テ定員トス
- 一 大藏省ニ專任技師四人ヲ置ク技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ掌ル
- 一 大藏省ニ專任技師八人ヲ置ク技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ關スル事務ヲ掌ル
- 一 大藏省專任參事官ハ百九十九人ヲ以テ定員トス

陸軍省官制(抄)

- 一 陸軍大臣ハ陸軍軍政ヲ管理シ陸軍軍人軍屬ヲ統督シ所轄諸部ヲ監督ス
- 一 陸軍省ニ副官ヲ置ク
- 一 副官ハ陸軍大臣ノ命ヲ承ケ大臣官房ノ事務ヲ掌ル
- 一 大臣官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 機密ニ關スル事項
- 一 二大臣ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項
- 一 三公文書類及成案文書ノ接受發送及編纂保存ニ關スル事項
- 一 四印刷及翻譯ニ關スル事項
- 一 五徵發物件表、報告及統計ニ關スル事項
- 一 六軍旗及靖國神社ニ關スル事項
- 一 七圖書保管ニ關スル事項
- 一 八省內ノ風紀ニ關スル事項

逓信省官制(抄)

- 一 農商務省ニ統計事務官專任一人ヲ置ク
- 一 統計事務官ハ兼任トス産業ニ關スル諸般ノ統計事務ヲ掌ル
- 一 農商務省ニ專任技師四十八人ヲ置ク内二人ヲ勅任トスコトヲ得
- 一 農商務省ニ專任技師七十七人ヲ置ク
- 一 農商務省屬ハ百六人ヲ以テ定員トス
- 一 逓信大臣ハ郵便、小包郵便、發電水力ニ關スル事務ヲ掌リ電信、電話及航路標識ヲ管理シ電氣、造船、水陸運輸ニ關スル事業及航路、船舶、海員ヲ監督ス
- 一 逓信省專任參事官ハ三人、專任書記官ハ八人ヲ以テ定員トス
- 一 逓信省ニ電氣事務官專任二人ヲ置キ電氣局ニ關セシム
- 一 電氣事務官ハ兼任トス電氣事業監督ニ關スル事務ヲ掌ル
- 一 逓信省ニ專任技師三十四人ヲ置ク但シ内二人以内ヲ勅任トス
- 一 逓信省屬ハ專任二百六十四人ヲ以テ定員トス
- 一 逓信省ニ專任技師八十八人ヲ置ク



のなり。而して内閣は是等の大臣内閣員となり會議して御前に事を奏する所なれば、従つて行政事務の官廳にはあらざるなり。内閣總理大臣、内閣總理大臣の任務は其官制に規定せるが如く「各大臣の首班として機務を奏宣し旨を承けて行政各部の統一を保持す」。又行政各部の處分又は命令を中止せしめ勅裁を請ふことを得るあり。即ち行政各部の統一を保持するに必要と認むる時は行政各部の處分又は命令を勅裁を請ひて中止せしむることを得るものとす。統一を保持すは、各行政部の行政計畫は無限なれども、國家の財源は有限なり。而して各省は俱に自省の特殊利益の援護に努むる結果、各省の間に衝突は免れざるべし。かゝる場合に總理大臣は各省の計畫の幾分かづを削減し、以て各省の調和を計ることは即ち府の統一なり。

各省大臣 各省大臣は主管の事務に就ては天皇を輔弼して其責の任じ、亦國務大臣としては内閣に入り大政に參與する者たり。是國務大臣の任務なりとす。而して各省大臣は獨立強固の意志を以て、或一部の特殊利益換言すれば即ち自己主管の利益を伸張

するを以て任じし、亦全體の政治に於ては其意志を貫徹するに努めざるべからず。若し夫自己の意志を殺して他に盲服するが如き所爲あらんか、是一身の不明を以て國家重大の利益を犠牲にするものなり、其罪恕すべからざるものとす。

政府政治の權 政治の方針を一定し各省の行政計畫を統理するは是内閣の事務たり之を施行するに關係ある總ての事務は内閣に於て處分方法を定め、天皇に上奏して裁可を請ふの權を有して政治の權と云ふ。其重なる者を擧ぐれば左の如し。

- (一) 法律の裁可裁可を奏請する權
- (二) 勅令の制定を奏請する權
- (三) 閣令を發する權
- (四) 豫算を編制して議會に提出する權
- (五) 豫備金の支出に關する權
- (六) 宣戰詔及及び國際條約の批准を奏請する權
- (七) 戒嚴の宣告を奏請する權
- (八) 大赦特赦及び復權を奏請する權

是等の以外に上奏の權及び宣行の權あり。上奏の權は國家の他の機關即ち樞密院、帝國議會、會計検査院よりして天皇に上奏

するは法命を以て特命(憲法に依りて樞密院、會計検査院及び帝國議會は孰れも上奏し得る也)を設け定めたる場合の外は、必ず内閣を経由せしむるものにして、各大臣の上奏も内閣を経由するものとす。又宣行の權は總て天皇が國家の元首としての命令は、何事に依らず國務大臣の副署を要するものと云ふ。

議會に對する權 政の帝國議會に對する權は總て帝國憲法及び議院法に據りて天皇より命せらるる者也。之を細別すれば議會の開閉集散の權、議會の開閉集散に關しては政治に關する影響あるを以て、憲法及び議院法に違背せざる限りに於て、政府は之を定め裁可を経て之を命す。

- (一) 召集の時期を定めて奏請する權
- (二) 開閉の期日を定めて奏請する權、臨時會を召集すること其時期並に會期を定めて奏請する權
- (三) 會期の延長を奏請する權
- (四) 停會を命する權
- (五) 衆議院の解散を奏請する權
- (六) 衆議院解散を命せられたる時、改選の

期日並に五ヶ月以内に於て召集期日を定めて奏請する權

議長副議長勅任奏請の權 貴族院議長及び副議長は其院の議員中より各一名を勅任せらるべきものにして、政府は其候補者を定めて奏請する權あり。又衆議院議長及び副議長は其院に於て各三名の候補者を選挙し政府は其中の一名を指名して、勅任せられんことを奏請する權あり。

出席發言の權 國務大臣及び政府委員は何時なりと雖も、各議會に出席し發言することを得るものにして、其發言は何時なりと雖も許さるゝものなるも、議員の演説を中止せしむることを得ざるものとす。

是等の外政府の議會に對して有する職權は憲法第四十八條の秘密會議に關する權及び同第三十八條の法律案提出の權、又議案修正撤回の權等なりとす。

### 三 政府と政治上の責任

政治上に於ける政府の責任は國務大臣が政府の一員として有する憲法上の責任にして之を稱して大臣責任とも稱するなり。茲に特に注意すべきは、大臣責任とは各大臣が

自己主管行政事務の事務に關して有する行政上の責任は區別すべきこと是なり。政府が有する政治上の責任は法律の條規を以て判すべきに非ず、判定し得るものは是行政上の責任なり。政治上に於ける責任の本質は政治方針の利害得失に關するものなり。

夫政府には一定の政見なかるべからず。即ち國家の目的を達するには如何なる施策を採るべきか、此施政方針を政見とはいふなり。若し一定の政見無く施政の方向を有せざる政府は國家を誤り國民を毒するの罪難し難し。是政府が無政見無主義の責任ならずや。假令一定の方針を有し主義を抱いて政治に臨むも、若し其方針の効果が施政上に實現せられずは、是其主義及び方針の誤れるなり。此場合には政府は政治の方針を誤れる責任に服すべきなり。

又政治の方針にして效を奏しなは更に進みて次の方針に移るべきものとす。而して方針を奏せんとする途に於て、内外の大勢に變化生じたる場合には、之に應じて政治方針の録を轉せざるべからず。然るに政治の潮流に變化生じたる場合に遭遇しなが

### 四 政府と政黨

政黨を目して俗界の一現象となし、之を研究するの價値なきものにして、唾棄する者少からずと雖も、而も立憲政治に於ては政黨は必然の生産物たり。豈研究に價せざるや。政黨を無用の長物とすは、政黨の弊に堪へざるの餘り之を嫌惡するに依れるなり。

既に政黨は憲政の必産物たり。政府あれば必ず政黨あるなり。恰も因果關係の如く然り。夫政府には一定の政見あり、施政の方針あり、主義あれば國民の勢力團體の或部分の利益を沮む場合なきを保せず。かゝる場合には必ず自家利益の援護の爲に、政府の政治方針を轉せしめむと欲し、亦は政府の施策を撤回せしめむと謀る可し。此反對勢力を代表するものは政治社會に於ける反對黨なりとす。



政府の政治方針が國民中の或部分に不利なる點ありしすれば、其裏面には必ずや或部分に有利なる點なかるべからず。此に至りて反對黨が政府の施策を撤回せしめん謀るに同様に自家に取りて政府の施政方針が有利なりと看るや、必ず自家利益の保護の爲に政府を援け其反對黨に對峙し以て反對黨の運動を障礙し、政府の方針を實行せしむるに努むべし、此勢力を政治社會に於て代表するものは即ち反對黨に對する政府黨たるなり。

### 五 政治上に於る議會

帝國議會の任務は立法權に協賛するのみにあらず、憲法の規定内に於ては政治に參與するを得るものなり。而して議會が政治に參與する方法に二あり。政治上の實體權及び形式權是なり。今之を説明すれば左の如し。

政治上の實體權 政治上の實體權とは、政府に關して議會の意志を確定し、政府をして其勢を實施する限り必ず議會の意志に基きて行はるゝものを謂ふ。而して憲法が議會に政治上の實體權を與へたる目的は

議會をして政府の事前事後に於ての財政を監督せしめんことにあり。

憲法第六十四條に「國家の歳出入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし」同第七十二條に「國家の歳出入の決算は會計検査院之を檢定し政府は其検査報告を俱に之を帝國議會に提出すべし」とあり。是以外には帝國議會の政治上に於ける參與權はなきもの、如し。要するに政治上に於ける實體權は、豫算の條項に超項し又は豫算の外に生じたる支出に對し、後日承諾を與へ或は財政上必要の處分に關する勅令に事後承諾を與ふるもの、承諾は協賛を経る途なかりし時、事後に至りて可なりと議決するを謂ひ、又協賛は法律案若しくは豫算案に對して之を法律又は豫算として公布するの可否を議して議會の意志を以聞するの謂ひなり。

政治上の形式權 政治上に於ける形式權とは、單に政治に關する意見を表白するのみにして、政府は其意見に服する義務なきものなり。形式權を區別して質問權、建議權及び上奏權とす。

一四二  
に就て報告を求むるものにして、質問權は議院法に依りて有する所なり。議院法第四十八條に「兩議院の議員政府に對し質問あるを要す」同第四十九條に「質問主意書は議長之を政府に轉送し國務大臣は直に答辨をなし又は答辨すべき期日を定め若し答辨を爲さざるときは其理由を明示すべし」と是等の條文に據りて見る時は、議員は問題の性質を問はず、政府に對して質問をなし得べく、而して國務大臣は理由を示さずして何々の件は答辨の限りにあらずとて、答辨を拒絶する如きは議院法を無視せるもの言はざるべからず。

議會に對する勅語に奉答し又は朝廷の吉凶に對する議會の所感を開陳するを謂ひ、國務上の上奏は、議會が政府の責任を問ふ唯一の途なりとす。

### 六 内閣更迭及議會解散

政府對議會の交渉案件圓滿に終結せず、衝突に對して調停の路なき場合に、天皇に對して議會が政府の彈劾を上表すれば、天皇は之を極密顧問に諮詢せられ政府にして非なれば即ち内閣の更迭となり、又議會にして政府の善良なる施政の方針を障礙するもの之決せば即ち議會の解散となり、之を國民の輿論（輿論とは是非を國民の多數に問ふものにして多數の意見を言ふ）に問ふもの、例へば政府が其方針を實施するに必要なる議案を提出したる場合に當り、議會が故障を容れて通過せしめざる時に往々政府が上奏して、議會に解散を命ぜらるることあり。衆議院解散は貴族院は其解散中停會するものとす。

### 第四章 行政

行政は各省大臣以下の行政機關が天皇の

委任を受けて施設する事務にして、天皇の大權に屬する帝國議會及び裁判所の行爲を含まざるものとす。然れども天皇親裁の行爲も行政機關に委任せられたる時は行政となり、又帝國議會の行爲も行政に其實質を同じうせざるものなきにあらず。故に行政の何たるかは其實質に求むべきにあらずして、之を其形式に求めて決せざるべからず。即ち行政機關の職務として執行するものは、其實質の如何を問はず、之を行政事務とするに至るべき。

#### 一 行政行爲

行政行爲とは、行政機關が法律命令の範圍内に於て行ふ行爲にして、之を實質上形式上より區別して考究することを得。實質上の行爲 實質上より行政行爲を觀察する時は、權力行爲及び權利行爲の二とす。

權力行爲とは行政機關が公法人の地位即ち國家又は自治團體の地位に立ちて行ふものにして、命令拘束の性質を帶び、私人は之に服従するの義務を負担するものとす。又權利行爲とは行政機關が私人の地位に立

ちて、即ち一私人と平等の地位に於て合意的關係を結ぶものを云ふ。然れども以上の二行爲は俱に行政行爲なりと雖も、其法律上の適用は異なるものなり。即ち權力行爲は行政法の支配を受け、權利行爲は民法上の適用を受くるものなり。

行政命令 行政命令とは行政機關が職權に據りて又は特別の委任に依りて發する法規即ち閣令（内閣より發する法令）省令（各行政官署より發する法令）府縣令（地方行政官署より發する法令）廳令（北海道廳令又は警視廳令の如きものを云ふ。是等の命令を執行する爲に發するものを執行命令と稱し、又法律勅令の範圍内に於て補充命令とす。

行政處分 行政處分とは特定の場合に對する行政上の特定の行爲にして、曾に法律命令を執行するに止まらず、法律命令の範圍内に於ては、其職權を以て職權の處分をなし公共の保護をなすものとす。行政處分の主なるものは左の如し。



證明 證明とは身分戸籍の證明をなすが如きなり。  
 裁決 裁決とは訴訟の裁決をなすが如きなり。  
 命令又は禁止 とは一人に對し特定の事項に關しては不行爲又は行爲を強制するが如きなり。  
 許可又は認可 これは一人の請求に對して、一般に禁止せらるゝ行爲に就き特に請求人に行爲の自由を與ふるものを謂ひ、認可とは一般に自由行爲をせらるゝものに對して、特に法律上の效力を與ふるものなり。

行政執行 行政執行とは行政行爲の目的を達する爲に一人が其行爲に服従せざる場合に之を強制する方法を言ふものなり。而して一人に對して行政執行を無す方法は、之を代執行、執行罰、直接強制の三とす。

代執行 代執行とは特定の行爲義務を負担する一人が其行爲をなさざる時に、行政官廳自ら之を爲し、又は第三者をして之をなさしめ、其費用を義務者より徴収する處分なり。  
 執行罰 執行罰とは行爲義務にして代

執行を爲すことを得ざるもの、又は不行爲義務を強制する爲に一定の過料を科する處分なり。  
 直接強制 直接強制とは代執行又は強制執行に依ることは、又は急迫の事情の場合に特定の行爲又は不行爲を強制する處分なり。

行政監督 行政監督も一種の行政執行にして、行政監督は行政機關内部の行政執行の義務を強制するものなり。而して行政監督の目的は行政の統一を保ち規律を正しくするにあり、其方法には種々あれども、要するに職權に依る監督、服務の規律に依る監督、指令訓令に依る監督の三とす。

職權に依る監督 職權に依る監督の目的は事後の矯正にありて、上級官廳が下級官廳の命令又は處分が法律勅令又は上級官廳の命令に反し、職權を越へ又は公益に背くもの認めむる場合に、之を停止若しくは取消すことを得るなり。  
 服務の規律に依る監督 官吏其人の分限に伴ふものにして、若し其規律に反する時は官吏は懲戒處分を受くるものなり。

指令訓令に依る監督 指令訓令に依る監督の目的は事前の慎重にあり。而して指令は下級官の伺ひを待ちて發し、其法律解釋を別にするも、上級官廳の指令執行を拒むを得ざるものなり。訓令は豫じめ法律勅令の解釋を與へ、又は行政の方針を示すものなり。

### 二 行政組織

行政組織を區別して、普通行政及び地方行政の二とす。普通行政とは全國一般に亘る行政にして、國家が直接に自己の機關たる官廳をして施政せしむ、之を稱して官治行政とも云ふ。又地方行政とは地方團體の區域を限る行政にして、地方團體が自ら之を處理するが故に、或は之を自治行政とも稱す。

而して其組織に至りては、既に前章政治の項に於て政府に關する組織を説述せるもの同一なるが故に之を省き、又地方自治團體に至りては、別篇内務行政の内に之を説明すべく、尙其概略は第一章國法の内に於て説明したれば之を略す。故に行政組織中の官吏に就て大體を叙せん。

官吏 官吏とは官廳の事務に任ずる義務あるものを云ふ。而して官吏は特別の地位を有し特別の待遇を受く。之を官吏の分限と稱す。法律上官吏は官吏の分限より生ずる一切の待遇保護に關する權利を有す。官吏は官吏の分限に對して特別の義務を有するものなり。忠順の義務、服従の義務、修身潔行の義務等にして、即ち官吏服務規律の定むる所是なり。  
 若し官吏にして此等の義務を盡さざる時は法律上一定の制裁を受くるものにして、懲戒處分即ち其制裁たり。而して懲戒處分の輕きものは誹責訓戒にして、死官は最重のものなり。

### 三 行政裁判

我國に於ける行政裁判は、明治二十三年憲法の條規に基き、始めて設置せられたるものにして、其以前に於ては行政訴訟は之を司法官に委任し、太政官に申稟して後に裁判したるに過ぎず。而して現今の行政裁判所法は獨立機關の組織を採り、其權限を司法裁判權より分離せしめたり。  
 行政訴訟 行政訴訟とは行政官廳の違法

處分に由りて權利の侵害を蒙りたる者の提起する訴訟を稱するなり。故に訴訟の目的は第一に行政處分の原因ならざるべからず。提起することを得ず。第二に其處分又は其方法が違法ならざるべからず。違法とは其處分が法律勅令條規に違反し又は職權を越へたる場合を云ふ。第三に權利の侵害を蒙れる事實なからざるべからず。侵害とは一人が其利益を害せられ又は其享有する既得の權利を毀損せらるゝを謂ふ。  
 而して行政訴訟を提起し得る事件は、明治二十三年公布の法律第六六號に列擧せられたる種類のものに限定せらるゝものなり。同法に列擧せる事件の種類に五あり。曰く、  
 (一)海關稅を除く外、租稅及び手数料の賦課に關する件  
 (二)租稅滯納處分に關する件  
 (三)營業免許の拒否又は取消に關する件  
 (四)水利及び土木に關する件  
 (五)土地の官民有區分の査定に關する件  
 是等の事件其他法律勅令に特別の規定ある事件に關しても、行政裁判所は損害賠償の訴訟は受理せざるものなり。損害賠償は行

政處分に依るものなり。此は民法の通則に従ひ司法裁判所に提起すべきものなり。  
 訴願 訴願とは一種の行政監督の爲にする制度にして、其目的は權利の侵害を回復するに非ず。行政處分に由りて一人が其利益を害せられ、又は其處分に就て利害の關係ある時、其處分をなしたる官廳の直接上級官廳に對して提出するものにして、訴願は行政訴訟と同様に法律勅令に特別の規定ある外は、法律に擧示せる場合の事件に範圍を限るものなり。  
 而して訴願の外に訴願を稱するものあり。訴願は行政處分に關して、一個人の利害を本として之を提出すれども、訴願は必ずしも行政事項のみを範圍せせず、廣く立法司法の事件に對して、私人又は一般の利害に關して提出することを得るものなり。然れども訴願を受理したる者は、一定の裁判を與ふる義務は法律上なきものなり。

### 四 權限爭議

權限とは法律勅令に由りて委任せられたる職務の範圍を稱するものにして、若し故意或は過失に由りて其範圍を越ゆる場合には



之を越權の行爲として法律上當然に責任生ずるものなり。然れども故意又は過失なくして、各自官廳が權限の解釋を異にせるより其間に權限の衝突を來すこと往々あり。是を稱して權限爭議云ふ。此場合に於ては上級官廳之を裁決し、若し司法裁判官行政裁判官の權限爭議の場合には、樞密院をして之を裁斷せしむるものとす。

第五章 各省大臣表及議會黨派別

我國千古の大典たる帝國憲法は明治二十二年二月十一日を以て發布し、翌二十二年一月二十五日を以て帝國最終の議會を召集せられ、同二十九日を以て開院式を舉行せられたり。今第一期議會より現内閣に至る間の内閣總理大臣及び各省大臣並に各政黨派の議會に於ける黨派別表を擧ぐれば左の如し。

一 各省大臣表

(備考) 同一省大臣名ヲ列記セルハ更迭ノ故ニシテ其頭ノ數字ハ親任ノ月ヲ示ス而シテ宮内大臣ハ國務ニ參與セザルヲ以テ茲ニ擧グズ

Table of cabinet members from 1903 to 1911. Columns include year, position (e.g., 總理, 外務, 陸軍), and name. Includes names like 山縣有朋, 桂 大元, 寺內正毅, etc.

Table of cabinet members from 1912 to 1918. Columns include year, position, and name. Includes names like 桂 大元, 寺內正毅, 西園寺公望, etc.



陸軍	外務	內務	總理	海軍	陸軍	外務	內務	總理	海軍	陸軍	外務	內務	總理	海軍	陸軍	外務	內務	總理	海軍
加藤 敏	加藤 敏	大隈 重信	大隈 重信	齋藤 實	木越 安綱	加藤 敏	桂 太郎	桂 太郎	齋藤 實	木越 安綱	加藤 敏	桂 太郎	桂 太郎	齋藤 實	木越 安綱	加藤 敏	桂 太郎	桂 太郎	齋藤 實
文部	司法	大藏	大藏	遞信	農商務	文部	司法	大藏	遞信	農商務	文部	司法	大藏	遞信	農商務	文部	司法	大藏	遞信
大岡 義人	尾崎 行雄	若槻 禮次郎	若槻 禮次郎	元田 新平	山本 達雄	柴田 義久	高橋 是清	高橋 是清	後藤 新平	仲野 實	柴田 義久	長谷 純孝	若槻 禮次郎	若槻 禮次郎	若槻 禮次郎	若槻 禮次郎	若槻 禮次郎	若槻 禮次郎	若槻 禮次郎
大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年	大正三年
大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年
大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年	大正五年

二 議會黨派別

第一議會	第二議會(解散)	第三議會	第四議會	第五議會(解散)	第六議會(解散)	第七議會	第八議會	第九議會	第十議會	第十一議會(解散)	第十二議會(解散)	第十三議會
彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部
議員集會所	議員集會所	議員集會所	議員集會所	議員集會所	議員集會所	議員集會所	議員集會所	議員集會所	議員集會所	議員集會所	議員集會所	議員集會所
大成會	大成會	大成會	大成會	大成會	大成會	大成會	大成會	大成會	大成會	大成會	大成會	大成會
自由俱樂部	自由俱樂部	自由俱樂部	自由俱樂部	自由俱樂部	自由俱樂部	自由俱樂部	自由俱樂部	自由俱樂部	自由俱樂部	自由俱樂部	自由俱樂部	自由俱樂部
中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部
東洋自由黨	東洋自由黨	東洋自由黨	東洋自由黨	東洋自由黨	東洋自由黨	東洋自由黨	東洋自由黨	東洋自由黨	東洋自由黨	東洋自由黨	東洋自由黨	東洋自由黨
中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部	中央交渉部
芝俱樂部	芝俱樂部	芝俱樂部	芝俱樂部	芝俱樂部	芝俱樂部	芝俱樂部	芝俱樂部	芝俱樂部	芝俱樂部	芝俱樂部	芝俱樂部	芝俱樂部
有樂部	有樂部	有樂部	有樂部	有樂部	有樂部	有樂部	有樂部	有樂部	有樂部	有樂部	有樂部	有樂部
彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部	彌生俱樂部
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
大阪派	大阪派	大阪派	大阪派	大阪派	大阪派	大阪派	大阪派	大阪派	大阪派	大阪派	大阪派	大阪派
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六

政治 議會黨派別



國民協會	二〇	計	三〇〇	第十九議會(解散)	立憲政友會	一八二	猶興會	三六
憲政黨	一一八	議員同志俱樂部	一二	立憲政友會	八二	無所屬	一二	
憲政本黨	一一六	無所屬	二四	憲政本黨	六〇	計	三七九	
帝國黨	二〇	計	三〇〇	大同俱樂部	六〇	計	三七九	
日吉俱樂部	一〇	計	三〇〇	立憲政友會	一九二	又新會	四五	
第十五議會	立憲政友會	一五五	三四俱樂部	三四	憲政本黨	六六	無所屬	四
立憲政友會	一五五	無所屬	三四	大同俱樂部	三〇	計	三七九	
憲政本黨	六七	計	三二	立憲政友會	一九五	又新會	四五	
帝國黨	一二	計	三〇〇	憲政本黨	六六	無所屬	四	
第十六議會	立憲政友會	一五八	三四俱樂部	三四	大同俱樂部	三〇	計	三七九
立憲政友會	一五八	無所屬	三〇	立憲政友會	一九五	又新會	四五	
憲政本黨	七二	計	二七	憲政本黨	六六	無所屬	四	
帝國黨	一三	計	三〇〇	大同俱樂部	三〇	計	三七九	
第十七議會(解散)	立憲政友會	一九一	同志俱樂部	一三	立憲政友會	二〇三	無所屬	三八
立憲政友會	一九一	無所屬	一三	立憲政友會	九二	計	三七九	
憲政本黨	九三	計	四三	憲政本黨	四三	計	三七九	
帝國黨	一七	計	三七六	立憲政友會	二〇五	無所屬	三七	
壬寅會	二八	計	三七六	中央俱樂部	四三	計	三七九	
第十八議會	立憲政友會	一七五	政友俱樂部	一三	立憲政友會	九一	無所屬	三七
立憲政友會	一七五	同志俱樂部	一三	立憲政友會	四三	計	三七九	
憲政本黨	八五	無所屬	八	憲政本黨	四三	計	三七九	
帝國黨	一七	無所屬	四七	中央俱樂部	四三	計	三七九	
中正俱樂部	三一	計	三七六	立憲政友會	二二二	無所屬	四八	
				立憲政友會	八七	計	三八一	

中央俱樂部	三四	亦樂會	二九	
第三十議會	立憲政友會	一八八	無所屬	二九
立憲政友會	一八八	無所屬	二	
政友俱樂部	二六	計	三八一	
立憲國民黨	四三	計	三八一	
立憲同志會	九二	計	三八一	
第三十一議會	立憲政友會	二〇四	中正會	三七
立憲政友會	二〇四	無所屬	七	
立憲國民黨	四〇	計	三八〇	
立憲同志會	九二	計	三八〇	
第三十二議會	立憲政友會	二〇六	中正會	三五
立憲政友會	二〇六	無所屬	八	
立憲國民黨	三九	計	三八〇	
立憲同志會	九二	計	三八〇	
第三十三議會	立憲政友會	二〇六	中正會	三六
立憲政友會	二〇六	無所屬	一二	
立憲國民黨	三五	計	三八〇	
立憲同志會	九一	計	三八〇	
第三十四議會	立憲政友會	二〇五	中正會	三六
立憲政友會	二〇五	無所屬	一二	
立憲國民黨	三六	計	三八一	
立憲同志會	九二	計	三八一	
第三十五議會	立憲政友會	二〇五	中正會	三六
立憲政友會	二〇五	無所屬	一二	
立憲國民黨	三六	計	三八一	
立憲同志會	九二	計	三八一	

立憲政友會	二〇二	中正會	三六	
立憲國民黨	三二	無所屬	一五	
立憲同志會	九五	計	三八〇	
第三十六議會	立憲同志會	一四七	大隈伯後援會	二九
立憲政友會	一〇六	無所屬	三八	
立憲國民黨	二七	計	三八一	
中正會	三四	計	三八一	
第三十七議會	立憲同志會	一五〇	無所屬	五六
立憲政友會	一〇五	無所屬	九	
立憲國民黨	二七	計	三八一	
中正會	三四	計	三八一	

第六章 法規

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇太子ノ繼承ス

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ケル爲メ緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出ス

若シ議會ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布ス

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲メ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲メ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發シム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法及他ノ法律ニ特別ノ規定ケルモノハ各々其ノ條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定メ

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授ケ

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ



**第二章 臣民權利義務**

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應ジ均ク文武官ニ任セラレ及メ其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定ムル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定ムル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及メ搜索セララルコトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定ムル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナシ

第二十八條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ公益ノ爲メ必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依リ民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨グル事ナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セザルモノニ限リ軍人ニ準行ス

**第三章 帝國議會**

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ代テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勳任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及メ各々法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集ス

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅令ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラレヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集ス

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クル事ヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ケルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及決議ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタル時ハ一般ノ法律ニ依リ處分セラレヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セララルコトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリト

モ各議院ニ出席シ及メ發言スルコトヲ得

**第四章 國務大臣及樞密顧問**

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責任ヲ負

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

**第五章 司法**

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所ニ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定ムル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セララルコトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停止スルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ侵害セラレタルトキハ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラズ

**第六章 會計**

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及メ稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラズ

國債ヲ起シ及メ償還ニ定ムルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歳出入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ケル既定ノ歳出入及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ關スル歳出入ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會ノ承認シ又ハ削減スルコトヲ得

第六十八條 特別ノ需要ニ因リ政府ハ豫算年限ヲ定メ總額費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲メ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲メ豫備費ヲ設ケヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲メ緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコトヲ能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行ス

第七十二條 國家ノ歳出入ノ決算ハ會計検査院ニ於テ檢査確定シ政府ハ其ノ檢査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出ス

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

**第七章 補則**

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ二以上出席スルニ非サレバ議事ヲ開クコトヲ得

得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレバ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間ニ之ヲ變更スルコトヲ得

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラズ此ノ憲法ニ矛盾セザル現行ノ法令ハ總テ遵由効力ヲ有ス

議出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

**一 帝國議會**

**第一章 帝國議會ノ召集成立及開會**

第一條 帝國議會召集ノ勅令ハ集會ノ期日ヲ定



メ少クトモ四十日前ニ之ヲ發布スヘシ  
 第二條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日ニ於テ各議院ノ會堂ニ集會スヘシ  
 第三條 衆議院ノ議長ハ其ノ院ニ於テ各々三名ノ候補者ヲ選舉セシメ其ノ中ヨリ之ヲ勅任スヘシ  
 議長ハ勅任セラレルマテハ書記官ハ議長ノ職務ヲ行フヘシ  
 第四條 各議院ハ抽籤法ニ依リ總議員ヲ數部ニ分割シ每部部長一名ヲ部員中ニ於テ互選スヘシ  
 第五條 兩議院成立シタル後勅命ヲ以テ帝國議會開會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會合セシメ開院式ヲ行フヘシ  
 第六條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務ヲ行フヘシ  
 第七條 各議院ノ議長副議長ハ各々一員トス  
 第八條 衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル  
 第九條 衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ開位トナリタルトキハ繼任者ノ任期ハ仍前任者ノ任期ニ依ル  
 第十條 各議院ノ議長ハ其ノ議院ノ秩序ヲ保持シ議事ヲ整理シ院外ニ對シ議院ヲ代表ス  
 第十一條 議長ハ議會開會ノ間ニ於テ仍其ノ議院ノ事務ヲ指揮ス  
 第十二條 議長ハ常任委員會及特別委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得但シ表決ノ數ニ預カラズ  
 第十三條 各議院ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス  
 第十四條 各議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ假議長ヲ選舉シ議長ノ職務ヲ行ハシムヘシ  
 第十五條 各議院ノ議長副議長ハ任期滿限ニ達スルモ後任者ノ勅任セラレルマテハ仍其ノ職務ヲ繼續スヘシ  
 第十六條 各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク  
 書記官長ハ勅任トシ書記官ハ委任トス  
 第十七條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ提理シ公文ニ署名ス  
 書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス  
 書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス  
 第十八條 兩議院ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支出ス  
 第十九條 各議院ノ議長ハ歲費トシテ五千圓副議長ハ三千圓貴族院ノ被選及勅任議員及衆議院ノ議員ハ二千圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ケ但シ召集ニ應ゼサル者ハ歲費ヲ受ケルコトヲ得ス  
 議長副議長及議員ハ歲費ヲ辭スルコトヲ得  
 官吏ニシテ議員タル者ハ歲費ヲ受ケルコトヲ得ス  
 第二十五條ノ場合ニ於テハ第一項歲費ノ外議院ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多カラサル手當ヲ受ケ  
 第四章 委員  
 第二十條 各議院ノ委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三類トス  
 第二十一條 全體委員會ハ一會期コトニ開會ノ始ニ於テ之ヲ選舉ス  
 第二十二條 全體委員會長ハ一會期コトニ開會ノ常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互選ス  
 第二十三條 全體委員會ハ議員ノ三分ノ一以上常任委員會及特別委員會ハ其委員中數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス  
 第二十四條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外傍聽ヲ禁ズ但シ委員會ノ決議ニ由リ議員ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得  
 第二十五條 各委員會ハ委員會ノ經過及結果ヲ議院ニ報告スヘシ  
 第二十六條 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ同意ヲ經テ議會開會ノ間委員會ヲシテ議案ノ審査ヲ繼續セシムルコトヲ得  
 第五章 會議  
 第二十六條 各議院ノ議長ハ議事日程ヲ定メ之ヲ議院ニ報告ス  
 議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス  
 第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スヘシ但シ政府ノ要求者ハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上

ノ多數ヲ以テ可決シタルトキハ三讀會ノ順序ヲ省略スルコトヲ得  
 第二十八條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員會ノ審査ヲ經スシテ之ヲ議決スルコトヲ得但シ緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由リモハ此ノ限ニ在ラス  
 第二十九條 凡テ議案ヲ發議シ及議院ノ會議ニ於テ議案ニ對シ修正ノ勸議ヲ發スルモノハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス  
 第三十條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得  
 第三十一條 凡テ議案ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ國務大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ  
 但シ兩議院ノ一ニ於テ提出シタル議案ニシテ他ノ議院ニ於テ否決シタルトキハ第五十四條第二項ノ規定ニ依ル  
 第三十二條 兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ裁可セラレルモノハ次ノ會期マテニ公布セラレヘシ  
 第六章 停會閉會  
 第三十三條 政府ハ何時タリトモ十五日以内ニ於テ議院ノ停會ヲ命スルコトヲ得  
 議院停會ノ後再ヒ開會シタルトキハ前會ノ議事ヲ繼續スヘシ  
 第三十四條 衆議院ノ解散ニ依リ貴族院ニ停會ヲ命シタル場合ニ於テハ前條第二項ノ例ニ依ラス  
 第三十五條 帝國議會開會ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラサルモノハ後會ニ繼續セシムルコトヲ得但シ第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス  
 第三十六條 閉會ハ勅命ニ由リ兩議院會合ニ於テ之ヲ舉行スヘシ  
 第七章 秘密會議  
 第三十七條 各議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開トシタルコトヲ得  
 一 議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ  
 二 政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ  
 第三十八條 議長又ハ議員十人以上ヨリ秘密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ傍聽人ヲ退去セシメ討論ヲ用キスシテ可否ノ決ヲ取ルヘシ  
 第三十九條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サズ  
 第八章 豫算案ノ議定  
 第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取りタル日ヨリ十五日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ  
 第四十一條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ勸議ヲ發スルモノハ三十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス  
 第九章 國務大臣及政府委員  
 第四十二條 國務大臣及政府委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲ニ議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス  
 第四十三條 議院ニ於テ議案ヲ委員ニ付シタルトキハ國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得  
 第四十四條 委員會ハ議長ヲ經由シテ政府委員ノ說明ヲ求ムルコトヲ得  
 第四十五條 國務大臣及政府委員ハ議員タル者トス  
 常任委員會ハ事務ノ必要ニ依リ之ヲ數科ニ分割シ負擔ノ事件ヲ審查スル爲ニ於テ同數ノ委員ヲ總議院中ヨリ選舉シ一會期中其ノ任ニアラズトス  
 特別委員會ハ一事件ヲ審查スル爲ニ議院ノ選舉ヲ以テ特ニ付託ヲ受ケルモノトス  
 第二十一條 全體委員會長ハ一會期コトニ開會ノ始ニ於テ之ヲ選舉ス  
 常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互選ス  
 第二十二條 全體委員會ハ議員ノ三分ノ一以上常任委員會及特別委員會ハ其委員中數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス  
 第二十三條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外傍聽ヲ禁ズ但シ委員會ノ決議ニ由リ議員ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得  
 第二十四條 各委員會ハ委員會ノ經過及結果ヲ議院ニ報告スヘシ  
 第二十五條 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ同意ヲ經テ議會開會ノ間委員會ヲシテ議案ノ審査ヲ繼續セシムルコトヲ得  
 第五章 會議  
 第二十六條 各議院ノ議長ハ議事日程ヲ定メ之ヲ議院ニ報告ス  
 議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス  
 第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スヘシ但シ政府ノ要求者ハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上



又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ議決ニ同意シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ

乙議院ニ於テ甲議院ノ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ之ヲ甲議院ニ通知スヘシ

第五十五條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シテ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若シ之ニ同意セザルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ

甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十六條 兩院協議會ハ兩議院ヨリ各々十人以下同數ノ委員ヲ選舉シ會同セシム委員ノ協議案成立スルトキハ議案ヲ政府ヨリ受取リ又ハ提出シタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議決シ次ニ乙議院ニ移スヘシ

協議會ニ於テ成立シタル議案ニ對シテハ更正ノ動議ヲ爲スコトヲ許サス

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院ノ議長ハ何時タリトモ兩院協議會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得

第五十八條 兩院協議會ハ傍聴ヲ許サス

第五十九條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ヲ用キ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第六十條 兩院協議會ノ議長ハ兩議院協議委員ニ於テ各々一員ヲ互選シ每會更代シテ席ニ當ラシムヘシ其ノ初會ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 本章ニ定ムル所ノ外兩議院交渉事務ノ規程ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第十三章 請願

第六十二條 各議員ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介ニ依リ議院ニ受取ルヘシ

第六十三條 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シテ之ヲ審査セシム

請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハスト認ムルトキハ議長ハ紹介ノ議員ヲ經テ却下スヘシ

第六十四條 請願委員ハ請願文書表ヲ作リ其ノ要領ヲ録シ每週一回議院ニ報告スヘシ

請願委員特別ノ報告ニ依レル要求又ハ議員三十人以上ノ要求アルトキハ各議院ハ其ノ請願事件ヲ會議ニ付スヘシ

第六十五條 各議院ニ於テ請願ノ採擷スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ附シ其ノ請願書ヲ政府ニ送付シ事宜ニ依リ轉答ヲ求ムルトコトヲ得

第六十六條 法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テスル請願ハ各議院ニ受クルコトヲ得ス

第六十七條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第六十八條 請願書ハ總テ哀願ノ禮式ヲ用ウヘシ若シ請願ノ名義ニ依ラス若ハ其ノ禮式ニ違フモノハ各議院ニ受クルコトヲ得ス

第六十九條 請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用キ政府又ハ議院ニ對シ侮辱ノ語ヲ用キルモノハ各議院ニ受クルコトヲ得ス

第七十條 各議院ハ司法行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第七十一條 各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セス

第十四章 議院ト人民及官廳地方議會トノ關係

第七十二條 各議院ハ人民ニ向テ告示ヲ發スルコトヲ得ス

第七十三條 各議院ハ審査ノ爲ニ人民ヲ召集シ及議員ヲ派出スルコトヲ得ス

第七十四條 各議院ヨリ審査ノ爲ニ政府ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ政府ハ秘密ニ涉ルモノヲ除外其ノ求ニ應スヘシ

第七十五條 各議院ハ國務大臣及政府委員ノ外他ノ官廳及地方議會ニ向テ照會往復スルコトヲ得ス

第十五章 退職及議員資格ノ異議

第七十六條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員ニ任セラレ又ハ法律ニ依リ議員タルコトヲ得サル職務ニ任セラレタルトキハ退職者トス

第七十七條 衆議院ノ議員ニシテ選舉法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退職者トス

第七十八條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ審査セシム其ノ報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ

第七十九條 裁判所ニ於テ當選訴訟ノ裁判手續ヲ爲シタルモノハ衆議院ニ於テ同一事件ニ付審査スルコトヲ得ス

第八十條 議員其ノ資格ナキコトヲ證明セラルルニ至ルマテハ議院ニ於テ地位列及發言ノ權利ヲ失ハス但シ自身ノ資格審査ニ關ル會議ニ對シテハ辯明スルコトヲ得ルモ其ノ表決ニ干預スルコトヲ得ス

第十六章 請願辭職及補選

第八十一條 各議院ノ議長ハ一週間ニ超エサル議員ノ請願ヲ許可スルコトヲ得其ノ一週間ヲ超ユルモノハ議院ニ於テ之ヲ許可ス期限ナキモノハ之ヲ許可スルコトヲ得ス

第八十二條 各議院ノ議員ハ正當ノ理由ヲ以テ議長ニ届出スシテ會議又ハ委員會ニ出席スルコトヲ得ス

第八十三條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得

第八十四條 何等ノ事由ニ拘ラス衆議院議員ニ關員ヲ生シタルトキハ議長ヨリ內務大臣ニ通牒シ補選ヲ求ムヘシ

第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其ノ紀律ヲ保持セムカ爲ニ内部警察ノ權ハ此ノ法律及各議院ニ於テ定ムル所ノ規則ニ從ヒ議長ニ之ヲ施行ス

第八十六條 各議院ニ於テ要スル所ノ警察官吏ハ政府之ヲ派出シ議長ノ指揮ヲ受ケシム

第八十七條 會議中議員此ノ法律若シテ議事規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ルトキハ議長ハ之ヲ警戒シ又ハ制止シ又ハ發言ヲ取消サシム命ニ從ハサルトキハ議長ハ當日ノ會議終ルマテ發言ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシムルコトヲ得

第八十八條 議場騷擾ニシテ整議シ難キトキハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第八十九條 傍聽人議場ノ妨害ヲ爲スモノアルトキハ議長ハ之ヲ退場セシム必要ナル場合ニ於テハ警察官廳ニ引渡サシムルコトヲ得

傍聽席騷擾ナルトキハ總テ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得

第九十條 議場ノ秩序ヲ紊ルモノアルトキハ國務大臣政府委員及議員ハ議長ノ注意ヲ喚起スルコトヲ得

第九十一條 各議院ニ於テ皇室ニ對シ不敬ノ言論論議ヲ爲スコトヲ得ス

第九十二條 各議院ニ於テ無禮ノ語ヲ用キルコトヲ得ス及他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

第九十三條 議院又ハ委員會ニ於テ誹毀侮辱ヲ被リタル議員ハ之ヲ議院ニ訴ヘテ處分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス

第十八章 懲罰

第九十四條 各議院ハ其ノ議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス

第九十五條 各議院ニ於テ懲罰事犯ヲ審査スル爲ニ懲罰委員ヲ設ク

懲罰事犯アルトキハ議長ハ先ツ之ヲ委員ニ付シ審査セシム議院ノ議ヲ經テ之ヲ宣告ス

各委員會又ハ各部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ委員長又ハ部長ハ之ヲ議長ニ報告シ處分ヲ求ムヘシ

第九十六條 懲罰ハ左ノ如シ

一 公開シタル議場ニ於テ譴責ス

二 公開シタル議場ニ於テ適當ノ謝辭ヲ表セシム

三 一定ノ時間出席ヲ停止ス

四 除名

衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ

第九十七條 衆議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ス

第九十八條 議員ハ二十人以上ノ賛成ヲ以テ懲罰ノ動議ヲ爲スコトヲ得懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ爲スヘシ

第九十九條 議員正當ノ理由ナクシテ勸諭ニ指シタル期日後一週間内ニ召集ニ應ゼサルニ由リ又ハ正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ出席スルニ由リ若ハ請願ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ特ニ招狀ヲ發シ其ノ招狀ヲ受ケタル後一週間内ニ仍故ナク出席セザル者ハ貴族院ニ於テハ其出席ヲ停止シ上奏シテ勸裁ヲ請フヘク衆議院ニ於テハ之ヲ除名スヘシ

座右銘

山崎 開齋

懲怒望欲 惟德惟力

敬義夾持 是仁之則

藏柱銘

敬以直內 義以方外

敬義夾持 出入無悖



一 以和爲貴、無忤爲宗、人皆有黨、亦少違者、是以或不順、君父、乍違、干隣、里然上和下睦、諧於論事、則事理自通、何事不成、

二 篤敬三寶、三寶者佛法僧也、則四生之終歸、萬國之極宗、何世何人非貴、是法、人鮮尤惡、能教從之、其不歸三寶、何以直枉、

三 承詔必謹、君則天之、臣則地之、天覆地載、四時順行、方氣得通、地欲覆天、則致壞耳、是以君言臣承、上行下靡、故承詔必慎、不謹自敗、

四 群卿百僚、以禮爲本、其治民之本、要在乎禮、上不禮而下不齊、下無禮以必有罪、是以君臣有禮、位次不亂、百姓有禮、國家自治、

五 絕饗棄欲、明辨訴訟、其百姓之訟、一日千事、一日尙爾、況乎累歲、須治訟者、得利爲常、見賄殖、識、便有財之訟、如石投水、乏者之訴、似水投石、是以貧民、則不知所由、臣道亦於焉闕、

六 懲惡勸善、古之良典、是以無匿人善、見惡必匡、其諂詐者、則爲覆國家之利器、爲絕人民之鋒劍、亦佞媚者、對上則好說、下過、逢下則諛、誇上失、其如此人、皆無忠於君、無仁於民、是大亂之本也、

七 人各有任、掌宜不濫、其賢者任官、頌音則起、姦者有官、禍亂則繁、世少生知、尙念作聖、事無大小、得人必治、時無急緩、遇賢自寬、因此國家永久、社稷勿危、故古聖王、爲官以求人、不求官、

八 群卿百僚、早朝晏退、公事靡盬、終日難盡、是以遲

九 信是義本、每事有信、其善惡成敗、要在子信、君臣共信、何事不成、君臣無信、萬事悉敗、

十 絕忿棄瞋、不怒人違、人皆有心、心各有執、彼是則我非、我是則彼非、我必非聖、彼必非愚、共是凡夫耳、是非之理、誰能可定、相共賢愚、如環無端、是以彼人雖瞋、還恐我失、我獨雖得、從衆同舉、

十一 明察功過、賞罰必當、日者賞不在功、罰不在罪、罰、執事群卿、宜明賞罰、

十二 國司國造、勿欲百姓、國靡二君、民無兩主、率士兆民、以王爲主、所任官司、皆是王臣、何敢與公、賦欲百姓、

十三 諸任官者、同知職掌、或病或使、有闕於事、然得知之、日和曾識、其以非與聞、勿妨公務、

十四 群臣百僚、無有嫉妬、我既嫉人、人亦嫉我、嫉妬之思、不知其極、所以智勝於己、則不悅、才優於己、則嫉妬、是以五百之、乃令遇賢、千載以難待、一聖、其不得賢聖、何以治國、

十五 背私向公、是臣之道矣、凡夫人有私必有恨、有憾必非、非同則以私妨公、憾起則違制害法、故初章云、上下和諧、其亦是情歟、

十六 使民以時、古之良典、故冬月有間、以可使民、從春至秋、農桑之節、不可使民、其不農何食、不桑何服、

十七 大事不可獨斷、必與衆宜論、小事是輕、不可必衆、唯速論大事、若疑有失、故與衆相辨辭則得理、

# 外交

## 第一章 外交通義

### 一 外交に對する概念

外交の起因 古代四邊の交通未だ始まらずして、各諸方に國家が部落的生活の下に立てる時代に在りては、外交の生ずる筈なく國際關係の存する理由なし。然れども漸く進みて國家が侵略主義の旗を翻へして外征の手段に出づるや、茲に始めて外交の端緒を發し、他國を征服して始めて外交は實現せらるゝものと言はざるべからず。既に彼の希臘時代に於ては外交關係著るしく發達し、羅馬時代に至りては講和條約締結の爲に、外交使臣の派遣も少からざりしを稱するも、適當時に於ける外交關係は、殆ど戰時戦後に於ける非常なる場合のみならず平時に於ける外交官の授受は絶てて見ることなし。故に現今の如き永住外交官の制度なく、時に隣んで派遣者を任命するを以て常とせしなり。而して之が萌芽を生じたるは十五世紀の前後にして、東羅馬帝國の

没落以前、羅馬法王は永住外交官をコンスタンチノープル及び佛蘭西に派遣して、宗教上の使命を帯はしめたり、是永住外交官の嚆矢なりとす。此當時恰も米國の發見あり、喜望峯の回航ありて、又火藥の發明等文化の發達と共に人民相互の往來頻繁となり、國際關係益々深甚となりて、駐劄外交官の制度は各國に認めらるゝに至りぬ。佛蘭西の如きは十六世紀に於て既に外務大臣の制を設け、内務外務の區別を明かにせり。以後國際間の交渉案件愈増加するに従ひ遂に千六百四十八年ウエストフリアの平和會議に於て、外交官を各國首府に駐劄せしむることに決議せり。

外交思想の變遷 上古より降りて近代に到るまで、外交政策に對する思想の變遷を見るに彼の伊太利の政治家マキヤベリイの如きは外交を以て一の權道と信じ、自國の利益主義を金科玉條とし、權謀術數約變常なきは外交家の本領なりとす。自國の利益は能くまでも之を援護し、是に因つて他國が窮乏滅亡するも敢て憚る所にあらず、寧ろ他國を介さんが爲に之を行へる跡は、外交史に徴して明かなる事實なり。かくの

如き譯見に基きて外交の二字に對する者又獨りマキヤベリイのみならず、世の所謂外交家と稱せらるゝ者多くは然りとす。彼の十九世紀の中葉、歐洲の外交界に其人ありと知られたる奧太利の外交家メッテルニヒの如きも、確に外交の眞意義外交政策の目的を誤解せる一人たるを失はず。千八百十五年ナポレオン、ボナパルトのエルバ島に流調せられて後ヅエナに開かれたる列國會議の始末を見るに、此會議に臨める各國の外交家は孰れも、彼老翁なるメッテルニヒの爲に籠絡せられたるの觀なきに非ず。然り、實に彼の外交手腕は優に當時の歐洲外交壇の立役者として、他を壓して餘りありしものなり。彼が三十年有八年の永き月日を外交官として、亦宰相として立てる間は、奧太利の國勢は隆々として歐洲の中原に及び、他を一指だも指さしめざりしが、彼一たび朝を退いて野に下るや、國數日に非に傾きし所以のものは、是外交の眞意義を悟らずして、之を濫用せし罪に歸せざるはあるべからず。然るに十九世紀中葉より二十世紀に互りての急激なる科學の發達は多くのものを破壊し去りて新に建設し來り



ぬ。是に於て外交に對する觀念思想の變遷も亦其一たるを免れず。過去に於ては天下の權道認められ且備用せられたりし外交も、今は離へつて天下の正道として認めらるゝに至りぬ。何故に外交は天下の正道なるか、約言して之を謂へば、外交は世界の平和を保持し、國家の調和を謀り、是に據りて自國の利益を増進せしめんとするの外復他意なければなり。

外交の目的 外交の目的は世界の安寧秩序を維持し、萬民の福利を増進するを以てせざるべからず。マキャベリは目的の爲に手段の善悪を論せず主張して非難攻撃の燒點となり。過去に於ける多くの外交家は外交家を以て一に自國の野心を満足せしむる手段と解して之を行ひしもの多かりき。又自己の功名心に驅られ、或は國民の利欲を遂げしめんが爲に外交を以て權道と誤り、之を濫用せしもの歴史上其人物に乏しからず。然れども彼の英國の宰相ピコンスフィールド卿が執れる「吾人の帝國は自由公正の國なり」といふ對外政策は今日の時勢に最も適せるものと言はざるべからず。此方針の下に立ちて

對外政策を行ふものは必ず繁榮すべく、之に反するものは必ずや失敗に終るべし。ブルガリヤ虐殺事件を口實として土耳其と戦ひ、無謀なる侵略主義を遂げんことを露國政府は、伯林會議に於て英國の爲に大なる犠牲は水泡に歸せしに非ずや。外交の定義 外交は國家の關係を處理する術なり。人類相聚りて國家を組織し、國家相聚りて世界的社會を組織すれば、其分子たる國家の交通往來は當然にして、此國家相互の往來する國際關係を處理するを外交は稱するなり要するに外交は術にして國際法は之が指針たり。

二 外交と國際法

國際關係の問題を解決するに當りて、一定の法規に従ひてなすは當然の業にして、之が法規たるもの即ち國際法なり。實に國際法は國家相互の生存を維持するに缺くべからざる規則なりと謂ふも失當の言にはあらざるべし。斯の如く國家相互の生存上必要と認めらるる國際法が、果して法律として効力あるか

の原則に準據すべし」といふ一項を提出するや、普瀾西全權委員フムボルド男は「公法なるもの今果して何の用をかなさん」と冷笑せしを以て、タレーラン公は「貴下の此公會に列席せられたるは取も直さず公法あるが爲ならずや」と責められ、爲に列席委員の嗤笑を買ひしが、是等の實例に徴するも國際法の存在は疑ふ餘地なきなり。既に國際法は國家の生存を維持するの必要に基きて制定せられたるものなり、假令或論者が説に、最上權無きが故に一國內に施行せらるゝ法規と同一の効力なし、之を無視して他國の利害を制するも憚る所にあらずと主張するが如きは思はざるの甚だしきもの言はざるべからず。夫制定國際法は國家相互の自衛上必要に促され、國際間の承認に依り始めて制定せられ、茲に於て遵守すべき國家各自の權利義務を規定せる法則なり。此遵守すべき國際法を破壞して顧みずは、忽ち外交破裂の因をなし、遂には戰爭に訴ふるの災禍を招くに至る。かくの如くにして國家に社會的生存の秩序は維持し能ふべきや、國際法は外交の根本なり、之を巧に活用し能ふものは國家生存

の意義を全うし、之に背反するものは遂に國家を失ふに至るべきなり。之に依つて見れば國際法は外交の原則にして、外交は術なり。故に外交の二字に定義して言はん、外交は國際關係を處理する術なりと云ふは、元則は種子なり。之が術に當るもの意を致さずは果實の眞果を誤らんか、或は恐る外交の失敗となり、望むも得べからざるなり。若し夫之が運用を誤らんか、或は恐る外交の失敗となり、望むも得べからざるなり。之を要するに外交は國際法の關係は恰も鳥の兩翼の如く、兩者相待ちて始めて其目的を完全に達するを得べきなり。

三 國家の外交機關

國家は法人なり。故に其意志の行爲は國家機關に依りて發動す。此機關にして存せざれば從つて又國家は存在せざるなり。而して此機關たるや、自然人の意志は自然人其人の意志にあらずして、國家の意志として現る。されば此機關の授けられたる權限内に於て發せる意志表示は、國家其自身の意志表示として國家を拘束するは當然なり今國家の外交機關の重なるものを擧ぐれば

元首、外務大臣、外交官の三なりとす。元首は如何なる權限を有せらるゝかは、憲法の規定に由つて定まれるものなるが、帝國憲法第十三條に、天皇は宣戰講和の權及び諸條約を締結し給ふの權限あることを明示せるが故に、我國に於ては天皇が外交機關を代表し給ふこと亦明かなり。外務大臣 外務大臣は元首に隸屬して特別公法上の行爲に依り其職務を擔任する官吏なり。夫元首は國家の行政權を總攬せらるゝに雖も、官廳及び之が補助機關の運用に由つて行政權を行使するを見る。故に官廳は直接間接に元首に隸屬し、外務大臣は國家の國際關係を處理する官廳中最高に位置するものなりとす。而して外務大臣の權限は國法の規定に由りて定まれり。今我外務省官制に依れば、外務大臣は外國に對する政權の施行外國に於ける帝國商事の保護及び外國在留の帝國臣民に關する事務を管理し、外交官、領事官を監督する職權を有し、又此規定及び其他行政法の規定を綜合すれば、外務大臣の職權は、(一)元首を補助して國威を發揚し、外國に修

證言すれば國際法は法律なるか否かは、各國法學者の論争して未だ定まりたる見解あり。雖も、兎に角國際法の存在せるは既に明白なる事實なり。試みに國際法の存在を承認せられたる條約の二三を摘記すれば千八百十八年十一月十五日、エキス、ラシヤ、ベル公會に於て「各國政府の獨立に歐洲全組織の確實を維持するは、一に萬國公法に依るが故に、此莊嚴なる會同の節各國の君主は、相互の關係又は他國に對する關係の基礎として、萬國公法の原則の嚴正なる遵守より遠からざるべき不變の決定をなせり」と宣言し、又千八百七十八年七月十三日伯林條約第四條に「土耳其及びセルビヤ間に條約の締結せらるゝまでは、土耳其内に旅行し或は住居するセルビヤ臣民は國際法の通則に従ひて取扱はるべし」と規定したるが如く、亦近く明治廿八年九月五日ポーツマスに於て日露兩國講和全權大使の間に交換せられたる講和條約末文に依つて之を見るも、國際法の存在は一層確實に之を證明せられたり。彼の千八百十四年十月八日維也納公會に於て佛蘭西全權委員タレーラン公は「公會の決議は總て公法



交をなし、又之を維持するに勉むる事  
 (二)元首の命令に依り條約を締結し、閣議を  
 經て之が批准を乞ふ事  
 (三)既に締結せる條約の執行に勉むる事  
 四外務大臣は勅任にして、外交官は閣議を  
 經て委任、即ち内閣總理大臣を經て其任命  
 進退を上奏し、解任外交官の任命進退は之  
 を專行する事  
 五外交官に訓令を發して事務を指導する事  
 六外交官の特權維持を勉むる事  
 七帝國駐劄外交官の特權を尊重し、傍其  
 行爲に注目する事  
 (八)國の内外の利益殊に商業上の利益を保護  
 増進せしめ、外國に於ける我臣民を保護す  
 べし  
 以上は外務大臣が行ふべき職權の大體にし  
 て之を以て總てを盡せるにあらざるも、  
 外交機關としての外務大臣の職責は大略斯  
 の如し。

め、事終りを告ぐれば即ち其任を解くを以  
 て常とせり。されば現今の如く永住外交官  
 の制度の如きは存せざりしなり。然れども  
 世の進歩に伴ひて國際間の關係愈々緊密  
 なり、交渉案件の數増加するや、所謂永住  
 外交官の必要起り、茲に駐劄外交官の制度  
 を設け、常に國家を代表して國際間の親善  
 を圖らしむるに到れり。而して今永住外交  
 官即ち駐劄使臣の種別及び職務を擧ぐれば  
 全權大使 全權大使は多くの點に於て  
 格別なる事項を處理する爲に特派せらる  
 るものにして、他の使臣より異なる點  
 は任國の君主に直接に談判を爲し、何時  
 にも隨見を求むる權利を有し、其席次  
 普通よりも上位にあり。又全權大使の特  
 權も稱すべきは儀式上に於て現れ、例  
 へば砲臺若しくは軍艦より受くる禮砲の  
 數全權大使よりも多く、又閣下なる敬稱  
 を受くるの特權を有せり。  
 特命全權公使 特命全權公使は特別な  
 る事項に對して派遣せらるるものにあ  
 らず、通常任國に駐在し諸般の政務を處理  
 するものにして、必要に依りては全權大  
 使の如く隨見を乞ふを慣例とす。

辦理公使 辦理公使は普通全權公使の  
 派遣せられざる外國に對して派遣せらる  
 るを以て常とす。此公使は本國の君主政  
 府を代表するものに非ずして、唯各事項  
 に就てのみ元首又は政府を代表するに過  
 ぎず。  
 代理公使 代理公使は之を二種に區別  
 するを得。一は所謂代理公使にして、二  
 は臨時代理公使なり。共に職務は普通公  
 使と異ならずも、其任命に關しては  
 外務大臣より任國の外務大臣に宛て之を  
 照會するに過ぎず。臨時代理公使は普通  
 の公使不在中特に任命せらる。  
 是等の公使中、大使、特命全權公使、辦理  
 公使の場合に於ては、君主の信任狀を得た  
 る時より其權利義務を有するものとす。  
 外交團 外交團に二種の區別あり、一は  
 內國使團にして、一國が締結諸國に派遣せ  
 らる、外交官の總稱なり。而して外務大臣  
 の指揮監督の下に行動するもの、二は一國  
 政府の下に締結諸國より派遣せられたる外  
 交官の總てを以て組織せられたるものなり  
 此外交團は何等の特權を有するにあらず、  
 故に例令外交團の決議に賛成を表せざるも

其使臣を拘束する權利を有するものにあ  
 らず。唯各國使臣は團體を作りて使臣の特權  
 を維持し、禮式を簡略にするの便宜、及び  
 國際法違反を矯正する目的の爲に組織せる  
 ものにて、之が首席使臣は其駐劄使臣を代  
 表して皇室の祝祭等に敬意を表し、又は駐  
 劄國政府に通知をなし又は通知を受く。而  
 して使臣は年長者若しくは古參の最高使臣  
 を推擧するを順序とす。列國は此外交團の  
 組織に依りて、益親善の實を得るに至れり

四 外交機關の特權

元首の特權 元首は國家主權を一身に負  
 有するものにして種々の特權を享有す。此  
 特權は國際間の禮讓に必要に依りて得るも  
 のにして、元首は本國に於ては神聖不可侵  
 なれども、一朝外國に向つてなせる行爲の  
 爲に、外國内法の適用を受くるが如きは、  
 元首の神聖を侵すものにして、國際間の紛  
 議の種子となるものなれば、茲に君主不可  
 侵の特權は設定せられたるなり。此元首不  
 可侵の特權は、身體名譽の不可侵、國法の不  
 可侵、裁判の不可侵、動産及び不動産の不  
 可侵、警察權の不可侵、租税の免除等にし

て、即ち獨立國家の享有すべき權利、及び  
 禮式に關する總ての榮譽を享有するものこ  
 す。然れども此特權に對して例外のある事  
 を記憶せざるべからず。  
 (一)元首が匿名にて旅行せる時  
 (二)元首が滞在國に於て一の職務を掌る  
 時  
 (三)元首が其國の臣民たる時  
 (四)元首が一人の資格にて外國に財産を所  
 有する時  
 (五)元首が相手國の拒絶を肯せず來遊せん  
 とする時  
 以上の例外を除きて元首は特權を享有する  
 も、彼の合衆國の如き共和國の大統領は明  
 かに代表者たることを表示するにあらざれ  
 ば、此特權を享有することを得ざるものと  
 す。  
 外交官の特權 身體及び名譽の不可侵 國家が使臣  
 を差遣するに身體及び名譽に對して、完  
 全なる保護なくば、使臣は充分に職務を  
 遂行し能はざるを以て、此特權を享有す  
 る所以なり。若し夫使臣に對する特權を  
 侵害せば、直に兩政府の直接交渉を開始

し或場合には報復手段に出づるも妨げさ  
 るなり。  
 裁判權の不可侵 刑事裁判の免除及  
 び證人として召喚を受くるの免除等なり  
 然りも雖も國家は其獨立を侵害せらる、  
 も猶且使臣の特權を尊重するの義務無き  
 を以て或場合に於ては特權を侵すも妨げ  
 ざるなり。  
 居室の不可侵 使臣は苟くも國家を  
 代表し重大なる職務の下にあるものなれ  
 ば公使館内には秘密書類ある可く、而も  
 警察權を以て專擅に館内を侵害せしめな  
 るは外交上の成功期すべからず、是居室の  
 不可侵權ある所以なり。  
 警察權の不可侵 使臣は警察權の執  
 行を受けざるを原則とす。されば使臣が  
 假に警察規則を犯すも之を拘束する  
 能はず。然れども是必ずしも警察規則に  
 違背するを得るの權利にあらず、若し使  
 臣にして犯したる時は、之に注意を與へ  
 得る事を規定せり。  
 租税の免除 使臣が駐劄國より租税  
 の免除特權を受けたるは、何等重大なる  
 理由に基きしにあらざして、國際間の情



以上の特権は駐劄國に於ける特権にして、第三國に對する特権は種々あれども、要するに第三國は國交の情誼を厚し、親交を全うせんが爲に與ふる保護に外ならず。

五 外交上の禮式

封建時代に於ける列國は紛争絶ゆることなく、其煩雜に耐へず平和を想ふの念切なるより、國際間の調和策として外交上の所謂禮式なるもの起れり。而して此禮式に遵守するものあらば抗議を提出せらるゝまでに尊重せられたり。然れども禮式尊重の極却て國交の親交を破れるが如き結果現れたるを以て、禮式は之を去り必要認められたる禮式のみ現存するに至れり。而して外交上に於ける禮式は慣習によつて一定せられたるなり。

す、古來よりの習慣は茲に國號、王號、席次の三問題を生じり。國號 國號は國家榮譽表彰にして、帝國、王國、大公國、公國、共和國と稱するが如し。王號 王號は其國號に隨伴して元首が有する尊號なり。皇帝、王、大公、公、大統領等の尊號を冠するは古來よりの歴史的慣習に基きて定まれるものなり。席次 席次問題に就ては古來より國際上非常なる紛争を招きしは事實なり。席次を一定するは實際上困難なる問題にして、或は國家の強弱に依つて定め、或は國家獨立の新舊に依つて定め、或は人口の多寡に依つて一定せざんまじし、各國の議論種々なりしを以て決定するに至らず、漸く千八百五十五年奧太利に開かれたる維也納會議に於て「國家は平等なり」との原則の下に席次は一定せられたり。即ち「使臣間の署名順序は抽籤に依つて決す」とあるを見れば、國家の位次は原則として抽籤に依つて定まるものを知るべし。然れども此協議を遂げし維也納公會は勿論、其以後開會せられたる公會に

於ては、多く佛蘭西語のA・B・Cの順序の依りて席次を定めたり。而して元首二人の會見に於て何れが上位なるかを決するには、現今右を上位とし、三人會見の折には中央を上位とし、右を次位とし、左を末位とせり。

使臣に對する禮式 使臣が元首に謁見する場合を二とし、一は公の謁見、二は私謁見とす。而して公の謁見には一定の儀式伴ひ、私謁見には特別の儀式を用ゐず。然れども茲に又使臣の等級に依りて儀式の異なるあり。英吉利に於ては使臣の馬車には外務大臣の同乗するを例とし、佛蘭西に於ては、一小隊に騎馬兵を先驅せしめて使臣を迎ふるあり。又丁抹の如く謁見の際握手の禮を賜はる例もあり。

六 列國會議

二國以上の國家が各代表者を派遣して、一定の問題を評議解釋するを稱して列國會議と言ふ。而して從來列國會議を區別して列國公會及び列國會の二とせざるも、其區別甚だ漠然として明瞭ならず。或學者は少數の君主相聚するを會合と稱し、多數の集會

を以て公會と名づけられども、果して然るか否かは未だ決するに至らず。されど公會の實質が會合議事に比較して重大事件たるは過去の會合及び公會の内容に徴して明白なりとす。

召集會議及豫定條約

國際協同に加入せる各國は、列國會議を召集する権利を有するに同時に、他國は是に參列するを拒むの權利あり。故に列國會議を召集せんことを欲せば、豫じめ目的を定め自國の各國駐劄使臣をして各國政府に其目的を通報せしむるを通過す。而して之を受けたる列國は議事の主眼に反對なき限り召集に應ずるを常とするも、若し自國の參列が不利益を認めたる場合は、之を拒絶するも妨げなし。會場の選擇 列國會議の召集を爲すに當り、會場の選擇により問題を生ずることなしとせず。普通列國會議の會場は、之を參列國中比較的勢力あり又議事に大なる關係を有する國の都府に開くか、又は中立國若しくは弱國の都府に開會するを以て常とせり。

豫定條約 豫定條約は列國會議開會中に當りて種々なる紛争を生じ、之が爲に列國會議をして從前ならしむる事あるを恐れ、其豫防として豫定條約なるものを締結す。即ち議事の項目、會場の場所、討議の方法、使臣不可侵の保護、國際禮式の一定等を豫定し、開會以前に之を各國使臣と締結するものとす。全權委員 列國會議の召集は國家の消長に關する重大事件を熟議するものなれば、參列委員の選に就ては慎重の態度を取らばべきなり。而して元首自ら參列する時は、外務大臣其他一流の人物を隨伴し、若し元首出席せざる時は全權委員代表者數名を派遣するを常例とす。委任狀の交換 全權委員指定の場所に集する時は、先づ外交上の訪問をなし、此禮式終りて後會議は開會せらるゝなり。第一開會に於て本國政府より受けたる委任狀を呈示して其適任なる事を證明し、之を承認せられて後始めて使臣の特権を完全に享有するなり。議長の選舉 議長の選舉は之を慣習に従ひ開會國の外務大臣若しくは第一全權委員を推舉するを恒とせり。即ち千八百五十五年維也納公會に於て議長に奧太利外務大臣

七 條約

國家は獨立の權利を有するが故に、自由に國際法上束せられざる範圍に於て他國と契約を締結し、之に依つて權利を獲得し又其反對に義務を負担することあり。此國家相互の契約を稱して條約と名づく。茲に條約を大別して政治上に關する條約及び經濟上に關する條約の二種とし、而して政治上の



條約を區分すれば、同盟條約、局外中立條約、法權に關する條約、領土に關する條約、講和條約、保護條約、擔保條約の七種に區別するを得。

八 條約の種類

同盟條約 二種あり、一は永久的同盟條約、合衆國條約、聯邦條約等にして米獨一は一時的同盟條約、(攻守同盟條約)即ち日英同盟是なり。  
局外中立同盟 二種あり、永久局外中立條約(白耳義、瑞西)一時の局外中立條約(戰時中立、交戰國外第三國)  
法權に關する條約 其種類數多あり、領事裁判條約、犯人引渡條約等の如きもの。領土に關する條約 其種類多し、國際地役條約、土地交換條約、領土割讓條約、移民條約等。  
講和條約 戰爭を終局せしむる爲に締結す(ポーツマス講和條約の如き)  
保護條約 保護國に被保護國との間に締結す。  
擔保條約 獨立、附隨の二種あり、獨立の擔保條約は國際關係上或地位を尊重し

又は第三國をして尊重せしむる爲に締結する條約なり。附隨條約は他國の締結せる條約の履行を擔保する條約なり。而して經濟上に於ける條約は、之を通商條約、修交條約、航海條約、關稅同盟條約、貨幣同盟條約、度量衡同盟條約、著作權保護同盟條約、工業保護同盟條約、檢疫に關する條約等なりとす。

九 條約の形式上の種類

條約は之を形式上より大別して、秘密條約及び公の條約の二種とし、更に之を區別して約定、條約、議約、別約、追加條約、議定書、取極書、勸書、協定書、宣言、書翰等の十一種とす。以上は書式の差異より生ずる結果に外ならざるなり。  
締結の形式 條約の種類も多數なるが故に従つて締結の形式も多數なるは明かなり。然れども秘密條約にあらざる公の條約に於ては、其種類を問はず、共に國家相互の合意承諾を表示する者にして、合意は條約締結の要素たるものなれば、合意の目的及び委員の記名は缺くべからざるものとす委任狀の交換 國家が或る條約を締結せ

んことは、委員を任命し之をして其前に當らしむるを以て現今の常例とす。而して委員は或問題に就て協議し得る資格を具備するは委任狀の交換に依りて始めて權限あることを證明す。

記名調印 各委員は委任狀の交換に依りて委員たるの權限を享有するものとす。知し茲に交渉案件を議定し其結果を記載して記名調印し、後日の爲交渉の始末書を作成して參考に供するを當せり。

批准條約 批准條約は全權委員の間に於て議定して締結せるも、未だ條約としては效力存せず、故に條約として有效ならしめんが爲に、全權委員は元首に對して批准を請求するものとす。

條約の有效條件 條約は國家相互の合意契約なり。故に私法上契約の成立に必要なる條件は又之に適用するを得べし。即ち締結相互國家の能力、締結委員の能力意志に瑕疵なき事、條約の目的に錯誤なく欺なき事、目的及び事實上の不能ならざる事等とす。

條約の効果 締結國が條約を締結すれば之を遵守して違反すべからざるは民法上に

於ける私人の契約に依つて生ずる權利義務の如く明かなる事實にして、彼の國際法の宗主權なきを理由として條約を輕視する學者なきに非ず。雖も、要するに現今の學說は國際法を以て法律なりとの意見一致せるが故に、従つて條約締結の効果は締結國間を拘束す可稱するを得べし。

第二章 締盟各國一斑

現時我國の締盟諸國は獨逸、亞爾然丁共和國、奧地利、洪牙利國、白耳義國、伯刺西爾合衆國、智利共和國、清國、コンゴ獨立國、丁抹國、西班牙國、亞米利加合衆國、佛蘭西共和國、英國、希臘國、伊太利國、墨西哥合衆國、諸威國、和蘭國、秘魯共和國、葡萄牙國、露國、暹羅國、瑞典國、瑞西國等の廿四箇國なり。而して以上各國に對する締盟關係の大小深淺あるは言を俟たずして明かなり。故に之が締盟關係を知悉せんことを我政府が各國と締結せる條約の正文を解釋して之を付度せざるべからず。然れども開は容易の業ならざるを以て、茲には唯各國に對する條約の内容のみを叙述するに止めん。

獨逸國 日獨改正通商條約の締結は明治二十九年四月獨逸國柏林に於て兩全權委員の間に調印せられたり。該條約の内容は兩國國民の住居、旅行の自由、身體財産の保護、出訴の自由、司法上の權利、特典の享有、兵役、強業公債、軍事上の賦税及び捐資の免除、通商航海の自由、營業の自由等を規定せり。又同上附屬議定書に於ては關稅に對する從價稅算定の規定を爲し、降りて三十一年十二月には該條約の追加約定を交換して從價稅の從量稅換算を一定せり。亦領事職務條約は通商航海條約と共に之を議して領事館員の最惠國待遇、領事館記録書類の不可侵、領事官の權利等を規定せり。

亞爾然丁共和國 日亞通商航海條約は明治三十一年二月を以て、亞米利加合衆國華盛頓に於て兩全權委員の間に調印せられたり。而して該條約の内容は兩國間の永久和親、歐米諸國に均等待遇を規定し、通商其他に關して歐米に均しく待遇を明規せり。以上の條約締結後復何等の協約せるもの無し。

奧地利洪牙利國 日奧通商航海條約は明治三十年十二月、奧地利國維也納に於て

兩委員の間に調印せられたり。條約の内容は日獨締結のものに大差なし。

白耳義國 日白通商航海條約は明治二十九年六月白耳義國ブラスセルに於て兩全權委員の間に調印せられたり。其内容は獨逸と協約せるものと同様にして、唯領事職務をも併せ規定せるに過ぎず。而して該條約締結と同時に、戰時に兵器及び軍需品賣買に關する協定書を交換し、兩國が戰災に際し各自の版圖を通過する兵器賣買を規定するの權利を害するものに非ざるを認定し、之が爲兩國互に最惠國の待遇を擔保せり。

伯刺西爾合衆國 日伯通商航海條約は明治二十八年十一月佛蘭西國巴黎に於て兩委員の間に調印せられたり。該條約の内容は亞爾然丁國と締結せるものと同様ならず。

智利共和國 日智條約通商航海條約は明治三十年九月亞米利加合衆國華盛頓に於て兩委員の間に調印せられたり。該條約の内容は日伯條約と大差なく、又三十二年十月同上追加條約を以て兩締盟國の一方が他國の臣民或は船舶等に對して與ふる殊遇特權若しくは免除は之を享有することを約定



せり。  
 清國 日清通商航海條約は明治二十九年七月清國北京に於て調印せられたり。該條約の内容は列國に大差なく、亦議定書に於て新開港場に於ける日本専有居留地、上海、天津、厦門、漢口の四處専有居留地の設定を規定し、三十六年十月追加通商航海條約を締結して、長沙府、盛京省、奉天府、大東溝の開放を約し、降つて三十九年一月、滿洲に關する條約を協定して、日露講和條約の第五條六條に依る一切の讓渡を取極め、又四十年五月を以て日清兩委員大連海關設置及び内外汽船航行に關する協定を締結し、同五月新奉及び吉長鐵道に關する協約を結びて清國は、日貨百六十六萬圓を以て我敷設せる新民府より奉天府に至る鐵道を買収し、資金の一半は南滿洲鐵道會社より之を借入るゝことを約定せり。  
 コンゴ獨立國 日公使團關係は之を條約として公布せられずして修好及居住に關する宣言書として、明治三十三年一月白耳義國ブラッセルに於て兩委員の間に調印せられたり。該宣言書の内容は、單に兩國永久の平和、通商航海の自由、住居權旅行權

不動產の所有及び財産の處分、通商航海の最惠國待遇を記せるに止まる。  
 丁抹國 日丁通商航海條約は明治二十八年十月丁抹國コペンハーゲンに於て兩委員の間に調印せられたり。該條約の内容は各國に異ならず、又同議定書に於て各國人居留地を日本國市區に編入し、而して日本國地方組織の一部をなし、當該官廳は之に關して地方行政上の責任及び義務を負擔することを規定せり。  
 西班牙國 日西修好條約は明治三十年一月西班牙國マドリッドに於て兩委員の間に調印せられたり。該條約の内容復各國に異ならず、而して更に三十三年三月我東京に於て特別通商條約を締結せり。該條約は通商航海に對し特別取扱を許せるものにして、條約終了期限は五箇年を以て滿期す。  
 亞米利加合衆國 日米航海條約は明治二十七年十一月亞米利加合衆國華盛頓に於て兩委員の間に調印せられたり。該條約の内容は各國に異ならず、而して更に十九年四月締結せし犯罪人引渡條約に於ては、國事犯罪人を審判若しくは處刑せん目的を以

て犯人引渡を請求する時は之を渡さざることを規定し、又三十年一月を以て工業所有權保護に關する約定を結び尋で三十八年十一月著作權保護に關する協約を締結して書籍小冊子其他各種の文書演劇脚本及び樂譜等の翻譯の自由を許し、更に三十九年九月追加犯人引渡條約を締結して、犯罪人引渡條約の中へ委託に係る私人の金錢又は財産を費消したる罪及び竊盜罪を追加せり。  
 佛蘭西共和國 日佛通商條約は明治二十九年八月佛蘭西國巴黎に於て兩全權委員の間に調印せられたり。該條約の内容は各國に異なることなし、而して正文に規定無きものにして雙方の利益なる特別問題を規定せんが爲に、同上議定書を以て從價税を從量税に換算すること等を規定し、降つて三十一年十一月該條約の追加條約を結び、又四十年六月、日佛條約を締結して亞細亞大陸に於ける地位并に領土權を保護すること及び主權、保護權、占有權を有する地方の平和を確保する目的に對し互に相支持する事を約せり。  
 英吉利國 日英通商航海條約は明治二十七年七月大不列顛國倫敦に於て兩全權委員

の間に締結せられたり。該條約の内容復各國に異ならず、尋で二十八年十一月を以て同上追加條約を結び、三十年三月には英領クランスランドに條約適用に關する議定書を締結し、又三十五年一月には、極東に於ける現狀維持、清韓兩帝國の獨立及び清韓兩國に於ける各國の商工業の機會均等を目的として攻守同盟を協定し、更に三十八年九月には東亞印度に關する條約を締結して、東亞印度の地域に於ける全局の平和、清帝國の獨立及び領土の保全清國に於ける列國の商工業に對する機會均等、兩締盟國の特殊利益の防護等を約せり。  
 希臘國 日希臘通商航海條約は明治三十二年希臘國雅典に於て、兩全權委員の間に締結せられたり。  
 伊太利國 日伊通商航海條約は明治二十七年十二月伊太利國羅馬に於て兩全權委員の間に締結せられたり。  
 墨西哥合衆國 日墨通商條約は明治二十一年十一月亞米利加合衆國華盛頓に於て兩全權委員の間に締結せられたり。  
 諾威國 日諾威通商航海條約は明治二十九年五月瑞典國ストックホルムに於て兩全權委

員の間に締結せられたり。  
 和蘭國 日和通商航海條約は明治三十年九月和蘭國ヘーグに於て兩全權委員の間に締結せられたり。  
 葡萄牙國 日葡通商航海條約は明治三十年十月葡萄牙國リスボンに於て兩全權委員の間に締結せられたり。  
 秘魯國 日秘通商航海條約は明治三十年一月亞米利加合衆國華盛頓に於て兩全權委員の間に締結せられたり。  
 希臘以下の諸國との締結條約は殆ど同一にして、復列國との通商航海條約も異ならず。  
 露西亞國 日露通商航海條約は明治四十年九月露西亞國聖彼得堡に於て兩委員の間に調印せられたり。該條約の内容は、ポーツマスに於て締結せられたる講和條約第十二條の規定に基き、公正の主義に相互の利益を基礎として一の通商條約を締結すべし條約の劈頭に記せり。而して内部の規定は各國通商條約に大差なし。同上議定書に於ては、遼東租借地内の生産物又は製造品が陸路滿洲國境を経て露國黑龍江又沿岸州に輸入せらるゝもの、及び前記露國二

州内の生産物が陸路國境を経て遼東租借地内に輸入せらるゝものは税關上の便宜及び課税に關する一切の事項に就き、雙方共に滿洲の生産物と同一の取扱を受くることを規定し、復四十年九月を以て漁業協約を締結し、魚類及び水産物捕獲製造の權利、漁區貸下の方法及び兩國臣民の均等取扱等を盟約し、同年八月又滿洲に於ける鐵道接續業務條約を結び、南滿洲鐵道及び東清鐵道の聯絡、旅客貨物の直接交通、工事の負擔等を約せり。而して又同月日露條約を締結して清國の獨立及び領土保全、雙方の領土保全の尊重、滿洲に於ける列國商工業の機會均等主義を協定せり。  
 暹羅國 日暹通商航海條約は明治三十一年二月暹羅國盤谷に於て兩全權委員の間に締結せられたり。  
 瑞典國 日瑞通商航海條約は明治二十九年五月瑞典國ストックホルムに於て兩全權委員の間に締結せられたり。  
 瑞西國 日瑞西修好居住通商條約は明治二十九年十一月瑞西國ベルヌに於て兩全權委員の間に締結せられたり。  
 暹羅以下三國との通商條約も又列國との通



商條約に異ならず。

第二章 重なる條約

一 赤十字條約

赤十字條約は千八百六十四年、戰時傷病者を救済するの目的を以て、瑞西兩國...

二 日露講和條約

日露講和條約は明治三十八年九月五日亞米利加合衆國ボーツマス(ニュー、ハムプシヤ州)に於て兩國全權委員記名調印し、十月十五日之を批准せらるる左に其條約文を掲ぐ。

キツテ閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權大使「マスタ、オグ、セ、イムホリア、モールト、オグ、ロシア」男爵「ローマン、ローゼン」閣下...

第一條

日本國皇帝陛下ト全露西亞國皇帝陛下トノ間及兩國並兩國臣民ノ間ニ將來平和及親睦アルヘシ...

第二條

露西亞帝國政府ハ日本國力韓國ニ於テ政事上軍事上及經濟上ノ卓越ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝國政府力韓國ニ於テ必要ト認ムル指導保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ...

第三條

日本國及露西亞國ハ互ニ左ノ事ヲ約ス 一 本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權力其效力ヲ及ホス地域以外ノ滿洲ヨリ全然且同時ニ撤兵スルコト...

第十一條

露西亞國ハ日本海「ゴック」海及「ペーリಂಗ」海ニ臨ムル露西亞領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許シ且其カ爲日本國ト協定ナスヘキコトヲ約ス...

第十二條

日露通商航海條約ハ戰爭ノ爲廢止セラレタルヲ以テ日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ現下ノ戰爭以前ニ效力ヲ有シタル條約ヲ基礎トシテ新ニ通商航海條約ヲ締結スルニ至ルマテ...

第十三條

本條約實施ノ後成ルヘク速ニ一切ノ俘虜ハ互ニ之ヲ還附スヘシ日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ各俘虜ヲ引受クヘキ一名ノ特別委員ヲ任命ス...

露西亞帝國政府ハ清國ノ主權ヲ侵害シ又ハ機會均等主義ト相容レサル何等ノ領土上利益又ハ優先的若ハ專屬的讓與ヲ滿洲ニ於テ有セサルコトヲ聲明ス

第四條

日本國及露西亞國ハ清國力滿洲ノ商工業ヲ發達セシムルカ爲列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙セサルコトヲ約ス

第五條

露西亞帝國政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順口大連並其ノ附近ノ領土及領水ノ租借權及該租借權ニ關聯シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利特權及讓與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス露西亞帝國政府ハ又前記租借權力其ノ效力ヲ及ホス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス...

第六條

露西亞帝國政府ハ長春(寬城子)旅順口間ノ鐵道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利特權及財產及同地方ニ於テ該鐵道ニ關シ又ハ其ノ利益ノ爲ニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトヲ且清國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スヘキコトヲ約ス...

第七條

日本國及露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ之ヲ行フヘシ 日本國政府及露西亞國政府ハ俘虜引渡完了ノ後成ルヘク速ニ俘虜ノ捕獲又ハ投降ノ日ヨリ死亡又ハ引渡ノ時ニ至ルマテ之カ保護給養ノ爲ニ各負擔シタル直接費用ノ計算ヲ互ニ提出スヘシ同計算書交換ノ後露西亞國ハ成ルヘク速ニ日本國力前記ノ用途ニ支出シタル實際ノ金額ト露西亞國力同様ニ支出シタル實際ノ金額トノ差額ヲ日本國ニ拂戻スヘキコトヲ約ス

第十四條

本條約ハ日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下ニ於テ批准セラレヘシ該批准ハ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ本條約調印ノ日ヨリ五十五日以内ニ東京駐劄露西亞國公使及親彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使ヲ經テ日本帝國政府及露西亞帝國政府ニ之ヲ通告スヘシ而シテ其ノ終ノ通告ノ日ヨリ本條約ハ全部ヲ通シテ完全ノ效力ヲ生スヘシ正式ノ批准交換ハ成ルヘク速ニ準備積ニ於テ之ヲ行フヘシ

第十五條

本條約ハ英吉利文及佛蘭西文ヲ以テ各二通ヲ作リ之ニ調印スヘシ其ノ各本文ハ全然符合スト雖モ其ノ解釋ニ差異アル場合ハ佛蘭西文ニ據ルヘシ

第三條ニ付

日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ同時ニ且講和條約ノ實施後直ニ滿洲ノ地域ヨリ各其ノ軍隊ノ撤退ヲ開始スヘキコトヲ互ニ約ス而シテ講和條約實施ノ日ヨリ十八箇月ノ期間内ニ兩國ノ軍隊ハ遼東半島租借地以外ノ滿洲ヨリ全然撤退スヘシ

全ク商工業ノ目的ニ限り經營シテ戰略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス 該制限ハ遼東半島租借權力其ノ效力ヲ及ホス地域ニ於ケル鐵道ニ適用セサルモノト知ルヘシ

第八條

日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ交通及運輸ヲ増進シ且之ヲ便宜ナラシムルノ目的ヲ以テ滿洲ニ於ケル其ノ接續鐵道業務ヲ規定セムカ爲成ルヘク速ニ別約ヲ締結スヘシ

第九條

露西亞帝國政府ハ薩哈連島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ讓與ス其ノ讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム該地域ノ正確ナル境界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ

第十條

日本國ニ讓與セラレタル地域ノ住民タル露西亞國臣民ニ付テハ其ノ不動產ヲ賣却シテ日本國ニ退去スルノ自由ヲ留保ス但シ該露西亞國臣民ニ於テ讓與地域ニ在留セムト欲スルトキハ日本國ノ法律及管轄權ニ服従スルコトヲ條件トシテ完全ニ其ノ職業ニ従事シ且財產權ヲ行使スルニ於テ支持保護セララルヘク日本國ハ政事上又ハ行政上ノ機能ヲ失ヒタル住民ニ對シ前記地域ニ於ケル



前而陣地ヲ占領スル兩國軍隊ハ最先ニ撤退スヘシ  
兩締約國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道線路ヲ保護セムカ爲シ守備兵ヲ置クノ權利ヲ保留ス該守備兵ノ數ハ一キロメートル毎二十五名ヲ超過スルコトヲ得ズ而シテ日本國及露西亞國軍司令官ハ前記ノ原則ニ從ヒ撤兵ノ細目ヲ協定シ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ十八箇月ヲ超ヘサル期間内ニ撤兵ヲ實行セムカ爲シ雙方ノ合意ヲ以テ必要ナル措置ヲ執ルヘシ

第九條ニ付  
兩締約國ニ於テ各任命スヘキ同數ノ人員ヨリ成ル境界劃定委員ハ本條約實施後成ルヘク速ニ薩哈島ニ於ケル日本國及露西亞國領地間ノ正確ナル境界ヲ永久ノ方法ヲ以テ實地ニ就キ劃定スヘシ該委員ハ地形ノ許ス限リ北緯五十五度ヲ以テ境界線トナスコトヲ要ス若シ何レカノ地點ニ於テ同緯度ヨリ偏倚スルノ必要ヲ認ムルトキハ他ノ地點ニ於ケル對當ノ偏倚ニ依リテ之ヲ填補スヘシ該委員ハ議中ニ包含セラルル附近島嶼ノ表及明細書ヲ調製スルノ任ニ當リ且該島嶼ノ境界ヲ示ス地圖ヲ調製シ之ニ署名スヘシ該委員ノ事業ハ兩締約國ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス  
前記追加約款ハ其ノ附屬スル諸條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ

### 三 日英協約

日英協約は明治三十五年一月三十日(千九百二年)締結せられたるが、更に明治三十八年八月十二日英吉利國倫敦に於て再締結し、同九月二十七日を以て發表せられたり。協約前文  
日本國政府及大不列顛國政府ハ一千九百二年一月三十日兩國政府間ニ締結セル協約ニ代フルニ新約款ヲ以テセムコトヲ希望シ  
(イ)東亞及印度ノ地域ニ於ケル全局ノ平和ヲ確保スルコト  
(ロ)清帝國ノ獨立及領土保全並清國ニ於ケル列國ノ商業ニ對スル機會均等主義ヲ確實ニシ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ維持スルコト  
(ハ)東亞及印度ノ地域ニ於ケル兩締約國ノ領土權ヲ保持シ並該地域ニ於ケル兩締約國ノ特殊利益ヲ防護スルコトヲ目的トスル左ノ各條ヲ約定セリ

第一條  
日本國又ハ大不列顛國ニ於テ本協約前文ニ記述セル權利及利益ノ中何レカ危殆ニ迫ルモアルヲ認ムルトキハ兩國政府ハ相互ニ充分ニ且隨意ナク通告シ其ノ侵迫セラレタル權利又ハ利益ヲ擁護セムカ爲シ執ルヘキ措置ヲ協同ニ考量スヘシ  
第二條  
兩締約國ノ一方カ挑發スルコトナクシテ一國若ハ數國ヨリ攻撃ヲ受ケタルニ因リ又ハ一國若ハ數國ノ侵略的行動ニ因リ該締約國ニ於テ本協約前文ニ記述セル其ノ領土權又ハ特殊利益ヲ防護セムカ爲シ交戦スルニ至リタルトキハ前記ノ攻撃

又ハ侵略的行動カ何レノ地ニ於テ發生スルチ間ハス他ノ一方ノ締約國ハ直ニ來リテ其ノ同盟國ニ援助ヲ與ヘ協同戰闘ニ當リ講和モ亦雙方合意ノ上ニ於テ之ヲ爲スヘシ  
第三條  
日本國ハ韓國ニ於テ政事上軍事上及經濟上ノ卓越ナル利益ヲ有スルヲ以テ大不列顛國ハ日本國カ該利益ヲ擁護増進セムカ爲シ正當且必要ト認ムル指導監督及保護ノ措置ヲ韓國ニ於テ執ルノ權利ヲ承認ス但シ該措置ハ常ニ列國ノ商業ニ對スル機會均等主義ニ反セサルコトヲ要ス  
第四條  
大不列顛國ハ印度國境ノ安全ニ繫ル一切ノ事項ニ關シ特殊利益ヲ有スルヲ以テ日本國ハ前記國境ノ附近ニ於テ大不列顛國カ其ノ印度領地ヲ擁護セムカ爲シ必要ト認ムル措置ヲ執ルノ權利ヲ承認ス  
第五條  
兩締約國ハ執レモ他ノ一方ト協議ヲ經スシテ他國ト本協約前文ニ記述セル目的ヲ害スヘキ別約ヲ爲ササルヘキコトヲ約定ス  
第六條  
現時ノ日露戰爭ニ對シテハ大不列顛國ハ引續キ嚴正中立ヲ維持シ若シ他ノ一國若ハ數國カ日本國ニ對シ交戦ニ加ハルトキハ大不列顛國ハ來リテ日本國ニ援助ヲ與ヘ協同戰闘ニ當リ講和モ亦雙方合意ノ上ニ於テ之ヲ爲スヘシ  
第七條  
兩締約國ノ一方カ本協約中ニ規定スル場合ニ際シ他ノ一方ニ兵力的援助ヲ與フヘキ條件及該援助ノ實行方法ハ兩締約國陸海軍當局者ニ於テ協定スヘク又該當局者ハ相互利害ノ問題ニ關シ相

## 第四章 國際公私法

### 一 平時國際公法の性質

平時國際公法は國際關係に對する自國の權利義務を明確に規定せるものにして、若し國家が其權利を濫用し又は義務に違反するときは其反則者たるものは國家個人との差別なく其責任を免るゝ能はざるや論を俟たず、今國家が享有する權利を擧ぐれば財產權、獨立權、自衛權、平等權、交通權の五種に區別するを得。

### 乙 平時國際公法の主體

國際公法の下に立ち權利義務の主體たるもの、即ち國際公法に拘束せられて利益を享くるものは一般國家たるや明かなり。然れども斯法は延いて完全なる獨立をなさざる國家にも及ぶものなり。今國際公法の主體たる國家を大別すれば主權國、半主權國及び交戦團體の三種にす。  
主權國 主權國とは國內及び國外に對し完全なる行爲をなし得る國家にして、詳

言すれば其國憲法に據つて之を統轄し、又は外國に對しては獨立并に平等の關係地位に立ちて行動し得るものを謂ふ。

半主權國 半主權國とは國家の對外關係に於て主權の一部を全く他の國家に掌握せられ自國に於て有せざるか又は對外主權の行使を永久的に自國以外の政治團體に委任して、自國が之を行使する權利を有せざる國家を稱するものにして、被保護國屬國の如きは之に屬す。  
財產權 財產權とは動産不動産に關して國家が有する權利にして、國家が他國の權利を侵害せざる程度に於て土地其他の財産を取得し又は其國有に係る財産を維持して利益を享有し、自國の任意に之を處分使用し得る權利を稱す。而して國家の財産に付き最も重要な關係を有するは領土也。す

國家の版圖 國家の版圖とは領土及び領海を意味し、國家の成立上領土を有する事は必要にして、之を缺く時は國家を組織し能はず。而して領土とは國家主權を行使する地球上の陸地の部分を指す。水上の版圖 水上の版圖とは其主權の下にある領土内の河川湖水にして、若し

互ニ充分ニ且隨意ナク隨時協議スヘシ

### 第八條

本協約ハ第六條ノ規定ト抵觸セサル限り調印ノ日ヨリ直ニ實施シ十箇年間効力ヲ有ス右十箇年ノ終了ニ至ル十二箇月前ニ兩締約國ノ執レヨリモ本協約ヲ廢棄スルノ意思ヲ通告セザルトキハ本協約ハ兩締約國ノ一方カ廢棄ノ意思ヲ表示シタル當日ヨリ一箇年ノ終了ニ至ルマテ引續キ効力ヲ有ス然レトモ若シ右終了期日ニ至リ同盟國ノ一方カ現ニ交戦中ナルトキハ本同盟ハ講和ノ成立ニ至ルマテ當然繼續スヘシ

### 四 日佛協約

日佛協約は明治四十年六月十日佛蘭西國巴黎に於て締結せられたり。  
日本國皇帝陛下ノ政府及佛蘭西共和國政府ハ兩國ノ間ニ存在スル友好ノ關係ヲ鞏固ニシ且將來誤解ノ原因ヲ兩國ノ關係ヨリ全然除去セムコトヲ希望シ之カ爲メ左ノ協約ヲ締結スルコトニ決定セリ  
日本國政府及佛蘭西國政府ハ清國ノ獨立及領土保全並清國ニ於テ各國ノ商業臣民又ハ人民ニ對スル均等待遇ノ主義ヲ尊重スルコトニ同意スルニ依リ且兩締約國カ主權保護權又ハ占有權ヲ有スル領域ニ近道セル清帝國ノ諸地方ニ於テ秩序及平和事態ノ確保セラル、コトヲ特ニ願念スルニ依リ兩締約國ノ亞細亞大陸ニ於ケル相互ノ地位並領土權ヲ保持セムカ爲メ前記諸地方ニ於ケル平和及安寧ヲ確保スル目的ニ對シ互ニ相支持スルコトヲ約定ス



數國を流貫する河川は自國領土内を流るる部分のみを版圖として、其分界點は水下の障地を以て基礎とす。而して其取得喪失は天然的作用に依り土地の増減する場合あり、又は何れの國家にも屬せざる土地を先占することあり。或は他國より平和的若しくは強制的に取得することもあり。

版圖の區域 陸地に於ける版圖の區域に就ては説明の要なし。雖も、海洋に面する場合に於ては其境界區域を詳かにするの必要あり。國際公法の上に於て海面を分類する時は公海領海の二に分類す。即ち自國領土内にあるものを領海とす。諸國の領海以外なる海面を公海とす。公海の使用は諸國民に自由たるの原則よりして漁獵の自由、航海の自由、海底電線架設の自由等を有し、是等の使用をなす爲に他國或は他國人民の權利を侵害すること無く、又妨害を受くべきに非ず。而して海洋は一般に陸地より砲丸の達する距離三哩を以て領海と定む。

を自由に行使し他國の容喙を許さざるものす。然れども他國民の通行に關しては、其目的又は行爲にして自國の平穩を妨害せざる限りは、其國民の條約國たる之無條約國たる之を問はず通行を禁止すべからざるものなり。船舶に對しても亦自國法律に違反せざる限りは之を禁ずべからざるものす。

一七二  
が有するは、獨立權の上より明かなり。雖も文明國間の法則上かゝる行爲を一般に嚴禁し、若し理由なくして追放を受けたる時は其外國人の本國政府は之に抗議し、之に依つて被れる損害の賠償を請求し得るものす。

國主權の行使に抵觸する時は、第一の領土主權に依つて管轄を行ふものす。然れども自國人民及び財産にして孰れの版圖にも屬せざる所にある時は、一般の慣例に従ひ本國主權の及ぶものなり。以上の外獨立權に屬する治外法權なるものを認め、元首の特權外交官の特權等を規定しあるも、それは第一章外交通義の内に記したれば参照すべし。

治外法權 國際公法上領土の主權の原則に對する例外として治外法權の各の下に國家の元首の特權、外交官の特權其他軍艦并に軍隊に對する一定の特權を有し他國の版圖内にあるも他國法律の支配を受けず其例外に立つものす。

自國の危險を避くる爲の干渉 國の軍備薄弱にして其版圖内の人民が自國に有害するを鎮定し能はざるか、又は他國政府にして自國の内亂を煽動し、或は敵意の行爲ありたる場合に於ては、自國の危險を排除する爲に其政府に干渉し得べし。

一七三  
ある時は、列國間に國力均勢を保ち一般の安寧を謀らんが爲に他國より之に向つて干渉するを得るものす。



を以て、自から國家交通の權利義務を生じ、

國際紛議 列國間の交通關係に於て、各

平和的手段 平和的手段には學者間に

を友誼的に解決するを稱し、而して紛議

列國會議 列國會議は必ずしも國際

仲裁裁判 仲裁裁判條約を結びて、其

第三者の裁判に付し、其判決に従つて紛

報復 報復とは他國が自國又は自國

平時の封鎖 平時の封鎖とは加害國が

て兵力を以て交通の遮断を行ひ、海上に

二 戰時國際公法

戰時國際公法の性質

戰時國際公法は交戰國際の法則及び紛争中

乙 戰時國際公法の主體

戰時國際公法の主體たるを得る者は、獨り

この戦時に於ては戦時國際公法の支配の下

開戦の方式 開戦に於て交戰國は互に

陸戦と敵國人民に對する權利

戰闘者 戰闘者とは非戰闘者を區別す



敵國に對する權利 戰利品 海上に於て捕獲したる財産を...

非戰闘者 非戰闘者は原則として、例令敵軍に據つて其地を侵略せらるゝも、生命財産を侵害せらるゝこと無し...

俘虜の解除 俘虜を其保留國に拘置するは敵國をして戰闘力を増加せしめざるにあるを以て、平和克復するに共に之を解除するは當然の理由にして、其送還方法及び時日は兩國の協議を待つて行ふもの...

占領 占領に依りて生ずる關係は占領せられたる本國は占領地に對して主權の行使を停止せられ、同時に占領國は軍事上の必要に基きて權力を實行し得るもの...

海上戰闘者の待遇 海上に於ける戰闘者の待遇は陸戰に於けるに同一にして非戰闘者の待遇亦同等なるも、獨り俘虜となすべき者は戰闘者のみに止まらずして、敵國商船の船員も俘虜となし得べきもの...

海上捕獲 敵國の官船は中立國以外に於て之を捕獲し得るものならず、蓋し官船と稱するは必ずしも戰闘用に供すべき軍艦のみの謂にあらざる、彼運送船及び其他の船舶をも包含するものならず...

拿捕物の處分 交戰國の軍艦にして若し拿捕をなしたるときは、其船舶は果して敵國の所有なるか、將中立國の所有に係るものなるか、或は又債務が敵國中立國の所有に屬するものなるかを識別する爲に之を捕獲審檢所に送り、其審判に附するものならず...

捕獲審檢所 海上に於て捕獲したる拿捕物には、中立國の所有に係る財産あり、又敵國の所有に係る財産あり、故に之が審判を是特に國際公法に遵據して、捕獲審檢所に於て審理判決すべきものならず、勿論國內法律の國際公法に抵觸するものは之を適用し能はざるものなり...

暗殺 兵士又は個人の形狀を變じて敵人を詐り、營中に忍び入りて將帥其他を殺害すること、毒藥 毒藥を散布するを目的とする投射物の使用、不必要の苦痛を與ふる彈丸 輕氣球上より又は之に類似したる方法により投射物及び爆裂物を放射すること、又彈丸に硫酸を附着せしむること...

無救命の宣言 敵人を助命せざる宣言を發すること、非敵意の交通 休戰 休戰は交戰者雙方の合意承諾を以て戰爭を中止するものにして、約定の如何に據りて軍隊全部に涉り、若しくは一局部に限定して戰闘を中止するものなり...



交戰者一方の軍隊司令官其他將校の權力に於て、特定の人亦は物に對して保護を與へ兵士の暴行をなからしむるものなり。

商業免許 交戦國は自國民若しくは敵國人又は中立國人民に對して戰爭中一定の地域を限定して商業をなすことを免許するものにして、敵意の行爲をなすべからざるや勿論なり。

戰爭の終了 交戦國互に戰爭を終了し平和状態に回復するは、一般に講和條約に依るを普通とす。雖も、時に條約に因らずして戰爭を終了することあり。即ち交戦國が互に戰爭を廢止するか又は一方の敵國に降服する場合とす。

講和條約の開始 講和條約は交戦國雙方の讓歩に據つて戰爭を終了するものにして、若し此條約の締結に因りて戰爭を終局する時は、戰爭に至りたる原因問題を之に依つて決せざるべからず。又戰爭中に於ける雙方の行爲并に戰爭の費用及び損害等に就ても、總て條約規定を以て確定するものとす。

講和條約の效果 交戦の理由となりたる問題を終了し、該問題に對する爭議は消滅するに至るものにして、又戰爭中止せられたる條約約定は回復せらるゝと共に、國民相互の私權も亦回復せらるるものとす。

戰爭行爲の廢止及征服 戰爭行爲を單純に廢止することは古來太だ稀にして、征服に至りては各國歴史に其實例少からず。此二者に因りて戰爭の廢止せらるゝは明かなる事實なり。

局外中立の法則 局外中立は國家が交戦國間の孰れにも加擔すること無く、依然として交戦國に對して、平和状態の國家を維持するものなるが故に、戰爭中は斷じて一方の何れかに對して不利益なる行動を執るべからざるを原則とするものなり。

交戦國の中立國に對する義務 中立國が局外中立の義務を犯さざる限りは交戦國は中立國の主權を侵さざる嚴正の義務あるものなり。今中立國の權利にして同時に交戦國の義務を擧ぐれば左の如し。

- (一) 中立國の版圖内に於て戰闘行爲をなすべからず
  - (二) 戰闘行爲の準備を中立國の版圖内に於てなすこと能はず
  - (三) 局外中立を維持する爲、中立國の發布せる相當の規定は交戦國之を遵守すること
  - (四) 中立國の權利を侵したる時は其救済賠償の責あるものとす
- 中立國人民に對する交戦國の權利 戰時中は海上に於て戰時禁制品は、中立國人民の財産に屬するものも雖も、之を捕獲沒收するの權利あるものにして、戰時禁制品の種類に就ては種々なる學說あり。又列國見解を異にするを以て一定する能はず。雖も、要するに物品の種類に依りて、其性質上直接に戰闘の用に供せらるゝものは、戰時禁制品たること明かなり。我國捕獲規定に因りて之を見るに兵器、彈藥、爆發物、硝石及び硫黃、其他戰爭の用に供する物品は、敵國の津港に運搬し若しくは敵の陸海軍に到達すべき一切の場合に於て戰時禁制品とすことあり。
- 封港 局外中立國の船舶は、戰爭中交

戰國に交通通商の權利を有すれども、又交戦國は戰爭中軍艦を敵國の港灣に置き其港内其他一定の場所に諸國船舶の出入を禁止し、其地方を降服せしめ又は敵國に諸國との通商を遮斷して敵國を窮迫せしめ、其戰闘力を減殺せしむるを封港とす。

### 三 國際私法

國際私法の性質 國際私法とは或私法の關係が如何なる國の法規に依りて裁判せられ又は執行せらるゝかを決定したる者にして、例へば米國人と米國人とが日本に於て結婚したる時は、此結婚關係に就て日本の法律を適用すべきか、或は亦米國の法律に因つて支配すべきかを定むるが如き、又は米國人と佛國人とが伊太利に於て金錢の貸借契約をなしたる場合に、孰れの國法に據りて此貸借關係を決定すべきかの如き是也。此法は是が決定標準を與ふるものとす。

### 四 各論

人の能力 國際私法は國際公法と異なり國家相互の關係を規定したるものにあらず

して、個人と個人との法律行爲に關して規定したるものなるを以て、先づ人は如何なるものなるかを解決せざるべからず。而して人は如何なるものなるかについては、各國法に何等の規定なし。雖も、唯人の權利享有の時期及び人の能力に就てのみ之を規定せり。能力とは人が權利を行使する資格にして、之にも又各國其規定を異にせるが故に、此問題は何れの國法に由つて決定すべきかに二主義あり。即ち一は各人の本國法を適用すべしとするもの、他の一は各人の住所地の法律によりて決定すべしとするもの是なり。

### 國籍

國籍の意義 之を簡單に謂へば、或人が或國家に全然服従することなり。即ち國家と個人との聯絡關係を稱す。

國籍の取得 人の國籍を定むるに就て各國に關係したる問題生じたる時は之を決するに三主義あり。第一は出生地の國籍を得しむるもの、第二は父母の屬する國の國籍を得しむるもの、第三は此兩主義を折衷したるものにして、血統に依り又は血統に依る能はざる時に出生地に據

### 親族法

婚姻及其方式 婚姻は一家を組織し一切の親族權を生ずる本源なり。之に關する各國法律の抵觸も少からず。此場合に婚姻に關する問題は孰れの國法に依りて定むべきかに就て、之を婚姻の實質上の條件と方式とに分し、而して其條件は如何にして定むべきかに就ては、原則として本國法に従ひ、本國法無き時は住所地法に依るものとす。又方式に就ては一般は行爲地に依るものとす。

婚姻の效果 婚姻に依りて生ずる效果に就ては、夫の本國法に従ふべしとの説現今勢力あり。蓋し一家統一上に於ての



便宜より出でたる理由にして、又夫婦間の權利義務の如きも夫の本國法に依るものとす。

離婚 離婚に就ては住所法に依るべしと主張する者、本國法に依るべしと主張する者、或は裁判所所在地法に依るべしと主張する者、三説あり。雖も、日本の如きは離婚の原因たる事實の發生當時に於ける夫の有せる本國法に従ふものとせり。

親子 親子の關係は之を第一嫡出子(正當婚姻に依りて生じたる者)第二私生子(正當の婚姻に依らずして生じたる者)第三養子(自然の關係に依らずして合意に依りし者)に區別して説かむ。

嫡出子 嫡出子たるや否やは、其子の出生當時の父の屬したる本國の法律に依りて決す。

私生子 私生子に關して起る問題は、私生子を認知して親子間の權利義務を定むるにあり。私生子認知の要件に就ては認知を爲すことは認知者の本國法に依り認知せらるゝ子の能力に就ては其子の本國法に依りて之を定む。

養子 養子に關しては、其縁組の要件は養親と養子の二に分ちて、各本國法に依りて定むべきものとす。而して縁組定まり養親子の分限確定したる以後の法律關係は、養親の本國法に依るものとせり。

扶養義務 親子又は親族間に於ける扶養の義務に就ての問題起る時は、扶養の請求を受ける者の本國法に依りて定まるべきものとす。

物權 物權に關して内外國法律の抵觸に就ては孰れの國法を適用すべきかに對し、動產不動產共に其所在地に依るべしとの説、其所有者の本國法又は住所法に依るべしとの説、又動產不動產を區別して、不動產に就ては所在地法を適用し、動產に就ては所有者の住所法又は本國法を適用するに至るべきとの三説あり。而して不動產に就ては所在地法に依るべしとの説には異論なしと雖も、動產は常に其所在を變ずるが故に、本國法又は住所法を主張する者多數なり。日本に於ては兩者共に所在地法に依るべきを規定せり。所有權、占有權、用益權、地役權其他の物權擔保に關するこ

此原則を適用し得るものとす。

契約及其方式 契約は社會の秩序善良の風俗に反せざる限りは、個人の自由を以て法律の規定に従ふを得るが故に、一國人が外國にある場合に、何國法に依りて契約をなすも妨げず。故に契約の成立効力を定むるに就て明かに當事者の意思を認むる時は何國法に従ふも任意とす。然れども當事者が明かに意志を表示せざる時は、如何にして決すべきかに對しては種々異説あるも、要するに當事者の最も知り易き法律は、行爲地にして且當事者は行爲地に大なる關係あるを以て、行爲地法を適用するを妥當とす。而して契約の方式に就ては、場所行爲を支配すこの原則を適用するものとす。

事務管理不當利得不法行爲 事務管理、不當利得、不法行爲に關しては、其權利の原因たる事實の發生地の法律に依るものとす。

相続 相続に關しては相続財産の所在地法に依るべしとの主張なきに非ずと雖も、今日一般に被相続人の本國法に従ふべしと

の説多數にして、日本に於ても此主義を執り。而して相続に關聯して起る問題は(一)相続開始の原因(二)相続順位(三)相続開始の時期等にして、是等は皆被相続者の本國法に準據するものとす。

商事

手形 手形の能力 手形義務を負担する資格即ち手形能力の管轄法に就ても、又本國法に従ふものとす。

手形の方式 手形の方式に就ては、場所行爲の方式を支配すこの原則に依りて、其行爲地法に依るものとす。

手形義務の履行 手形の支拂に就ては履行地法に依るべきは、一般債務の履行の場合同一なり。

手形の效力 手形の效力は同様に行爲地法に據るべきを原則とし、之に例外を設けて、爲替手形、約束手形の效果及效力、并に裏書引受保證の效果及效力は、署名者の能力に關する規定を妨げざる限り於て、是等の行爲をなしたる國の法律に依りて之を定む。但し手形振出後の行爲の效果は、手形振出地法の定めたる

効果を超のべからずとの折衷説も行はる

海商 船舶に關する準據法は、總て船舶の國籍の屬する本國法に依るものとす。

運送契約 運送契約に就ては、運送地と到着地同一法なる時は、何等斯法上の問題生ぜずと雖も、若し運送契約地と運送到着地と國法相異なる時は此問題起るものなり。此場合に於ては原則として契約地法に従ふものとす。

海損 海損に就ては、船舶到着地法に従ふを一般に認められ、各國之を採用せり。

會社 會社是一個の法人なり。法人は法律の擬制に依りて人たりと看做さるゝが故に、自然人の如く孰れの國に於ても、其人格を認めらるゝに非ず。されば或國家に於て組織せられたる會社を、他國は之が人格を認むるに否かは自由なりとす。然れども今日に於ては之が人格を認むるを以て國家相互の利益とせり。而して會社の國籍に關しては、原則として其本店所在地を本國と認定するものなり。又内

國の會社法の規定が外國の會社に及ぼすべきものは、内國の秩序に關するこなり。例へば外國の會社が日本に支店を設立したる時は、會社の業務が公の秩序善良の風俗に反せざるを遵守するが如き是なり。若し外國の商會社が内國に於て支店等を設置する時は、内國に存在する會社の支店代理店に於て登記公告するを日本に於ては規定せり。若し亦外國の株式會社が株式債券を發行する時は、發行地の法律に依るものとす。

第五章 雜事項

一 對歐外交關係の始末

最初の對歐關係 我國が歐洲各國と外交關係を締結するに到りたるは、天文十年葡萄牙人の九州の地に漂着し、同十二年八月葡國人の鐵砲二挺を大友家へ献上したるを以て之が伏線とせざるべからず。而して天文十二年大友家より家臣植田玄佐を羅馬に派遣し、羅馬國帝の書并に贈品の交換を以て我對歐外交の嚆矢とすべし。降りて天文十八年大友、大村、有馬等の使



者伊藤義賢、千々石清左衛門の二人が羅馬  
よりの歸途現清國澳門に滞在中、日本文を  
以て奉使始末及び見聞録の著述をなし、之  
を羅甸文に譯して我日本を歐洲に紹介した  
るこ史上に鑑みても、對歐外交の當時に  
於て行はれたるは明白なり。亦當時通  
商貿易が葡萄牙人阿蘭人等との間に、九州  
の一角に於て旺に行はれたるも又事實な  
り。復當時基督教の布教が如何に盛な  
りしかは、後年島原の亂に依りて之を察す  
るも推測するに難からず。

此の如く天文より天正年間に入りて、東西  
文明の接觸漸く旺盛ならんしつゝ、在る間  
に豊臣秀吉の禁教よりして外人退去命令に  
なり、對歐外交の關係茲に斷絶せんとする  
に至れり。

徳川幕府の對歐關係 秀吉薨じて徳川  
氏幕府を建つるや、其外人に對する態度豊  
臣時代に比して稍寛大なるものありき。例  
へは外人の處置に關して外人連合して建議  
するや、家康は斷乎して之を却け、例令  
地獄より來れる鬼たりとも我定めたる控を  
守る以上は天人の如く之を待遇すべしと云  
へり。之に依つて禱るも幕府の對外交は

一面自由にして、又一面強硬なりしなり。  
然れども其後耶穌教禁制の令を出すや、此  
對外交策も一變して忽ち外人との通商貿易  
を絶ち、邦人の外國に渡航するを禁じ、造  
船の容積を規定し、若し犯す者は死刑に處  
したり。之が爲に對歐關係は僅に阿蘭の一  
國を繋ぐのみにして、他港は悉く之を鎖  
され唯長崎港の一を許すのみなりき。  
降りて文化年間長崎港へ露國の使節來りて  
通商を許されんことを請ひしも、幕府鎖港  
を守りて之を容れず、ついで嘉永六年米國  
の水師提督ペリー浦賀に來りて隣交通商を  
求む。之より海外の事又多事なり。幕府は  
遂に安政元年を以て隣好條約十二條を米國  
と締結するに共に、露、佛、英の三國とも  
隣好條約を結びて、對歐外交は茲に復活す  
るに至れり。

約の不利なる點を修正せんが爲に、岩倉具  
視を特命全權大使として國書を奉じて歐米  
の地に遣はし、が、遂に修正の目的は達せ  
ざりき。雖も、彼我の外交關係に大なる裨  
益を與へたり。  
かくて明治十二年には萬國電信條約に加盟  
し、ついで十九年には赤十字條約に加入し、  
對歐關係漸く熟したるを以て、同年政府は  
條約の改正を目的として、各國公使に談判  
を開始せしめ未だ成らず。其後も猶政府は  
屢々條約改正に腐心せしむ雖も功を收むる  
能はざりき。漸く明治二十七年に至り日英  
の間に改正條約を締結したり。時恰も日清  
戰爭開かれ之に依つて我國の實力は世界に  
認められ、隨つて列國我に敬意を表し、皆  
改正に調印するに至り、三十年十二月澳太  
利の調印を以て最後とせり。  
然りし雖も當時の我國力は未だ歐米の間に  
伍して比肩し能はざりしを以て、日清戰爭  
終局の結果は三國の干涉となり、遼東半島  
の還附せられたり。  
而して戦後の清國は世界外交の中心となり  
従つて東亞の天地に最も大なる關係を有す  
る我日本も列國外交に深甚なる關係を生ず

るに至るは勢ひ然らざるを得ず、終に三十  
五年日英攻守同盟の組織となり、或は日露  
の大戦となり講和條約となりて、對歐外交  
の關係は日に深大なるに至り、今や我日本  
帝國は世界の強國と比肩して國運隆々將來  
益多事ならんことを

二 關稅關係

三十九年十月を以て改正實施せられたる輸  
入品關稅稅率法は、過去に於ける稅率法に  
比較して大に面目を改めたるものあり。同  
稅法の規定に依れば、從價稅品の課稅價格  
は、其仕入地、產地又は製造地に於ける原  
價に製造費、運送費、保險料其他輸入港ま  
で到達する間の諸費を加へて算定し、而し  
て又從價稅に代ふるを以て便宜とするもの  
は、勅令を以て六箇月以上の平均價格を算  
出して之を定むる方針なり。こは締盟國の  
中に於て我國の輸出品に對し、不法なる關  
稅を課したる場合に、我國も之に應ずる手  
段を豫じめ備ふるものなり。今我國が外國  
より輸入する物に對し課稅する品目及び稅  
率を示せば、有稅品は十九類五百三十餘種  
に達す。其大要左の如し。

類別	品目	稅率
第一類	植物及動物	從價五分乃至三割
第二類	穀物及種子	從價二割五分乃至四割五分
第三類	飲食物	從價一割四分乃至四割五分
第四類	砂糖及糖菓類	從價四割五分乃至五割
第五類	酒類及酒精	從價一割五分乃至三割
第六類	皮毛骨角牙甲殼類	從價一割乃至三割
第七類	藥材化學藥製藥及調劑藥	從價一割五分乃至三割
第八類	油脂及蠟	從價一割五分乃至三割
第九類	染料顏料及塗料	從價一割五分乃至三割
第十類	糸繩繩索及同材料	從價一割乃至三割
第十一類	布帛及布帛製品	從價一割乃至三割
第十二類	衣服及附屬品	從價一割乃至三割
第十三類	紙紙製品書籍及圖畫	從價一割乃至三割
第十四類	礦物及鑽石	從價一割乃至三割
第十五類	金屬	從價一割乃至三割
第十六類	金屬製品	從價一割乃至三割



類別	品目	稅率
第十七類	陶磁器玻璃器	從價二割乃至四割
第十八類	車輪船舶學術器時計及器種類	從價一割乃至五割
第十九類	雜品	從價一割乃至二十五割

以上十九類中に屬する無稅品は、第一類中栽種用に適する植物、第六類中阿膠製造用又は肥料に適する屑皮、豚毛、獸骨、貝殼、第七類中黃燐及び赤燐、粗製の炭酸曹達格曹達、粗製の硫酸安母紐膜、パラフィンワックス、第十類中生綿、故綿、屑綿、亞麻、大麻、苧麻、ミラー其他の植物纖維、羊毛、山羊毛、及び駱駝毛、第十一類中故綿、第十二類中廣告用印刷物、及印刷物、書籍、習字本、習字本、樂譜本、新聞及び雜誌、設計圖、地圖、海圖及び學術圖、紙幣、銀行券、利札、株券、其他有價證券、屑紙、第十四類中金屬、硝子、墨燐、カイナイト、キーゼライト、カーナライト其他類似の鹽類、クリナライト、硝子、石炭、金剛砂、第十五類中金地金、銀地金、茶鉛、亞鉛二號板、第十六類中本邦通貨及

び外國金銀貨幣、第十七類中屑及び粉玻璃、第十八類中コブラ、海羅、石花菜、包廬、生護謨、生備答百沙、錐形、看板等に於て、是等の無稅品は要するに經濟上の所謂「粗製品若しくは原料に課税するは國家の産業を不振ならしむ」の原則より出でたるに外ならず。

三 外交官志願者出身方法

外交官とは何ぞや 國家が外交官を列國に派遣する所以のものは、是れに依りて國際間の友誼親善を完うし、自國の利益を増進し、權利を保護せんとするものなるが故に、外交官は一事件の發生する度に、駐劄國政府と協議するの職務を負ふものにして、彼の列國會議に派遣せらるゝ外交官の如きは、殆ど商議するを唯一の目的とするものなり。

外交官に必要な性格 外交官に必要な性格の第一は謹慎にして膽大なるにあり。若し夫慎重の態度を失ひ一小事に難儀する時は、事件の觀察を誤り徒らに感情に制せられ、外交談判の主眼とする所を滅却し遂に失敗たるを免れず。第二には冷靜にして感情を制することなり。徒らに感情の激するにまかせて理性を殺す時は、必ず相手國をして之に乗ずるの機會を得しむべし。是獨り外交官のみに必要な性格にあり。然れども外交官にして自己の感情家たるを裝ひ、彼を誘ひて其隙に乗ずるも又一の策略たるを失はず。

謹慎と豪膽と冷靜とに次いで必要な性格は、機敏果斷の二事。事に處して機會を失はざるは亦冷靜なるに起因す。雖も、往々にして外交官が自負心の爲に機會を逸するることなきにあらざる。又果斷にして快刀亂麻を斷つ底の性に富まざるは、相手國をして優柔不斷の間に機會に乗せしむることあるも知るべからざる。

終りに外交官は派遣國の風俗習慣を熟知するに同時に、國際外交の趣味を有し又派遣

外交談判に處する原則

國の寒暖氣候に堪ふる身體の壯健をも必要とす。

外交談判の巧拙は其外交官の經驗と才能とに歸するは明かなれども、今外交談判に際し外交官の服膺すべき原則を獨逸の外交官として有名なマルテンス男の語に藉りて言はん。曰く、談判は是極端を譲るなり、兩者の意見衝突するに因りて談判の必要生ず。若し一方が他者の請求に應ずるにせしは既に談判の要なし、其主張の兩極端が互に關連せるものにして各當事者が自己の主張を正當なりと信するが故に談判は開かるべし。故に談判を開始する以前其取るべき方策を熟考するは慎重なる外交官の忘るべからざるものなり。殊に其談判に關する要點に附隨の事項の區別は明確にせざるべからず。其要點に成功する時は附隨の要求は勞せずして達すべし。其主要なる要求を成功せしめんを欲せば、時に度外の請求を提議して對手の意を探り自己の欲すべき程度を定めざるべからず。若し其主たる條件の請求が一時成功せざる時あるも、之が爲に直に勇氣を挫折するが如きは、外交官として忍す

べからざる缺點なり。又談判の進行中意外の問題を生じ、豫期せざる要求を受くることあるも斷じて狼狽すべからず、冷然事に處する時は其要求が始め確固たる決心に出づるも、彼が不撓の精神に壓せられて終には讓歩すべし。之に反して自國政府の利益のみを觀察して、如何なる場合にも讓歩をなさざるは外交官の一大缺點たり。夫利益は現在にのみあるものにあらず、強ひて其要求を貫徹するも、之が爲に或は一國の感情を害し、延いて政策上不利を來すの恐れある時は寧ろ其一部を棄棄するに若かず假令一時其要求を撤回するも再び之を恢復する機會の到ることをせしめず。而して談判の言語には最も注意せざるべからず。徒らに誇大の辭を弄し強迫に出づる時は、反つて我地位を危くし成功の妨害となる。其談判に至りても狡猾なるべからず、外交上最良の婉曲は常に完全なる信實と一致するは、是外交官が寸時も忘るべし。此能はざる格言なり。男の言や以て外交官の玉條として遵守すべく、又以て一般所謂掛引の衝に當る者の服膺すべき言なり。

入學すべき學校の選擇 海外勤務の高

四 外交官に關する法規

試驗科目 (一)論文 (二)第一次試驗、作文(公文摘要)、口述要領筆記、外國語(三)憲法、國際私法、國際公法、選擇科目、財政學、刑法、刑事訴訟法、外交史、行政法、商業學、商業史(外國語は英獨佛の一箇國語を選擇す)



外務省官制(抄)

一 外務大臣ハ外國ニ關スル政務ノ施行外國ニ於ケル帝國商業ノ保護及外國在留帝國臣民ニ關スル事務ヲ管理シ外交官及領事官ヲ指揮ス

一 大臣官房ニ於テハ通則ニ據ルモノハ外帝國ニ駐在スル各國外交官領事官外國人勸諭條約書保管文章翻譯ニ關スル事務ヲ掌ル

一 政務局ニ於テハ外交ニ關スル事務ヲ掌ル

一 通商局ニ於テハ通商航海及移民ニ關スル事務ヲ掌ル

一 外務省ニ翻譯官四人ヲ置キ委任トス文章翻譯ニ從事ス

一 外務省ニ翻譯官補六人ヲ置キ列任トス上官ノ指揮ヲ承ケ文書及通譯ニ從事ス

一 外交官及領事官制(抄)

一 外交官ハ特命全權大使、特命全權公使、大使館參事官、辦理公使、大使官一等書記官、大使館二等書記官、大使館三等書記官、公使館一等書記官、公使館二等書記官、公使館三等書記官及外交官補トス

一 特命全權大使ハ親任トシ特命全權公使、大使館參事官及辦理公使ハ勅任トシ其他ノ外交官ハ委任トス

一 領事官ハ總領事、領事、副領事及領事官補トス

一 總領事、領事、副領事及領事官補ハ委任トス

一 外交官ヲ置カサル地ニ於テハ外交事務官ヲ置クコトヲ得

一 外交事務官ハ領事官ヲシテ之ヲ兼シシム

一 領事官ヲ置カサル地ニ於テハ貿易事務官又ハ貿易事務官ハ委任トシ名譽領事、名譽副領事ハ委任ヲ得トス

一 大使館、公使館、領事館及貿易事務館ニ外務書記生ヲ置ク

一 英吉利語、佛蘭西語及獨逸語以外ノ外國語ノ通譯ヲ要スル大使館及公使館ニ大使館一等通譯官、大使館二等通譯官、公使館一等通譯官及公使館二等通譯官ヲ置クコトヲ得

一 大使館一等通譯官、大使館二等通譯官、公使館一等通譯官及公使館二等通譯官ハ委任トス

一 英吉利語、佛蘭西語及獨逸語以外ノ外國語ノ通譯ヲ要スル大使館、公使館、領事館及貿易事務館ニ外務通譯生ヲ置クコトヲ得

一 外務通譯生ハ列任トス

一 外交官又ハ領事官ニシテ一時外國在勤ヲ免シタル者ヲ待命トス

一 待命ノ外交官及領事官ハ其ノ本官ヲ奉シテ職務セシ其ノ他本令及公使館領事館費用條例ニ特別ノ規定アル事項ヲ除ク外總テ在職官更ト異ルコトナシ

一 待命ノ外交官及領事官ハ臨時外務省ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ在職官更ニ關スル規定ヲ適用ス

一 待命ノ滿三箇年ヲ以テ期トス期滿ツレハ其ノ官ヲ免スルモノトス

一 待命ノ外交官及領事官ニハ休職ヲ命スルコトヲ得

一 前各項ノ規定ハ貿易事務官、大使館一等通譯官、大使館二等通譯官、公使館一等通譯官及公使館二等通譯官ニ適用ス

五 移民渡航手續

移民ノ目的を以て海外へ渡航せんことを欲する

者は行政廳の許可を得るにあらざれば渡航し能はざるものこす。若し之が許可を受けんと欲する者は先づ渡航先の地名、渡航の目的及び渡航の年限を詳記して原籍地の地方長官東京府に在りては警視總監へ出願するものにして、渡航先が暹羅國、伯刺西爾國、秘魯國、亞弗利加洲、澳洲及び南洋諸島、墨西哥、智利國、亞爾然丁國等の場合に於ては、保證人二人以上を要するものにして、萬一渡航者が疾病其他困難の場合に遭遇する時は、保證人之を救助し又は歸國せしむる義務を有す。若し行政廳に於て之を救助し或は歸國せしめたる時は、其費用は保證人之を辨償せざるべからず。

外國旅券規則

第一條 外國へ旅行スル者ニ下付スル旅券ハ外務大臣之ヲ發給シ外國ニ於テハ帝國大使、公使、領事官及貿易事務官ヲシテ之ヲ發給セシム

第二條 旅券ノ下付ヲ請フ者ハ書面ニ左ノ事項ヲ記載シ之ニ戶籍簿本又ハ其ノ氏名、本籍地及身分ヲ證明スヘキ文書ヲ添附シ內國ニ於テハ本籍又ハ所在地ノ地方上級行政廳(東京府

下ニ在リテハ移民ニ限リ警視廳)關東州ニ於テハ關東都督府、外國ニ於テハ在外公使館ニ出願スヘシ但シ關東州ニ於テハ關東都督、外國ニ於テハ帝國大使、公使、領事官又ハ貿易事務官ノ認定ニ依リ戶籍簿本又ハ其ノ他ノ文書ノ添附ヲ省略セシムルコトヲ得

一 氏名(片假名ヲ以テ傍訓ヲ附スヘシ)

二 本籍地(本籍地ト所在地ト異ナルトキハ所在地ヲ併記スヘシ)

三 身分(自主、家族ノ別、家族ナルトキハ戶主ノ氏名及戶主トシテ續柄ヲ記載スヘシ)

四 年齢(滿何年若ハ何年何月何日生)

五 職業

六 旅行地名

七 旅行ノ目的

旅券ノ下付ヲ請フ者北海道又ハ長崎縣下對馬ニ本籍者ハ所在地ヲ有スルトキハ前者ハ領館支廳ニ後者ハ對馬島廳ニ出願スルコトヲ得

第三條 臺灣ニ於ケル旅券ノ下付ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依ル(中略)

第四條 韓國ニ在ル帝國臣民ニ對スル旅券ノ下付ハ統監ノ定ムル所ニ依ル

第五條 內國、關東州及韓國以外ノ外國ニ在ル韓國民ノ旅券ノ下付及査証ニ對シテハ本令ノ規定ヲ準用ス但シ內國ニ於テハ北海道廳、東京府、京都府、神奈川縣、兵庫縣、長崎縣、新潟縣及福井縣ニ限リ旅券ノ下付ヲ出願スルコトヲ得

前項ノ出願ノ場合ニ於テハ本籍地ノ記載及戶籍簿本ノ添附ヲ省略セシムルコトヲ得

第六條 (略)

第七條 移民保護法ノ規定ニ依リ移民取扱人ニ依ル移民又ハ保證人ヲ要スル移民ニシテ第二

條ノ出願ヲ爲ストキハ移民取扱人又ハ保證人ノ連署ヲ要ス

第八條 第二條ノ規定ニ依リ內國及關東州ニ於テ旅券ノ下付ヲ受ケル者ハ一枚ニ付キ金一圓ニ相當スル收入印紙ヲ旅券領取證ニ貼付スヘシ

外國ニ於テ帝國大使及公使ノ徵收スヘキ旅券下付手續料ハ明治三十三年外務省令第三號ノ規定ニ依ル

第九條 旅券ノ下付ヲ受ケル者ハ其ノ券面ニ署名スヘシ若シ署名スルコト能ハサルトキハ代署セシメ本人之ニ實印ヲ捺捺スヘシ

旅券面ニ査証アルコトヲ必要トスル國ニ旅行スル者ハ其ノ定ムル所ニ依リ査証ヲ受ケヘシ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ旅券ノ下付ヲ受ケルコトヲ得ス

但シ第二號ニ該當スル者ハ清國又ハ韓國ニ旅行セムトスル場合ヲ除クノ外此ノ限ニ在ラス

一 豫戒命令中ノ者

二 清國又ハ韓國在留禁止命令中ノ者

第十一條 第二條ノ規定ニ依リ旅券ノ下付ヲ受ケタル後六箇月以内ニ出發セサル者ハ旅券ヲ返納スヘシ

第十二條 旅行者歸國者ハ歸著シタルトキハ旅券ヲ返納スヘシ

旅券ノ下付ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ其ノ遺族ヨリ之ヲ返納スヘシ

第十三條 商業漁業其ノ他特定ノ地ニ數次往復スル者ハ歸國者ハ歸著毎ニ其ノ旅券ヲ返納スルヲ要セス但シ旅券領取日ヨリ三箇年ヲ過キテ歸國者ハ歸著スルトキハ之ヲ返納スヘシ

前項特定ノ地ハ外務大臣之ヲ告示ス

第十四條 旅行十年ニ及ビ歸國セサル者ハ旅券

六 大使公使及領事館所在

チ領取シタルトキヨリ十年以内ニ帝國大使、公使、領事官又ハ貿易事務官ノ査証ヲ受ケヘシ其ノ後十年ニ及フ毎ニ亦同シ

第十五條 旅券ノ下付ヲ受ケタル者第十條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ第二條第一項第一號乃至第三號第六號及第七號ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ直ニ旅券ヲ返納スヘシ

第十六條 旅券ヲ紛失シタルトキハ直ニ届出ツヘシ之ヲ發見シタルトキ亦同シ(下略)

大使館 英吉利國、亞米利加合衆國、佛蘭西國、獨逸國、伊太利國、奧太利國、露西亞國、公使館 和蘭國、清國、墨西哥國、暹羅國、伯刺西爾國、白其義國、西班牙國、瑞典國、智利國

總領事 倫敦、紐育、桑港、オックヲ、ホノルル、シドニー、浦潮斯德、哈爾濱、奉天、間島、天津、上海、漢口、廣東、香港、カルカッタ

領事館 莫斯科、アングヰルン、里昂、シカゴ、ボートランド、シヤトル、曉香坡、里馬、ニコラエウスク、齊、哈爾、吉林、長春、鐵嶺、遼陽、安東、牛莊、芝罘、蘇州、杭州、南京、長沙、沙市、重慶、福州、廈門、汕頭、新嘉坡、孟買、マニラ、パタヒヤ



拜啓、先夜は突然拜訪、奉<sub>レ</sub>獲<sub>二</sub>面謁<sub>一</sub>二十年來の傾想を慰し、喜躍之至に奉存候。然ば小生も又々用向有之、昨夕此表へ罷還候。此間面陳仕候一條は如何なる消息にて御座候やらん、下田まで出候と申船も、一昨日迄猿島にかゝり居候と、根岸の土人横濱のものに語り候と申事、昨日此者へ歸りがけ承候。御助力等にて、下田の事に異議起り候故の義歟。夫に致候ても、奉<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>拜謁<sub>一</sub>候ひしは二十一日の夜にて、二艘の船の發し候は、二十二日朝の事にて候へば、其船の直に猿島邊に躊躇候は不審の儀に被存候。何分御聞込被<sub>レ</sub>成候儀は、無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候歟。昨夕罷還、長岡藩衆に面會承候へば、下田の策は兼て愚察の通り、果して江川氏より出候に相違無之と申事に候。此人一人の爲には、一時の巧策とも可申候へども、皇國の爲には、千載の失計に歸し申候。我が攻守に不便に候地へ、敵を引入候はんは、三尺の童子も、猶其害を知り候事に御座候。然るを此人好て此計を進めしは、例の卑に隨て高を成さんと欲するの陋見たり自分の

管轄候處の地にして、彼陸行不便の絶地なるを幸とし、洋人の學術技藝をも外手にしらせず、吾手にて獨り先づ學び得候はんと企候事と被察候。誠に惡むべき私計と存申候。一旦已む事を得ずして敵に地を借し地を與へ候ても從來我力を以て制し易き所を擇び候事當然の事と奉存候。是等申上候までも無之、御同案の儀に可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候へば、何分にも御力を御盡し、早く下田の儀御延引に相成候様御計策所祈に御座候。其地を以て横濱の近地に改め碇泊の洋船を望んで、勾踐が朝暮の膽と成し候はんと申候。又是に繼ぐの一策にて御座候。先夜も被仰候通り、遠地と申處、當今の大禁忌に可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候へ共、其大禁忌にて候故に、又對症の大良藥と爲し候義に御座候。只今禍を轉じて福と爲し、敗を變じて功と成し候の策、恐くは此外に有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候敷と奉存候間、先夕も推集又此殘面をも呈し候儀に御座候。千萬心照不宣。

藤田誠之進様

佐久間修理

# 法律

## 第一章 法理大要

法理とは法律規則に通ずる原理にして、法律の如く人意を以て規定したるものに非ず。法理は自然に存在するものならず。されば法理は法律にあらざるが故に、人民相互亦は人民と國家との間に於ける權利義務の標準となるものにあらず。法理は唯立法者が法律規則を規定する上に於ける標準即ち立法の標準なるものならず。以下法律關係に至る大なる關係を有する法理に就て略叙せん。

### 一人格

人格は總ての法律に至る關係を有するものなるが故に、先づ人格より説明を試みん。人格の意義 人格なる觀念の發生したるは極めて最近の事に屬し、過去に於ては人格は唯自然人にのみ認められ、自然人以外には人として權利義務の主體たるを得ざるもの、如く思惟せられたるも、而も社會の進歩と經濟上の發達は、茲に自然人以外

の人格を認むるに至れり。即ち法律は法人なるもの、目的あるを認定して、法律の擬制に因り人格を附與し、自然人の如く等しく權利義務の本體たることを得る者せり。然れども此に注意すべきは、自然人と謂ひ法人と稱するも、其人格は共に法律の方に依りて附與せらるるものにして、決して固有に有せるものにあらず。

人格の要素 人格の要素は自主獨立の目的と法律の認許とを保護するに於ける要なり。故に人格成立の形式上に於ける要素は、法律の認許し又は保護せらるるものにして、其實質上に於ける要素は自主獨立の目的あること、而して自主獨立の目的は、自己の意思に據りて自由の活動をなし、一定の方向に進むこと是なり。更に之を詳言すれば、

意思 意思なき者は目的を有する理由なし。故に意思なき者は人格の要素を缺く。自由 意思の自由動作を制限せられんか、其制限せられたる意思の動作には眞乎の目的存せざるべし。是自主の目的に非ず。故に自由意思を缺く者は人格の要

素を缺如するものならず。而して形式上の要素としては、法律の認許又は附與、認許とは法律が自然人の人格を認むる事、附與とは法律が會社の如き團體に法人の人格を認め與ふる事ありて是を保護するに在り。然れども自然人は内國人と外國人とを論せず、一般に人格を有するを原則とするが故に、其認許の方法に差異あらず。而も法人に就ては人格附與の形式方法大いに異なるものあり。例へば商會社の如き營利を目的とするものは、一定の準則に従つて法人たるを得るも、公益を目的とする法人の如きは、主務官廳の認許を必要とするものなり。

人格の範圍 人格の範圍は見解の方法によりては、之を公人格と私人格との二に別つを得るも、而も人格は唯一にして公私の區別あるに非ず。要するに人格の範圍は法律に依つて規定せらるるものなるが故に、若し法律にして變更せられんか、從つて亦人格の範圍にも影響あるものならず。されば人格の範圍の廣狹は吾人の利害に大なる關係あるものならず。若し夫他人又は官廳にして吾人の人格を侵害したる場合には、訴訟



を提起して吾人の人格を保護し得るや明かなり。

### 二 權利

**權利の意義** 權利は社會の生存の必要條件の一なりと言ふを得べし。夫多數の人類集合すれば必ず自由なる意思と意思との衝突を來し、法を以て之を規定せざるは必ずや強者は弱者を介して、所謂弱肉強食の慘況現すべし。茲に於て即ち國法に權利制度は存するなり。蓋し權利を認むるは各人の生活を保證し、自主獨立の目的を達せしめんことを意に外ならず。即ち自己の權利内には他人の意思を主張せしめざるなり。之を要するに權利は社會生存の必要條件の一たるなり。

**權利の要素** 權利の要素は意思、法律保護、主權、行爲の四なりとす。  
**意思** 意思なくして權利の發生する理由無し。意思は權利の絕對要素なり。  
**法律の保護** 法律の保護とは、保護せらるる者は自主獨立の目的を認めて、之を達せしめんが爲になす所の保護なり。主權 權利は或目的を達せんがために

有するところのものなるが故に、權利の存在には必ず權利の主權を要素とす。こゝに所謂主權とは人格を意味するものなり。

**行爲** 行爲は消極行爲、積極行爲の二行爲を包含するものにして、權利の要素としての行爲は、所謂純正なるものなりとす。

**權利の分類** 權利は之を分類して公權、私權の二とす。

**公權** 公權とは人格者が意思を主張するに依りて發動する權利なり。即ち人格の自衛ありて、益其安全を致すものなり。

**私權** 私權は人が意思に依りて主張するところを得るものなり。即ち意思を主張して權能を保護せんとするに在り。

### 三 法律

**法律の起因** 法律は人類自然の特性に基因して發達し來れるものとす。人類の相寄り相助けて一家を爲し一國を爲して團體を組織する所以のものは、自然の必要に依りて生ずるものとせざるべからず。彼のポツ

プスやルソンの如き國家契約説を根據せしか、人類は猶孤立して生存し能ふこの意は契約説の裏面よりして斷ずるを得べし。然れども人類は社會組織を離れて生存し能はざるものなり。家を爲し國を爲し社會を爲すは人類特性の發露なり。既に國家社會を組織するを以て人類特性の發露とせば、法律は當然亦人類特性の發露と言はざるべからず。蓋し法律は國家社會の生存條件なればなり。

**法律の觀念** 法律に對する觀念は世の進化と共に變遷したれば、隨つて其説の種々あるは勢ひの然らしむる所とす。左に之を説かむ。

**神意主義** 神意主義に依れば、法律は神の意思に出でたるものとせり。

**人意主義** 人意主義はルソ、リチャ、フーカ等の所説にして法律は人意に出でたりとせり。

**自然主義** 自然主義に依れば、法律は人類自然の性情に基きて出でたるものとせり。

**自由主義** 自由主義に依れば、法律は自由の原則に従ひ、各人の專横を調和す

べき條件即ち法律なりと思惟せり。

法律の觀念に對する以上の諸説は、共に一長一短を免れざれども、又以て他山の石とすべきなり。然れども特に立憲國に於ける法律の觀念は之を明瞭にするの必要あり。歐洲立憲國に於ては、法律は國民の意思なり。國民が之を欲したるより法律成れりとの精神に基きて法律の觀念を説く者あり。然れども我國に於ける法律の觀念は、形式的の意味となり、議會の協賛を経たるものは即ち法律なり。

**法律の意義** 法律の意義を一言にして盡せば、曰く、法律は國家の強行する規則なりと定義するを得。即ち法律は人類の團體に依りて制定せられ、又は認知せられたるものにして、共同生活の目的を達する行爲の規則なりとも云ふを得べし。

**法律の目的** 法律の目的に就ては、積極主義と消極主義との二派あり。積極的に法律の目的を論ずるものは、法律は人民の權利を創定して之を維持し、相互の幸福を増進せしめんことをありと言ひ、消極的に法律の目的を論ずるものは、法律は各人の自由を制限して、各人が互に希望する自由

を和合せしむるにありとせり。思ふに人の權利自由は法律の權威に據りて興へらるる以上、法律の目的は之を保護するにあるは當然なり。

**法律の效力** 法律の效力を別して形式上の效力と實質上の效力との二とすを得。

**形式上の效力** 國家の意思を發するに法律を以てしたる場合には、之を變更するにも亦法律を以て變更せざるべからず憲法第九條に依れば、命令を以て法律を變更し能はざる規定あり。而も命令は法律を以て變更し得るものなり。是法律の形式上の效力なり。

**實質上の效力** 法律の實質上の效力は其法律の規定する實質内容に従つて亦效力を異にするものとす。故に新法が舊法を變更する目的にあらずして、例外を作る主旨のときは、新法の爲に舊法は變更せらるるものにあらず。

**土地に關する效力** 法律は之を公布せる國に於てのみ効力を有するものなり。

**法律の分類** 公法及私法 公法、私法の區別は法律

規定の性質に依つて畧る。即ち一の法律が公の關係なるか將私の關係なるかによりて決するものとす。されば公法とは國家と人民との關係を規定する法律にして、私法とは人民相互の關係を規定する法律なり。憲法、刑法の如きは公法に屬し、民法、商法の如きは私法に屬するものとす。

**成文法及不文法** 成文法、不文法の區別は法律を制定發布する者の意思と其法律の形式とに依りて畧る。形式上より見れば、成文法は文書に記載せられ、不文法は習慣に法律の力を興へたるものにして、成文の如き文書に記載せられざるものなり。然れども習慣法にて強ち文書に記載せられざるものにあらずるが故に制定當局者の意思にも之を徴して決せざるべからず。

**強行法及任意法** 任意法とは一定の範圍を定め、其範圍に入るに否かは任意にして若し其範圍に入りたる時は必ず法律の適用を受くるものとす。民法、商法の如き私法の大部分は任意法なり。強行法とは各人の自由に任せず、必ず禁止し



たる事項は之を爲すを得ざるものなり。  
 (刑法の如きは強行法なり)  
 國內法及國際法 國內法は法律に規定せる關係の國內に限るものにして、國際法は法律に規定せる關係の國外に及ぶものを云ふ。

主法及助法 主法は權利義務の關係を規定せるものを稱し、助法は主法を實行するに當りて如何なる方法を用ゐ、又如何なる手續を履むべきかを定めたる法律なり。

固有法及繼受法 固有法は自國の人情風俗習慣を基礎として制定せるものにして、外法の分子を含まざるものなり。繼受法は外國法の特長を抽出して自國に施行する法律を言ふなり。

通法及特法 通法、特法の區別は法律の行はるゝ範圍に依りて成るゝものなり。即ち全國に共通して行はるゝものは通法なり。而して或一部を限りて行はるゝ法律は特法なり。例へば韓國法規の如きは特法なり。

### 第二章 刑法

刑法の意義 刑法の意義は兩方面より是を解釋することを得。形式上は實質上の二にして、形式上刑法と稱する場合には、刑法典を謂ひ、實質上刑法と云ふ時は、國家の安寧秩序を害する犯罪に對して刑罰を定めたる法律を云ふなり。要するに刑法とは犯罪と刑罰との條目を規定したる法律を指稱す。

刑罰權の基礎 刑罰權の基礎に就ては從來種々なる議論あるも、要するに刑罰は國家の安寧秩序を保護する必要條件にして、國家の利益に適合し又正義に合致するもの即ち刑罰權の基礎たるなり。

犯罪の定義 犯罪とは國家の安寧秩序を害す所爲なり。詳言すれば、法律が國家の安寧秩序を害するものとして刑罰なる制裁の下に命令し、若しくは禁止する所爲なり。

犯罪の種類 犯罪の種類は各方面より之を觀察して、左の如く區分することを得。行犯及不行犯 行犯とは法律の禁ずることを行ふを謂ひ、不行犯とは行犯の反對に命令することを怠るを云ふ。  
 有意犯及無意犯 有意犯とは犯罪の

意思ありて犯罪を構成するものを稱す。(例へば強盜、竊盜の如き無意犯は犯罪の意思あらずして犯罪を構成するものを云ふ。(例へば過失殺傷の如き))  
 即成犯及繼續犯 即成犯とは犯罪の所爲ありて直に其局を結ぶものにして、大部分の犯罪は即成犯とす。又繼續犯とは幾日かの間繼續せらるゝものを云ふ。(例へば罪人を藏匿するが如き)  
 接續犯及單行犯 接續犯とは一の犯罪目的を達する爲に數度に之を行ふものなれども、犯罪は一度にても着手すれば成立するものなり。單行犯は一度所爲を行へば直に犯罪となるものなり。

慣行犯 慣行犯とは數度所爲を重ね、即ち慣行なりと認められて犯罪となるものを謂ふ。(例へば無免許にて醫業を行ふが如き)  
 現行犯及非現行犯 現行犯とは現に行ひ又は行ひ終りたる時に發覺したるものを稱し、非現行犯とは犯罪の事實ありて後發覺したるものを謂ふ。

常事犯及國事犯 常事犯とは一般の犯罪を稱し、國事犯とは直接政治上の秩序を紊す犯罪にして、政府を轉覆せしめんことを企てるが如き、或は内亂外患に對する罪の如きを云ふ。而して國事犯、常事犯の相異なる點は、常事犯にありては定役に服するも、國事犯にありては定役なく、而して兩犯とも裁判管轄を異にし又逃亡處分を異にす。(例へば外國の國事犯人、內國に逃亡し來り、從令本國政府の請求あるも之を渡さず)

通常犯及特別犯 通常犯とは普通刑に於ける犯罪を稱し、特別犯とは特別法に於ける犯罪を云ひ、彼の軍人軍屬の爲に規定せられたる犯罪の如し。  
 附帶犯及非附帶犯 附帶犯とは二以上の密接なる關係ある犯罪を云ひ、非附帶犯とは獨立して存在する犯罪を稱す。  
 重罪 輕罪及違警罪 重罪、輕罪、違警罪の三犯罪の區別は明瞭に之を知る能はず。犯罪所爲の刑罰の適用に依りて三者孰れに屬するかを知るの外無しとす。

### 一 犯罪の責任

犯罪の責任に就ては是亦學者の見解を異にするものあれども、現行法の法理に於ては

犯罪を構成するに識別力、自由、犯罪の三要素を必要條件とせり。若し一の犯罪行爲にして此要素を缺如する時は、所謂不論罪として犯罪を構成せざるものとせり。不論罪とは即ち罪を論ぜざるに非ずして罪として論ぜざるなり。

識別力 識別力とは正邪を辨識し善惡を判別する各人の能力にして、此能力を喪失せるもの、所爲は、不論罪として犯罪を構成せざるものとす。而して該能力喪失の原因には通常の場合と特別の場合との二あり一は幼者にして一は智覺精神を失へるものなり。

幼者 人の辨識力は其發達如何に因りて早晩の區別あるは免れずと雖も、大體に於て識別力の全く缺くる時期と、識別有無未定の時期と、識別力具備確實の時期との三時期に區別するを得。然れども此時期にても各人に依りて異なるが故に立法上の方法としては、現行法は法律之を推定して裁判官之に斟酌を加ふることをせり。癡癡者の罪を犯したる場合には現行法は十二歳未滿の幼者と同等の地位に置きり。

智覺精神を喪失せる者 智覺精神を喪失する原因には種々ありと雖も、法律は唯之を事實に徴して一般の規定を設けたり。彼の醉狂の如きも喪失者の内に入るものとす。然れども犯罪を免れんが爲に、故らに酒に勇を借るが如きは、不論罪を適用すべきものに非ず。  
 自由 自由を拘束せられ、抗拒すべからざる強制に餘義なくせられて犯したる罪は、犯罪を構成せざるものとす。  
 犯意 犯意とは法律が罪として規定したる犯罪事實を行ふ意思を謂ふものにして、犯罪を構成するは是非も犯意を必要とするが故に、若し犯意なき所爲は不論罪として之を罰する能はざるものとす。然れども此原則の例外として、過失罪は假令犯意なきも、法律は其不注意の所爲を責むるものなり。

正當防衛 正當防衛は其性質上一般の不論罪と異なれり。假令正當防衛の結果犯罪を生ずるも、正當防衛は權利の實行に基因する行爲なるが故に、刑法上の責任は全然なきものとす。

### 二 犯罪の體狀



未遂罪 未遂罪は實行に着手して障礙に遭遇し、之を遂ぐることを能はざるものを稱す。勿論犯罪は意思の作用が外部の實際に現れて、始めて構成するものなり。雖も外部の實際に於ても亦之を豫備の所爲に實行に區別せざるべからず。豫備の所爲は人を殺さんが爲に兇器を購求するが如きを云ふものにして一般に之を罰せざるを恒す。而も事の重大なるものを罰す。例へば皇室に對する罪の如き(幸徳秋水一派の罪は將に之に當る)要するに豫備の所爲に於ては未遂罪の生ずる理由無く、實際に行はんとして意外の出來事に因りて犯罪の目的を達せざる時に始めて未遂罪は生ずるものなり。而して彼の犯罪者が悔悟の爲に其所爲を中止したる時は未遂罪に非ず。數人共犯 數人共犯は二人以上相連合して一罪を犯すものにして、之を別して正犯犯の二ニす。正犯は犯罪を實行したるものにして、從犯は實行を補助したる者を云ふ。然れども犯罪實行以前に於ては教唆者を正犯とし豫備所爲者を從犯とす。教唆して犯罪を構成せしめたる時は教唆者を正犯とすれども、若し犯罪が教唆より重

三刑罰

死刑 死刑は司法大臣の命令を待つて密に獄内に於て絞首するものなり。但し祭日は之を執行せず。又刑人懐胎中も之を執行せず。而して分娩後一百日を経過せざれば執行せざるものなり。徒刑及流刑 徒刑には有期、無期の二あり。島地に送りて定役に服せしむる流刑にも有期、無期の二あり。而して定役に服せしむるものは常事犯に限り、國事犯には定役を課せず。懲役及禁獄 懲役は内地の獄に入れて

き場合には其指定したる犯罪に從ひ、又輕き時は現に實行したる程度に於て教唆したるもの、罪を定むるものなり。主刑 現行刑法は主刑を分ちて左の六種に區別せり。死刑 死刑は司法大臣の命令を待つて密に獄内に於て絞首するものなり。但し祭日は之を執行せず。又刑人懐胎中も之を執行せず。而して分娩後一百日を経過せざれば執行せざるものなり。徒刑及流刑 徒刑には有期、無期の二あり。島地に送りて定役に服せしむる流刑にも有期、無期の二あり。而して定役に服せしむるものは常事犯に限り、國事犯には定役を課せず。懲役及禁獄 懲役は内地の獄に入れて

定役に服せしむるものにして、重懲役、輕懲役の二あり。雖も、要するに期間の異なるに依りて別る。禁獄は國事犯に科する刑にして、内地の獄に入る、も定役に服せしめず。而して禁獄にも輕重の區別あれど、其科刑期間の異なるに依りて生ずるものなり。禁錮及罰金 禁錮は輕罪の主刑にして期間の如何に係らず服役の有無に因りて輕重を分ち、罰金は財産刑の一種にして、大概は附加刑なれども、過失罪の如きは罰金を以て主刑とせり。若し罰金を納入せざる時は、一日一圓の換算にて禁錮に替ふるものなり。拘留及科料 拘留及び科料は共に違警罪に科する刑罰にして拘留は留置せらるるも定役無く、科料は裁判確定後十日以内に完納するものなり。附加刑 附加刑は之を區別して左の三種にす。

公權剝奪 公權剝奪は其性質上名譽刑の一種にして、結果の財産に及ぶものは間接の效力たるの外ならず。重罪には終身是を附加するものにして、該刑の重なり、犯罪の發覺以前に於てするものは是なり。裁判上の加重減輕 酌減減輕は法律の減なり。寛大を旨とするが故に裁判上に於ては加重なくして唯減輕あるのみ。裁判上の加重減輕は裁判官事實の状況を斟酌して之を爲すものなり。加減例 刑罰を加重減輕するに制限あり。加重して死刑に入る、こゝに、加重して輕罪を重罪に入る、こゝに、違警罪を加重して輕罪に入る、こゝを得ざるものなり。之と同様に減輕にも制限あり。例へば輕罪は禁錮罰金との二あるを、減輕して之が刑名を變じ能はざるものなり。加減順序 加重減輕したる時は其加減せられたる刑を以て本刑とし、次に再犯加重、宥恕減輕、自首減輕、酌量減輕の順序に従ひて刑罰を加減するものなり。數罪俱發 數罪俱發は一人が二以上の罪を犯したるも、未だ裁判確定せざる以前に發覺した場合を謂ふものにして、此場合に於ては其犯罪中、一の最も重きものに據りて處断せらるるものなり。

るものは、例へば國民としての公權、官吏たるの權、兵役に服するの權等なり。公權停止 公權停止は禁錮に附加する刑にして、又監視の期間中にも之を附加するものなり。要するに一定の時期内公權を剝奪せらるるものなり。罰金及沒收 罰金は禁錮に附加する刑にして宣告を必要とするものなり。沒收は犯罪に直接關係ありたるものにして之を行ふものにして、例へば犯罪の用に供したる物件即ち殺人犯に關する刀劍の如き是なり。

四 執行猶豫及假出獄

執行猶豫 刑の輕き者を入獄せしむるは刑罰の目的を達する路にありして反つて惡染するの懼れあり。故に執行猶豫の特典を與へて、去惡歸善の效を奏せんとするに在り。假出獄及免幽閉 假出獄は刑に處せられたる者にして獄則を遵守し改心の狀あるものを一時出獄せしむるを云ふ。免幽閉は無期流刑にして五年を経過し、有期流刑三年を経過すれば、島地を限定して

住居せしむるものを云ふ。蓋し兩者共に改悛を獎勵する主旨に外ならず。五 刑罰の加重減輕 刑罰の輕重は犯罪の輕重に從ふは當然にして、是刑法の目的とする所なり。而して刑罰の加重減輕には種々なる制度あれども、我國に於ては法律の定むる範圍内に於て裁判官の意思に依りて加重減輕を行ふこと、せり。刑罰の加重減輕に、法律上の加減と裁判上の加減との二あり。兩者の異なる點は、法律上の加重減輕にありては刑名を變ずるも裁判上の加重減輕にありては刑名を變ぜざるものなり。法律上の加減には事實の上に於ける加減と犯人の身分に於ける加減とあり。兇器を携へて竊盜をなすが如きは事實上加重すべきものにして、又前科數犯者の犯せる罪の如きは身分に基きて加重すべきものなり。而して法律上の減輕は即ち宥恕減輕なり。例へば未成年者の犯罪の如き或は自首の如き是なり。自首には二の條件を必要とす。即ち官に自首するこ

六 刑罰の消滅



刑罰の消滅は云ふまでもなく犯罪者に對する刑罰の終了を云ふものにして、其消滅原因には、犯人の死去、刑罰の執行終了、大赦、特赦、復讐、時効等あれども、刑の執行終了、犯人死去に依りて刑罰の消滅するは明白なるが故に、茲には唯大赦、特赦、復讐、時効の四に就て略叙せん。

大赦及特赦 大赦とは天皇の大權に依つて犯罪者に對し、過去未來に犯罪者たるの姓名を消滅するものを稱し、特赦とは刑罰の執行を免除するものなり。要するに大赦は罪を目的とし、特赦は人を目的とす。而して大赦は何時たりとも之を下すことを得るも、特赦は裁判確定後にあらざれば下すことを得ず。

復讐 復讐は天皇の大權に因つて犯罪の爲刑罰せられたる公權を回復する者なり。時効 時効とは一定の年數を経過する時は、民法上の請求權又は犯罪の刑罰權の消滅することにして、現行刑法は一定の時期の經過に對して、刑罰の消滅原因たるの效力を認む。即ち時効期間は違背罪は六箇月、輕罪は三箇年、重罪は十箇年を以て時効に惡る旨を規定せり。而して時効の期間は犯

罪成立の日より之を起算するものにして、若し起訴豫審又は公判の手續ありたる時は其期間を中斷するものにして、其手續の止みたる時より更に時効の期間を開始するものとす。

### 第三章 民法

民法は私法的關係を規定したる法規の大體を指稱するものにて、私法的關係とは法律が私人の存在及び生活を保護するにより生ずる關係にして、親族上の婚姻或は相続又は物權上の財産關係なり。民法は私人的關係なりと雖も、商法の如く其他私法關係にして民法中に入らざるものもあり。

#### 一 物權法

物權とは之を簡單に言へば、物の上に行はる權利なり。故に此權利を有する者は其目的物を直接に自己の意思に服従せしむるを得。若し物權が他人の物の上にある場合には左の效力あり。

追及權 追及權とは物權が假令他人の手に存するも、權利者が其物の所在によつて其權利を行ふことを得るものを云ふ。

優先權 物權は物の上に行はる權利なるが故に、之を取得したるものは後に取得したるものより優先權を有するものなり。即ち優先權とは同一の物に對して權利を有する者數人ある時、最初に權利を有したるもの之を取得し得る權利なり。

不可分權 物權の性質上物の全部に權利行はれざるべからず。例へば抵當物に對して一部分の辨濟ありたるが爲に、抵當權を分割解除するを得ず。

設定及移轉 過去に於ては物權の移轉及び設定は物の引渡しに依りて效力ありたるも、現今に於ては當事者間の意思表示に據りて效力あるものとせり。然れども第三者に對する效力は一定の條件を要す。不動産に於ては登記をなして後第三者に對抗し、動産に於ては譲渡しを以て效力あるものとす。

占有權 占有權とは自己の爲にするの意思ありて物を所有する權利を云ふ。故に占有權には物を所持す云ふ事實(手に有せざるも權力範圍にあれば可なり)と、自己の物にするの意思とを具備せざるべからず。

永小作權 永小作權とは小作料を支拂ひて他人の土地に耕作又は牧畜を爲すの權利にして、永小作權は其目的以内に於ては其土地を隨意に使用し得れども、永久の損害を土地に與ふべき變更は爲すべからざるものとす。而して永小作權の存續期間は慣習ある場合の外二十年以上五十年以下と定め、若し二十年以下の小作を設定せば、これは永小作權にあらずして、土地賃貸借に屬するものとす。

地役權 地役權とは土地を所有する者が他人の土地を自己の便宜に供する權利にして、該權利の設定には二箇の土地、所有者を異にし、而して自己の土地の便宜の爲に他人の土地を使用するにあり。地役權の設定は、人意に依りてせらるるものとす。其消滅原因は主として權利を行はざるにあり。即ち二十年間權利を行はざる時は消滅に歸するものとす。

擔保物權 擔保物權とは債權の擔保に

而して占有權の効力は全體に於て(本權訴訟に被告たるの利益)占有は一の證據にして法律は占有の存する所に所有權存在するものと推定す(二)果實取得の利益(占有者は占有物より生ずる果實を取得することを得)(三)取得時効利益(一定の期間を経れば時効に依りて所有者となるを得)四占有訴訟の利益(占有の現在を妨害する者に對して占有保持の訴權を云ふ)等にして、其消滅原因は占有者の意思の拋棄(其所持を失ふ時に在るなり)。

所有權 所有權とは物を處分する權利にして之を嚴密に云へば、使用、收益、處分の三權利を包含するものなり。即ち使用權とは物を自己の利益の爲に用ふる權利なり。收益權とは物の果實を取收する權利なり。處分權とは人が任意に物を處分する權利なり。例へば物を讓與するが如き消費するが如き、又は物の性質を變ずるが如き、皆此處分の内に入るものとす。然れども所有權は絕對無制限のものに非ず、法律は所有權を制限することを得。彼の爆裂薬を所持するを禁ずるが如き是なり。

而して所有權の取得及び消滅は、一般の權

利得表の外に占先及び添附に關する規定あり。先占とは所有するの意思を以て所有主なきものを占有するを云ひ、添附とは一の所有物に他の物の附加するを云ふ。例へば不動産にありては、水路の變換によりて漸次地生じたる場合に、其漸次地は地面所有者の所有に歸するが如き、又動産にありては主たるものに當然附隨するもの、如き然りとす。

借地權 物權は特に物の上のみ行はるるものに非ず。亦他人の物の上に行はるることあり。茲に於て物權生ず。他物權とは他人の所有物の上にある物權にして、用益權、使用權、住居權、永小作權、地上權、地役權、留置權、質權、抵當權等にして、之を對人役權、物上役權とも稱す。我民法に於ては對人役權として地上權、永小作權の二權利を定めたり。

地上權 工作物又は竹木を所有する爲に他人の所有地を使用する權利にして、該權利を有するものは其工作物又は竹木に對しては所有權を有するも、其土地に就ては唯使用權を有するのみ。而して地上權の設定は當事者間の合意に依りて有



供せらるゝものにして従たる権利の一種なり。而して擔保物權は法律の規定に由り又は人意に由りて生ずるものす。法律の規定に由るものは留置權及び先取特權にして、人意に由るものは質權及び抵當權なり。蓋し法律の規定に依るものは公益を保護せんが爲なり。

留置權 留置權とは占有者が其占有物に關する債權に就き、債務者が辨済期に到るも辨済をなさざる場合に、其債務履行まで占有を保持する權利なり。留置權は其性質上不可分なるが故に、全部の辨済まで留置物を留置するを得るものす。

先取特權 先取特權とは法律が規定せる債權の原因に依り、一の債權者が他の債權者に先んじて債務の辨済をなさしむる權利にして、先取特權は當事者の意向如何に拘らず法律の規定に由るものす。質權 質權とは債務者が第三者へ交附したる物(不動産、動産、財産權)に對して、其物の價格にて債權の擔保となる權利にして、其種類は權利の性質に依りて區別あれども、其目的物に由りて動産質

不動産質、權利質の三種にす。而して動産質の權利者は其目的物占有の保持に止まり、不動産質權者は質物の用方に從ひて使用収益するを得、權利質權者は債權讓渡の規定を準用せらるゝものなり。

抵當權 抵當權とは債權者が債務者又は第三者より其占有を移さずして、不動産を債權者が擔保せしむる權利にて特に不動産を目的物とす。然れども不動産たる地上權又は永小作權を目的物として擔保に供せしむることを得。

抵當權は不動産權なるが故に、第三者に對して有效たらんには、登記に依りて公示せざるべからず。若し一個の不動産に對して數個の抵當權ある時は、債權者間に於ける配當加入の順位は、登記の日附に依りて前後を定むるものす。即ち日附の前後は順位の前後を決するなり。

二 債權法

債權とは特定の人をして或特定のものをなし又はなさしむる權利なり。故に債權は人の行爲を目的とし、物權は物を支配し又は

物を目的とす。故に物權は直接物の上に權利行はれ、而して債權は物權と異なり、人の行爲を目的として其行爲を支配するものなり。假令債權が物の給付を目的とするも開は間接の目的のみ。其直接の目的は物の給付なる行爲を目的とするなり。故に債權は特定人の行爲を支配する權利なり。

契約 契約とは債權を生ずる合意なり。即ち合意なるが故に二人以上の意思の合致なかるべからず。而して合意の目的は債權關係を生ぜしむるにあらざるべからず。契約の種類は之を區別して雙務契約(當事者雙方が義務を負担す、例へば買賣の如き)片務契約(當事者の一方のみが義務を負ふもの)有償契約(當事者相互に利益を得る契約)無償契約(當事者の一方のみ利益を得、例へば無利息貸借の如き)諾成契約(當事者の意思の合致に依りて成立す)要物契約(當事者の意思の合致の外、目的物を引渡す義務)要式契約(方式を要する契約、例へば土地家屋の買賣の如き)不要式契約(方式に依らざる契約、普通の買賣の如き)主たる契約(他の契約の成立に關せず獨立して效力を生ずる契約、例へば買賣の如き)従たる

契約(成立に從ひて效力を生ずる契約)保證、質、抵當權の如き有名契約(法律上名稱を有する契約、例へば買賣、交換、代理の如き)無名契約(例へば豫約の如き)等にして契約の効力は當事者を拘束するものす。而して契約は法律の規定又は契約に依りて之を解除するを得。契約に因りて解除する時は其條件を示し、法律に因りて解除する時は當然行はるゝものす。例へば一方の債務が他の不履行に依りて當然解除せらるるが如き然り。

事務管理 事務管理とは義務なくして他人の爲に事務を管理するものにして、舊法律は事務管理を以て不當利得の一種とせり即ち委任なくして他人の事務に干渉するは不當なりとし、之に依りて生じたる關係は不當利得の下に規定せり。然れども現行法は事務管理を認め、本人及び管理人の間に債權債務の關係を生ずるものせり。

而して管理人の義務は管理を始めた時本人に通知し、本人又は相續人の管理をなすまで之を繼續す。而して其管理は本人の利益に反すべからず。若し義務を缺き損害を與へたる時は賠償の責任あり。而して其權

利は本人の爲に出でたる費用の償還を求め又本人の意思に反して管理をなしたる場合には、本人が受けたる利益の限度に於て償還を請求するを得るものす。

不當利得 法律上理由なくして他人の財産其他のものに依り利益を獲得したる結果其人に損害を與へたる時は之を返還せざるべからず。是不當利得なればなり。而して不當利得の發生する主なる原因は、債務なきに債務ありと誤信して辨済せしめ或は不當の手数料を徴収するが如き是なり。

不法行爲 故意又は過失に原因して他人の權利を侵害するを不法行爲と謂ふ。是契約に依らざる債權の一種に數ふ。不法行爲に由りて損害賠償の責任あるは言を俟たず而して自己のなさざる行爲たりと雖も、若し自己の監督すべき者の行爲にして不法なる時は、自己其責任に當らざるべからず。而して損害賠償は必ずしも財産のみにあらず。名譽を害したる場合にも賠償するものにして、此場合に於ける賠償は裁判所に於て適當なる方法を命ずるものす。

債權の效力 債務が圓滿に履行せられた

る場合は債權の效力問題生ぜず。然れども債務の履行なく或は履行遅滞したる時は即ち債權の效力生ず。

遲滞の責任 辨済の時期に制限ある時は、其時期の到来と共に當然辨済すべきや明かなり。若し期限來りて辨済せざる時は遲滞の責任を免れず。又時期に制限なき債務に於ては債權者の催告ありたる時を以て期限到來とみなし遲滞の責任生ず。又債權者の催告なきも債務者が期限到來を自覺したる時は遲滞の責任生ずるものなり。

強制履行 債務の履行をなさざる時は債權者は其履行を裁判所に請求することを得、是強制履行なり。然れども強制履行は如何なる場合にも行はるゝものか云ふに然らず。即ち債務を目的としての債權存したる時は強制履行をなし能はず蓋し強ひて履行せしめんせんか人身を拘束すればなり。此場合には強制履行は行はれずして損害賠償を訴ふるものす。

損害賠償 損害賠償とは裁判所の判決に依りて、債務者が不履行より生じたる



損害を債権者に賠償するものにして、普通金銭を以て之を一定す。而して賠償格を定むるには通常生すべき標準に據るものなり。以上は物に依りて算れる損害の賠償なれども、若し金銭を目的としたる債権に關しては、損害賠償の額は法定利率(五分)を以てなすものなり。

債権の目的 債権の目的が物の引渡したる時、金銭なる時は、之を區別せざるべからず。債権の目的が物の引渡したる時、債権の目的が物の引渡したる時は、之を特定物なる場合と不特定物なる場合とを區別するを要す。特定物なる時は物權は既に移轉し、唯引渡したる行為あるのみ。故に債権者は引渡しまでは善意の管理者に保存せしむるの責任あり。又不特定物なる時は、通常引渡したる行為ありて權利は移轉す。而して其物が單に種類を指定したる時は、種類中等の物を給付せざるべからず。若し金銭なる時は債権者の選擇に依りて各種の通貨を以てすればなり。又利息を生ずる債権なる時は、其利息を確定せざる場合には、法定利率の五分を以て定むるものなり。

て、不可分債務なるものなり。此場合に債権者數人ある時は、債権者は總ての債権者に對して請求するを得るものなり。

連帶債務 連帶債務は數人の債務者に對して、債権者は履行を請求し得るに對し、又各人に對當て、債務の一部を請求するを得るが故に、其性質は可分のものにして、不可分債務と異なる所以明かなり。

保證債務 保證債務は債務者が債務をなさざる場合に、擔保すべきを約する保證にして、其保證は主たる債務の限度を超過せざるを原則とす。若し債務者の主たるものが擔保をなさざる爲、債権者が保證人に其擔保を迫る時は、主たる債務者の財産に對して強制執行をなし、擔保し能はざる時に於て、始めて履行の義務を生ずるものなり。

債務の消滅 債權、債務の消滅は債務の履行に依りて消滅するは明かなる事實なり而して、消滅以外消滅原因なるものに更改、免除、相殺等あり。更改は舊債權債務の關係を新に更なるものにして、相殺は二

三 親族法

親族の意義 親族とは血統及び婚姻の關係に依りて連結するものを云ふ。而して血統とは血統の相連結するものを指し、姻族とは夫婦の一方に配遇者の血統との關係にして、法律上夫の血統と妻の血統との間に親族關係無きものとす。而して親族の範圍たる血統配遇者姻族に就て説明するに先だち、親系、親等の關係を明かにするの必要あり。

親系及親等 親系とは親族の連結を謂ふものにして、之を區別して直系及び傍系の二とす。直系 直系とは自己又は配遇者より直系上直下する者の關係にして、即ち同一祖



先より直系上直下するものを云ふ。父母、祖父母、曾祖父母、高祖父母の如きは直系上する直系親にして、子、孫、曾孫、玄孫の如きは直系下する直系親なり。傍系 傍系とは同一始祖より分岐せる者の關係を謂ひ、傍系親と稱するものなり。自己の兄弟姉妹の如きは自己の父母より分岐し、伯叔父姑の如きは曾祖父母より分岐するものにして共に傍系なり。而して姻族に就ても同一にして、配遇者の父母の如きは直系姻族にして、配遇者の兄弟姉妹、伯叔父姑は傍系姻族なり。尊屬及卑屬 尊屬とは自己より見て系統の上に在る者を稱す。例へば自己の父母、祖父母は直系にして尊屬なり。卑屬とは自己より見て系統の下にある者にして子、孫、曾孫、玄孫の如きは直系にして卑

屬なり。姻族の如き傍系にして卑屬なり。而して直系傍系の區別の實用は、主として直系の間にありては婚姻をなし能はず、亦扶養の義務は直系を先にす。尊屬、卑屬の區別の實用は、主として相続の順位に關す。更に法律は離婚の原因として、尊屬に對する侮辱を認む。親等 親等は系統上親族の遠近を示す名稱にして、親等計算方法は、父三子二は一等親にして、自己と祖父母とは二等親なり。而して妻と妻の父母とは一等親の姻族なり。又傍系の親等を定むる方法は、民法之を規定して曰く、同一始祖に溯り其始祖までの世數を始祖より分岐せる傍系親までの世數を加へたるものに依りて示せり。之を圖解して示せば左の如し(圖中の數字は親等の印なり)



右に掲げたる圖中の線の連繫したるものに依りて親等を示せり。而して自己より連繫したる者は自己の血族にして、妻より連繫したる者は姻族なり。

に法律に規定したる親族の關係無きこと、重婚にあらざること、法律に規定したる當事者間の承諾同意あること、前婚を解除し又は取消後六箇月を経過したること、相姦者間にあらざること等にして、離婚の許否に拘らず生涯婚姻を繼續することを意識して之をなすことを要するものとす。然れども法律規定の原因に依り又は合意に基きて離婚をなし能ふこと言を缺たす。

の認知に依りて庶子となり、庶子は婚姻に據りて嫡出子となるを得るものなり。養子は之を分ちて普通養子、娯養子、夫婦養子、遺言養子とす。然れども其條件方法の異なるに依りて名稱を異にするまでにて、其權利義務に至りては同一なり。養子縁組の効力は、養子は縁組の日より嫡出子の身分を取得するものにして、之が離縁は協議上のもの法律上のものあり。而して子たるものは養子、實子の區別なく、其成年に達せざる間又は獨立生計を立てざる間は、總て親權に服従せざるべからず。親權とは即ち子弟を監督し教育し、又必要に応じて懲戒を與へ、財産を管理し、法律行為に就ては代表するものにして、主として父に屬し、父なき時は母之を行ふものなり。

戸主及家族 戸主は一家の長にして家族は戸主の親族にて籍を同じうするものを稱す。其權利義務の關係は、戸主は其家の氏を稱し家族の居所を指稱し、其他養子縁組、入籍、離籍、他家相續、分家、廢家再興等に同意を與へ、禁治産、準禁治産者の宣告を請求し、後見人となり又は親族會を招集する等皆其權利に屬す。家族にありては其氏を稱し戸主の扶養を受け、自己の各に於て取得したる財産は之を特有するの權利あり。

親子 親子は法律上の實親子と養親子とに區別し、更に實子を區別して嫡出子、庶子、私生子の三とせり。嫡出子とは法律上の所謂夫婦間に生れたる子の稱にして、法律は婚姻中に懐胎したる子を夫の子と推定するが故に、特別の事由あらざる限りは夫は嫡出子を否認し能はざるものとす。庶子とは夫婦の關係あらざるもの、間に生れたる子にして、若し父の知れざる時は之を私生子と稱す。私生子は父

後見 後見とは無能力者の身體財産を管理監督し、又は他の法律行為を代表するものにして、父母死亡し或は親權を行ふ能はざる時に、法律は他人をして親權を行はしむるものなり。而して後見人は指定(遺言等により)法定(法律の規定により當然行ふ者)選定(指定法定後見人なき場合に)の無き時は、親族會之を定むるものにして、其職務甚だ重大なるを以て、法律は其職務を嚴重に規定せり。是以外に後見人を監督する後見監督人あり又親族會は後見人の死闘の權を握りて後見人の監督を嚴にせり。

四 相續法

むるものなり。而して後見人は指定(遺言等により)法定(法律の規定により當然行ふ者)選定(指定法定後見人なき場合に)の無き時は、親族會之を定むるものにして、其職務甚だ重大なるを以て、法律は其職務を嚴重に規定せり。是以外に後見人を監督する後見監督人あり又親族會は後見人の死闘の權を握りて後見人の監督を嚴にせり。

人には財あり。而も人は死するものなり。死後に財産の遺存するものは、其人の意思に従つて之を處分せざるべからず。其處分方法を規定するものは相續法なり。故に相續とは遺產總受の方法の謂なり。家督相續 家督相續とは戸主の權利義務の相續にして、其相續の開始は相續せらるる人の戸主權喪失に相伴ふものなり。戸主權喪失の原因は戸主の死亡、隱居、國籍の喪失、戸主が婚姻又は養子縁組の取消に因りて其家を去り、又は女戸主の入夫婚姻、或は入夫の離婚等にして、是等の原因に依り戸主權を喪失せる場合に家督相續は起るなり。而して家督相續に三種あり。

指出すことを得るものとす。指定家督相續 指定家督相續とは、戸主の死亡又は隱居、其他指定家督相續人の無き場合に、相續人を指定するものにして、其指定は遺言又は表示に據りてせらるるものなり。表示の場合には戸籍吏に届出づるに共に効力生じ、遺言の場合には遺言執行者に於て戸籍吏に届出づるものとす。選定家督相續 選定家督相續とは、推定、指定相續人の無き場合に、父母又は親族會に於て選定するものにして、其選定の方法は、一家族中一定の順位に隨つて之をなし、若し無き時は直系尊屬中最も親等の近きものより之を選定し、而して之無き時は親族會は被相續人の親族、家族、分家の戸主又は分家の家族中より選定するものとす。以上の中にも之無き時は親族會は他人中より之を選定することを得るものなり。而して家督相續人は其相續と共に、被相續人の一身に專屬するものを除きて權利義務を承継するものとす。遺產相續 遺產相續は、家族の死亡に依



りて家族の権利義務を承継するものにして遺産相続人は唯推定相続人あるのみならず而して其相続人は被相続人の直系卑屬に

要するに家督相続に於ては長子相続の主義を取り、遺産相続に於ては分頭主義を取れり。即ち家督相続は戸主権の繼續にして長子一人に之を譲り、遺産相続は財産の相続なるが故に數人に之を分割するを以て主眼とせり。而して分割の方法は如何に處分すべきかに就ては、之を法律の規定に待つもの、被相続人又は第三者の指定に依るものあり。法律に依る時は同順位にある相続人數人ある時は、總て公平に之を均一分割し、私生子庶子の如きは嫡出子の二分の一とせり。之を稱して相続分と謂ふ。

式に二種あり。普通方式、特別方式是なり。普通方式とは何人とも遺言をなすには之に従はざるべからず。自筆證書、公正證書、秘密證書等にして、特別方式とは疾病其他の事由に依り死亡の迫れる者、或は外國にある者、戦地にある者、又は船中にある者の遺言に必要な方式なり。

第四章 商法
商法は私法に屬し商事に關する法規の全體を謂ふものなり。然れども商事に關する法規なるが故に、必ずしも商人のみに適用せらるるものに非ず。假令商人に非ざるものも、商事を爲す時は商法の規定に従ふものなり。

商業登記 商業登記は、商業の信用を保維し、其取引の圓滑を計らんが爲に設定せられたるものなり。登記を爲すべき事項は商法に、

推定するものたり。
商業帳簿 商業帳簿は商業上に於ける財産の状況を記載する帳簿にして、商人は法律上必ず之を備ふる義務あるものなり。商業帳簿は之を別して日記帳、財産目録、貸借対照表の三種とす。而して法律は此帳簿を借對照表の三種とす。而して法律は此帳簿を借對照表の三種とす。而して法律は此帳簿を借對照表の三種とす。

二會社
無限責任社員たることを得ざるものなり。番頭、手代に於ても主人より委託せられたる範圍に於て、一切の行爲をなし得る權限あるものにして、支配人に比するものは其範圍狭きものなり。其他の使用人は主人に代りて法律行爲をなすの權限あらざるものにして、唯實際の勞務に限するものなり。



合名會社は商行為をなすを目的として設立せられたる社團法人を云ふ。之を組織する自

合名會社 合名會社は、社員全體が會社の債務に就て、無限連帯の責任を負ふものにして、社員の出資は皆に出資額に止

- 第五十條 合名會社ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各社員之ニ署名スルコトヲ要ス
一 目的
二 商號
三 社員ノ姓名住所
四 本店及支店ノ所在地
五 社員ノ出資ノ種類及價額又ハ評價ノ標準

第五十一條 會社ハ定款ヲ作リタル日ヨリ二週間内ニ其本店及支店ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス
一 前條第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項
二 本店及支店
三 設立ノ年月日
四 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルキハ其時期又ハ事由
五 社員ノ出資ノ種類及ヒ財産ヲ目的トスル出資ノ價格
六 會社ヲ代表スヘキ社員ヲ定メタルトキハ其姓名
七 數人ノ社員ヲ共同シ又ハ社員カ支店人ト共同シテ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メタルトキハ其代表ニ關スル規定

内部の關係 合名會社内部の關係は主として、財産上の關係、業務執行上の關係、持分上の關係なり。而して財産上の關係は、社員の出資の義務にして、業務執行上の關係は、他の會社組織と異なり、連帯無限責任を負担する結果とす

て、社員は皆平等に業務を執行するの權利を有し、持分上の關係は、社員が會社に對して有する權利なるが故に、其權利を他人に譲渡すことを得るも、而も他の社員の承諾なき時は、假令譲渡しは實際にあり得るも、開は譲渡し社員譲り渡されたる者との關係に止まり、會社に對しては依然として、社員の持分を看做さるゝものなり。蓋し合名會社は財産を主とせずして、其人物を主とすればなり。
外部の關係 各社員は平等に業務を執行し得る權利を有するが故に、假令定款に據りて社員の執行權限を制限するも是を以て善意の第三者に對抗し得るものにあらず。又會社は損失を補償したる後に非ざれば利益の配當をなし得ざるものとす。
社員の退社 社員が退社の場合に、任意の退社、不任意の退社の二あり。任意の退社は、會社の存立時期を定めたる時、或社員の終身間會社の存続すべきを定めたる時、己むことを得ざる事由ある時、定款に定めたる事由發生したる時、總社

員の同意ある時等に行はれ、不任意の退社は、除名、死去、破産、没收等の場合に生ずるものなり。而して社員が一旦退社するも在社當時の債務責任は二年間之を負担するものとす。
會社の解散 解散には同じく任意の解散と不任意の解散との二あり。而して任意の解散の原因には、會社存立時期の満了、會社の目的たる事業の成功又は其成就不能、總社員の同意、會社の合併等とし、不任意の解散の原因は、社員が一人となりたる時、會社破産、裁判所の命令等なり。而して會社が解散したる時は勿論營業上の關係は消滅するも、而も之と同時に新なる關係を生ずるものなり。即ち會社の財産處分是なり。
清算 會社の財産を處分するには、會社の任意の處分と、法律の規定に依る處分の二方法あり。會社の任意に依る處分は説明するまでも無く明かなれども、法律上の規定に因る處分方法に就ては少しく之を説くべし。法律上の處分方法は即ち清算にして、此清算人たるを得るものは社員なり。若し社員外のものを選任

する時は過半数の決議を要するものとする。而して清算人の職務は現勢の終了、債務の取立及び債務の結算、財産の分配等にあり。要するに清算の終了を以て全然會社は消滅するものなり。而して會社の帳簿營業上の信託、清算に關する書類は社員多数に依りて選定したるものにして、十年間之を保存するの義務あるものとす。
合資會社 合資會社は社員の一部が無責任を負ひ、他の一部が有限責任を負ふものにして、法律上に於ける關係は合資會社と大差無く、唯定款及び登記に有限責任社員と無限責任社員との區別内容を明記するの必要あるのみ。而して無限責任社員は、既に合資會社の項に於て述べたれば、茲には有限責任社員の權利義務のみを説かん。
有限責任社員は財産關係に於て、唯金錢其他の財産を出資し、又業務執行關係に於ては帳簿の閲覧、會社財産の検査及び業務を監視するの外、無限責任社員の如く會社に密接なる關係を有せざるものとす。而して又持分の譲渡しの如きは、無限責任社員の

承諾あれば之を第三者に譲渡すことを得、又會社の營業と同一なる他の會社の社員たるも、自己に於て會社と同一營業をなすも、共に自由なり。
要するに、有限責任社員は、會社に對して資本供給者たるの地位に在り、又外部に對しては唯出資額の範圍に於て責任あるものなり。
株式會社 株式會社は株主を以て組織する會社にして、會社の資本を株式に分ち、其株式を有する株主が其額の限度に於て責任を有するものとす。要するに株式會社に於ては資本に重きを置き、彼の合資會社の如く人物に重きを置きざるものなるが故に、其責任は獨り會社自身にありて、社員（株主）は一定の限度に於てのみ責任を有するものとす。
而して株式會社の設立には以下の條件を必要とす。(一)設立の發起二定款の作成三株式の引受及び拂込四創立總會五設立の登記の五とす。
設立の發起は株式會社の特有條件にして、其發起には即ち七人以上の發起人あることを條件とす。定款の作成は各會社の通用條



件なれば云ふまでもなし。而して株式の引受は、資本金の全部を發起人が引受くる時には、合社は直に成立するも、多くの場合に於て株式合社は、即ち株式の募集に依りて成立するものなり。此場合にありては總額の引受ありて、株式總額の引受ありたる時は、必ず第一回は株金の四分の一以上を拂込むことを要す。後創立總會を開かざるべからず。而して創立總會は第一回の拂込終了たる時を以て、發起人之を招集するものにて、株式引受人の半数以上にして、資本の半額以上に當るもの出席し、過半数に據りて一切の決議をなし、又取締役及び監査役を選定し、之を發起するに依りて、茲に始めて第三者に對して有效たるを得るものなり。

株式合資會社 株式合資會社は、無限責任社員と株主とを以て組織する會社にして、其責任は有限無限の二に別る。而して有限責任は株式に依りて定むるものなり。試みに株式合資會社と他の會社との異なる點を擧ぐれば、株式合資會社の無限責任社員は總て發起人となりて株式を募集すること、是株式會社

に在りては、發起人が株式の總額を引受け得るも、株式合資會社に在りては、發起人が總額を引受け得ざるものなり。株式合資會社の創立總會に於ては、監査役を選任し、取締役は無限責任社員、之に任するものなり。而して株主總會には無限責任社員は、其議決に加はることを得ざる等異なる點あり。株式合資會社の特に他の會社に比して要するに、株式合資會社は、株式會社と合資會社との各特長を抽出し來りて組織したるものにして、其利益も從つて存するものなり。

三 商行爲

商行爲とは商事に關する法律行爲を總稱するものにして、我商法の規定する所の商行爲を説明せば、絶對的商行爲及び相對的商行爲の二に區別することを得。絶對的商行爲 絶對的商行爲とは、何人が是を爲すも其性質上商行爲なるものにして、例へば或物品を轉賣する目的にて買入れたる時は、其買入れも轉賣も共に絶對的商行爲なるものなり。

四 手形

手形とは一定の金額が無條件にて支払はれ又は之に署名したる者は其文言に伴ひて責任を負擔する所の證券なり。故に手形債權の目的は定額の金錢なることを必要とす。又手形は無條件にて支払はれるべからず而して手形に署名したる者は其文言に依りて責任を負擔するものなり。されば文言が實際の事實と相反するも、又は手形が偽造・變造なるも、之を以て善意の第三者に對しては其手形は效力を有するものなり。而して又代理にて手形を提出し或は裏書をなしたる時、其代理たる事項を記載せざる場

合には、本人は責任なくして、代理者自身が其責任を負擔せざるべからず。

五 海商法

海商法は海上の商業を謂ふものにして、海上法は海上の商業に關する規定なり。然れども海上の商業が必ずしも海上法の適用を受くるものに非ず。例へば航海中船舶中商品の賣買をなしたる場合には當然商法の規定に依るものにして、又之と同時に陸上に於てなす商行爲が必ずしも商法の適用を受くるものに非ず。彼の船舶が陸上に於てなす所の商行爲は當然海上法の規定を適用するものなり。要するに海上法は海上船舶に關する規定なりと斷じ得べきなり。

第五章 訴訟法

訴訟法とは主法を活用するを目的とするものにして、主法に就て若し疑義の生じたる場合には、之に對する審理裁判を爲す手續并に審理裁判の機關組織及び權限を規定するものなり。而して主法の法律關係の異なるに依りて、訴訟法の規定も種々に分類せらるゝものなり。我訴訟法に於ては、民事

訴訟、刑事訴訟、行政訴訟、陸海軍軍事訴訟の四にせり。

一 訴訟及訴權

訴訟 訴訟とは特定人が特定人に對して、法律の實行亦は權利保護の目的の爲に、其判斷を特定の裁判所に提起するものにして此訴訟を提起する者を原告と稱し、提起せらるゝものを被告と謂ふ。故に訴訟には必ず原告、被告の二人以上なるを要す。訴訟の種類 訴訟を區別して普通の訴訟と特別の訴訟との二にす。普通の訴訟とは、普通裁判所の管轄に屬し、特別の訴訟とは、特別裁判所の裁判管轄に屬するものなり。而して更に普通の訴訟を區分して、民事訴訟、刑事訴訟の二にす。民事訴訟とは私權の確認と其保護とを目的とし、刑事訴訟とは犯罪の證明と刑罰の適用とを目的とするものなり。

二 裁判所

裁判所の種類 裁判所とは裁判事務の爲に設定せられたる國家の機關にして、之を區別して普通裁判所と特別裁判所の二にす。而して普通裁判所は之を區裁判所、











訟事件を除きて他の請求

第二審にして 區裁判所の判決に對する控訴 區裁判所の決定及び命令に對する法律に 定めたる抗告

右の外、刑事訴訟につき裁判権あることは勿論なれども、茲に必要なきを以て特に掲げず。控訴院、大審院亦同じ。

控訴院は是亦合議體にして、左の事項につき裁判権を有す。

(一) 地方裁判所の第一審判決に對する控訴 (二) 區裁判所の判決に對する控訴につき之を爲したる地方裁判所の判決に對する上告 (三) 地方裁判所の判決及び命令に對する法律に定めたる抗告

右の外、東京控訴院に限り、皇族に對する民事訴訟につき第一審及び第二審の裁判権あるものとす。

大審院は最高等の裁判所に於て、法律の適用を統一せんが爲なり。大審院は左の事項につき裁判権を有す。

第二審判決に對する上告 (三) 控訴院の決定及び命令に對する法律に定めたる抗告 要するに區裁判所は單獨制にて一人の判事其裁判権を行ひ、地方裁判所、控訴院、大審院は合議制にして、地方裁判所は三人の判事、控訴院は五人の判事、大審院は七人の判事を以て組織したる民事部に於て、其裁判権を行ふものなり。

二 出訴

出訴するに其事件の區裁判所の管轄に屬するものなるか將地方裁判所の管轄に屬するものなるかを確めて後訴訟を作り、之を適當の裁判所に提出する也。例へば五百圓の貸金を請求するが爲に訴訟を起す時は、二百圓を超過する金額なるを以て、地方裁判所の管轄なれども、百五圓の貸金又は十圓の買掛代金の請求の時は、何れも二百圓以下の金額なるが故に區裁判所の管轄なりとす。又假に訴へらるべき者が仙臺に住居する時は仙臺の裁判所之を管轄し、名古屋に住居するものなる時は名古屋の裁判所之を管轄す。而して訴狀には如何なる事項を記載すべきか云ふに、左の諸件を具備するを要す。

第一 當事者及び裁判所表示 (二) 提起したる請求の一定の目的物及び其請求の一定の原因 (三) 一定の申立 當事者とは、原告又は被告のこゝ。裁判所とは、何處裁判所か又は何處地方裁判所か其指名する裁判所のこゝ。請求の一定の目的物とは、請求する所の金又は物なごの如き。請求の一定の原因とは、何年何月何日何某に貸渡したりとか、又は買取りたりとか云ふ如き。一定の申立とは、其貸したるものなるかを確めて後訴訟を作り、之を適當の裁判所に提出する也。例へば五百圓の貸金を請求するが爲に訴訟を起す時は、二百圓を超過する金額なるを以て、地方裁判所の管轄なれども、百五圓の貸金又は十圓の買掛代金の請求の時は、何れも二百圓以下の金額なるが故に區裁判所の管轄なりとす。又假に訴へらるべき者が仙臺に住居する時は仙臺の裁判所之を管轄し、名古屋に住居するものなる時は名古屋の裁判所之を管轄す。而して訴狀には如何なる事項を記載すべきか云ふに、左の諸件を具備するを要す。

るもの、返還を受けしとか、又は買取りたるものを引渡されたしとか申し陳ぶるが如し。此外原告又は被告の住所、身分、職業を肩書すること。原告に代理人ある時は其代理人の氏名に住所、身分、職業を肩書すること。證據方法を掲げ附屬書類の表示を爲すこと。原告又は被告の代理人の署名の下に捺印し、貼用したる収入印紙に消印を施すこと。年月日の記載等を爲さざるべからず。

區裁判には訴訟の外和解の申立、支拂命令の申請を爲し得べき手續あり。是純然たる訴訟にはあらざれども變則的出訴方法なり何となれば和解の調はざるこゝ又は支拂命令に異議の申立ありたるこゝは、訴訟に進行することを得べしはなり。

和解は訴訟を起さんご欲する者、一應相手方を裁判所に呼出して、裁判官の面前に和解を試みたりと思ふこゝ、請求の目的物を開示して其呼出を相手方住所の地の區裁判所に申し立つるなり。而して相手方出頭し、雙方の間に和解の調ひたるこゝは、其調ひたる契約は裁判所の調書に明記せられ、後日相手方其和解契約を履行せざる時は、直

に強制執行を爲し得るものとす。若し和解の調はざる時は當事者雙方の申立に因り、其訴訟につき辯論を開かるものにして、此時は原告は別段訴狀を差出すを要せず、口頭にて訴へを爲す旨を申陳ぶるを以て足れりこと。 支拂命令は一定の金額の支拂其他の代替物若しくは有價證券の一定の數量の給付を目的とする請求に限り、債權者より左の諸件を具備する申請書を作り裁判所に差出すものとす。

(一) 當事者及び裁判所の表示 (二) 請求の一定の目的、目的物及び原因の表示 若し數個の請求なるこゝは其各個の一定の數量、目的物及び原因

(三) 支拂命令を發せんごの申立 然る時は裁判所にて其申請を調査し、請求の理由なきもの認めたる時は之を却下するは勿論、若し請求の理由あり認めたる時は、即ち其債權者に對して支拂命令を發す。而して債權者は即時の強制執行を避けんご欲せば此命令送達の日より十四日の期間内に其請求を満足せしめ、及び支拂命令

訴訟の移送 原告が地方裁判所に提出すべき事件を區裁判所に提出し、又區裁判所に提出すべき事件を地方裁判所に提出したる時は、被告は之に對して妨訴辯論をなし、裁判所は管轄違ひとして訴訟却下の判決をなす。此場合には原告は訴訟を其管轄裁判所に移送せられんごを申立つるを得るものなり。此申立は口頭辯論終結前になし、左の書面を差出すべし。

三 訴訟申請書式

Table with columns for '印紙' (Stamp) and '非税' (Non-tax), listing '住所族稱職業' (Residence, Family Name, Occupation) and '原告氏名' (Plaintiff Name) for both '原告' (Plaintiff) and '被告氏名' (Defendant Name).



件ニ付管轄違トシテ訴ノ却下相成候ハ何々  
裁判所へ移送ノ判決相成度此段申立候也

年月日 原告氏 名印  
何地方裁判所民事部部長判事某殿  
(又ハ何區裁判所判事某殿)

判事の忌避 民事訴訟法第三十二條列挙  
の事由あるにも拘らず、判事自ら除斥せざ  
る場合、及び判事が偏頗の審理をなす恐れ  
あり認めたる時は、原告又は被告より忌  
避の申請をなすことを得るなり。此申請は  
忌避の事由を原告又は被告が知りたる時、  
相手方の申立に對して陳述をなさざる以前  
に申請し忌避の事由を疏明することを要  
す。

○判事某忌避申請  
住所族稱職業  
原告氏 名  
住所族稱職業  
被告氏 名

右當事者間ノ御明治何年(何 第何號何々事  
件ニ付目下御廳民事部ニ於テ審理中ノ處裁判  
長判事某ハ被告(又ハ原告)師弟ノ關係有之候  
爲偏頗ノ處置ヲ採ラシテ恐ラズ原告  
(又ハ被告)ノ申請セル判事某ノ呼出ヲ却下セ  
ラル、如キ其一斑ト被存候此段忌避申請致候  
也

年月日 原告(又ハ被告)氏名印

何地方裁判所長判事某殿  
貸金請求の訴狀

住所族稱職業  
原告氏 名  
住所族稱職業  
被告氏 名

貸金請求事件  
請求ノ目的  
一 金何千圓也 明治年月日貸附元金  
一 金何百圓何拾圓也 貸附當日ヨリ何年何  
月マテ利息及運賃金  
計金何千何百何拾圓也 請求額  
請求ノ原因  
一 原告ハ明治何年月日金何千圓ヲ被告ニ貸與  
シ利息年一割何分期限明治何年月日ト相定  
メ候處被告ハ期限經過ノ今日ニ至ルモ尙返  
濟セサルニ依リ本訴ヲ提起致候  
一定ノ申立  
一 被告ハ原告ニ對シ金何千何百何拾圓ヲ支拂  
フヘシトノ判決相成度候  
證據方法  
一 貸金證書類  
一 附屬書類  
一 貸金證書寫 一通

年月日 原告氏 名印  
何地方裁判所長判事某殿  
(又ハ何區裁判所判事某殿)  
親權喪失請求の訴狀  
○親權喪失ノ訴

住所族稱職業  
原告氏 名  
住所族稱職業  
被告氏 名

請求ノ目的  
被告カ其子某ニ對スル親權喪失ヲ請求スルヲ  
以テ目的トス  
事實及理由  
被告ノ長男某未成年ナルニ因リ被告ニ於テ親  
權行使中ノ處被告ハ常ニ遊蕩ニ耽リ子ノ監督  
教育ヲ毫モ顧ミサルノミナラス親權ヲ濫用シ  
テ子ノ財産ヲ抵當ニ入レ借金シテ遊蕩ノ費ニ  
充ツル等ノ行跡有之候間本訴ヲ提起致候  
而シテ原告ハ被告ノ長男某ノ親族ナルニ依リ  
本訴ノ原告ト相成候  
一定ノ申立  
被告カ長男某ニ對スル親權喪失ノ宣告相成度  
候

證據方法  
一 戶籍簿本  
一人證  
年月日 原告氏 名印  
何地方裁判所長判事某殿  
禁治産宣告の申立  
父ガ其子ニ對シ禁  
治産の申立をなす場合には左の書面を差出  
すべし。  
○禁治産宣告ノ申立  
住所族稱職業  
申立人 氏 名  
住所族稱職業

原因タル事實 被申立人 氏 名  
被申立人ハ數年前ヨリ腦病ヲ患ヒ居リシカ近  
時病勢募リ白痴ト相成全ク心神喪失ノ狀況ニ  
陥リ候  
申立ノ趣旨  
依テ被申立人父某ニ對シ禁治産ノ宣告相成度  
候  
證據方法  
一人證  
一 鑑定ヲ申請シ被申立人カ心神喪失ノ狀態ニ  
アルコトヲ立證致候  
年月日 申立人 氏 名印  
何區裁判所監督判事某殿

第七章 戶籍事項

一 戶籍法(抄)  
第一章 身分に關する届出  
第四十三條 届出ハ届出事件ノ本人ノ本籍地又  
ハ届出人ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス  
第四十四條 日本ノ國籍ヲ有セザル者ニ關スル  
届出ハ其寄留地又ハ届出人ノ所在地ニ於テ之  
ヲ爲スコトヲ要ス  
所在地ノ市町村長カ届出ヲ受理シタルトキハ  
之ヲ寄留地ノ市町村長ニ送附スルコトヲ要ス  
第四十五條 本籍分明ナラサル者又ハ本籍ナキ  
者ニ付キ届出アリタル後其ノ本籍カ分明ト  
爲リタルトキ又ハ其者カ本籍ヲ有スルニ至リ  
タルトキハ届出人又ハ届出事件ノ本人ハ其事  
實ヲ知リタル日ヨリ十日内ニ届出事件ヲ表示  
シテ届出ヲ受理シタル市長長ニ其旨ヲ届出  
シルコトヲ要ス  
第四十六條 届出ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲

スコトヲ得  
第四十七條 届出ニハ左ノ事項ヲ記載シ届出人  
之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス  
一 届出事件  
二 届出ノ年月日  
三 届出人ノ出生ノ年月日及ヒ本籍  
届出事件ニ因リ届出事件ノ本人ニ隨ヒテ家ヲ  
去リ、他家ニ入り其他身分ニ變更生ズル者  
アル場合ニ於テハ届書ニ其者ノ氏名、出生ノ  
年月日及ヒ本籍及ヒ身分變更ノ事由ヲ記載ス  
ルコトヲ要ス  
第四十八條 届出人ト届出事件ノ本人ノ異ナル  
トキハ届書ニ其續柄ヲ記載スルコトヲ要ス  
届出人カ家族ナルトキハ届書ニ月主ノ氏名及  
ヒ届出人ト月主トノ續柄ヲ記載スルコトヲ要  
ス  
第四十九條 届出ヲ爲スヘキ者カ未成年者又ハ  
禁治産者ナルトキハ親權ヲ行フ者又ハ後見人  
ヲ以テ届出義務者トス但出生、死亡其他單純  
ノ事實ニ關スル届出ハ未成年者又ハ禁治産者  
モ亦之ヲ爲スコトヲ得  
親權ヲ行フ者又ハ後見人カ届出ヲ爲ス場合ニ  
於テハ届書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス  
一 届出ヲ爲スヘキ者ノ氏名、出生ノ年月  
日及ヒ本籍  
二 届出人カ親權ヲ行フ者又ハ後見人ナル  
コト  
三 届出人カ親權ヲ行フ者又ハ後見人ナル  
コト  
第五十條 無能力者カ其法定代理人ノ同意ヲ得  
シテ爲スコトヲ得ヘキ行爲ニ付テハ無能力  
者之ヲ届出スルコトヲ要ス  
禁治産者カ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ニ届  
出事件ノ性質及ヒ結果ヲ理會スルニ足ルコト  
キ能力ヲ有スルコトヲ證スヘキ診斷書ヲ添付  
スルコトヲ要ス  
第五十一條 證人ヲ要スル事件ノ届出ニ付テハ  
證人ハ届書ニ出生ノ年月日及ヒ本籍地ヲ記載

シテ署名、捺印スルコトヲ要ス  
第五十二條 届出人、届出事件ノ本人又ハ證人  
カ本籍ニ在ラサルトキハ届書ニ其所在ヲ記載  
スルコトヲ要ス  
第五十三條 届書ニ記載スヘキ事項ニシテ存セ  
サルモノ又ハ知レサルモノアルトキハ其旨ヲ  
記載スルコトヲ要ス但シ市町村長ハ特ニ重要  
ト認ムル事項ヲ記載セザル届書ヲ受理スルコ  
トヲ得ス  
第五十四條 届書ニハ本法其他ノ法令ニ定メタ  
ル事項ノ外戶籍ニ記載スヘキ事項ヲ明瞭ナラ  
シムル爲メ必要ナルモノハ之ヲ記載スルコト  
ヲ要ス  
第五十五條 第二十八條第一項及ヒ第三項ノ規  
定ハ届書ニ之ヲ準用ス  
第五十六條 二箇月以上ノ市役所又ハ町村役場  
ニ於テ戶籍ノ記載ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ市  
役所又ハ町村役場ノ數ト同數ノ届書ヲ提出ス  
ルコトヲ要ス  
本籍地外ニ於テ届出ヲ爲ストキハ前項ノ規定  
ニ依リモノノ外尙ホ一通ノ届書ヲ提出スルコ  
トヲ要ス  
前二項ノ場合ニ於テハ當ト認ムルトキハ市町  
村長ハ届書ノ謄本ヲ作リ之ヲ以テ届書ニ代フ  
ルコトヲ得  
第五十七條 口頭ヲ以テ届出ヲ爲スニハ届出人  
ハ市役所又ハ町村役場ニ出頭シ届書ニ記載ス  
ヘキ事項ヲ陳述スルコトヲ要ス  
市町村長ハ届出人ノ陳述ヲ筆記シ届出ノ年月  
日ヲ記載シテ届出人ニ讀明カセ且届出人チ  
テ其書面ニ署名、捺印セシムルコトヲ要ス  
届出人カ疾病其他ノ事項ニ因リ出頭スルコト  
難ハサルトキハ代理人ヲ以テ届出ヲ爲スコト  
ヲ得  
第五十八條 届出事件ニ付キ月主、父母、後見  
人、親族會其他ノ者ノ同意、承諾又ハ承認ヲ  
要スルトキハ届書ニ其同意、承諾又ハ承認ヲ



證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス但シ同意、承諾又ハ承認ヲ爲シタル者チシテ屆書ニ其旨ヲ記載シ署名、捺印セシムルヲ以テ是ル。屆出事件ニ付キ官廳ノ許可ヲ要スルコトキハ屆書ニ許可書ノ添付スルコトヲ要ス。第五十九條 屆書ニ關スル規定ハ第五十七條第二項及七前ノ書面ニ之ヲ準用ス。第六十條 外國ニ在ル日本人ハ本法ノ規定ニ從テ其國ニ在ル日本ノ大使、公使又ハ領事ニ届出ヲ爲スコトヲ得。第六十一條 外國ニ在ル日本人力其國ノ方式ニ從テ届出事件ニ關スル證書ヲ作ラシメタルトキハ一月内ニ其國ニ駐在スル日本ノ大使、公使又ハ領事ニ其證書ノ添付ヲ提出スルコトヲ要ス。大使、公使又ハ領事力其國ニ駐在セザルトキハ一月内ニ本籍地ノ市町村長ニ證書ノ添付ヲ送付スルコトヲ要ス。第六十二條 大使、公使又ハ領事ハ前二條ノ規定ニ依リ受理シタル屆書ヲ一月内ニ外務大臣ニ送付シ外務大臣ハ十日内ニ之ヲ本人ノ本籍地ノ市町村長ニ送付スルコトヲ要ス。第六十三條 届出期間ハ届出事件發生ノ日ヨリ起算ス。裁判確定ノ日ヨリ期間ヲ起算スヘキ場合ニ於テ裁判決定後ハ交付前確定シタルトキハ其送達又ハ交付ノ日ヨリ起算ス。第六十四條 市町村長力届出ヲ怠リタル者アルコトヲ知リタル期間内ニ届出ヲ爲スヘキ旨ヲ報告スルコトヲ要ス。届出義務者力前項ノ期間内ニ届出ヲ爲サザルトキハ市町村長ハ更ニ相當ノ期間ヲ定メテ催告ヲ爲スコトヲ得。第三十九條第二項ノ規定ハ前二項ノ催告ヲ爲スコト能ハサル場合及ヒ催告ヲ爲スモ届出ヲ爲サザル場合ニ同條第三項ノ規定ハ裁判所其

他ノ官廳、檢察又ハ届出ヲ怠リタル者アルコトヲ知リタル場合ニ之ヲ準用ス。第六十五條 市町村長力届出ヲ受理シタル場合ニ於テ届書ニ欠缺アル爲メ戶籍ノ記載ヲ爲スコト能ハサルコトヲ要ス此場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス。第六十六條 届出期間經過後ノ届出ト雖モ市町村長ハ之ヲ受理スルコトヲ得。第六十七條 届出人ハ届出ノ受理又ハ不受理ノ證明ヲ請求スルコトヲ得但シ受理ノ證明書ヲ請求スル場合ニハ手数料ヲ納付スルコトヲ要ス。利害關係人ハ手数料ヲ納付シテ第三十六條ノ事項ニ付キ證明書ヲ請求スルコトヲ得。第六十八條 届出人其他ノ者力署名、捺印スヘキ場合ニ於テ印ヲ有セザルトキハ署名スルヲ以テ是ル署名スルコト能ハサルトキハ氏名ヲ代筆セシメ捺印スルヲ以テ是ル署名スルコト能ハス且印ヲ有セザルトキハ氏名ヲ代筆セシメ捺印スルヲ以テ是ル署名スルコト能ハス。第六十九條 出生ノ届出ハ二十四日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス。届書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス。一 子ノ氏名及ヒ男女ノ別。二 子カ私生子又ハ庶子ナルトキハ其旨。三 出生ノ年月日時及ヒ職業。四 父母ノ氏名、本籍及ヒ職業。五 子ノ入ルヘキ家ノ戶主ノ氏名及ヒ本籍

六 子カ一家ヲ創立スルコトキハ其旨及ヒ創立ノ原因及ニ場所。七 日本ノ國籍ヲ有セザル者ノ子ナルトキハ其旨。第七十條 出生ノ届出ハ出生地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得。第七十一條 汽車又ハ航海日誌ヲ備ヘザル船舶中ニテ出生アリタル場合ニ於テハ到着地ニ於テ届出ヲ爲スコトヲ得。第七十二條 届出子出生ノ届出ハ父之ヲ爲シ父カ届出ヲ爲スコト能ハサル場合又ハ民法第七百三十四條第一項、第二項但書ノ場合ニ於テハ母之ヲ爲スコトヲ要ス。庶子出生ノ届出ハ父之ヲ爲シ私生子出生ノ届出ハ母之ヲ爲スコトヲ要ス。前二項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲スヘキ者力届出ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ左ニ掲ケタル者ハ其順序ニ從テ届出ヲ爲スコトヲ要ス。第一 戶主。第二 同居者。第三 分曉ニ立會ヒタル醫師又ハ産婆。第四 分娩ヲ介抱シタル者。第七十三條 届出子否認ノ訴ヲ提起シタルトキト雖モ出生ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス。第七十四條 民法第八百二十一條ノ規定ニ依リ之ヲ爲スコトヲ要ス此場合ニ於テハ届書ニ父ノ未定ナル事故ヲ記載スルコトヲ要ス。第七十二條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス。第七十五條 航海中ニ出生アリタルトキハ船長又ハ船長ハ二十四時間内ニ第六十九條第二項ニ掲ケタル事項ヲ航海日誌ニ記載シテ署名、捺印スルコトヲ要ス。届出ノ手續ヲ爲シタル後船長力日本ノ港ニ着シタルトキハ船長又ハ船長ハ運送ナク出生ニ關スル航海日誌ノ添付ヲ其地ノ市町村長ニ發

送スルコトヲ要ス。艦船カ外國ノ港ニ著シタルトキハ船長又ハ船長ハ運送ナク出生ニ關スル航海日誌ノ添付ヲ其國ニ駐在スル日本ノ大使、公使又ハ領事ニ送付シ、大使、公使又ハ領事ハ一月内ニ之ヲ本籍地ノ市町村長ニ送付スルコトヲ要ス。第七十六條 病院、監獄其他ノ公設所ニ於テ出生アリタル場合ニ於テ父母共ニ届出ヲ爲スコト能ハサルトキハ公設所ノ長又ハ管理人届出ヲ爲スコトヲ要ス。第七十七條 出生ノ届出前ニ子カ死亡シタルトキハ死亡ノ届出ト共ニ出生ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス。第七十八條 棄兒ヲ發見シタル者又ハ棄兒發見ノ申告ヲ受ケタル警察官ハ二十四時間内ニ其旨ヲ市町村長ニ申出スルコトヲ要ス。前項ノ申出アリタルトキハ市町村長ハ氏名ヲ命シ本籍ヲ定メ且附屬品、發見ノ場所、年月日時其他ノ狀況及ヒ氏名、男女ノ別、出生ノ推定年月日並ニ本籍ヲ記載スルコトヲ要ス。其調査ハ之ヲ届書トシテ爲ス。第七十九條 父又ハ母力棄兒ヲ引取ルトキハ一月内ニ第六十九條第二項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シ且戶籍ノ訂正ヲ申請スルコトヲ要ス。第八十條 第七十八條第一項又ハ前條ノ手續ヲ爲ス前ニ棄兒カ死亡シタルトキハ死亡ノ届出ト共ニ其手續ヲ爲スコトヲ要ス(下略)

右大正四年壹月參日午後參時貳拾分東京市京橋區山崎町十二番地ニ於テ出生候間此段及御届候也。大正四年壹月四日。届出人 父 吉田太郎吉印。母 明治廿一年六月五日生。戶主ノ嫡出子カ寄留地に於テ出生したる時父ヨリ其寄留地に届出づる例。○出生届。廣島縣加茂郡廣村三十番地。戶主 棄子商 今井麻太郎。母 何職。出生子 長男 早雄。右早雄大正一年參月參日午前參時東京市京橋區山崎町一丁目三番地ニ於テ出生候間此段及御届候也。大正四年參月四日。届出人 父 今井麻太郎印。母 明治十九年參月五日生。東京市京橋區長何某殿。○私生子認知届。東京市深川區大工町三番地。母 江村 ミキ。右同所戶主 清孫 私生子 女 ユキ。右私生子認知候間此段及御届候也。大正三年壹月六日。届出人 戶主 下駄商 木村 政三郎印。父 明治廿五年八月五日生。東京市深川區長何某殿。

養子縁組届 養子が家族にして滿十五年以上の場合の例。○養子縁組届。東京市京橋區山崎町十番地。戶主 會社員 養父 秋岡 清助。明治十年壹月八日生。養母 無業 明治十五年六月六日生。東京市京橋區山崎町五番地。戶主 眞築 養子 學生 木戸 逸三郎。明治廿二年八月拾日生。本籍同上。右父 木戸 五太郎。右母 三男。右養子縁組此段及御届候也。大正四年拾月九日。届出人 養父 秋岡 清助印。養母 秋岡 フツ子印。東京市京橋區山崎町五番地。證人 高橋 幸吉郎印。明治貳拾參年壹月壹日生。東京市京橋區山崎町五番地。證人 秋本 次郎印。明治拾七年貳月貳日生。東京市京橋區長何某殿。右養子縁組ニ同意ス。大正四年十月九日。同意者 實父 木戸 五太郎印。實母 木戸 一子印。明治十年十一月一日生。戶主 木戸 眞實印。明治廿五年二月一日生。



婚姻届

妻たる人が家族にして夫婦とも二十五年以下なる場合、夫の所在地に届出づる例

〇婚姻届

神奈川縣横浜市吉田町二丁目六番地 戸主 吉田 吉太郎 妻 上田 又次郎 大正四年五月廿一日

裁判に因る離婚届

〇離婚届

右當事者ノ婚姻ヲ爲スコトニ同意致候也 大正四年五月八日 同意者 夫 又次郎ノ父 上田 六平 印

開始届の例

〇後見開始届

東京市日本橋區大坂町一番地 戸主 後見人 太田 芳松 大正四年五月廿一日

〇家督相續届

東京市日本橋區長何某 戸主 後見人 太田 民之助 大正四年五月廿一日

〇家督相續届

東京市日本橋區長何某 戸主 後見人 太田 民之助 大正四年五月廿一日

〇家督相續届

東京市日本橋區長何某 戸主 後見人 太田 民之助 大正四年五月廿一日

〇家督相續届

東京市日本橋區長何某 戸主 後見人 太田 民之助 大正四年五月廿一日

〇家督相續届

東京市日本橋區長何某 戸主 後見人 太田 民之助 大正四年五月廿一日

〇家督相續届

東京市日本橋區長何某 戸主 後見人 太田 民之助 大正四年五月廿一日

〇家督相續届

東京市日本橋區長何某 戸主 後見人 太田 民之助 大正四年五月廿一日

〇家督相續届

東京市日本橋區長何某 戸主 後見人 太田 民之助 大正四年五月廿一日

〇家督相續届

東京市日本橋區長何某 戸主 後見人 太田 民之助 大正四年五月廿一日

〇家督相續届

東京市日本橋區長何某 戸主 後見人 太田 民之助 大正四年五月廿一日

〇家督相續届

東京市日本橋區長何某 戸主 後見人 太田 民之助 大正四年五月廿一日

〇家督相續届

東京市日本橋區長何某 戸主 後見人 太田 民之助 大正四年五月廿一日

〇家督相續届

東京市日本橋區長何某 戸主 後見人 太田 民之助 大正四年五月廿一日

〇家督相續届

東京市日本橋區長何某 戸主 後見人 太田 民之助 大正四年五月廿一日

經濟

第一章 經濟學大意

一 經濟學の意義

經濟

慾望 凡そ人生は自己の生命を維持する衣食住の必要より初まり、生活状態を發展せしむる目的の爲常に不足を感じ、従つて之を満足せしめんとする念慮寸時も絶えず。之を慾望と稱し、單純なる生存の慾望より漸次複雑なる文明的慾望に向ひて増進して無限なき爲種々の社會的現象起る。

個々の財の集積せし復數なれば二者を混同すべからず。種類左の如し。

財

内界財 自由財 有形的經濟財

外界財 無形的經濟財

財は斯の如く別れては雖も、經濟的慾望を充足する經濟上の目的たるべき財は、經濟財のみに限る。普通に財とは之を稱す。而して財が人の慾望を充足し得る性質を財の効用と云ひ、効用に對する人の主觀的認識を名づけて財の價值と稱す。故に財の効用は財の性質の變らざる限りは常に一定せり。雖も、財の價值は人の慾望に因りて異り常に一定せず。

を意味し、後者は連続且一定の服務を有して行はる、全部を意味するものなり。例へば賣買は經濟的行為なるも、更に之を以て生計を營むと云ふ總體的にすれば之を經濟と稱するが如く、二者自から區別あるに注意すべし。而して吾人が各種の經濟的行為又は經濟を行ふに當りては、最少の勞費を以て最大の効果を獲んことを目的とす。之を經濟主義と稱し、經濟學の根本義たり。



戰時時代、牧畜時代、農業時代、農工時代、農工商時代、變遷推し、又三生産消費の關係若くは經濟經營の區域より見れば家内經濟、都市經濟、國民經濟云ふべき

經濟學 經濟學は以上記述せしが如く人生の經濟的行爲を中心とし、其目的物たる財及び經濟要件たる自然、國家制度等を經濟方面より研究し、且其應用をも講究する學問にして、通例左の如く區分す。

- (一) 經濟學原論
- (二) 經濟學各論(或は經濟政策とも云ふ)
- (三) 財政學

原論は主として經濟の目的たる財が如何にして生産せられ、如何に交換分配せられ、遂に消費するに至るかに就て、其原理原則を講究するものなり。各論即ち政策は國家又は個人が特殊の經濟について執るべき政策を講究するものにして、農業經濟、工業經濟、商業經濟、交通政策等是なり。又財政學は各論中の一部份にして、國家又は公共團體の經濟を論ずるものなり。而して茲には主として經濟原論の大意を説くに止まり

各論、財政學等は別に記述すればそを参照すべし。

二 生産

宇宙間の物質は人力を以て一物をも創造し能はず、無より有を生ぜしむるは造物者の業のみ。人生は只此自然の賜物に人力を加へて其慾望に適合せしむべく變化せしむるに過ぎず。かく自然の人力を加へて財の効用を造り、若くは増加せしむる經濟的行爲を生産と稱す。其區別種々あるも、通例は(一)粗製品の産出を爲す農業(二)原料の變形質を爲す工業(三)財の轉換媒介を爲す商業の三に別ち、其他經濟的生產、不經濟的生產等の區別あり。而して生産を爲すには無より有を生ぜしむる能はざるが故に、財となすべき原料を、又之を財となすべき力を必要とする上に、更に扶助すべきものなるべからず。自然、勞力、資本即ち是なり。之を生産の三要素と稱す。

自然 自然には自然物と自然力とあり。自然物中土は最も貴重にして生産に大關係を有す。土地に資本、勞力を加ふるに於ては生産を爲し得るの力あり。之を土地の生産

力と名づく。土地の地味の肥瘠及び地位の便否は生産力を支配するこゝ大なり。雖も亦之を改良して生産力を増し收穫増加を爲し得べきが故に、古來より資本勞力を投じて土地を改良するこゝ盛に行はれたり。然れども土地は之に投ずる勞力資本の増加に伴ひて無限に生産を増加するものに非ずして、土地の生産力は自から一定の限度あり。此限度に達したる以後は假令資本勞力を増加するも其生産は決して増加せず、遂には却て減少するに至る。之を耕作の限度と稱し、其原則を報酬漸減法又は收穫遞減法と謂ふ。

勞力 勞力は財を生産する爲に用ゐる人類の活動性を云ふものにして、勞力に勞働力との二要素より成り、(一)精神的勞力、肉體的勞力、(二)獨立勞働、雇傭勞働を主たる區別とす。

同一人間にして勞力の程度に相違あり、生産力に差異ある所以のものは、國民の性質、男女の性、年齢、氣候等の自然的原因の外に教育、衛生、財産制度の良否等は著るしき影響を與ふるものなり。故に國家は常に國民の教育、就中實業教育、衛生思想の發

達に留意し、國民の勞働心を奨励して勞力の生産力増加に努めざるべからず。然れども勞力の生産力増加は常に勞働者の状態如何に因るのみならず、勞働の方法、組織によりて、益、其効果著るしきものある上に、人口の増減は直接に社會全體の勞力増減の原因をなし、國家の盛衰、經濟の消長に絶大の影響を與ふ。斯の如く勞力の生産力の増加は勞働者の身心の發達、分業並に人口の増加に原因するものなれば、左に分業と人口とに就て論ずべし。

分業 協力は二人以上の勞働者が同時に同種の勞働をなして作業の完成を圖るを云ひ、分業とは二人以上の勞働者が同時に異種の勞働をなして作業の速成を圖るを云ふ。故に廣汎の意味より云へば分業も亦一種の協力の外ならず。而して分業は勞力の生産力増加の最も重要なものにして、最近經濟社會が異數顯著なる發達をなし、は分業の發達に因る云ふも過言に非ざるなり。經濟學の大家アダム、スミスが有名なる留針製造を例示して分業の利益且必要を論述せし以來、普く之を認識する所となり。スミスは

曰く、留針製造は仕上迄十八回の手順に分れ、十人の勞働者にて各分擔する故に一日に五萬本を製造し得るも、若し之を十人の勞働者が各自に十八回の手順を爲さんには一日の出來高僅々二百本を製造し得るのみ。然れども是既に一世紀前の事にして、最近は七十二乃至九十二種の手順に分れ、其出來高も又巨數に上れり。以て如何に分業の効驗あるかを知るに足るべきなり。

分業は作業に對する勞働上の分業あるのみならず、又農工商業の如き生産上の分業あり。又地域による地方的國際的分業ありて、通例個人經濟上の分業たる技術的分業(即ち勞働上の分業)國民經濟上の分業たる職業的分業並に國際的分業の三とす。

分業は勞働者をして其長所に應せしめ、習練を容易くし熟練を増し時間を節約する等、此原因綜合して産額を増加、製品の改良、費用の節約、競争力の増加等に因り價格を低廉ならしむる利益あるに共、一方には仕事の局部に偏するが爲に、一旦其業の廢止となるや忽ち無用のもの

となりて衣食に窮するに至るのみならず業の單調は其勞働者の健康を損する恐れあり。而して分業關係の密なるだけ一部は恐怖あらんか直に其影響を受くるこゝ甚だし。而して業の偏向は遂に雇主の壓制を受くるも勞働者之に屈從せざるを得ざるこゝ、且勞働者間の競争激烈は雇主をして其選擇を自由ならしめ、益横暴を極めしむる結果遂に社會問題を發生せしむるに至る等の弊あり。斯の如く分業に一利一害ありて、其害は多く勞働者之を受け、其利は多く雇主の上にあるを以て、益其流行を見るに到る。然れども何業にても分業に適するものに非ず。生産物の需用廣大且確實にして大資本を要するものに於て、初めて分業の効果を著るしきものなり。田舎に萬屋繁昌し、都會に専門商の起る所以は此理に基けるなり。

人口 勞力の生産力増加は、勞働者自身の發達と勞力の分業とに依りて増加し更に勞働者數の増加に因りて國家全體の生産力を増進し、而して勞働者數の増加は人口の増加に基き、人口の増減は國家



盛衰の根源を爲し、一國の兵力、權力、富力の大小強弱は大抵其國人口の多寡に因りて決定せらる。是人口の國民經濟發達の一大要件たる所以なり。

人口に就ては英人ロバート・マルサスの「人口論」最も有名なり。其説に據れば世界人口は幾何級数の割合を以て増加するも、食物は算術級数の割合を以て増加するに過ぎざるが故に遂に食物缺乏し人類社會滅亡するに到るべし。然るに實際に於て斯く甚だしく到らざるものは、過剰の人口は移住、制情、避妊、墮胎等の消極的抑止、戦争、飢饉、疫病等の積極的抑止に因りて常に減殺せらるるを以てなり。斯の如く社會の窮迫は社會の罪惡は人口の過剰と食物の不足とに基因するが故に、吾人は一方に早婚の弊を戒め他方に農業を勵み、以て兩者の調和を圖らざるべからず云へり。而して此説たる大體に於て一般學者の首肯する所たるも、食物の缺乏には前途は遠遠なり、又世界中人類生活に適するの土地は洪大なれば、今に於て敢て恐るゝに及はず。況や生活の困難は他方に向つて國民の活

動を起すに至るべきは、マルサス生存中の英國に今日の英國の状況を比較せば最も明瞭なるが如く、決して杞憂するに及ばざるなり。

資本 資本とは生産物の蓄積にして、生産の用に供せらるる經濟財を云ふ。而して財産も亦蓄積せる財に外ならざるも財産には死蔵せるものあり又娛樂用のものあり、此等は資本に非ず。生産の用に供すべき財のみを資本と稱するなり。資本を造り若しくは増加する方法は生産に因りて財を得、之を増加し貯蓄し再び生産に利用するに在り。是動儉貯蓄は相俟つて富を爲す基たる所以なり。資本は種々に分類し得るも其最も重要な者は流動資本と固定資本とにして、前者は唯一回生産の用に供すれば資本たる効力の全部を失ふものにして貨幣、薪炭等の如し。後者は生産の用に供するに一回なる時は僅に其効用の一部を失ふに過ぎずして、幾回も生産に使用し得るものなり。即ち機械、工場等の如し。而して經濟社會の發達と共に固定資本の増加益甚だしく、就中機械の應用最も盛なり。機械は多量に生産し、勞費を省約し、價格

を低廉にし、品質を改良して競争に打ち勝ち得る利益あるが故に、各國共に其使用盛大を極むるも、一面には又手工業者の職を奪ひ、労働者の地位を薄弱ならしめ、且生産過剰となり恐慌を起し易き弊害あり。故に機械を使用し得る場合は作業單純にて、同一作業を繰返す事業にして、製品の販路廣大且賃銀高くして勞力を省く利益顯著なる場合に限り。

企業 生産の要素たる自然、勞力、資本の三者は生産を爲すに必要缺くべからざるものなり。雖も、之を以て直に生産は發生するものに非ず。此等要素を適宜に綜合配置し危險を負担して生産せんとする經營ありて初めて生産は行はるゝなり。此經營を企業と云ふ。即ち收益を目的として事業を計畫するものなり。企業は經濟社會の發達と共に發達し來り、現代の生産は一切収益の目的を以て常業とし、農工商等皆企業となり、企業も亦種々に分類するを得べし。其主要なるものは、(一)範圍の大小に依りて區別せば大企業、小企業に分つべく、前者は資本勞力の結合大規模にして、後者は其小なるものなり。

而して近時一般の趨勢は文明の進歩と共に、大企業は幾多優秀の點ある爲小企業を壓迫せんとする傾向ありて、其極市場獨占の弊、社會の調和を失する弊害を生ずるに到る。

(一)主格の上よりして公企業私企業に分つ。公企業は國家又は公共團體の企業を云ひ私企業は私人の企業を云ふ。而して近時國家公共團體の業務は劇増し、従つて經費益々増み來りし結果、益々收入増加の必要となりし、社會政策上の必要よりして公企業益々増加し來り。我國の鐵道國有、專賣制度等の如し。

(二)企業者の員數より區別せば單獨企業と共同企業とに分つ。前者は一個人の經營によるもの、後者は二人以上の共同經營によるもの、後者は一長一短あるも、小規模のものは單獨企業に利あるも、大規模大資本の企業は共同企業に依らざるを得ず。是近世共同企業發展して其特色を發揮するに到りし所以なり。

共同企業の種類(一)主として人力の結合による者、産業組合(二)主として資本の結合による者、會社(三)主として事業の結合による

者、企業同盟の三あり。(三者各項参照)

### 三 交易

交易とは財の交換を云ふ。例へば米一俵と織物一反とを交換するが如し。近代は貨幣幣を以てせり。元來財を生産するは之を消費せんが爲なり。然れども昔時各人自ら自己需用の財を生産し消費して、他人の生産せしものを須つこごなかりし幼稚時代には交易も分業も起らざりしが、人智漸く進むに従ひ慾望の増進無限なく、而して單獨の力能く此慾望を充足する能はざるより、有無相通するに便なる分業生じ、私有財産制度の基礎鞏固を加ふるに及び、財と財との直接交換たる物々交換となり、次で經濟社會の進歩に伴ひ物々交換の標準なきに苦しみ、遂に貨幣生じて之が媒介による間接交換たる買賣となり、其結果交易益々盛なり、分業盛大を極むるに至れり。而して現時の開明國は貨幣、度量衡、銀行、取引所等の交易機關、鐵道、船舶、郵便、電信等の交通機關の發達に相俟つて交易の範圍廣大となり、一方は内國貿易の繁榮となり、他方は國際貿易の隆盛なるに至れり。

かく現代の如く發達せる交通經濟時代に於ては、生産によりて財を得るのみならず、又交易によりて汎く財を得て消費し得べし。然れども財の價值は人の慾望に因りて等しからざるが故に、財の交易を爲すに當りては之が交換標準を決するものなるべからず。是交易問題の價格問題なる所以なり。

價格 既に前に財の價值を説明して財の効用は人の主觀的認識なり云ひしが如く財の價值は人の主觀的認識によるものなれば、人の相異なり慾望の相違せるに從ひ財の價值も異なり、衆人相集まるや有無相通じ互の慾望を満足せしめんとして茲に交換の念起り、一財を他の財の價值に對比すべし、之を價格と謂ふ。即ち財と財との交換し得る程度なり。物々交換時代には財の價格は唯財と財との交換比例に過ぎざりしが、貨幣生ずるに及びて、財の價格は財と貨幣との交換比例となり、常に貨幣の分量を以て財の價格を言表すに至れり、之を物價と稱す。價格は一般に騰貴し若しくは下落するこ



なし。何となれば価格は財と財との交換比  
例なれば、一財の下落は必然他財の騰貴を  
意味し、二財の騰貴は他財の下落をなれば、  
總ての財が同時に騰貴し若しくは下落する  
如きことは全く不可能の事なればなり。然  
れども物價は貨幣との交換比例にして、貨  
幣も亦一の財なれば價格の騰落あるが故  
に、従つて物價の騰落することあるは云ふ  
迄もなし。而して價格決定及び變動の理由  
如何に云ふに、普通は全く財に對する需用  
供給の關係に因る。

需用は財を獲得する實力を有する者が之  
を得んことを財の分量を云ひ、供給は需  
用に應じ販賣の爲市場に具へられたる財の  
分量を稱す。而して需用高は買手の財に對  
する價值の多少、購買力の大小、競争の有  
無強弱に因りて増減し、又供給高は賣手の  
貨幣に對する價值の多少、賣品の生産額の  
多寡、賣手の競争の有無強弱に因りて増減  
す。斯て需用高と供給高一一致せば、價格  
は平準を保つも、一旦需用高過る、時は價  
格騰貴して平準以上に上る(物價騰貴)是に  
於て需用者は慾望の廢止若しくは中止とな  
り、供給者は生産を増加する爲供給多くな

り、従つて供給の權衡を保ち價格平準に復  
せんす。之に反し供給高過る、時は價格  
は平準以下に下る(物價下落)是に於て供給  
者は生産を手控へ又は價格の引下げを以て  
需用を喚起するに至り、供給の權衡を保ち  
價格平準に復すべし。即ち  
需用増加は騰貴 需用減少は下落  
供給増加は下落 供給減少は騰貴  
となり、更に價格の増減は供給の増減との  
關係に就ては、  
價格騰貴は需用増加 價格下落は需用減少  
價格騰貴は供給減少 價格下落は供給増加  
なる。之を價格循環法と名づく。

價格は普通前述の如き供給の法則に支配せ  
らる、外、尙生産費に支配せらる。即ち生  
産者は生産物を販賣して、單に生産費を償  
ふのみにては満足せず、利益を得んことを  
ものなれば、利益なき時は之を供給するも  
のなかるべく、又利益多きときは資本勢力  
の競争直に起り、生産品の供給過剰となり、  
遂に價格下落す。

即ち故名人の書畫、英雄の遺物等の如く現  
在及び將來の資本勢力を以て供給を増加し  
能はざる財は、人の慾望の如何によりて價  
格を決するものにて生産費は關係せず、(二)  
供給無制限なるものを増加するには多くの  
生産費を要する財、即ち農産物、礦物等の  
價格は、改良、發明等によりて寛和せらる  
る。雖も、一般に收獲減法の爲常に最大生  
産費を標準として價格を決し、(三)生産費を  
要すること割合に少くして無限に供給を増  
加し得る財、即ち製造品、工作物等には、  
前記の需用供給の法則完全に行はれ、競争  
の爲價格は極めて生産費に接近し且漸次市  
價下落の傾向を有せり。

貨幣(信用銀行外國貿易) 太古蒙昧の  
時代には、人類は自ら生産し自ら消費する  
に止まりて、社會的分業起らざりしが、人  
智漸く進み慾望増進し、財の價值に對する  
各人の慾望の相違するより遂に交換分業の  
端緒を開き、自己過剰の財を他に與へ、他  
より自己希望の財を得て互に慾望を充足す  
るに至れり。而して其初めは物々交換なり  
しが、社會の發達と共に交換の必要と共に  
圓貨は益々廣大し、物々交換にては供給相

一致する能はず、又交換の基たる價值の標  
準を缺き分割に困難する等の缺點あるが故  
に、此等不備の點を充たし交換を容易なら  
しめんことを欲し、一般に需給の度を廣大にし  
價值の變動少く而も安全に交換し得る共通  
物品を選定して、之を交換の媒介、價值の  
標準たらしむるに至る、貨幣是なり。  
貨幣は初め獸皮、牛羊、穀物等を使用し遂  
に銅、鐵等の卑金屬貨幣より現時の金銀  
たる貴金屬を使用するに至り更に近世に及  
びては貨幣鑄造權は總て國家に專屬する所  
となり、其國家の鑄造せし貨幣を強制的流  
通せしむ、之を通貨又は法貨と云ふ。而し  
て現代に至りては更に進歩し、信用を基と  
して取引を便利ならしむる爲正貨支持を約  
せる紙幣の流通となり、銀行の業大に起り  
て手形、小切手等の信用證券の流通盛大を  
極め、外國貿易隆盛となり、交通機關の發  
達を共に今や地球を擧げて一經濟社會たら  
しめんことを企て呈せり。(貨幣、紙幣、  
銀行、信用、外國貿易各項參照)

す。雖も、限りなき慾望の増進は個人の方  
能く之を充たすに足らず、是に於て他個人  
の助力を必要とし、而して財を生産せしも  
の之に對する報酬を要求するに至り、遂  
に生産せし財を直接間接に生産に與れる各  
個人間に分配して各相互慾望を充足せしめ  
ざるべからず、之を分配と云ふ。  
生産には、曩に記述せし如く自然、勞力、  
資本の三要素に從事する企業者ある  
を要するが故に、財の分配も亦之に基きて  
左の四者に別る。  
(一)土地 自然中土地が最も主要なることは  
前に述べたるが如し、に對する報酬にし  
て地主の所得に歸するもの、之を地代と  
謂ふ。  
(二)勞力に對する報酬にして勞働者の所得に  
歸するもの、之を賃銀と謂ふ。  
(三)資本に對する報酬にして資本家の所得に  
歸するもの、之を利子と謂ふ。  
(四)企業に對する報酬にして企業家の所得に  
歸するもの、之を利潤と謂ふ。

一人なるが如し。  
又分配に關して二主義あり(一)強型主義にし  
て法令の力を以て強制的に分配を定む。國  
家又は公共團體は各個人との財の分配は主  
として之に依るを通過す。租税、土地收  
入等の如し(二)制限的自由主義にして私權を  
基とし各個人の自由意思によりて財の分配  
を定む。雖も多少之を制限せり。而して財  
の分配方法如何は大に社會の發達、國家の  
盛衰、産業の興亡に關係する處甚大なり。  
且各人所得の不平等は自由競争私有財産  
制度たる以上は免るべからざるものなり。雖  
も、其甚だしき所得の不平等は延いて貧  
富の懸隔となり、社會上、經濟上最も厭ふべ  
く恐るべき弊害を醸生するに至るを以て、  
最近の經濟學者は、皆一様に如何にせば所  
得の正當分配を爲し得らるべきかと云ふこ  
とについて研究最も努めつゝあるも、未だ  
適當の解決を告ぐる能はずして、社會主義  
の如き極端なる平等論を唱ふるものさへ  
あるに至れる現況なれば、實に分配論は經  
濟學論中の重要位を占むるものなり。(社會  
主義のこゝ社會論參照)  
地代 地代の觀念に廣狹二義あり。廣義

四分配



に解せは發達せる國家の土地は自然其儘のもの稀少にして、多くは資本を投じて美化せしものに非ざるはなし。故に此等土地の地代として支拂はるるもの、内には、自然の儘なる原始的土地の生産力に對する報酬に之に投じて美化せしめたる資本、勞力に包含すべし、之を實際地代と稱す。通常借地料又は小作料と同一義なり。又狹義に解せば、土地の自然力に對する報酬のみを謂ひ、之を自然地代又は原始地代と謂ふ。實際地代中には資本の利子を包含しありて地代と利子の區別然せざる故に之を採らず。經濟學上には自然地代のみを純粹に地代と稱するなり。即ち土地の自然力に對する報酬なり。

土地の地代を生ずる理由を説明せしものに有名なるリカードの地代説あり。其説に曰く、人口稀薄にして豊沃の土地を得るこの自由なる國又は時代には、收穫多くして耕作に適する優等地のみを選ぶが故に地代未だ發生せず。然るに人口次第に増加し、農産物の需用増加と共に従来の耕作地の、豊沃地の收穫のみを以て需用に應ずる能はず。然れども土地には收穫漸減の法則行はる、爲無限に收穫を増加するを得ず。農産物の價格騰貴し來れるを以て、劣等地を耕作するも尙相當の報酬を獲得し得るに至りて、自然的生産力に差異ある各種の土地は皆耕作せらるるに至り、優等地と劣等地との收穫に差異あるが故に、争ひて優等地に對して需用起り競争起るべし。此優等地の増收は資本勞力の結果に非ず、全く自然的生産力の優劣に基くものなれば、優劣二地收穫の差異は即ち地代となるものなりと説明せり。

故に地代發生の原因は土地の自然的生産力に相違ありて收穫に差等ある爲優劣を生じ且人口増加と共に漸次耕作土地の收穫、其劣等地をも耕作せざるべからざるに因りて生ずるものにして、此收穫の差異が地代となるものなれば、現に耕作せられつゝある最劣等地所謂耕境にある土地には地代なく其以上の土地は一方人口増加と共に耕作地の面積増加して耕作下落し、優等地の地代は時と共に益増加すべし。故に一切の土地は悉く地代を生ずるものに非ず。又各地の地代は同一に非ず。地代は漸次増加の傾向を有するものなり。是等の事實は深く注意すべきことなりとす。

を要する美術品の製作等は前者を以て可とするも、怠惰に流れ易く、仕事の敏捷を缺くの缺點あり。之に反し後者は仕事の効驗を大ならしむる利益あるも、一方には製品を粗悪ならしむる缺點を有するが故に、之が救助策として賞與法、利益分配法等を併行せらる。

り、故に平均賃銀額なるものは、一定せる労働者の總数を法し賃銀基金を除したる商に等し。各労働者の賃銀は此一定せる賃銀基金以内にて競争により決すべく、國富増進し基金増加するか、又人口減少して労働者の數減少するか、二者其一に出でずんば賃銀は増加する能はずと云ふにあり。然れども一國中の賃銀基金を豫定して論断せしものなれば、既に前提に誤謬ある故今は之を主張する學者なし。

はかり團結し一致協力して雇主に對抗するの勢力を作り、(労働組合の如し)又一方國家は國情に適合すべき工場法を制定して労働者を保護せざるべからず。是所謂労働問題解決方法として文明諸國の腦筋を絞つゝある難問題なり。(社會篇參照)

賃銀決定を爲す原因に特殊の一般的なの二あり。特殊のものは専ら職業の性質により賃銀同一ならずして、仕事の快樂の有無、難易、信用程度等によりて賃銀に高低を生ず。

一般的には物價と等しく勞力の需給の關係如何に因りて定まり、勞力の需用増加すれば賃銀上り、需用減少すれば下落し、供給多ければ賃銀下落し、供給減少すれば賃銀騰貴す。然れども勞力は一般の財と異なり、人に附着するものなれば人情、風俗、習慣、法律等の事情に羈束せらる、こゝ一般物價よりも更に甚だし。賃銀決定に就て左の學説あり。

賃銀は勞力の生産費即ち労働者の生活費に因つて定まること云ふにあり。然れども勞力の生産費は勞力の供給を左右する原因の一に止まるものなれば、之を以て直接に賃銀決定の主因として、賃銀は永久に其以上又は以下に上下せずとするは併論なり。然れども現在の社會状態は、労働者は多數、貧困、競争激烈等の原因によりて常に資本主の壓迫を受け、極めて不利の地位にあり、此儘にては労働者は終始社會の下層にありて向上發展の機会なし。故に之が救済方法としては、労働者



額なり。廣義の利潤を企業所得又は總利潤と云ひ、狹義のものを企業所得又は純利潤と云ひ、其内には冒險の報酬、業務計劃、經營の勞務の報酬を包含しありて、企業家の希望は勿論此純利潤を得んことを要するは云ふ迄もなし。而して利潤の多少を決定すべき原因は、企業家の力量才能の如何、資本の大小、營業上の危険の多少等、人為的原因の外尙企業家等の意思又は行爲に因らして變動を起す自然的原因たる時運の向背如何に因りて甚大の影響を享くるものなり。

### 五 消費

消費とは財の効用の全部又は一部を消滅せしむるを云ひ、自然的消費と經濟的消費との二に別つ。後者は經濟學上の消費にして又之を別ちて生産を目的とする生産的消費と享樂を目的とする不生産的消費との二に分す。消費は生産に相反して効用を作出するに減却するの差異あれども二者の關係は密切なり。生産は消費の源泉にして、消費も亦生産を包含す。結局生産も分配交換も其目的なり。

## 第二章 財政學大意

### 一 財政學の意義

財政 人類相依り共同生活を営み、漸次發達して社會を形式し、遂に進んで國家其他の公共團體をなすや、其團體を維持し行動を爲すに財を要し、慾望の増進、人口の増殖は益々其行動の範圍分量を増加す。斯の如く國及び公共團體の存在を維持せん爲め財を要し、之を管理し及び支出する經濟を財政と謂ふ。

財政は公經濟にして私經濟と等しく經濟の原則に支配せらるるに雖も、公經濟は原則としては權力關係にして強制取得を爲す點に於て私經濟と異なるなり。即ち(一)收入支出の關係に於て國家其他の公共團體の公經濟は出づるを計りて入るを制し團體維持の爲め財を要するに於て、初めて之に應ずべき收入を計りて支出を適合せしむるを原則とするも、私經濟は個人が多少の餘裕の財を蓄積して慾望を充たすものなれば、入るを計りて出づるを制するもの、其收支に於て全く相反對せり。

(二)財の取得方法より視れば、國家公共團體は租稅徵收の如く必要の財を強制取得するも、個人の財の取得は生産、交換等によるの外強制取得する能はず、公經濟は權力關係、私經濟は權利關係を原則とする。財政學 財政學は國家其他公共團體の存立の爲め財を取得し、之を管理し、之を支出する經濟的行爲たる財政に關する原理及び政策を講究する學問なり。通例歳出、歳入、公債の三部に別る。

### 二 歳出

財政は支出を計り入るを制するものなれば支出は主として收入は従たり。然れども財政學の主要とする所は、如何なる財源如何なる方法を以て既定の經費に對し、如何にして之が需用を供給し、且之に因りて生ずる人民の苦痛を可及的輕減するを得るやを知るにありて、最も歳入に重きを置くものなれば歳出の多少、要不要、利害の如何等は研究する要なく、此等は政治學、行政學、社會學等の範圍に屬すべきものなり。然るに財政學に於て歳出について講究する所あるは、畢竟收入と支出とは密接離るべからざる關係を有し、其之に因りて支出せらるる經費の如何なるものなるかを知らざるべからず、且歳出の程度は國民の負擔力により制限せられ、國民の負擔力の多少に影響するが故に、此等の關係について知悉せざるべからざる必要あるを以てなり。

歳出増進の趨勢 歳出は國家及び自治團體の需用を充實せんが爲支出する經費の總金額を指稱する者也。而して文明の進歩は國家の政務及び自治團體の職務擴張に

なり、益々歳出は増加する趨勢を有する。此は、世界各國を通じて明白の事實にして、我邦の歳出も亦明治二十三年より二十六年迄は七八千餘萬圓の間に上下したりしが、二十九年には一億九千餘萬圓となり、三十三年度は更に二億九千餘萬圓に増加し三十九年度には四億六千餘萬圓となり、四十四年度の豫算は五億六千餘萬圓に増加せり。斯の如く列國の歳出は年々増加一方なるが其原因は列國の軍備擴張の競争の爲め歳出の増加する外に、尙政務の範圍擴大となり、新に政府の職務の増加し來りたること、且知らずんや冗費等の加はるものありて、其他物價騰貴の影響を蒙ること大なり。故に將來歳出は益々増加すべき趨勢に在り。

歳出の原則 國家歳出の要件は(一)獨立せる財政監督制度の確立なるを要し、立憲國に在りては歳出の各經費に對し、各種の利害を代表する國民議會の協賛を必要とし(二)節約主義を執り(三)國民所得との關係に注意すべきこと是なり。

歳出の分類 財政上重要なものは、(一)時を標準とするは經常費、臨時費に於て、經常費は毎會計年度に於て繰返さ







せし國又は公共團體の債務なれば、恰も私人の負債同一性質を有し、即ち信用を以て基とするものなり。

公債の分類 公債の分類は標準異なるに従ひ各種あり。左に主要のものを列挙す

(一)公債に應じたる財源の所在により、内國の資本によれるものは内國債にて、其外國の資本によれるものは外國債なり。

(二)重要にして廣く行はる、分類方は流動公債と確定公債となり。而して兩者の相違せる主要點は、流動公債は償還の期限短く、確定公債は長期なり。又流動公債の起債目的は短期間の不足又は少額の經費に充つるものなるが、確定公債は長期間の支出又は巨額の經費に充つるにあり。

流動公債 流動公債の主なるものは郵便貯金、供託金、保證金等の國庫金、之を行政上の流動公債と稱し、又財政上の流動公債は短期公債と大藏省證券とあり。就中大藏省證券は主要にして年度内の不足を償ふ爲、國庫の一時融通として利附又は割引にて發行し、年度内に償還する公債證書なり。

確定公債 確定公債は法規を以て募集額、償還方法を確定せし所の公債なり。其種類左の如し。

一時拂公債 期限に至り一度に元金を償還するものなり。

有期定期支拂公債 年々一定の金額を必ず支拂ふものなり。

有期臨時支拂公債 償還の期限のみを定め置き、其年限内に隨時に支拂ふものなり。公債の多くは此類なり。

永遠公債 最も發達せし公債にて、信用厚き英、佛には行はる、我國には未だなし。即ち償還期限を定めざるものなり。

又確定公債の變形せしものに割増公債と年金公債とあり。前者は元利金の償還の外に籤札を附し、當選者に割増金を與ふる公債にして、人生の射心に乗じ募集するものなり。勸業債券の如きは此類に屬す。後者は債權者に元利金を年賦を以て償還する公債にして、一定の期間の償還と債權者の生存中償還するにより、有期年金と終身年金との別あり。

公債の發行及募集 公債發行の形式に於ては、公債の原簿に記名登錄する登錄公債と證券公債とあり。

然れども其償還に就ては財政の状態、金融市場の状況に就て精細に注意せざるべからず。輕々に之を發行する時は即ち財政の困難市場の混亂を惹起すべし。故に償還執行に先だち減債の必要と事業擴張の程度如何を比較對照し、其緩急を斟酌し然る後減債の可否を決定すべきなり。償還には押戻しと買上との二ありて、前者の抽還方法最も廣く行はる。

公債償還法中有名なるは減債基金法にして政府は年々若干額を基金として支出し、之を以て公債を償還し、其償還したる公債の利子は又之を基金に編入して償還金に充つる法なり。我國の國債整理基金により、年々五千萬圓づゝ償還するが如き是なり。然れども此方法は一般の學者は、減債基金法の効果少し認め、寧ろ國債の整理は組織と償還とに據るの便且利なるに若かずと云ふ論に一致せるが如し。

第三章 貨幣

一 總論

往古未開の時代は人類未だ社會を爲さず、

自ら生産し消費する自給經濟の状態にありて社會的分業ありしが、人智漸く進み慾望増加し社會を結ぶに至るや、自給經濟の不便に堪へず、人生中途過ぎ技能によりて職業を別ち、有無相通じて交換の發生を促し來りしも、此時代の交換は猶各自が必要とする物を交換するに過ぎず、即ち獵夫が獲物を以て己の必要とする他の有する弓箭又は食物と交換するが如く、物と物との交換にて頗る幼稚なるもの所謂物々交換又は自然經濟時代なり。

然るに交換の必要益加はるるに共に、物々交換にては(一)交換者の慾望相互に一致し難く(二)需用と供給との種類數量符合せず(三)價格計算の尺度を缺き四價格小分即ち分割に不便等の缺點あるを以て社會の進歩し交易の頻繁なるに及び、相互の交換を容易ならしめん爲一種の貨物を特定し、之を以て取引し交換の媒介、價格の尺度標準として使用するに至り貨幣初めて生じ、經濟社會の状態全く一變し、貨幣經濟時代となる。

昔時は其當時の社會の需用に適したる武器裝飾品、貝殻、獸皮、穀物等を以て貨幣とし、次で鉛、鐵、銅の臭金屬を使用し、遂

往古未開の時代は人類未だ社會を爲さず、

自ら生産し消費する自給經濟の状態にありて社會的分業ありしが、人智漸く進み慾望増加し社會を結ぶに至るや、自給經濟の不便に堪へず、人生中途過ぎ技能によりて職業を別ち、有無相通じて交換の發生を促し來りしも、此時代の交換は猶各自が必要とする物を交換するに過ぎず、即ち獵夫が獲物を以て己の必要とする他の有する弓箭又は食物と交換するが如く、物と物との交換にて頗る幼稚なるもの所謂物々交換又は自然經濟時代なり。

然るに交換の必要益加はるるに共に、物々交換にては(一)交換者の慾望相互に一致し難く(二)需用と供給との種類數量符合せず(三)價格計算の尺度を缺き四價格小分即ち分割に不便等の缺點あるを以て社會の進歩し交易の頻繁なるに及び、相互の交換を容易ならしめん爲一種の貨物を特定し、之を以て取引し交換の媒介、價格の尺度標準として使用するに至り貨幣初めて生じ、經濟社會の状態全く一變し、貨幣經濟時代となる。

昔時は其當時の社會の需用に適したる武器裝飾品、貝殻、獸皮、穀物等を以て貨幣とし、次で鉛、鐵、銅の臭金屬を使用し、遂

往古未開の時代は人類未だ社會を爲さず、

自ら生産し消費する自給經濟の状態にありて社會的分業ありしが、人智漸く進み慾望増加し社會を結ぶに至るや、自給經濟の不便に堪へず、人生中途過ぎ技能によりて職業を別ち、有無相通じて交換の發生を促し來りしも、此時代の交換は猶各自が必要とする物を交換するに過ぎず、即ち獵夫が獲物を以て己の必要とする他の有する弓箭又は食物と交換するが如く、物と物との交換にて頗る幼稚なるもの所謂物々交換又は自然經濟時代なり。

然るに交換の必要益加はるるに共に、物々交換にては(一)交換者の慾望相互に一致し難く(二)需用と供給との種類數量符合せず(三)價格計算の尺度を缺き四價格小分即ち分割に不便等の缺點あるを以て社會の進歩し交易の頻繁なるに及び、相互の交換を容易ならしめん爲一種の貨物を特定し、之を以て取引し交換の媒介、價格の尺度標準として使用するに至り貨幣初めて生じ、經濟社會の状態全く一變し、貨幣經濟時代となる。

昔時は其當時の社會の需用に適したる武器裝飾品、貝殻、獸皮、穀物等を以て貨幣とし、次で鉛、鐵、銅の臭金屬を使用し、遂

往古未開の時代は人類未だ社會を爲さず、

自ら生産し消費する自給經濟の状態にありて社會的分業ありしが、人智漸く進み慾望増加し社會を結ぶに至るや、自給經濟の不便に堪へず、人生中途過ぎ技能によりて職業を別ち、有無相通じて交換の發生を促し來りしも、此時代の交換は猶各自が必要とする物を交換するに過ぎず、即ち獵夫が獲物を以て己の必要とする他の有する弓箭又は食物と交換するが如く、物と物との交換にて頗る幼稚なるもの所謂物々交換又は自然經濟時代なり。



に金銀の貴金屬を貨幣として使用し、更に是等金屬を鑄造使用するに至りしが、世運の進歩文明の發達と共に交通頻繁となり、交換の大半は信用によりて營まれ、紙幣及び信用證券が貨幣代用品として、恰も貨幣の如く取引せらるゝ現代文明國の信用經濟時代となり。併し信用經濟は貨幣の存在を前提せざるものにして、貨幣が交換の媒介、價格の標準たるべき作用は依然として變せず。各人は他日貨幣の給付あるべきを信じて初めて信用經濟の取引行はるゝものたることは最も注意すべき點なり。故に一朝貨幣制度の根柢崩れんか、信用取引は士崩瓦解し、信用地を拂ひ所謂經濟界の恐慌なるものを惹起すべし。

### 二 貨幣の職分及性質

現今の經濟社會に在りては、貨幣は經濟上之法律上の兩意義を有し、經濟上より解せば、一般に認識せられて交換の媒介、價格の尺度、標準及び蓄積の用を爲すものを云ひ、法律上よりすれば、法律の力を以て強制通用力を有するものを云ふ。故に貨幣及び之に類似のものは(一)硬貨(二)國家の發行

せし紙幣(三)銀行兌換券(四)小切手、爲換、約束手形等の有價證券等の四あり。其中硬貨は貨幣の最も普通なるもの。紙幣に就ては議論あり。雖も硬貨中補助貨幣の如き法律の力に依つて強制通用せしむるものを以て貨幣と爲す以上は、紙幣も亦同一に認むるを得べし。銀行兌換券に就ても亦異論あり。雖も、英國銀行券の如く法律上強制力なく、只銀行の信用によりて流通するものは貨幣とは認むる能はざるも、我日本銀行券の如き法律の力に依つて通用するものは之を貨幣と稱し得べし。有價證券は一般の交換の媒介を爲さず、且強制力を有せざるを以て貨幣に非ず。即ち(一)の硬貨に對して(二)(三)の紙幣を軟貨と謂ふ。

斯の如く貨幣の範圍を限定し、然る後貨幣の職分を見るに、四種の重要點あり。

(一)交換の媒介にして、物々交換の不便を避くる爲、貨幣が社會に發生せし起源に徴しても明かなり。

(二)價格の尺度標準、各財の交換比例を爲す。三支拂の要具、債務の清算に用ゐらる。

(三)蓄積の手段、價格を蓄積するに最も便なり。

### 三 貨幣の發達

現今の貨幣は金銀を以て主要なす。雖も斯迄に發達するには、過去數千年間、人類進化の程度に時代的要求に應じ、貨幣としての職分を盡すに於て非常の變遷を経過し來れり。往古鳥獸を狩り魚貝を漁りて生活せし狩獵時代にありては、最も貴重なる

ものは獸皮貝殻なれば、此時代には此等を以て貨幣とせしは、羅馬、カーセージの最古の貨幣が獸皮又は貝殻を使用せしこと、並に現時にても英領印度、亞弗利加西海岸にては貝殻を以て交換の媒介とせること、及び支那古代にても貝殻を以て通貨とせしは實買貨財賤賤等の貨幣に關する文字の概ね貝殻を編みてせしに徴しても明かなり。斯て文化漸く進み牧畜時代に入るや、牛羊等の家畜を以て貨幣とし、次で農業時代に達すれば穀類を以て貨幣として通用せしが、遂に商工の隆盛發達と共に金屬類を使用し、初めは銅、錫、鐵、銅等の卑金屬なりしが進歩して金銀の如き貴金屬に移り、更に交通の發達、信用の昂上と共に紙幣を使用するに至り、以て今日に及びぬ。

我國貨幣の沿革を尋ねるに、日本紀顯宗天皇二年十月の條に「是時天下安く平きて民に徭役無く、歲比に登稔あり。百姓殷に富めり。稻斛の銀錢一文にかふ。牛馬野に被れり」とあるを初見す。

然れども是漢書に由りて書ける記者の修飾なりとの説もありて、未だ此時に貨幣行はれしや否や知るべからずとせり。然るに天

智天皇の三年對馬國より銀を獻す、是我國に銀の出でし始めなり。當時是等銀を以て貨幣の意味に用ゐるしに、同天皇の十二年詔して銅錢を用ゐるべきことを禁せらる。後又銀銅併用せざるべき旨を諭さる。是正確に我國貨幣の嚆矢といふべきか。其後持統天皇の御代、初めて鑄錢司を置かれしこと見ゆ。文武天皇の時又鑄錢の事見たり。元明天皇の時銀及び銅を鑄て錢を造る、和銅開鑄是なり。淳仁天皇の時開基勝寶錢、太平元寶銀錢、萬年通寶銅錢の三種あり。爾後村上天皇の天德年中までに十一回の新鑄改鑄あり、何れも銅錢なり。降つて後醍醐天皇建武中興の初め乾通寶錢の鑄造あり。而して鎌倉時代には砂金、南鐮なごを用ゐるしことあり。室町時代には應永以來明に通じ専ら彼國の錢を行ふ、之を永樂錢といふ。此他洪武宣德錢あり。桃山時代に入りて判金丁銀大に行はれ、彼の有名なる慶長小判は實に此時に出でしものなり。次で徳川時代となり、從來の混亂せる幣制を統一せしも、五代將軍以後財用不足の爲、大判、小判、分判、丁銀、豆板銀を始め銅錢に至るまで屢之を改鑄し、其

### 四 硬貨

鑄造貨幣 各金屬中、金銀は貨幣の材料として、他の財に比し優勝の性質多きを以て、文明國の貨幣は主として之より成れり。雖も、之を塊狀の儘にて使用せず、一定の純分、一定の分量を有し、一定の價格を表記せる一定の形狀のものを鑄造して、價格の尺度標準の職分を盡さしむ。之を鑄造貨幣と稱し、而して形狀、品質、重量、圖章を一定し、かく貨幣を鑄造するの權は、舉げて國家に專屬せしむ。之を造幣權と云ふ。我貨幣法第一條に「貨幣の製造及び發行の權は政府に屬す」と規定せし所以なり。斯の如く造幣權は國家主權の一なり。雖も、又一私人が金屬塊を提出して造幣を請



頭するを許す。之を自由鑄造云ふ。然れども補助貨の如き全く人民の希望に應ぜざるものあり。之を制限鑄造と稱す。而して最良なる貨幣を鑄造せんせば、左の四條件を必要とす。

- (一)流通に便ならしむること。
- (二)偽造、變造を防ぐこと。
- (三)盗刷を防ぐこと。
- (四)自然の磨損を防ぐこと。

是等の條件を具備せしむるには幾多の意匠を凝らす要ありて、國家の力に非ずんば實行し能はざる所なり。

貨幣の區別 一國の貨幣中には國法上貨幣たるもの、然らざるもの混在し、實際貨幣として流通するものは所謂通貨にして、例せば我國現在の寛永通寶、文久永寶の如き是なり。而して國法上貨幣として強制通用力を有し、法律上完全なる支拂ひをなし得るものを法貨と稱す。二種類あり。(一)本位貨幣にして價格の標準となり、公稱價格と實價と相當し、支拂ひに無制限に使用し得るもの。(二)補助貨幣にして實質に於て實價が各自價より低く法律上の支拂ひに制限ある者。

獨逸	馬	〇、四七八
北米合衆國	弗	二、〇〇六
露西亞	ルーブル	一、〇三二
支那	兩	銀貨國故相揚變動あり

貨幣の品位 貨幣の材料たる金屬の純分配合を貨幣の品位と稱す。現時文明諸國に行はるゝ方法左の如し。

(一)金貨については(1)千分中純金九百、銅百の割合を以て混合せし九百位の者(2)千二分中純金千百分、銅百分を混合せし九百六十六位の二大種別ありて、(1)は佛蘭西、伊太利、白耳義、露西亞等の拉典同盟國、北米合衆國、日本、獨逸、露西亞等に行はれ、(2)は主に英吉利にて行はるゝなり。

(二)銀貨については銀と銅とを混合せしものにて、多數は九百位銀にて、北米合衆國、獨逸、佛蘭西等に行はれ、又英吉利の銀貨は九百五十五位銀にして、我國の銀貨は八百位及び七百二十位銀なり。(三)白銅貨は普通ニッケル二百五十、銅七

我國の貨幣は貨幣法第十七條に「金貨幣は其額に制限なく法貨として通用す、銀貨幣は十圓まで白銅貨幣及び青銅貨幣は一圓までを限り法貨として通用す」と規定せり。故に金貨は本位貨にして他は皆補助貨なり。本位貨には二十圓、十圓、五圓の三種あり。補助貨中銀貨は五十錢、二十錢、十錢の三に別れ、白銅貨は五錢、青銅貨は一錢、五厘の二あり。最近の流通額左の如し。(明治四十三年末調査)

金貨	三一、三四六、〇八七
銀貨	一、二七、六一一、一八一
白銅貨	九、一四〇、三三三
銅貨	八、六四二、四五三
(兌換券)	三三七、三三二、六〇八
注意(兌換券も金準備ありて引換へらるゝものなり)	
通貨總計	五〇四、〇七二、六五二

簡主なる各國の本位貨補助貨の種類左の如し。

英吉利	五磅、二磅、一磅、半磅
佛蘭西	十法、五法、二十法、十法、五法
獨逸	二十馬、十馬
北米合衆國	二十弗、十弗、五弗、二弗半

百五十の合金にて我國のも同一なり。又銅貨は銅九百五十、錫四十、亞鉛十の合金最も廣く行はれ、我國の青銅も明治三十年貨幣法制定の際之を採用したり。我國現時の貨幣品位左表の如し。

種類	量	目	品	位
(貨金)	二十圓	四、四四四	九百位(純金九百分)	
	十圓	二、二二二	九百位(純金九百分)	
	五圓	一、一一一	九百位(純金九百分)	
(貨銀)	五十錢	二、七〇〇	八百位(純銀八百分)	
	二十錢	一、〇八〇	八百位(純銀八百分)	
	十錢	〇、六〇〇	七百位(純銀七百分)	
(貨銅)	五錢	一、二四四	ニッケル二百五十分	
	一錢	一、九〇〇	銅九百五十分	
	五錢	〇、九五〇	銅四十分	

グレシヤムの法則 貨幣の流通に關してはグレシヤム法則にて有名なる原則あり。惡貨は常に良貨を驅逐し、良貨は惡貨を驅逐する能はず。

補助貨幣

英吉利	五志、二志半、二志、一志、六片、一片等(十種あり)
佛蘭西	五法、二法、五十サンチム、二十五サンチム、十サンチム、二サンチム、一サンチム
獨逸	二馬、一馬、五十フンニヒ、十フンニヒ、二フンニヒ
北米合衆國	五十仙、二十五仙、十仙、五仙、一仙

貨幣の單位 貨幣の單位とは、貨幣の價格、計算の起算點を稱するものなり。米穀を量る單位は石たるが如く、貨幣も亦一定の基本を定め計算の標準とするものなるべからず。我國に於ては純金二分の量目を單位とし之を圓と稱す。各國の貨幣單位左の如し。

國名	單位	我國の價格に換算せし相場
英吉利	磅	九、九三〇
佛蘭西	法	〇、三八七

此法則の基く所は、貨幣は他の貨物と異なり、生産又は消費を目的とせず。單に交換の媒介たるに止まるが故に、善惡兩種の貨幣が相並んで流通取引せらるゝ時は、惡貨も亦良貨と同一購買力を有するを以て、利己的なる人生は皆惡貨を以て支拂を爲すに至り、社會に流通するもの只惡貨のみとなり、良貨は其跡を絶ち或は貯藏せられ、又は銷毀して他に使用せられ、或は外國に流出するに至るべし。此法則の適例として我國安政時代の金銀の比價は、金一に對し銀五、七、一五なりしに、同時代に於ける歐米は金一に對し、銀十五、五の割合にありしを以て、安政三年開港するや歐米人は争ひて我國に銀を輸入し、金と交換して巨額の利益を獲得し、之が爲に我國が莫大の損失を蒙りしは顯著なる實例なり。

貨幣本位制度 國家に於て制定する貨幣本位に關する問題は、社會經濟上頗る重大問題にして、其制度種々あるも、大別すれば本位の數より區別して二種あり。單本位 一種の貨幣を本位とし、他を補助貨とする者。金本位、銀本位あり。金本位は金貨を本位とし、銀貨を補助貨と



なす制度にして我國初め英、米、獨、露等之を採用し、銀本位は銀貨を本位とし金銀等補助貨となす者也。支那之を採用す。又單本位の一變體ニ稱すべきものありて、從來存在せる銀本位の流通を停止せず自由鑄造を許さずして外幣も金銀兩本位の行はるゝが如き状態を呈する者あり、之を跛行本位ニ云ふ。北米合衆國、佛國初め羅甸同盟國之に屬す。

**複本位** 二種の貨幣よりなり、或一定の制度を定めて、共に本位貨幣として流通せしむる者也。即ち金銀二種の間に豫じめ法律を以て比率を定め、例へば金一に對し銀十六とするが如く、其比率に準じて金銀兩貨共に無限に法貨として流通せしめ共に自由鑄造を許す制度なり。

兩者の利害得失は學者の議論區々、又各國の採用する所種々なり。雖も、單純に理論のみを以て決する能はず。其採用せんことを國家の政治上其他の事情をも參照して決定すべきものなり。而して現今は學理上に於ても實際上に於ても、單本位殊に金本位制最も勢力を有し、文明諸國概ね金本位制を採用せり。

元來貨幣本位は、初め銅鐵等の卑金屬に發し、次で金銀の如き貴金屬となり、銀のみなる銀本位、金銀兩種を兼有せし複本位に移り來りたるものなりしが、千八百七十三年頃より銀の產出額激増の爲、銀貨暴落して金銀の比率急變せしより、グレシヤムの法則は直に効力を現し、遂に複本位を保持する能はずして金本位に變更せんに至りしも、國の事情如何により銀貨の引換に就て、大損失を來す恐れあるを以て、直に金本位制度となす能はずして跛行本位制を採り漸次金本位に移らん。是現時の趨勢なり。尙復本位制度主張者にして、萬國複本位制を主張するものあれば缺點多くして實行し能はざるなり。

我國の制度は舊曆時代迄は金銀銅鐵の四種共に貨幣本位たりしが、維新以來明治八年發布の銀貨條例は金本位とし、五十錢以下の銀貨銅貨を補助貨とし、又別に貿易銀即ち一圓銀貨は各開港場のみ限り使用するを許し、一般の通用を禁じたりしが、十一年に至り貿易銀も亦租稅其他一般取引に使用するを許したるより、法律上金銀の兩貨は相並びて複本位制となりしが、爾來銀價

の下落甚だしくグレシヤムの法則効果を現し金貨を絶ち銀貨獨り流通し、事實上銀本位の状態となりしが、外國貿易上の關係は確乎たる貨幣制度を採用し、爲替の確立を謀らざるべからざるに至り、財政上經濟上共に不利益の地位に立つに至りしを以て、政府は貨幣改良を計畫し、明治二十二年勅令第百十三號を以て貨幣制度調査會を組織し、朝野の有力者を委員に選任して數回討論の末、明治二十八年七月調査の結果を政府に報告し、政府は金本位を採用する事に決定せしも、時に金少かりし爲未だ實行し能はざりしが、適々日清戰爭の結果金二億兩を得たるを以て、此好機を利用して明治三十年法律第十六號を以て貨幣法を施行し金本位制を斷行せり、之を現行の貨幣法とす。

**五 軟貨**

既に述べたる如く貨幣は金屬貨幣の外に尙政府發行の紙幣及び銀行の兌換券あり、之を硬貨に對して軟貨ニ云ふ。廣義に紙幣も同一意なり。

紙幣は自ら價格を有せざるに拘らず、法

律の力によりて強制的に交換の媒介として流通し、貨幣の代用を爲す所の正貨支持を約束せる證券なり。故に一名代表貨幣とも稱す。斯の如く紙幣の流通使用せらるゝに至りし理由は、交通の進歩、信用の發達と共に、硬貨の取引不便なるを以て、輕便なる代用物を希望するに基けり。

紙幣には政府の發行する政府紙幣、銀行をして發行せしむる銀行紙幣との別あり。又其紙幣中には本位貨幣との兌換を爲さざる不換紙幣、貨幣と兌換を爲す兌換紙幣(俗に兌換券)との區別あり。

**不換紙幣** 不換紙幣は平時發行するものに非ずして、多くは戰亂又は一大事變あるの時、國用足らず經費多端の際に處し一時の急を救はん爲に發行せらるゝものなるも正貨と引換ふる必要なき爲濫發し易く、遂には紙幣の暴落となり、物價騰貴し信用墜敗し、爲に財界を擾亂し社會に大害を流すに至るを以て、其發行は最も慎まざるべからざるものなり。彼の佛國革命時代に不換紙幣を濫發せし際の如きは、遂に之を貨幣として取扱はず懸を張るに用ゐるに至れり。以て其弊害の大なるを知るべし。

我國には明治維新以來十年の戰亂まで經費嵩み國用足らず、之が爲十一年末には我紙幣は全部不換紙幣となり、一億六千五百萬圓の額に上り、紙幣下落して十四年には銀貨一圓に對し紙幣一圓七十錢の相場となりしより、茲に紙幣整理の議興り、十五年日本銀行を設立し國立銀行の發行せし不換紙幣の消却を行ひ、且政府發行の不換紙幣消却基金を増加して消却に力めたるより、十七年には紙幣の相場復し、之と同時に日本銀行兌換券を發行し初め、遂に三十七年に至りて悉皆引換を了し、全部兌換券のみにして其基礎を確立せり。

**兌換紙幣** 方今諸國に流通する紙幣は皆兌換券なり。而して其發行制度は各種ありて國により異なり、其主なるものは(一)一部準備法にして證券準備發行の法定高を一定し置き、其以上は全く正貨準備たらしむるなり。英國は此制度なり(二)比例準備法にして發行紙幣額の一定割合は常に正貨準備たらしむるもの也。白耳義、和蘭の制是なり(三)兌換發行額の最高限度を法定し、兌換準備に就ては何等の制限なきもの也。之を最高發行法ニ云ふ。佛國の現行制度是な

り(四)我國の現行法及び獨逸にて採用せる所に於て、保證準備にて發行し得る兌換券の最高額を法定し、其以上は悉く正貨準備を設けしめ、尙増發の必要ある場合には政府の認可を得、一定の發行税を上納し、保證準備にて制限以上を發行し得るものなり。之を制限備法ニ稱し最も完備せる方法なり。

我國の兌換券發行の現行法を略記すれば、兌換券發行は日本銀行の特權に屬し、正貨準備により兌換券を發行するを本則とし、之に一億二千萬圓を限り國債、政府證券、外國公債等の保證物を以て保證準備として紙幣を發行するを許し、其以上に増發を要する場合には政府の認可を得、一定の發行税(現今は之を五分とせり)を政府に納付し、保證準備を以て一億二千萬圓の制限以上を發行するを得るなり。而して此の如き制限外の發行は永く繼續する可き云ふに、斯る制限外發行の必要の時、金融逼迫の場合に限るものなれば、自から金利も高き故に發行税を支拂て増發するも猶引合ふなり。而れども金融緩慢となり増發の必要無きに至れば、金利も亦低落するが故に收支相償は



ざるに至り、制限外発行は自然に消滅するに至るものにて、決して是を永続すべきものにあらず。斯の如く臨機應變兌換券發行高を伸縮自在ならしめ、金融を調和し得るを以て最良の方法と稱せらるゝなり。

兌換券發行高	三億二千八百六十八萬七千七百七十四圓
正貨準備	二億二千三百四十八萬五千七百九十七圓
金貨及金塊	七百九十七圓
銀貨及銀塊	ナシ
保單準備	九千七百一十八圓
國債	三千九百七十四萬五千八百五十二圓
政府紙幣	二千二百萬圓
證	二千六百萬圓
大藏省證券	六十七萬八千五百七十一圓
商業手形	千三百九十七萬六千六百五十七圓
制限外發行高	ナシ

### 第四章 租稅

#### 一 總論

租稅の觀念 租稅の觀念は如何なる根據

によりて賦課徴收するものなるか云ふ課稅の觀念により異なるが故に時代に因りて等しからず。古昔專制時代には臣民は君主に從屬するものせしが故に、君主は臣民に對して絕對の權力を有し、任意に貨財を賦課徴收したりしが、其後封建政治廢止、中央集權勃興して國費膨脹し、租稅制度複雜不公平となり、自由放任主義勢力を増し、遂に佛國大革命に依りて爆發し、人權主義旺盛となり、租稅を以て人民が國家の行動に對し交換的に支拂ふ報酬なりとする對價説、又は人民が國家より生命及び財産上受くる利益に對する保險料なりとする保險説等を生じたりしが、佛國革命の鎮靜と共に國家の觀念一變し、利益交換説を排し、國民は國民たるを以て國家の經費に對して各自の負擔力に應じ納稅すべしとの國民義務説の觀念は、國家觀念の發達と共に廣く世に行はるゝに至れり。故に租稅は左の如く定義するを得べし。

租稅の主體 法律上租稅を納付すべき者にして之を被稅者云ひ、直接租稅を支拂ふ納稅者其租稅を負擔する稅源の所有者即ち負稅者あり。

#### 二 租稅の原則

租稅は國家歳出の大部分を支辨する收入の源なれば、之を賦課徴收するに當り利害得失を講究して標準を立つべき法則を租稅の原則云ふ。有名なるアダム、スミス氏は租稅は國民の收入に比例し、公平平等に賦課し、納稅者の利便を計り、經費の少額なるを要すとの四則を掲げ、各國の租稅政策

に大影響を與へしが、爾來學者は此原則の不備缺點を増補し、今日に於ては財政上、經濟上、公正の三原則に別り。

財政上の原則 租稅は國庫に必要且充分なる收入を可成的徴收費少くして確實に供給せしむべきなり。故に(一)租稅は收入の多額且確實なるを要し(二)收入に屈伸力を有し社會の發達と共に收入額の増加すべきものを(三)可成的徴收費の少きを要す。之を財政上の原則と謂ふ。

經濟上の原則 租稅の賦課徴收の爲經濟上の損害を生せしめざることに注意せざるべからず。即ち(一)租稅は所得より徴收して財産に賦課せず。是財産に課稅する時は財産次第に減少し、稅源枯涸して國家疲弊するに至るべきも、財産の所得より徴收する時は此憂ひなきを以てなり(二)産業の進歩發展を阻害せしむべからず。故に課稅物件の選擇を慎重にし、徴收手續を簡易ならしむべし。之を經濟上の原則と謂ふ。

公正の原則 租稅の負擔は財政上、經濟上の兩目的に適合する外、尙國民は國家の生存に對し、個人的資力に伴ひ、財政の需用に貢獻すべき國民義務に基き、一般且平

等に分擔せざるべからず。之を公正の原則と謂ふ。即ち(一)課稅は一般なるべし(二)國民の身分階級を問はず等しく同一條件の下に、納稅力あるものに對しては不當に免稅の特權を與へず。且納稅力ある義務者は成るべく納稅すべきものなり。(二)租稅は平等なるべし(三)は、各自の納稅負擔額が、各其納稅力に對して權衡を保つべきことなり

#### 三 租稅の分類

租稅の分類は其標準の異なるに従ひて種々あり。左に主要のもののみを掲載す。(一)課稅物件の種類を標準とする時は、人稅(分頭稅の如し)物稅(地租、所得稅の如く物に課す)行爲稅(消費、移轉等の行爲に課す、交通稅の如し)の三あり。(二)租稅徴收の場所を標準とする時は(1)國內に於ける一切の租稅を國內稅云ひ、即ち國稅、地方稅に別る。(2)内外國間に課稅物件の移轉するものに對して徴收するものを國境稅又は關稅と稱す。(三)租稅賦課の方法を標準とする時は(1)配附稅にて所要金額を定め地方に分配する者(2)定率稅にて單に課稅物件に對する稅

率を一定して徴收するもの二あり各國概ね定率稅による。其内更に稅率一定し増減なき比例稅と課稅物件の分量増加に従ひ稅率の増進する累進稅とに別る。例へば我國の地租は前者にして所得稅は後者也。兩者の優劣に就ては學者間に議論あるも累進稅を以て勝れりとする者多し。(四)租稅負擔の所在を標準とする時は、直接稅(地租、所得稅の如し)と間接稅(消費稅の如し)とに別る。租稅分類中重要なる者也。直接稅は納稅者をして同時に負稅者たらしめ、其負擔を他人に轉嫁せしめざる事を豫期し、間接稅は納稅者をして其負擔を他人に轉嫁するを豫期する者也。蓋し兩稅は各特色を有し相俟つて租稅の原則に副ふが爲に、各國共此兩者を並行して實施せざるはなし。(五)租稅の特質より分類すれば(1)納稅者の所得又は財産の一部を徴收する收益稅(所得稅、營業稅の如し)(2)財若しくは個人の權利が移轉する者に對して徴收する者を移轉稅又は交通稅と謂ふ(印紙稅、相續稅の如し)(3)消費せらるゝ財貨に對して賦課する消費稅(酒稅の如し)の三あり。



四 租稅の負擔

納税者が租稅の納付に依りて受けたる負擔は、或は納税者自身に歸着するこゝあり、又は轉嫁して納税者以外に歸着するこゝありて常に一定せず。而して負擔の歸着には豫期の歸着と豫期せざる歸着との別あり。前者は直接稅が納税者の許に歸着したる場合、及び間接稅が豫期の如く轉嫁して、納税者以外に歸着せし場合を云ひ、後者は直接稅が納税者以外に歸着し、若しくは間接稅が納税者の許に歸着し或ひは豫期せざる納税者以外に歸着したる場合なり。蓋し人は利己心を有し常に租稅を免れんとするものなる故、負擔轉嫁に就ては、(一)負擔を免れんとする觀念(二)免れんとする實力に因りて左右せらる、故に負擔を免れんとする觀念は必ずしも各人大差なきも、之が實力に至りては強者富者は弱者貧者より力強く、除却力大なれば優勝劣敗の通則により租稅の負擔は概して經濟上の弱者に多し。

五 各種の租稅

一國の租稅制度は如何に定むべきかに就て

單稅主義と複稅主義とあり。前者は單一の租稅を以て一國の租稅制度を組織すべしとするものにして、地租又は財産を以て課稅物件とするものなり。然れども此説は學理上充分根據あるに拘らず、不便なるを以て古來より實行せられしこゝなく、現今各國は各種の租稅を以て一國の租稅制度を組織せる複稅主義に依らざるものなし。以下我國の租稅制度を主として、各種租稅中重要なものを説明すべし。

地租 地租は最も古より行はれたる租稅にして、土地の所有より生ずる收益に課し、收益を生ずべき土地を課稅物件とし、地主の取得する土地の收益を稅源とし、地主又は使用者を納税者とするものなり。其特色は課稅物件の土地なるが故に確實不動なるに在り、其缺點は課稅物件算定の困難なるに在るも、概して良好なる租稅の一たり。元來地租は土地の總收入中より耕作費を控除したる殘額に對し課稅するを原則とするも、其算出困難なる爲、或は面積のみにより又は收穫高の多少等による種々の算出方法あるも、我國の地租は土地臺帳を作り地

味、地勢、其他の事情を參照して總收入を査定し、之が耕作費を積算して差引殘高を課稅の標準とす。之を地價と稱す。我現行の地租は明治十七年三月布告第七號地租條例によりて規定せらる。此條例によれば有租地を二類とし、第一類は田畑、宅地、鹽田、鑛泉地にして、第二類は池沼、山林、牧場、原野、雜種地なり。其課稅標準は明治五年地租の改革に於ける大量及び検査によりて算定したる土地臺帳上の法定地價を名義上の課稅標準として、宅地は百分の二個半、田畑は四個七、其他の土地は五個半を普通の稅率とし、北海道の宅地以外の土地は當分の内田畑百分の三個四、其他の土地は百分の四個を課稅せり。(條文參照)

家屋稅 家屋稅は家屋の所有より生ずる收益に對して課する所の租稅なり。但し産業用の家屋は地租、營業稅と重複する故に之を除外し、又は其稅率を輕減するを本則とし、住居用の家屋は實用の家屋と自己の使用に供する家屋とを區別すべきものなるも、其區別困難なる故に實際は、家主の收益に屬する場合も家主の消費に屬する

場合も、等しく家屋稅として課稅するこゝ多し。家屋稅の家屋の收益を算定する外形上の標準より家屋稅を區別すれば實賃料稅、家屋等價稅、地價稅、家屋價格稅、及び門窓稅等の五種あり。我國には國稅として未だ家屋稅なく、只地租中に宅地稅を存し、營業稅中建築物の賃賃價格を標準とせる稅率の存するのみ。

地價差増稅 我國には未だ實行せられざるも、近時地租及び家屋稅について土地、家屋の價格が自然に増加せしものを課稅の目的物として新稅源たらしむべしと云ふ地價差増稅の問題起れり。蓋し土地、家屋の價格の騰貴は、人口の増加と運輸通信の發達及び社會的進歩に基けるものにして、不動産所有者自身の結果に依るもの非ず。故に其増加にして他動ならんには、所有者のみ獨り其利益を壟斷するの理なく、之を社會に分配するは當然なりとの立論に基き之に因りて後年の騰貴を見込み、土地に對する投機買買を防遏し、且地主の公共的進歩の結果、坐して暴利を得るに對し制裁を加へんとするものなり。此地價差増稅は獨逸に最も盛にして、獨逸須要の市街地は之

を實施せざる所なく、英國の市街地も亦實行し、漸次地方に波及せんとし、最早議論の時代を去りて實行の期に入りたれば、我國も亦早晩此議論の起るべきは必然なり。所得稅 所得稅は法人、自然人たるを問はず、又其所得の動産より生ずる不不動産より生ずる營業の所得より生ずるを論ぜず、其所得の總額に對して徵收する租稅を謂ふ。地租、營業稅、家屋稅の如き直接稅は何れも地主、營業者又は家主等一部階級に限りて賦課せらるゝものたるに反し所得稅は其純收入を得る總額の階級を通じて賦課せらるゝものなり。沿革上所得稅の前身は財産稅なりしも、之は單に財産收入のみに限定せられ、勤勞收入を包含せざる缺點ありしが、千七百九十八年初めて英國に於て勤勞所得までに課稅する所得稅を實施せし以來、近時各國を通じて皆採用する所となり、其伸縮力を有する一一般且平等に賦課し得る點よりして、漸次其重きを加へたり。然れども若干の歳入あるものを皆悉く納税者たらしめずして、各國の立法例概ね下級民保護を目的とし歳入の最大限度を設けて其以下には課稅せず。我國に

ては三百圓未満のものには所得稅を課せず且本稅の缺點は國家の所要に向つて適當にして確實の財源たる能はず、累進法又は累進法は此缺點を除去し得べしとするも、一定の限界以下には稅率を減する能はざるに共に、高率を加ふれば加ふるだけ徵稅方法は納稅義務者の申告による外なき爲、申告高は減少するの傾向あるも、事業の盛衰に因りて收入の不確實を免れず、且各個人の所得を精細に調査し能はざるの困難あり而して各國の制度皆區々にして累進稅率の適用、負稅者の範圍等、各種體裁を異にせり。

我現行所得稅法は明治三十二年法律第十七號を以て全改し、爾來多少の修正を加へられたるものなり。即ち本法施行地にあるものは皆納稅の義務を有し、三百圓以下の所得を免除し、其以上は累進率を以て課稅せり。(條文參照)

營業稅 營業稅は營業の收益に對し營業者に賦課する租稅なり。其營業と云ふは收益を目的とする營業の謂なるも、其範圍頗る汎汎なるのみならず各國の實例も區々にして學說亦一致せず。元來此課稅は商工



業の發達と共に課税の一般ならしむべき必要の爲に現れたる補充的の制度なれば、獨立の營業税を課せらるべき營業の種類は各國既存の制度により制限を蒙り、所謂營業税は主として商工業者に賦課せらるゝものせり。故に農林業、勞務的職業の如きは地租又は所得税中に規定せらるゝ故、營業税中より除去し、又純然たる營業税たるべきものも、特に獨立の科目を爲したるもの、例へば會社税、鐵道税、鑛業税、賣業營業税等の如きは之を一般營業税の範圍外とせり。

營業税の賦課方法には大要二種あり。一は外形的標準に依りて税額を査定するもの、一は營業者間に課税の總額を配付するもの是なり。而して外観に依るものありて其標準とすべきものは、營業資本額、營業所の大小なり。即ち資本の大小は收益を測定し、營業所の大小は收益の多少を測すべき所以なるを以てなり。佛國の營業税は外形的標準を基とし、普國は配付主義によれり。我國の營業税法は日清事件の戦後經營に伴ひ、財政の發達に應ずる必要により明治廿九年法律第三十三號を以て發せられ

多少の改正を施されしものなり。即ち直接に營業の收益に課するもの、外形的標準により間接に課するもの二種を存し、營業を以て營利を營む營業のものとし、第一條に於て營業の種類を列挙して之を二十五種に限定し、農林業、鑛業等を除外し、且租税の課税物件としては賣上金額、家屋の賃貸價格、從業者、資本金額、請負金額、收入金額、報償金額の七種を以て營業の大小を測定するに用ゐたり。條文参照。尙特別營業税として賣業營業税、鑛業税あり。

登録税 登録税とは財産の權利設定又は移轉の効力を確實にする目的を以て、官簿に登録を申請する者に對し、其件數又は事項の大小を標準として賦課する租税なり。而して此等の權利の設定移轉には戶籍登録土地及び抵當登記、商業登記、特許登録、組合登記、船舶登録、資格登録等の種類ありて、何れも將來に收益を生ずべき有形無形の資本を爲すものなれば、登録の際に於て租税を賦課するは正當の理由あるものなり。而して本税の利益とする所は、有價的の納付して利益に附隨するが故に納税上の苦痛を感ずることなく、經濟界の發展に

共に收入増加し、而も賦課の手續なく印紙によりて納付する方法によるを以て、其徵收の費用亦甚だ少き利益ありて、佛國に於て最も發達し、他國は之を模倣せるものなり。我國の登録税は初め本邦の登記制度が任意主義なりしより手数料を混同せられしが、日清戦後財政上の關係に、民法商法等の施行につれて登記法も確定し、手数料中租税の性質を有するものを採擇し、且新法律に伴ふ登記登録の事項を集めて、二十九年法律第二十七號を以て現今の登録税法を施行するに至れり。課税方法は主として登記事項別により率を異にせり。條文参照。

印紙税 印紙税は法規の定むる所に依る證書帳簿に對し、其件數又は事項の大小を標準として賦課する租税なり。故に其性質登録税に酷似するも、前者は後者よりも租税の性質を帯ぶる度稍大なり。即ち或場合に印紙を貼用せざるべからず雖も登記の場合には只第三者に對し効力なきに止まるものあればなり。又印紙税は納税者に對し利益を與ふることなきに、純然たる收入を目的とするの點に於て手数料と相異なる

れり。其賦課方法については周密に注意し、税率を軽くし階級を單純にして煩雜なからざらんことを努むべきなり。又印紙税の徵收方法には、押印用紙に官印あるものを賣渡すもの、印紙貼用の方法によるもの、封包押印するもの、打印する方法の四あり印紙貼用法最も輕便なるを以て廣く行はる印紙税の範圍については、我國は證書及び帳簿に限定せる數頗る狹隘たるを免れず。外國にては尙各種のカルタ類運送上の切符等にも、之を認むること多く、所謂交通税中にも印紙税を含むこと多し。

我國の印紙税の初めは、明治六年布告第五十六號證書文印紙貼用規則に起り、七年に證書印紙規則となり、八年及び十七年に改正あり、三十二年法律第五十四號印紙税法によりて大成せり。即ち各權利の設定變更によりて税率を異にし、定額印紙税と歩合印紙税との二種を認め、徵收方法には、印紙貼用と印紙押捺の兩方を用ゐ、政府は一切の印紙公課を徵收する目的を以て、印紙類賣下規則を制定、印紙を收入印紙に統一せり。條文参照。

其運送貨に附加して課税する租税なり。橋梁税、河船税、道路税、車税、舟税等は、右代は君主特權の收入とし、或は運輸税として廣く行はれしが、斯の如き公共事業は最も公共的に利便を主とすべきものなるが故に漸次其跡を絶ち、收益税として存在するものは別なるも、交通税として現今に至りては主として鐵道運輸税あるに過ぎずなれり。課税方法には運輸を證明する證書(鐵道の符、荷物送狀等)により印紙を貼して徵收するもの、或は運賃又は荷物賃の歩合税として徵收するものあり。我國の通行税は日露事件に要する爲、三十八年の非常特別法中に新設し、四十三年法律第五號を以て通行税法を發布し、汽車、汽船及電車に由る乗客の運賃に課するのみにして貨物の運輸には及ぶことなし。徵收方法は營業者をして運賃領收の時に徵收せしめ、運賃の差等距離の遠近によりて税率を區別せり。條文参照。

我國の取引所税は、有價證券及び商品の各取引所に於ける賣買取引高に對する取極證書課税にして、税率は有價證券及び商品は約定高の百分の十二、國債及び地方債は百分の五なり。條文参照。

相場税 相場税は取引所に於て取引せらるゝ有價證券及び商品の移轉に關する媒介取引に賦課する租税なり。取引は相場に由りて價格を決定するものなるが故に、有價



云々根據に基きたるなり 而して其親等の遠近に従ひ税率に高低の差等を設け、近き者を低率とせしは、此等の親族は死者の經濟の關係密なるを、且人情の點よりせしものにて、又親等の遠きもの、財産の取得は、豫期外の増富なり云々に在り。本稅の缺點は財産價格算出の困難なるを、事由發生の際動産及び債權は賦課を免れ易く又賦稅の方法容易なるにあり。併し近時社會政策主義の發展に伴ひ、本稅は各國に於て皆採用するに至れり。

我國の相續稅は從來登録稅法中に不動産及び船舶の相續に關してのみ賦課したるの外なかりしが、日露戰役の際財政上の必要より、三十八年法律第十號を以て新に相續稅法を規定せり。即ち相續開始と同時に一切の相續財産を課稅物件とし、課稅價格を算出して之を課稅の標準とし、相續の種類に親等の遠近に従ひ差等を設け、超過額累進法の税率を定めて徵收するものとせり。(條文参照)

酒稅 酒稅以下は所謂消費稅に屬す。消費稅に直接、間接の別あり。直接消費稅は猪犬稅、馬車稅等種類多きも概ね地方稅に

屬し稅額少きも、間接消費稅は酒、砂糖、鹽、醬油、煙草、雜物等を通じて何れも巨額の收入を得べく、即ち通常消費稅は此間接消費稅のみを意味せり。又間接消費稅は内國消費稅と外國消費稅との二に別れ、其徵收の方法場所等により生産稅と運送稅とに別る。前者は生産中又は生産の行爲の完了するに同時に賦課せらるるものにして間接消費稅は何れも此生産稅に屬し、關稅は運送稅に屬せり。而して我國現行の制度に在りては國稅には直接消費稅なく、間接消費稅の中鹽及び煙草は政府の專賣として經營せらる。一般生産課稅として主要なるものは酒、醬油、砂糖、雜物の四稅となり、其中主要のものを酒稅とす。

酒稅は其含有主成分の酒精が飲料として衛生上有害なるに拘らず、古來人生の嗜好として需用絶ゆることなき其性質の奢侈品に屬するの故に、税率を高くするも尙需用を減せざる爲、各國を通じて最も重要な財源の一とせり。而して其課稅方法には原料課稅法、製造課稅法、製品課稅法等あるも、製品課稅法によるもの多し。又酒稅は前述の單純なる、國家財政上の巨額の收入

を期する外に、尙既製品に對する課稅の關係上人體に有害なる惡酒の豫防取締をも目的とし、一面には酒精及び酒精含有飲料の取締と密接の關係を有するものとす。我國の酒稅制度は酒造稅、酒精及酒精含有飲料稅、麥酒稅及び油類輸出稅の四種ありて、地租に次ぐ最大稅源たり。

現行の酒類課稅は明治七年酒稅規則を發布せし以來屢々變更ありて、二十九年法律第二十八號を以て酒造稅法を改訂し、三十四年、法律第八號を以て酒精及酒精含有飲料稅法を制定し、同時に法律第十二號を以て麥酒稅法をも新設せり。税率は種類の異なるによりて之を異にし、且含有酒精の多少によりて税率に差等を設け、賦課方法は既製品に課する方法により造石高に對して課稅せり。(條文参照)

醬油稅 醬油稅は本邦特有の醬油に課稅するものにして、飲料稅に屬するも酒稅に其課稅上の性質を異にし、寧ろ人生生活上の必需品に課稅する者たり。二十一年勅令第四十七號及び三十三年法律第四十三號を以て之を制定せしものなり。課稅方法は既成品に課し、税率を酒稅より遙に低くせ

り。醬油製造を營業とする醬油造稅、自家用の自家用醬油稅に區別せり。(條文参照)

砂糖消費稅 砂糖も廣く需用せらるる消費品にして、之が課稅は鹽其他の日用品の課稅の如く甚だしき苦痛を感せず、且課稅上便利にして國庫に巨額の收入を増加し得るを以て、砂糖稅は各國を通じて、或は關稅により又は内國消費稅によりて之が制度を認めざるものなし。

砂糖の課稅方法には製造の原料に賦課するあり、又は製造する器具設備に課するあり、或は半製品即ち糖液に賦課するあり、或は精製品に賦課する等種々ありて、前二者は頗る簡單なるも、課稅の公平を期し難き故に精製品に對し含有糖分の多少に應じ賦課するを普通とす。歐洲諸國は近時甜菜糖發見以來甘蔗糖に重稅を課し、輸出の砂糖には獎勵金を與ふる等、自國砂糖業者に對して非常なる保護獎勵をなし、は有名なる事なり。

關つて我國に在りては、三十四年法律第十三號を以て砂糖消費稅法の施行せらるる迄は、輸入關稅による外、内國稅なかりき。

是我國の砂糖は甘蔗糖にて油繩諸島、小笠原、四國九州より生産せしも産額極めて少く、僅に内國需用の割に過ぎず、他は皆輸入砂糖の供給を仰ぐ有様なり故に課稅は關稅のみにより、而して三十年の國定稅率法の制定ありしも、日英、日獨の議定書及び追加條約により輸入稅は殆ど協定稅率の低率による外なかりしが、日英其他各國條約により關稅は協定稅の外課する能はずと雖も、内國消費稅としては内外の砂糖公平等に課稅し得るこも條文の明かに認むる所なるを、且他方には臺灣の領有以來砂糖生産額は激増し、外國糖の輸入高に對し、四に對する三強の歩合となりしを以て、遂に三十四年砂糖消費稅法を規定し、内地消費の目的を以て製造場、稅關又は課稅倉庫より引取らるる砂糖等に課稅し、又其輸出目的を以て引取らるる砂糖を免稅とせり。而して課稅方法は和關製造の砂糖標本を以て色相により之を分類し、粗糖は税率低く精糖を高くせり。(條文参照)

織物消費稅 本邦の織物稅は三十七年の非常特別稅法により新設せし毛織物稅(從價一割五歩稅)と、三十八年改正の非常

特別稅法により補充せし絹織物稅(從價一割稅)とより成りしものを、四十二年法律第七號を以て織物消費稅法の單行法律とし、毛織物たる絹織物たるを問はず、從價一割とせる製品課稅なり。

課稅方法は織元工場より移出し、又は稅關等を移出する際に引取人之を納付し、若しくは製造者に於て織物に價格を表記し、消費稅に相當する印紙を貼用して消費稅に代へしむるなり。

本稅の缺點は賦課法の困難にして、精密に行ふ能はず脱稅、逃稅の多き點にあり。然れども絹布の如きは由來顧客に屬する物品なれば、之に對して相當の課稅あるは勿論正當なり。(條文参照)

### 第五章 專賣業

#### 一 總 論

國家の專賣事業とは、國家が財政上の主義を以て、多額の收入を取得せんことを欲し、個人を經營せる一定の産業の製造及び企業を政府の手に收めて獨占經營し、個人をして之を爲すを許さざるものなり。故に專賣業



は形式より見る時は物品の賣買を目的とする營業なるも、實質より見る時は租税なり。然れども租税と專賣とは俱に財政上の收入を唯一目的とし、絶対的収入を豫期する點に於ては同一なるも、其相違せる點は租税収入の金額が絶対的収入なるに反し、專賣の場合には賣買の形式による故に、其賣買價格中私經濟の場合に取得し得べき部分を除きたる殘額が絶対的収入たる點にあり。又官業と專賣との區別は其形式に於ては一なるも、專賣が私經濟の場合に取得し得べき程度以上に於て、絶対的収入を得る點が異なる特色なり。而して更に專賣と稱するも、總ての專賣は其實質が同一なるものに非ずして、鹽、煙草、燐寸、樟腦等の專賣は收入を目的とするものなるも阿片、火酒、富強等は行政上の目的に財政上の目的を加味せるものにして、恰も郵便、電信等の國家の獨占たるを略其旨趣を等しうし、就中火藥、硝石其他危險物に對する專賣業の如きに在りては、寧ろ政治上、行政上の理由に基するものにして、收入を目的とせざるものに非ず。斯の如く國家の專賣業は財政上の收入を目的とし、私經濟に取得し得

る部分の殘額が絶対的収入を得るを主眼として、國家の獨占するものなるが故に、均しく政府の事業にして獨占業たるものあり。雖も、其目的が收入を目的とせざる以上は專賣業とは看做さざるなり。更に政府の私經濟收入中には、國家の生産及び收益行為による収入たる産業收入と將來の支出たるべき現在の収入たる公信用收入とありて、後者は即ち公債なれば茲に省くべきも、前者の産業收入は國家が公共の目的の爲に、一定の資産を作り又は經濟作業を引受けたる収入にして、其中には國家が個人と自由競争を以てせる官地收入、礦業、鐵道等の收入と、又國家が個人の競争を排斥して一定の産業を獨占する自然的獨占たる特權收入と、法規による獨占たる專賣收入とあり。自由競争によるものは、財產收入たる又營業收入たるを問はず近時其種類減少せり。而して獨占によるもの、中自然的獨占たる特權收入は郵便、電信及び造幣收入等を謂ふものにして、是等は社會公益の爲國家が特權を保留し、自行爲を爲す公益の目的の外に、尙財政上の收入を目的とするものなれば、公衆の

便宜たるべき義務あると同時に、其使用者より報酬を受くるは勿論なるも、時によりては一般公益の爲に財政收入を犧牲に供せざるべからざるものなり。又法規に基く獨占たる專賣事業の收入は財政上の收入を目的とし、法規を以て一定の產物及び企業を政府の獨占し、個人をして行はしめずして、多額の收入を國家に取得せんことを原則とするものなり。煙草、酒精等の製産及び販賣の獨占是なり。所謂國家の專賣業とは之を稱するなり。之を以て專賣業に適すべきものは、概して内地産業の保護を目的とし、又は貨物の奢侈品にして價格騰貴するも國民の生計の上に強制的の苦痛を感ぜざるものか、或は衛生上特別の關係より一般公益の爲に專賣事業の必要なる物件にして廣く世に行はれ、且收入の大なるものかを選擇すべきものとす。是煙草、火酒、燐寸、食鹽等の如き廣く存在して、多く消費税の目的物たるものが專賣業に適する所以なり。畢竟專賣業は營業の形式を以て租税の實質を具備せる消費税の一變態たるものと云ふべきなり。

二 各國の專賣業

各國に於て專賣業として選擇せしものは煙草、火酒、食鹽、燐寸等なるが、就中煙草は專賣業に最も恰當のものとして廣く世に行はれ、奧地利、佛國、伊太利、西班牙、葡萄牙、セルビヤ、ルーマニア、土庫格、亞、北米合衆國及び我國にて實行し、火酒は露西亞及び瑞西にて酒專賣制度として行はれ、燐寸は佛國に於て千八百七十二年以來專賣制度を施行して好成績を挙げ、又食鹽に就ては專賣制度の可否紛々として、斯の如き人生日常の必需品を專賣業と爲すは不可なりとの非難あるに拘らず、奧地利、洪牙利、伊太利、瑞西、希臘、土耳其及び本邦は之を專賣制度として財政上の收入を圖れり。此他我國にては特有產物たる樟腦を專賣せり。以下我國の專賣業を主として其制度の概要を記述すべし。

國民富力の増進と共に其收入も益々豊富なるを以て、飲料税と共に國庫の一大財源として普く認めらるゝに至りし所以なり。我國の如きは煙草專賣業の純益金は、四十二年度に於て實に四千七百萬圓に達し、將來益々増加せんとするの趨勢を呈せり。煙草に依る收入方法には英國、丁株、瑞典、露、和蘭の如く内地耕作を禁止し、全部關稅收入として專賣業以上の好結果あるものあり、又露國、北米合衆國の如き、我國從來に於ける如く販賣高に應ずる印紙税によるものあり、或は獨逸の如く重量税及び面積税に依るあり、白耳義の如く作物税とすあり。而して專賣業による方法にも、舊時の我國の如く、稀に販賣のみを専らにするものもあるも、之に製造をも合せて經營するを例とし、其經營方法中にも西班牙、葡萄牙、土耳其の如きは請負に依らしむる者なるが奧地利、洪牙利、佛國、伊太利及び我國現在の如き政府の直營とする原則と爲す。我國は從來販賣價格の二割の煙草印紙貼用を以てせし製煙草の販賣税なりしが、脱稅甚だ多く租稅收入額に對する徵收費用が一般に平均二分三厘に對し、煙草稅徵收費

用は五分四厘を示し、頗る多量にして三十二年度の現計に於て僅に百三十五萬圓の收入あるに止まりたり。日清戰後財政の窮乏と共に煙草收入の改正を企て、政府專賣の計畫を立て二十九年度煙草專賣法を發布し、三十一年業煙草の販賣を政府の手に收めたりしも、業煙草の販賣に對して徵收多量、之が收入増加の爲收入率を引上げる時は、一面には益犯則者多く、一面は外國品と競争の下に屈すべき恐れありしを以て、一歩を進めて日露戰役の臨時收入の財源として三十七年業煙草專賣法を公布し、煙草の輸入を獨占し及び耕作は政府許可の下に行ふべきものとすして耕作區域を制限し、業煙草の買收價格を定めて之を政府に收購し、之が製造は總て政府の直營とし、卷煙草は同年七月より刻煙草は三十八年四月より實施せり。爾來煙草の販賣價格の値上と共に益金は年々増加し、今や殆んそ五千萬圓の純收入を得るに至らんとし、最早今日に於ては財政上重要財源の一とし、且比較的困難少き制度として普く公認せらるゝに至れり。(條文參照)



何れも人生の生活の必需品にして、一般且  
 一様な需用を存するものなれば、之が適  
 當の課税は消費税の目的に叶ひ、低率にて  
 多額の収入を得て監督及び徴收容易なれば  
 課税上適當のものなるが、鹽の如き日常の  
 必需品に對して課税するは産業の發達を防  
 害し下級人民多くの負擔を爲すに反し、富  
 者は却て之を免るゝの缺點ありこの非難あ  
 り。之を外國の例に見るに英國、白耳義瑞  
 典の如く何等の賦課を爲さず、北米合衆國、  
 露國、葡萄牙、諸國、丁抹、の如きは之に關  
 税のみを課し、又獨逸、和蘭、佛國の如き  
 は生産税及び關税を課し、其專賣業を爲し  
 し國は地地利牙利、伊太利、瑞西、希臘、  
 土耳其、及び我國なり。

我國は從來鹽田に稍高き地價を課し、地租  
 を徴收せしめにして未だ鹽の消費税な  
 りしが、三十二年勅令第七號を以て臺灣に  
 於て初めて鹽專賣を施行し、内地に在りて  
 は日露戰役の特別財源とし、且財政上の必  
 要に我國鹽製造の獨立は兵器獨立に同一理  
 由なる國家生存の爲必要缺くべからざるも  
 のたりこの理由を以て、三十八年鹽專賣法  
 を公布するに至れり。然れども内地の鹽專  
 賣法は之を臺灣に於ての場合に比すれば、  
 天日に依るもの少く製造の地位限定せらる  
 る故、取締上比較的頗る優れる者あり。雖  
 も、之を歐洲の鹽專賣法に比する時は地  
 利牙利其他に在りては、大部分は岩鹽にし  
 て品質純良結晶せる故に、變質又は減量等  
 の憂少く、之が取締の我國より一層簡易に  
 して、之に要すべき支出も比較的少し。す  
 我國の鹽は海水より製造する爲天候に關係  
 するに多し、内地のみにても二百餘箇所  
 に散在し、且水分を含むに多し故に變質  
 減量の憂少からず、取締監督上の不便亦少  
 し。且政府の方針としては普通一人  
 の鹽の消費量を一年平均二十斤とし、之に  
 三十錢の負擔を爲さしめ、年額千五百萬圓  
 の純收入を得んことを在るが、一人一年  
 三十錢の負擔は必ずしも堪へ難きものに非  
 ず。雖も、前述の如く我國の鹽專賣は種々  
 缺點多く、豫定以上の價格にて賣下けられ  
 且經費の歩合亦少からざるが故に非難多く  
 廢止論盛なるも、政府は財政上の收入賦  
 課に國家の生存上必要品の獨立を唱へて、  
 容易に之に賛せざるの状況にあり。

關税は貨物が領土を越えて輸出せられ、  
 又は輸入せらるゝ場合に課する租税なり。  
 間接に其貨物の消費即ち個人が消費する場  
 合に負擔するものなるが故に消費税に屬す  
 然れども内外物價の標準、生産の方法等に  
 差異ある故内地の消費税に比すれば負擔の  
 程度に於て事實上等差大なるものあり。  
 關税は徴收の方法頗る簡單にして、租税負  
 擔者をして船税の感ならしめ、國庫に豐  
 富なる歳入を得しむるの利益あるを以て、  
 各國共に重要財源とせざるものなし。而し  
 て其缺點とする所は負擔力に適當すべき轉  
 嫁を期し得ざること也。又關税の負擔に就  
 ては通例の事情に於ては、輸入關税は内地

### 第六章 關税

#### 一 關税の性質及分類

關税は貨物が領土を越えて輸出せられ、  
 又は輸入せらるゝ場合に課する租税なり。  
 間接に其貨物の消費即ち個人が消費する場  
 合に負擔するものなるが故に消費税に屬す  
 然れども内外物價の標準、生産の方法等に  
 差異ある故内地の消費税に比すれば負擔の  
 程度に於て事實上等差大なるものあり。  
 關税は徴收の方法頗る簡單にして、租税負  
 擔者をして船税の感ならしめ、國庫に豐  
 富なる歳入を得しむるの利益あるを以て、  
 各國共に重要財源とせざるものなし。而し  
 て其缺點とする所は負擔力に適當すべき轉  
 嫁を期し得ざること也。又關税の負擔に就  
 ては通例の事情に於ては、輸入關税は内地

の消費者に歸するものなり。  
 關税は課税の目的より別ては、財政關税(收  
 入主義)と保護關税とあり。課税する物品  
 よりすれば、輸入税と輸出税とに別れ、税  
 率を定むる手續よりすれば、獨定税(國定  
 税)と協定税とあり。徴收方法よりすれば、  
 從價税と從價税の二種あり。  
 (一) 財政關税は政府の歳入を増加せんこと  
 する財政上の目的を主とするものにして、  
 保護關税は自國産業の保護誘掖を主た  
 る目的とするものなり。故に保護關税は  
 外國貿易上の主義たる保護貿易主義と全  
 く一致するものなり。  
 (二) 輸出税は外國に輸出する貨物に課する税  
 にして、或は財政主義に出で又は保護主  
 義に出づることあるも、文明諸國は大抵  
 之を廢止せり。輸入税は外國より輸入す  
 る貨物に課する税にして、今日關税制度  
 上唯しき問題を爲すものなり。  
 (三) 獨定税は各國が任意に其税率を上下し得  
 べきものにして、我國の定率關税の如し。  
 協定税は各國が外國と通商條約を締結す  
 るに方り、雙方國間に於て定めたる關税  
 率なり。

四 徴收する手續上よりして輸出入貨物の分  
 量に應じて課するものを從價税と云ひ、  
 貨物の價格に對し割合を以て課するもの  
 を從價税と云ふ。兩者の優劣は議論ある  
 所なるも、現今は價格によるよりも重量  
 によるを原則とせり。是各種の貨物に對  
 し時價算定の困難なる故を以てなり。  
 此外尙一度輸出入せし貨物の再び出入する  
 により下戻すべき戻關税と、同種商品に對  
 して高低各種の差別を設けし複關税とあり  
 又他國が我國の貨物に不利益を與ふる時に  
 報復せん爲増率關税を行ふことあり。之を  
 對戰關税と稱し、各國の關税法は皆此機能  
 を留保するを常とし、而して兩國間に於け  
 る報復關税を稱して關稅戰爭と云ふ。

#### 二 關稅賦課主義

外國貿易政策上に自由、保護の二大主義あ  
 ると共に關稅賦課の上にて、殊に輸入税  
 の賦課に於て二大主義ありて、自由貿易主  
 義者は、關稅は純然たる財政上の收入のみ  
 を目的とすべし、故に輸入税は専ら其國に  
 産出せざる物品に課すべし。而して財政關税を  
 主張し、保護主義者は、内地産業保護の目

的を以て外國品の輸入に課税すべし。而して保  
 護關税を唱道せり。兩主義斯の如く賦課の  
 目的正反對なれば決して混同すべきものに  
 非ざるも、實際に於ては混同すること多し  
 ます。  
 英國は自由貿易主義を標榜して財政關税を  
 執りつゝあるも、其他の諸國は關税を課す  
 る主たる目的は内地の商工業を發達せしめ  
 んとする保護關税を執り、殊に露國の如き  
 は禁止關税制を採りて自國産業を發達せし  
 めんことをも、其他の國は單純なる保護政  
 策のみにより財政政策を放棄する者なくし  
 て、英國の如く商工業の發達せる國は別と  
 して、其迄の程度に達せざるものは勢ひ財  
 政關税政策を加味し、國庫の歳入を多から  
 しむるの必要あり。故に各國の關税に對し、  
 各種目を通じて其財政關税なるか保護關税  
 なるかを識別するは困難なるも、左記の如  
 き場合には財政關税なりと認め得べし。即  
 ち(一) 國內に於て消費税を課する貨物又は之  
 の代用競争を爲すべき貨物の輸入に對し、  
 内地の税率と同一又は之に相當する税率を  
 課する場合、例へば本邦の麥酒、砂糖の關  
 税の如し。是内外品の税率同一なるを以て



保護關稅云ふべからざればなり(二)國內に於て生産せられず、又は代用品なき貨物の輸入關稅、英國の煙草關稅の如し(三)奢侈品の輸入關稅に對して殊に重率を課する關稅是なり。之に反し保護關稅は輸入貨物に對して之が競争に打勝つが爲、内地の生産保護を目的とし、競争貨物に賦課せらるゝものなれば、保護關稅は内地の消費稅より税率高く、且保護の目的如何によりては、一面には禁止的の保護關稅を課するものあり。其他内外産の同種貨物に對して輸入外國貨物のみ關稅を賦課し、若しくは内地産貨物より高き税率を課する等、各自の場合に應じて異なり、貿易政策に財政政策に相俟つて各國相違せり。

中世以來重商主義熾なる時代には各國極端の保護關稅を行ひしが、アダム、スミス出で、自由貿易主義を唱へ、極端の保護主義の國家を害するを明かにせしより自由主義盛となり、英吉利其他諸國に行はれしが、普佛戰爭以後獨逸の保護政策を取るに及び各國は又々保護主義に傾くに至り、今や全世界を風靡して現今唯一の自由貿易國たる英國に於ても亦保護關稅の設置に唱道せら

るに至れり。蓋し如何なる國家も雖も將來發達の見込ある産業は、外國競争品に對して保護關稅を課するは當然にして、殊に國家存立に絶對的必要の貨物に於ては、尙更に保護關稅を課するは正當なるも、發達の見込なき生産に對し其輸入品に高稅を課するは、内地消費者をして重負擔ならしむるものなり。然れども發達の必要、見込ある生産に雖も、其保護の厚き時は却て弊害を醸し進歩を遲滞せしむべし。之を以て保護關稅の規定は内地の産業に消費稅に對照し、最も慎重の講究を要するものなり。

### 三 關稅定率表

關稅に就て最も注意すべきは關稅定率表にして、輸入貨物の種類、單位及び稅額を規定せし稅目及び稅率の表なり。之が變更は國民經濟上、財政政策上に直接影響を及ぼす事大なるが故に、最も注意すべきものにして、變更の爲缺超輸入の如き投機を獎勵し、以て國內の産業に打撃を與へ又は國庫收入に損害を生ぜしむるが如き危險なからしめざるべからず。

### 四 從量稅と從價稅

從量稅は從價稅の優劣問題は、一國の關稅徵收上の手續に於て、孰れに依れば徵收上便利且收益多かるべきか云ふ問題にして、深く研究を要するものなり。從價稅主張者は、從價稅は從量稅よりも遙に公平にして、又國庫の財政上も從價稅は物價の變動あるも收入著るしく變動せざるものたるこ是なり。

利益ありと唱へ、從量稅論者は、從價稅は課稅すべき物品の評價を困難ならしめ、情實に流れ易く、卸商人をして商業上の變動に應じ利益を得しめず、官吏の給料を多からしめ取扱に寛嚴の差等を生ずる缺點ありと指摘せり。

兩者孰れの勝れるかに就ては、從量稅は價格に頓着なく取扱困難ならず、事務簡便にして手續を要せず、徵收費少く、商人に不便なき點に於て從價稅に勝れるものなり。是英、佛、獨、澳、露等諸國に多く採用せらるゝ所以なり。然れども何品に限らず悉く從量稅たらしむべきものに非ず。品種の雜駁にして悉く網羅し能はざるもの又時々價格の變動甚だしく數量のみにては非常の輕重ある物品の如き、又は高價にして、特別の性質を存する寶石、裝飾品、美術品等は從價稅を賦課するを便す。故に我國初め各國共悉く此場合に該當する規定を設けざるものなし。

### 五 我國の關稅制度

我國の關稅制度は安政五年英、佛、蘭、米の四國と締結せし貿易章程を發端とし、輪

出入共總で五分の課稅に過ぎざりしが、維新以來條約改正、稅權恢復は我國對外政策の大眼目となり、舉國全力を傾注せしも數次失敗し、漸く二十七年七月に至り日英條約の改正成り、次で各國との改正亦成就し、法權は完全に得たるも稅權は意の如くならず、而して其實施期日は勅令を以て三十二年七月十七日定められ、其以前三十年法律第十四號を以て關稅定率法を發布し、輸出稅を全廢せしが、日英、日佛、日獨等の協定稅を規定せる追加條約附屬稅目表を公布し、協定率の國定率より低きを示されたり。故に新條約の施行以來我國の稅權は以前より大に恢復せしむ雖も、輸入品の大部分たる布綿、絲類、金屬製品は協定稅率たる爲充分ならざるのみならず、國定稅率は僅東洋二三の國に適用するのみにして、殊に葡萄牙の條約以外は、凡て最惠國條約を存する故、英國外十八箇國は各一國に對する最も低き協定稅率は同時に他の最惠國條約を有する各國に對する協定稅率となりて我に不便からず、且英、佛、獨等に對し我は片勞的協定多し、朝野共に完全なる稅權恢復を期圖せしが、今や條約

の有効期間たる十二年も経過し、四十四年に第一回の改定時期に達せしより、既に四十二年法律第五十四號を以て關稅定率法を改定するに同時に、一方には各國に向つて協定條約を爲し、我に有利なるものを收めんを欲し、若々準備中に在れば關稅は遠からざる内に面目を一洗すべきなり。然れども由來協定條約の問題は、理論を離れて各國の實力に歸着するに共に、關稅は各國の利害に深き關係あるものなれば、各國政府の之に處する亦周到を極め、常に交渉難たるを免れざるは從來の關稅史の示す處なり。(條文參照)

### 第七章 産業組合

#### 一 産業組合の起源

近世の文明諸國は政治及び社會上の種々の原因によりて經濟社會の組織一變し、交通の發達と共に社會的生存競争激烈を極め、資本の集中甚だしく、土地兼併の風盛となり、豪商豪農を生じ、科學の進歩、蒸氣力電氣力の應用、諸器械の發明に伴ひ、大仕掛の工業頗に勃興し、小農小工業者は漸次



其範圍を縮小せられ、大資本主義階級し、貧富の懸隔日に劇甚となりて、中流以下の個人は漸く悲境に沈淪して亦起つ能はざるの状況となり、國家存立の基礎を危からしめんとするが故に、政治家學者等は此現象を憂ひ小産業者を維持し、之が滅亡を防止し且進んで多少の蓄財の餘地あらしめ、以て社會的救済を救済せんことに腐心せし結果、産業、經濟の發達を圖り、國民道徳を振興し、國家存立の中堅たる中流社會の時弊に陥りて消滅せんことを救済せん爲、小を捨て大に集り、共同生存の目的を達せしめんことを計れり。産業組合なるもの即ち是なり。

抑も産業組合の起源は、資本家に対する貧弱なる小農工商民の團結をなして資金の借入又は共同購入等の手段によりて、高利の借入又は高倍購買の苦境を脱し、資本家の専横を免れんことを信用組合及び消費組合に端を發し、獨逸にては千八百五十年頃シユルツエ氏並にライフアイゼン氏が、期せずして殆ど同時に小農工商民の高利に苦しめるに憤慨し、之が救済の爲貸附を目的とする信用組合を設立せしを初めとし、又英國

にては十九世紀の初オウエン氏が労働者の爲に團體を作り穀類を低價に共同購入を爲す目的を以て組合を組織せしを端緒として各種組合起り、歐洲各國に盛大となりし者にして、我國にては二十五年頃静岡縣下に信用組合起り、次で故子爵品川彌二郎氏の熱心なる盡力勸誘によりて、三十二年初めに産業組合法制定せられ、爾來政府の之が設立を奨励せしより、各府縣に於て續々設立せられ、今や其實に四千の多きに近し。其内譯を掲ぐれば左の如し。

信用組合	一、六五〇
販賣組合	一六九
購買組合	六七三
生産組合	六二
販賣購買組合	三九〇
信用購買組合	三四四
信用販賣購買組合	二四三
生産販賣購買組合	一四五
其他各種組合	二四一
計	三、九一七

二 産業組合の性質種類

産業組合は個人の自助自活の精神を根據とし共同生活状態を營み、中流以下の小資本家が大本家の壓迫蠶食を蒙り、滅ぼするに至らんとする現代の經濟界の缺陷を補ひて、大資本家と相對抗して生存せんとするを目的とするものなれば、彼の信用組合の如く一種金融機關として殆ど銀行に類似し若しくは販賣、購買組合の如き全く個人の商業と等しく賣買を營むものなり。雖も、銀行又は個人の營業の如く個人の私益のみを目的とするものも異なり、組合員の産業又は經濟の發達を圖り、社會の公益を目的とするものなり。従つて産業組合は一の法人たるも、會社の如き營利法人に非ずして公益法人を爲せり。故に其設立を奨励し之が維持を保護する爲、國家は産業組合に對して種々の恩典を與へ、所得税、營業税、登録税等の諸租税を免除し、又は勸業銀行、農工銀行より無抵當借入の特權を附與せり。産業組合は其設立の目的により、大別して四種あり。

- (一) 信用組合は、組合員の産業に必要な資金の貸付又は貯金の便宜を計るもの也。
- (二) 販賣組合は、組合員の生産物を加工し、又は加工せずして販賣するを目的とするなり。
- (三) 購買組合は、産業又は生計に必要な物を

を購買し、之に加工し又は加工せずして組合員に賣却するを目的とする。四 生産組合は、組合員の生産したる物品に加工し、又は組合員をして産業に必要な物を使用せしむるを目的とする。以上四種の組合は互に合併し、又は兼營し得るものなり。以下我國の産業組合を主として記述す。

三 産業組合の設立機關解散

産業組合の設立方法は普通民事會社設立の手續と略同一にして、發起人七名以上を以て組織の無限責任が有限責任が保證責任かの三種の中の一を選び、決定せし後は之に基きたる定款を作成し、設立者の連署捺印を以て地方長官に出願し、其許可を受けたる後出資の第一回を拂込み、組合員の總會決議の上、登記公告し、初めて完全獨立せる法人となる。定款は組合の基本なれば、之には其目的、名稱、組織、事務所、出資一口の金額及び拂込方法、第一回拂込金額、利益金處分法、損失分擔の方法、準備金額、組合員の資格、加入、脱退、存立時期、區域等は必ず記載

せざるべからず。其他理事、幹事の員數任期、總會の決議方法等も亦規定し置くべきものなり。産業組合の機關は普通法人の機關と同一にして、組合の意思を代表する意思機關とし、之を執行する執行機關とに別れ、前者は組合員の總會の決議、後者は理事代表す。産業組合の解散も亦他法人に等しく、定款に定めたる事由の發生、總會の決議、七人未満に減少せし時、破産、監督官廳の命令、他組合との併合等により解散し、而して解散せば清算人を設くる等普通民事會社と同一なり。

四 各種の産業組合

信用組合 信用組合は各種産業組合中沿革最も古く、且世上に廣く行はるるものにして、小農工業者が産業上に要する必要な資金の貸付及び貯金を目的とするものなるも、其範圍は組合員に限れるなり。故に營業の種類より云へば銀行の一種なり。既に本章一項に於て述べたるが如く信用組合は、初め獨逸に起り次で各國に行はるるに至りたるものなるが、其組織に就ては信

用組合の鼻祖たるシユルツエ氏とライフアイゼン氏の兩氏の方法は多少異なる點ありて、シユルツエ氏信用組合は組合の區域を定めず何人も加入せしめ、一口の金額を比較的大にし、貸付金に就ては擔保に重きを置いて短期限とし、高率の利率を課し、事務員には給料を出し、組合全體を通じて、組合は金融に由つて利益を得るを目的とするものなり。ライフアイゼン式信用組合は區域を狭くして、組合員相互の監督を嚴密にし、一口の金額を可成的少くして加入に便ならしめ、貸付金に就ては債務者の信用と資金の用途とに就て嚴重に調査し、債務者の事業を監督し、資本を不生産的に使用するが如き時は直に之が返還を命ずるも、貸付期限は長期とし利率を低くし、理事者には實費を支拂ふに止まる等、總て金融を圓滿ならしむる外、組合員相互の勸情を監督し、産業の發達を目的とするものなり。故に商工業にはシユルツエ式適當にして、農業者にはライフアイゼン式適當なるものなり。信用組合の目的は、組合員に對する貸付及び貯金の二者に於ては貸付に就ては、經營



者は組合員の信用程度を規定して貸付金額を限定し、且其貸付金の運用に就て十分注意を監視せざるべからず。而して貯金に就ては、貯金の便宜を計り貯金者に利益を與へ、且名譽を表彰し貯金の趣味を養成する點等に於て、種々の奨励方法を講ずべきなり。

販賣組合 販賣組合は組合員の生産物を組合に集めて、其儘販賣するか又は加工即ち精製して販賣するものにして、生産者必需者を出來得るだけ接近せしむるものなり。而して組合員の委託を受けて販賣し一定の口銭を受取る問屋業に等しき委託主義の販賣組合と、又組合員より物品を買入れて、之を販賣する賣主主義の組合と、更に物品を加工して販賣するもの、加工せずして其儘に販賣する方法等との各種あり。

販賣組合に於て注意すべきは、組合員の販賣を豫防する事にして、各販賣組合の定款には其制裁としては、多く販賣を爲し、ものを組合より除名せり。又製品の改良發達を計る爲に品評會其他の方法を以て獎勵法を講ずる事も必要なる事項なり。

る共同購入を爲すもの消費組合ありて、前者は肥料、農具、工業原料、器械、器具等各組合員の必要なるものを纏めて購求し、組合員に分割するものにして、我國の購買組合の多くは此類なり。後者は日常生活に必要なる諸物品を購求して、組合員に賣却し以て利便を計るにあり。故に其最大主眼は安價に利便の物を仕入れ之を安價便利に賣渡すにあり。而して消費組合に於ては組合員に物品を賣却する場合に當り、其價格決定に就ては、市價主義と歩合主義と原價主義との三あるが、多人數を網羅せる場合には市價主義により、市價より幾分か低廉にする方法可なるも、廣く實際に行はるゝものは購入原價に運賃雜費を加へたるものに五分乃至三分程の歩合率を掛けし歩合主義最も多し。

生産組合 生産組合は組合員の生産したる物に加工し、又は組合員をして産業に必要なる物を使用せしむるものなり。近世文明の進歩は利便なる機械の發明續出し、大資本家は直に執つて之が設備をなし其利を享くる事易たりと雖も、小資本家に在りては然る能はず、假令改善の意思ありとも、

べし。

五 産業組合と二宮尊徳

産業組合の記述を終るに際し開却すべからざる一事あり。即ち我國に於て徳川幕府時代現に信用組合の實施せられたりしこと是なり。而して其創設者は有名なる二宮尊徳にして、現今に至りても尙翁の遺法を奉じたる報徳社の組織は駿、遠、三地方に盛に行はれ、勤儉貯蓄と徳行の實踐とを期し、其成績大に擧がれりと言ふ。

二宮尊徳は天明七年七月相模國酒匂河畔、東柏山村の一小農家に生れ、家甚だ貧しく、幼にして父母を失ひ、人生の辛酸艱苦を具に嘗め、勤儉力行して宿債を償却し、遂に家運を挽回して一郷の望望する所となり、後小田原の藩主大久保侯の知る所となり、委嘱を受けて其分家野州櫻町津家の財政整理に領民指導の任に膺り、居るに十六年、名望隆々として四方に普き、徳風を欽慕して教へを乞ふ者甚だ多く、天保十三年に至り幕府は翁を召して吏籍に入れ、弘化三年に及び諸侯使を發して、其教へを受くるもの相繼ぎ、安政三年十月年七十に

て歿せり。

翁の主義は、徳は本なり財は末なりと云ふにありて、其一村一藩の窮乏を恢復するに、常に其収入の幾許あるかを定め、之に對して支出すべきもの三殘留すべきもの三を決定し、即ち分度を守り長年月の内に困苦積餘其分度を違はずして餘財を作



(二宮尊徳)

或は新に荒蕪地を開き又は之に資金を前貸して開墾を勧むる等、幾多の奨励手段を講じて農本を養ふに努めたるなり。

- 二宮尊徳家訓
- 一 父母の根元は、天地の命令に在り。
- 一 吾身の富貴は、父母の積善に在り。
- 一 子孫の富貴は、自己の勤勞に在り。
- 一 一身の長養は、衣食住の三に在り。
- 一 衣食住の三は、田島山林に在り。
- 一 田島山林は、人民の勤耕に在り。
- 一 今年の衣食は、昨年の産業に在り。
- 一 來年の衣食は、今年の艱難に在り。
- 一 一年々歳々、報徳を忘るべからず。

第八章 貯金

一 總論

人生の弱點として、目前の利害に汲々たるも、將來に備ふるの念慮割合に薄く、殊に無智の人民に於て此趨向甚だしく、此等の無智は動もすれば、全日々の収入を消費し盡して更に後日の計を爲さざるが故に、一朝疾病其他の災難に遭遇する時は、忽ち非常の困苦に陥り亦如何にもすべからず。古語の恒の産なき者は恒の心なく、徒らに人を怨み世を誹りて遂に社會に害毒を流すに至る之を以て是等無智を促し、平素より勤儉節約して少額なりとも之を貯蓄し置き、他日萬一に備ふる慣習を涵養するは實に國家政策中の重要なもの、一なり。然れども容易く之を預り安全に保管するの機關はらずは不可なり。之を貯蓄するの心ありて之を實行し、其貯蓄金を預るの設備整ひて後初めて全きものたり。而して之が機關として現時文明諸國に於て採用する方は、一は國家自ら保管の任に當り、交通制度の完備に基きたる郵便貯金の制度によ



るもの、一は民設の貯蓄銀行によるもの、二は預金に利子を附し、利倍増の法を講じて細民の貯蓄心を奨励し、進歩するに努め、斯て一方には集中せし貯金を資金として経済社会に流通せしむることを計れり。

従来我國民の貯蓄高は他文明國に比し、遙に遜色ありて世界中最も貯蓄高の少き國民なり。彼の英國の如きは千九百六年の郵便貯金のみにて十五億萬圓の巨額に達し、伊太利は四億六千萬圓、佛國五億萬圓、白耳義の小國にして尙三億九千萬圓に上れり。然るに我國は郵便貯金の開始以來迅速の發達を爲し、三雖も、尙四十三年末に於て僅に一億五千九百萬圓に過ぎず。今各國の郵便貯金の比較一斑を見るに左の如し。(四十二年四月通信省郵便貯金局調査)

國名	人口一人預金	人口一人預金に對する預金員
白耳義	七、四〇〇	一〇、一〇〇
英吉利	三、五〇〇	一、四〇〇
伊太利	一、七〇〇	一、一〇〇
佛蘭西	一、五〇〇	一、〇〇〇
日本	一、二〇〇	一、〇〇〇

斯の如く我國は人口一人につき貯蓄高僅に一圓九十二錢の低位にあれば尙益貯金の奨励を爲すは實に是急務なり云ふべし。

二 貯金制度の本領

貯金事業は國家の公機關たる又民間の私設たるを問はず、其本領とする所は前述の如く細民の貯蓄機關となり、之が保護者となり、社會下層の貧乏者をして銀行の利便に浴せしめ、以て彼等の社會上の地位を進め幸福と安寧を得しめんことを終極の目的となすものなれば、純粹の營利的事業に非ずして、慈善を目的とする社會的公益機關たるものなり。故に彼の普通銀行の信用を以て基礎とし、之によりて廣く社會の遊資を預金に吸集して、資本の需用者に貸出し、其間に於て利得を營むものも其根底に於て相違ありて、貯金業の預金を爲すは、之によりて貸出資金を得んことを爲すに非ずして、貯金者の爲に安全に保管し、其貯金を利益ある方法に運用するの智識及び習慣を涵養せんことをあるものなれば貯金業の第一要旨は確實鞏固の點にありて収益の多少預金利率の高低等は第二位に過ぎず。

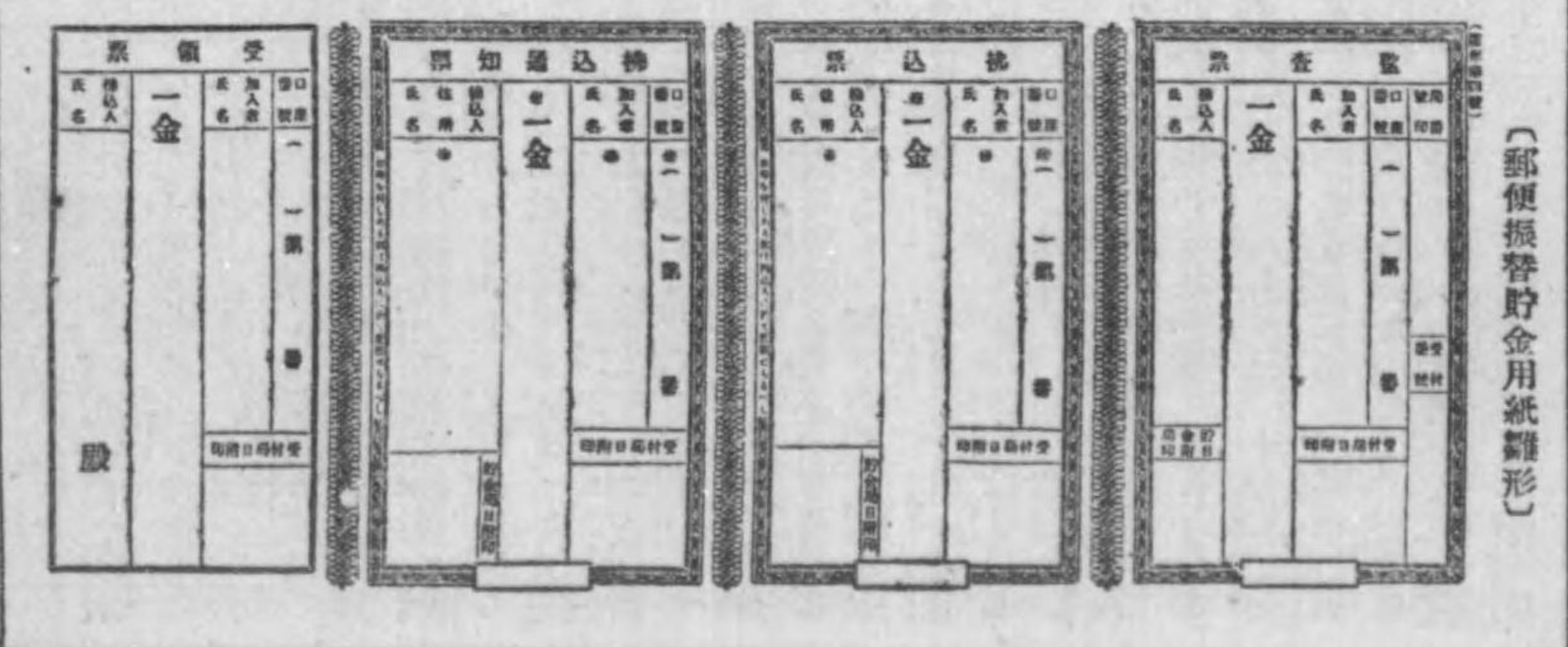
三 郵便貯金

官設及び民設も此目的を以て方針となせり。而して之が目的に最適するものは國家の信用を以てせる貯金業に若くものなきも、其貯金運用の方法に於て自から營利的原素を包含するが故に、民設の貯蓄事業は自然に盛んなるに至り、國家は個人の營業自由を本則とし、民設を本位として官設を次に置き其取締を嚴重にせり。既に嚴重なる制裁の下に貯金業を民設本位としたるに拘らず、更に進んで政府の貯金業(主として郵便貯金)を經營する理由は、凡そ民設の機關は利益を主とせざれば成立する能はず、常に公益若しくは慈善的目的のみに副ひ難く、結局利を捨て、は進む能はざるの缺點あり。然るに官設には此點に於て何等懸念するに及はず、且民設にては移住に伴ひて自己の需用を充たす能はざるも、官設の郵便制度は全國を舉げて一區域の集中制度なれば到る所其需用に感ず得るの便あるを以てなり。

に貯蓄思想を涵養し、國家の信用を基礎として全國都府に普及せる郵便機關を利用し廣く一般に通じて貯金の慣習を扶植するにあるものなれば、各國にて之を行はざるものなく、且利率の如きは歩合を低くし、複利法によりて増殖し、而して預金額の如きは各國皆最大限度を附せり。是人民の之を濫用するを取締るの必要と共に、多額の預金は民設に委ねしむる方針に基きたるものなり。

内に制限し、利率は複利法にして、毎年三月三十一日に計算して元金に加ふるなり。尙貯金を奨励する爲に種々の利便なる規定を設け官衙、學校、工場等の多人數の場所には出張取扱貯金をなし、又集配人をして取集め貯金を爲さしめ、其他規約貯金、摺置貯金、共同貯金、海外貯金等の方法あり。又天災其他非常の場合には特別取扱をなし、即時に現金拂戻しの便法も設けたり。又別に郵便振替貯金あり。金錢の取引ある人の預け金を帳簿上にて相互の貸借を決済する便法にして、常に多人數殊に遠方の人々を相手にする者には極めて利便なるものなり。拂込は一口十錢以上にして最高額に制限なく、利率は年三分六厘とす。之に加せんとするものは、基本預金二十圓を郵便局に差出して口座を開けば足れり。又金錢の拂込を爲すには振替金拂込用紙(別紙)に記入し郵便局に差出せば直に加入者の預金となり、拂込用紙中の拂込通知票は郵便貯金局より加入者に送附し、加入者は之によりて何人より幾何の拂込ありしかを知るなり。現金の拂渡を受くるには、拂出用紙に其金額を記入して郵便局に差出

し、郵便局より通知の案によりて、受取人は現金の拂渡を受くる者に、其金額は一口千圓以下





に制限せられたり。既に我國の郵便貯金は他文明諸國に及ばず、雖も、尙四十三年末には一億六千萬圓の巨額に上り、今後尙一般貯蓄思想の發達、經濟の進歩につれて、其額は増加すべく、且其貯金は、益々獎勵すべきものなるが、斯の如く郵便貯金の巨額に達せしは、社會公益上より見て大に嘉すべきものたるに同時、他方にありては財政上此資金運用は極めて重要なものとなりしは、深く注意を要すべき事なり。

四 貯蓄銀行

民設の貯蓄銀行は皆貯蓄銀行にして經營せられたるものなれば、銀行を記する場合に記述するに至當とするも、便宜上茲に大要を記述すべし。普通銀行の貯蓄銀行の著るしく相違せる點は、普通銀行にありては預金を以て利益を計り、株主又は出資者に配當を目的とするも、貯蓄銀行にありては預金者たる細民の利益を計るを職分とし、確實安全に保管するを要義とし、利益の多きよりは基礎の鞏固なるを欲するものなり。學者の二者を比較して貯蓄銀行は預金及び保管を任じ、普通銀行は貸出を本とし、前者は収益を第一とし、後者は利益を得るを目的とす。譬へば貯蓄銀行は細流の集注する溜池の如く、普通銀行は此聚資を流出灌漑する湖水の如しと評せしが如く、一般銀行は貸金が爲に預るものなれば、貸出は先にして預金は後なり、割引が本にして當座勘定は末たるも、貯蓄銀行は之に反し、貯蓄の爲に預り金をなし、預り金を爲す爲に貸出を行ふなり。即ち預金は主にて貸出は従たり。而して其之を行ふ旨趣は決して資金の融通を計らざるが爲に非ずして、聚集せし貯蓄預金を運用利殖し、利息を増加せしめんとするものなり。故に貯蓄銀行の特質たる小額の金錢を預り貸出又は放貸方法は確實を主として利益の多少を次位とし、極めて冒險を忌み擔保又は所有物の如きも利益の大なるものよりも確實にして危険の少き物を選ぶ等、貯蓄銀行の經營方針は皆此目的より割出されたるものなり。而して貯蓄銀行は細民の利害に關するこゝ大なれば、各國共に貯蓄銀行制度を設け、嚴重なる規定を以て監督せざる

なし。我國の貯蓄銀行は明治十三年初めて一貯蓄銀行設立せられし以來急速に其數増加したるが、皆營利的組織のものなり。而して貯蓄銀行條例は、貯蓄銀行は復利方法にて公衆の爲に預金の業務を營むものとし、設立の制限として三萬圓以上の株式組織に非ざれば之を設立するを得ず。又貯蓄銀行の擔保として、預金總額の四分の一より少からざる金額を利付國債證券又は地方債證券にて備へ置き、之を供託所に預け入るべし。取締役は在任中に生じたる銀行の義務につき、連帶無限の責任を負ふべき嚴格なる制裁を設けられたり。然るに其實際を見るに猶基礎薄弱なるもの多く、往々破産の悲況に陥り、細民をして路頭に迷はしむる醜狀を暴露せし者尠からず。且其だしきに至りては貯蓄銀行の本旨を忘れ、自己の事業資本を蒐集するの機關たらしめんとして設立するものさへあれば、十分警戒を加へざるべからざる状況にあり。其他貯蓄銀行の貯蓄獎勵及び勸誘方法には、幾多の便利方法を設け汲々として資金の聚積に努め、四十二年には全國貯蓄銀行の預金總額

一億二千五百萬圓に達せしも、之を外國の貯蓄銀行に比較すれば猶遙に劣れりとす。

第九章 法規

一 地租

地租條例  
第一條 地租ハ左ノ稅率ニ依リ毎年之ヲ賦課ス  
宅地 地價百分ノ二箇中  
田畑 地價百分ノ四箇七  
其他ノ土地 地價百分ノ五箇中  
北海道ニ於ケル宅地以外ノ地租ハ當分左ノ稅率ニ依ル  
田畑 地價百分ノ三箇四  
其他ノ土地 地價百分ノ四箇  
本條例ニ於テ地價ト稱スルハ土地實際ニ據ケタル價額ヲ謂フ  
第二條 地租ハ年ノ豐凶ニ由リテ増減セス  
第三條 有租地ヲ區別シテ二類トナス  
第一類 田、畑、宅地、鹽田、鑛泉地  
第二類 池沼、山林、牧場、原野、雜種地  
第一類中又ハ第二類中ノ各地目變換スルモノヲ地目變換ト謂フ  
第一類地ヲ第二類地ニ變換スルモノヲ地類變換ト謂フ  
第二類地ニ勞費ヲ加ヘ第一類地ト爲スモノヲ開墾ト謂フ  
第一類地又ハ第二類地ノ山崩、川欠、押掘、石砂入、川成、海成、潮水成等ノ如キ天災ニ罹リ地目變換シタルモノヲ荒地ト謂フ  
第四條 左ニ掲クル土地ニ付テハ其地租ヲ免ス

一 國府縣郡市町村其他勸令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地但有料借地ハ此限ニ在ラス  
二 府縣郡市町村其他勸令ヲ以テ指定スル公共團體ノ公用又ハ公共ノ用ニ供スヘキモノト定メタル其所有地但命令ノ定ムル期間内ニ公用又ハ公共ノ用ニ供セサルトキハ此限ニ在ラス  
三 府縣社地、鄉村社地、招魂社地但有料借地ハ此限ニ在ラス  
四 墳墓地  
五 用惡水路、溜池、堤塘、井濠  
六 鐵道用地、軌道用地  
七 保安林  
八 公衆ノ用ニ供スル道路  
九 府縣郡市町村其他ノ公共團體ノ前項ノ土地ニ租稅其他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス但所有者以外ノ者前項第一號又ハ第二號ノ土地ヲ使用收益スル場合ニ於テ其土地ニ對シ使用者ニ租稅其他ノ公課ヲ課スルハ此限ニ在ラス  
軌道用地ノ區域ニ關シテハ私設鐵道法第四十條ノ規定ヲ準用ス  
第五條 土地ノ丈量ハ曲尺ヲ用ヒ六尺ヲ間ト爲シ方置間ヲ以テ歩ト爲シ三拾步ヲ畝ト爲シ拾畝ヲ段ト爲シ拾段ヲ町ト爲ス但宅地ハ方置間ヲ以テ坪トナシ坪ノ拾分壹ヲ合ト爲シ合ノ拾分壹ヲ寸ト爲ス  
第六條 地價ヲ定メ又ハ地價ヲ修正スルトキハ地盤ノ丈量ス  
第七條 地價ハ左ノ場合ニ該當スルニ非サレハ之ヲ修正セス  
一 地目又ハ地類ヲ變換シタルトキ

二 開墾シタルトキ  
三 開拓線下年定期ニ至リタルトキ  
四 荒地免租年定期ニ至リ原價ニ復シ難ク若クハ他ノ地目ニ變シタルトキ又ハ低價年定期ニ至リ原價ニ復シ難キトキ  
第八條 一般ニ地價ノ改正ヲ要スルトキハ前以テ其旨ヲ布告スヘシ  
第九條 地價ハ其地ノ品位等級ヲ鑑定シ其所得ヲ審查シ尙ホ其土地ノ情況ニ應ジテ之ヲ定ム  
第十條 地目ヲ變換シ又ハ地類ヲ變換シタルトキハ政府ニ届出ヘシ  
地目ヲ變換シ又ハ地類ヲ變換シタルトキハ直ニ其地價ヲ修正ス但第十六條第六項ノ場合ハ此限ニ在ラス  
第十一條 地租ヲ課スル土地ノ地租課稅セサル土地ト爲シ又ハ地租課稅セサル土地ノ地租課稅スル土地ト爲シタルトキハ政府ニ届出ヘシ但之ニ關シ豫メ政府ノ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタルモノニ付テハ此限ニ在ラス  
地租課稅セサル土地ノ地租課稅スル土地ト爲シタルトキハ其地ノ現況ニ依リ直ニ其土地ノ地價ヲ定ム但第十六條第四項ノ場合ハ此限ニ在ラス  
第十二條 地租ハ左ノ期間ニ依リ之ヲ徵收ス  
一 宅地  
第一期 其年七月一日ヨリ 地租額二分ノ一  
同七月三十一日限  
第二期 翌年一月一日ヨリ 地租額二分ノ一  
同一月三十一日限  
二 田畑  
第一期 其年十月十五日ヨリ 地租額四分ノ一  
翌年一月十五日限  
第二期 翌年二月一日ヨリ 地租額四分ノ一  
同二月末日限







申告スヘシ  
 第九條 第一種ノ所得金額ハ損益計算書ヲ調査シ政府之ヲ決定シ第三種ノ所得金額ハ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府之ヲ決定ス  
 第十條 稅務署長ハ毎年第三種ノ所得ニ付納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ノ所得金額ヲ調査シ其ノ調査書ヲ製シテ之ヲ所得調査委員會ニ送附スヘシ  
 第十一條 各稅務署所轄内ニ所得調査委員會ヲ置ク但シ稅務署所轄内ニ在ル市又ハ北海道ノ區ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ調査委員會ヲ置クコトヲ得調査委員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム但シ定數ノ増減ハ改選期ニ於テスルノ外之ヲ爲スコトヲ得ス  
 第十二條 調査委員ハ調査委員選舉人之ヲ選舉ス  
 第十三條 調査委員ノ選舉區域ハ調査委員會ヲ置クヘキ區域ニ依リ調査委員選舉人ノ選舉區域ハ市町村及北海道ノ區ノ區域ニ依ル但シ東京市、京都市及大阪市ニ在リテハ區ノ區域ニ依ル  
 第十四條 選舉區域内ニ住居シ前年所得稅ヲ納メタル者ニテ第八條ノ申告ヲ爲シタル者ハ調査委員選舉人ヲ選舉シ又ハ調査委員會者ハ調査委員選舉人ニ選舉セラルコトヲ得但シ左ニ記載スル者ハ此ノ限ニ在ラス  
 一 無能力者  
 二 身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家資分散者ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ルマテノ者  
 三 國稅滯納處分ヲ受ケタル後一箇年ヲ經サズル者  
 四 罰金公債者及停止公債者  
 五 禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキヨリ其ノ裁判確定スルニ至ルマテノ者  
 六 第四十六條ニ依リ處罰セラレタル後五箇年ヲ經サル者  
 第十五條 調査委員選舉人ノ定數ハ其ノ選舉區域内ニ於ケル前年所得稅ヲ納メタル者ニシテ第八條ノ申告ヲ爲シタル者十人ニ付一人トス但シ申告者二百人以上ナルトキハ二十人トシメ申告者十人未滿ナルトキハ一人トス  
 第十六條 調査委員選舉人ノ選舉事務ハ市區町村長又ハ月長之ヲ執行シ調査委員ノ選舉事務ハ稅務署長之ヲ執行ス  
 第十七條 稅務署長ハ調査委員選舉人ノ委員期日ヲ定メ之ヲ市町村長又ハ月長ニ通知スヘシ市區町村長又ハ月長ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クモ選舉期日七日前其ノ旨ヲ公示スヘシ  
 第十八條 選舉ハ記名投票ヲ以テ之ヲ行フ選舉人ハ自ら投票所ニ到リ投票スヘシ但シ郵便ヲ以テ投票ヲ送附スル場合ニ於テ投票時間ノ終了スルマテニ到達セザリシ投票ハ無効トス  
 第十九條 選舉ハ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選トス投票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取り同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム  
 第二十條 調査委員選舉人ノ選舉終了シタルトキハ市區町村長又ハ月長ハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ  
 第二十一條 稅務署長ハ選舉期日ヲ定メ少クモ七日前ニ公示シ調査委員及之ト同數ノ補員ノ選舉ヲ行ハシムヘシ  
 前項ノ選舉ニ關シテハ第十八條及第十九條ノ規定ヲ準用ス  
 第二十二條 調査委員及補員ノ選舉終了シタルトキハ稅務署長ハ當選人ノ氏名ヲ公示スヘシ  
 第二十三條 調査委員及補員ニ選ハレタル者ハ正當ノ事故ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス  
 第二十四條 調査委員ノ任期ハ滿四年トシ二年毎ニ其ノ中數ヲ改選ス但シ第一回ノ改選期ニ於テハ抽籤ヲ以テ其選任者ヲ定ム  
 補員ハ二年毎ニ之ヲ改選ス  
 第二十五條 調査委員ニ關シテ生シタルキハ投票ノ數最モ多キ補員ヨリ順次之ヲ補充ス但シ投票ノ數同シキトキハ年長者ヲ取り同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム  
 補員ヨリ調査委員トナリタル者ノ任期ハ前任者ノ殘期間トス  
 調査委員ノ定數ヲ増加シタル場合ニ於テ新ニ選舉セラルヘキ調査委員ノ任期ヲ定ムル必要アルトキハ稅務署長之ヲ定メ選舉期日ト共ニ之ヲ公示ス  
 調査委員ノ定數ヲ減少シタル場合ニ於テ選任者ヲ定ムル必要アルトキハ前項ニ依リ調査委員ヲ増加シタル場合ニ於テ各調査委員ノ任期ヲ定ムル必要アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム  
 第二十五條 調査委員會ノ開會日數ハ三十日以下ニ限ル

内トシ地方ノ情況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第二十六條 調査委員會ハ稅務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク  
 第二十七條 調査委員會ハ毎年開會ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ會長ヲ選舉スヘシ  
 第二十八條 調査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニアラサレハ決議スルコトヲ得ス  
 第二十九條 八月三十日マテニ調査委員會成立セサルトキハ政府其ノ所得金額ヲ決定ス  
 第三十條 八月三十日マテニ調査委員會成立セサルトキハ政府其ノ所得金額ヲ決定ス  
 第三十一條 政府ハ調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ之ヲ再調査ニ付ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ再調査ニ付シタル日ヨリ七日以内ニ調査終了セザルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス  
 第三十二條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得  
 第三十三條 調査委員ニハ日當及旅費ヲ支給ス  
 第三十四條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ對シ其ノ所得ニ關スル事實ヲ質問スルコトヲ得  
 第三十五條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ對シ其ノ所得ニ關スル事實ヲ質問スルコトヲ得  
 第三十六條 納稅義務者ハ第三十六條ノ審査ヲ求メタル場合ト雖通知ヲ受ケタル所得金額ニ依リ稅金ヲ納ムヘシ  
 第三十七條 所得金額ノ決定ニ對シ不服アル者ハ訴訟ヲ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得  
 第三十八條 山林ノ所得ヲ除クノ外第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者所得金額四分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ政府ニ申出所得金額ノ更訂ヲ求ムルコトヲ得但シ翌年一月三十一日ヲ過クルトキハ所得金額ノ更訂ヲ求ムルコトヲ得  
 第三十九條 所得金額決定後贈與ヲ爲シタル爲所得金額減損シタル場合ハ前項ヲ適用セズ  
 第四十條 前條ノ請求アリタルトキハ政府ハ其ノ所得金額ヲ査覈シ決定額ニ對シ四分ノ一以上ノ減損アリタルトキハ所得金額ノ更訂ス  
 第四十一條 第一種ノ所得ニ付テハ各事業年度毎ニ所得稅ヲ徵收ス  
 第四十二條 第二種ノ所得ニ付テハ其ノ金額支拂ノ際支拂者其ノ所得稅ヲ徵收シ其ノ都度之ヲ政府ニ納ムヘシ  
 第四十三條 第三種ノ所得ニ付テハ所得稅ノ年額四分ノ一其ノ四期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ納稅者納稅管理人ヲ定メシテ帝國外ニ住居スル者ハ居所ナキトキハ其ノ際直ニ其ノ所得稅ヲ徵收スルコトヲ得  
 第四十四條 第一期 其ノ年九月一日ヨリ三十日限  
 第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限  
 第三期 翌年一月一日ヨリ三十一日限  
 第四期 翌年三月一日ヨリ三十一日限  
 第四十五條 第四十條ノ請求アリタルトキハ政府ハ其ノ確定ニ至ルマテ稅金ノ徵收ヲ繰後スルコトヲ得  
 第四十六條 第三種ノ所得ニ付テハ二箇以上ノ稅務署管内ニ於テ所得金額ノ決定アリタルトキハ政府ハ納稅者ノ住所若シテ住所ナキトキハ居所地以外ニ於ケル所得金額ノ決定ヲ取消スヘシ  
 第四十七條 第三種ノ所得ニ係ル所得稅ハ本人住所ノ地ヲ以テ納稅地トシ住所ナキトキハ居所ノ地ヲ以テ納稅地トス但シ住所地以外ニ在ル納稅者ハ申告シテ居所地ニ於テ所得稅ヲ納ムルコトヲ得  
 此ノ法律施行地ニ住所又ハ居所ナキ者ニ納稅地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ申告ナキトキハ政



府其ノ納稅地ヲ指定ス  
 第四十五條 納稅義務者納稅地ニ現住セザル  
 キハ其ノ所得稅ニ關スル事項ヲ處理セシムル  
 爲ニ納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ  
 第四十六條 所得金額ヲ隱蔽シテ通稅シタル者  
 ハ其ノ通稅金額三倍ノ罰金ニ處ス但自首スル  
 者ハ其ノ稅金ヲ追徵シ其ノ罪ヲ問ハス  
 第四十七條 所得ノ調査又ハ審査ニ干與スル者  
 其ノ調査又ハ審査ニ關スル事項ヲ他ニ漏洩シ  
 タルトキハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス  
 前項ニ依リ處罰セラレタル者ハ其ノ職ヲ失フ  
 モントス

附則  
 第四十八條 此ノ法律ハ明治三十二年分所得稅  
 ヨリ之ヲ適用ス  
 第四十九條 明治二十年勅令第五號所得稅法ハ  
 明治三十一年分所得稅限リ廢止ス  
 第五十條 此ノ法律ハ沖繩縣小笠原島及伊豆七  
 島ニ當分ニ施行セズ

營業稅

營業稅法  
 第一條 左ニ掲ケル營業ヲ爲ス者ニハ營業稅ヲ  
 課ス  
 一 物品販賣業  
 一 銀行業  
 一 保險業  
 一 金貸付業  
 一 物品貸付業  
 一 製造業  
 一 運送業  
 一 倉庫業

運河業  
 船泊碇場業  
 貨物陸揚場業  
 請負業  
 印刷業  
 出版業  
 寫眞業  
 旅館業  
 旅人宿業  
 料理店業  
 周旋業  
 代理業  
 仲立業  
 問屋業  
 信託業  
 第二條 營業稅ヲ課スヘキ物品販賣業ハ一定ノ  
 店舖其ノ他ノ營業場ヲ設ケ物品ノ卸賣又ハ小  
 賣ヲ爲ス者ヲ謂フ  
 左ノ諸業ハ前項ニ該當セザルモ仍物品販賣業  
 ト看做ス  
 一 一定ノ製造場ヲ設ケ職工ヲ使役スルコトナ  
 ク原料ヲ供給シ工錢ヲ支拂ヒ物品ヲ製造セ  
 シメテ販賣スル者  
 二 一定ノ製造場ヲ設ケ店頭ニ於テ物品ヲ  
 製造シ主トシテ小賣ヲ爲ス者  
 三 牧場ニ非サル場所ニ於テ飼料ヲ購求シ家  
 畜又ハ家禽ヲ飼養シ之ヲ賣リ又ハ鷄卵、牛  
 乳等其ノ產物ヲ販賣スル者  
 四 魚介類ヲ養殖シ之ヲ販賣スル者  
 五 動植物其ノ他普通ニ物品ト稱セザルモノ

ヲ賣スル者  
 一箇年ノ賣上金額千圓未滿ノ者ニハ營業稅ヲ  
 課セズ  
 第四條 營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造  
 品ヲ販賣シ及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ  
 卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ  
 第三條 營業稅ヲ課スヘキ金貸付業及物品貸  
 付業ハ一定ノ店舖其ノ他ノ營業場ヲ設ケ貸付  
 ノ業ヲ營ム者ヲ謂フ普通ニ物品ト稱セザルモ  
 ノノ貸付ヲ爲スモ亦同シ  
 運轉資本金額五百圓未滿ノ者ニハ營業稅ヲ課  
 セズ  
 第四條 營業稅ヲ課スヘキ製造業ハ一定ノ製造  
 場ヲ設ケ職工ヲ使役シテ物品ヲ製造シ  
 又ハ物品製造ノ一部ヲ助成スル者ヲ謂フ  
 瓦斯電氣ノ供給ヲ爲ス者及物品ノ修理ヲ爲シ  
 又ハ穀物ヲ精白搗碎シ又ハ染物ヲ爲ス者ハ前  
 項製造業ト看做ス  
 資本金額五百圓未滿ノ者又ハ職工ヲ使役セザル  
 シテ二人以上ヲ使用セザル者ニハ營業稅ヲ課  
 セズ  
 第五條 一 運送業トハ手數料ヲ受ケテ旅客貨  
 物ノ運送ヲ爲シ又ハ其ノ取扱ヲ爲ス者ヲ運送  
 業トシテ營業稅ヲ課ス但シ雇人二人以上ヲ使  
 用セザル者ニハ營業稅ヲ課セズ  
 第五條ノ二 私設鐵道法ニ依リ運送ノ業ヲ營ム  
 者ヲ鐵道業トシテ營業稅ヲ課ス  
 第六條 倉庫業トハ預リ倉敷料其ノ他  
 ノ名義ヲ以テ報酬ヲ受ケル者ヲ倉庫業トシテ  
 營業稅ヲ課ス  
 第七條 印刷業、出版業、寫眞業ニシテ職工雇人  
 ナシトシテ二人以上ヲ使用セザル者及請負業ニ

シテ請負金額一箇年千圓未滿ノ者ニハ營業稅  
 ナシトス  
 出版業ニシテ新聞紙法ニ依ルモノニハ營業稅  
 ナシトス  
 第八條 貸料又ハ其ノ他ノ名義ヲ以テ報酬ヲ受  
 ケ客室又ハ集會場ヲ貸ス者ヲ座席業トシテ營  
 業稅ヲ課ス但シ建物賃賃價格五十圓未滿ノ者  
 ニハ營業稅ヲ課セズ

業名	課稅標準	稅率
物品販賣業	賣上金額	卸賣甲萬分ノ八 乙萬分ノ二 小賣甲萬分ノ二 乙萬分ノ一
銀行業	從建資本金額	一人毎ノ四、五
保險業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
金貸付業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
物品貸付業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
製造業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
運送業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
倉庫業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
印刷業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
出版業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
寫眞業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
旅館業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
旅人宿業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
料理店業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
周旋業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
代理業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
仲立業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
問屋業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
信託業	從建資本金額	一人毎ノ七、五

第九條 營業稅ヲ課スヘキ旅人宿業ハ飲食物ヲ  
 供スルト否トニ拘ラズ旅客ヲ宿泊セシメ又ハ  
 人ヲ寄宿セシメ雇人三人以上ヲ使用スル者ト  
 ス但シ本賃宿ニハ營業稅ヲ課セズ  
 第十條 一 營業稅ヲ課スヘキ料理店業ハ雇人  
 三人以上ヲ使用シ客室ヲ設ケテ飲食物ヲ販賣  
 スル者トス  
 第十條ノ二 營業稅ヲ課スヘキ周旋業、代理業、

業名	課稅標準	稅率
倉庫業	從建資本金額	一人毎ノ四、五
鐵道業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
請負業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
旅館業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
旅人宿業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
料理店業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
周旋業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
代理業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
仲立業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
問屋業	從建資本金額	一人毎ノ七、五
信託業	從建資本金額	一人毎ノ七、五

營業者ヲ除ク外從業者中十五歲未滿ノ者ニ  
 付テハ前項稅率ノ二分ノ一トス  
 第十三條 此ノ稅法ニ依リ納稅義務ヲ有スル營  
 業者ハ毎年一月三十一日迄ニ業名及課稅標準  
 ナ詳細シ政府ニ届出ヘシ但シ新ニ開業シタル  
 者ハ其ノ際本條ノ届出ヲ爲スヘシ

第十四條 同一人ニシテ數種ノ營業ヲ爲ストキ  
 ハ第十二條ノ課稅標準ニ依リ各別ニ營業稅ヲ  
 課スヘシ課稅標準トナルヘキモノヲ共通シテ  
 使用スルトキハ其ノ一二就テ計算ス其ノ稅率

第十五條 物品販賣業、請負業、旅館業、旅人宿  
 業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業  
 ハ各店舖其ノ他ノ營業場毎ニ營業稅ヲ課ス  
 前項ニ掲ケザル營業ニシテ店舖其ノ他ノ營業  
 場數箇所アルトキ其ノ資本ヲ區分シタルモノ



ハ各別ニ營業稅ヲ課ス其ノ資本ヲ區分セザルモノハ合算シテ之ヲ課ス但シ内國ト外國トニ涉リ店舖其ノ他ノ營業場數箇所アルトキ資本ヲ區分セザルモノハ内國ニ於ケル各店舖其ノ他ノ營業場ニ於テ使用スル資本金額ヲ見積リ内國ノ分ニ限リ各別ニ之ヲ課ス

第十六條 第十三條ニ依リ届出ヘキ課稅標準ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ計算ス但シ新ニ開業シタル者ハ豫算ヲ以テ之ヲ定ム

一 賣上金、收入金、請負金及報償金ハ前年中ノ總額ニ依ル但シ前年中ニ開業シタルモノハ豫算ニ依ル

二 資本金及建物賃賃價格ハ前年中ノ平均額ニ依ル

三 從業者ハ前年ニ於ケル最多數ノトキニ依ル

資本金額ノ算定方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 納稅義務ナ有スル營業者第十三條ノ届出ヲ爲ササルトキ又ハ其ノ届出タル課稅標準ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課稅標準ヲ算定スルコトヲ得

第十八條 建物賃賃價格ハ店舖其ノ他營業用ノ土地、家屋ノ賃料ニ相當スルモノトス但シ住居ニ供スルモノ其ノ他直接ニ營業ニ使用セザルモノアルモ同一區域内ニアリテ自己ノ所用ニ係ルモノハ營業用トシテ計算ス

借家ノ場合ニ於テハ何等ノ名義ヲ用ウルニ拘ラス土地、建物ノ賃賃上借主ヨリ貸主ニ支拂フモノヲ以テ建物賃賃價格ヲ計算ス

借家ニ非サル場合ニ於テハ近傍借家ノ賃料ニ照準シテ建物賃賃價格ヲ定ム近傍ニ照準スヘキ借家ナキトキハ其ノ土地、家屋ノ時價ヲ各

別ニ算シ土地ハ其ノ百分ノ五、家屋ハ百分ノ十ヲ以テ其ノ賃賃價格ヲ定ム無償ノ借家ニ付テモ亦同シ

第十九條 名義ノ何タルヲ問ハス總テ營業ニ從事スル者ハ從業者トシテ之ヲ計算ス但シ營業者ノ家族ヲ除ク

第二十條 營業稅ハ年額ヲ二分シ其ノ年五月、十一月ヲ以テ納期トス但シ廢業スルトキ未納ノ税金ハ即納トス

第二十一條 新ニ營業ヲ開始スル者ハ開業ノ翌年ヨリ其ノ營業稅ヲ徵收ス

左ニ掲ケル營業ヲ開始スル者ハ開業ノ翌年ヨリ尚三箇年間其ノ營業稅ヲ徵收セズ但シ此ノ稅法施行以前ヨリ營業スル者ニシテ其ノ開業ノ翌年ヨリ三箇年ニ滿タサルトキハ本項ニ準據スルコトヲ得

銀行業、保險業、倉庫業、製造業、印刷業、出版業、運送業、運河業、棧橋業、船舶修繕場業

第二十二條 同一ノ場所ニ於テ六箇月以内ニ前ノ營業者ト同一ノ營業ヲ開始スル者ハ其ノ月ヨリ營業稅ヲ徵收ス

第二十三條 營業者繼續シ又ハ營業繼續ト認ムヘキ事實アルトキハ納期ニ於テ現ニ營業スル者ヨリ營業稅ヲ徵收ス

第二十四條 營業者廢業スルトキハ其ノ廢業ノ月迄營業稅ヲ徵收ス但シ他ニ其ノ營業ヲ繼續スル者アルトキハ前項ニ依ル

第二十五條 第二十二條及第二十三條ノ場合ニ於テ前ノ營業者第二十一條ノ期間内ニアルトキハ其ノ期間ハ後ノ營業者ニ及フモノトス

第二十六條 政府ニ於テ課稅標準ヲ算定シタル

トキハ之ヲ營業者ニ通知スヘシ

第二十七條 前條ノ算定ニ對シ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ申立テ審査ヲ求ムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テ政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セズ

第二十八條 一 前條ノ請求アリタルトキハ營業稅審査委員會ノ諮問ヲ經テ政府之ヲ決定ス

第二十八條 二 各稅務署所轄内ニ營業稅審査委員會ヲ置ク

審査委員會ノ會議ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

審査委員ハ五名乃至七名トシ納稅義務ナ有スル營業者中ヨリ大藏大臣之ヲ命ス

第二十八條 三 收稅官吏ハ審査委員會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十八條 四 營業者第二十八條ノ一ノ決定ニ對シ不服アルトキハ訴訟又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ營業者ハ政府ニ其ノ由ヲ申立ツルコトヲ得

一 課稅ノ標準タル資本金額、賣上金額、收入金額、請負金額、報償金額又ハ建物賃賃價格半額以上ヲ減シタルトキ

二 課稅ノ標準タル從業者ノ人員届出人員二分ノ一以下ニ減シタルトキ

第三十條 政府ハ前條ノ申出ニ由リ營業者ノ狀況ニ照シ營業稅ヲ減額スルノ必要アリト認ムルトキハ翌年一月マテ税金ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第三十一條 政府ハ第二十九條ノ申出ニ對シ翌年一月ニ於テ課稅標準ヲ審査シ左ノ場合ニ該當スルモノアルトキハ税金ヲ減額スルコトヲ

得

一 課稅ノ標準タル賣上金額、收入金額、請負金額、報償金額ハ前年中ノ總額、資本金額、建物賃賃價格ハ前年中ノ平均額ノ半額ニ減セザルトキ

二 課稅ノ標準タル從業者ノ人員其ノ最多數ノトキニ於テ届出人員ノ二分ノ一ニ減セザルトキ

課稅標準ノ課稅最低限以下ニ減シタル場合ニ於テモ仍其ノ割合ヲ以テ税金ヲ徵收ス

第三十二條 第一條ニ掲ケル營業者ハ貨物ノ仕入、賣上、受入、貸付、運送、從業者ノ人員及營業ニ關スル金額ノ出納ヲ明ニスル爲メ帳簿ヲ備ヘ營業上一切ノ事實ヲ記載スヘシ

第三十三條 收稅官吏ハ營業ニ關スル帳簿、物件ヲ検査シ又ハ營業者ニ尋問スルコトヲ得

第三十四條 第十三條ノ届出ヲ爲サス者ハ虚偽ノ届出ヲ爲シ又ハ故意ヲ以テ第三十二條ノ帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ料金を處ス其ノ稅額シタル者ハ稅額金額三倍ノ罰金又ハ料金を處ス

第三十五條 此ノ稅法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪減輕再犯加重罪俱發ノ例ヲ用キス

第三十六條 府縣ハ此ノ稅法ニ依リ納稅義務ナ有スル營業者ノ營業ニ對シ本稅十分ノ二以内ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得此ノ附加稅ノ外府縣稅又ハ地方稅ヲ課スルコトヲ得

第三十七條 此ノ稅法ハ明治三十年一月一日ヨリ施行ス

第三十八條 明治二十九年度ニ屬スル府縣稅又

ハ地方稅ハ第三十六條ノ規定ニ依ルノ限ニ在ラス明治二十九年年度ニ屬スル府縣稅又ハ地方稅ノ賦課ノ受ケタル業體ニ對スル此ノ稅法ノ營業稅ハ明治三十年ニ限リ年額四分ノ三ヲ徵收ス

第三十九條 第二十條五月ノ納期ハ明治三十年ニ限リ七月トス

第四十條 第十五條第二項但書ノ規定ハ此ノ法律施行地ト此ノ法律ヲ施行セザル地トニ涉リ店舖其ノ他ノ營業場數箇所アル場合ニ之ヲ準用ス

四 登録稅

登録稅法

第一條 登録稅ハ本法ノ定ムル所ニ依リ賦課徵收ス

第二條 不動産ニ關スル登記ヲ受ケルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ

一 法定ノ家督相續ニ因リ所有權ノ取得

二 第一號以外ノ家督相續又ハ遺產相續ニ因リ所有權ノ取得 不動産價格 千分ノ五

三 遺言、贈與其ノ他無償名義ニ因リ所有權ノ取得 不動産價格 千分ノ六十

但シ神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條ニ依リ設立シタル社團又ハ財團法人カ寄附行爲ニ因リ所有權ヲ取得シタルトキハ不動産價格ノ千分ノ三十

四 第一號乃至第三號以外ノ原因ニ因リ所有權ノ取得 不動産價格 千分ノ三十五

五 從來保有セル所有權ノ保存 不動産價格 千分ノ五

六 共有物ノ分割 分割ニ因リテ受ケル不動産ノ價格千分ノ五

七 永代ノ地上權ノ取得 不動産價格 千分ノ二十五

八 地上權、永小作權ノ取得 存續期間十年 未滿 不動産價格 千分ノ二

存續期間二十年 未滿 不動産價格 千分ノ三

存續期間三十年 未滿 不動産價格 千分ノ四

存續期間三十年以上 不動産價格 千分ノ五

存續期間十年 未滿 但シ權利移轉ニ因ル場合ニ於テハ既ニ經過シタル期間ヲ存續期間ヨリ控除シ其ノ殘期ヲ以テ存續期間ト看做シ登録稅ヲ計算ス

九 賃借權ノ取得 存續期間十年 未滿 不動産價格 千分ノ一

存續期間十年以上 不動産價格 千分ノ二

存續期間十年 未滿 但シ權利移轉ニ因ル場合ニ於テハ既ニ經過シタル期間ヲ存續期間ヨリ控除シ其ノ殘期ヲ以テ存續期間ト看做シ登録稅ヲ計算ス

十 地役權ノ取得 要役地價格 千分ノ一

十一 準族世襲財產ノ創設







十八 清算人ノ選任、解任又ハ變更	每一件 金一圓五十錢
十九 清算ノ終了	每一件 金一圓五十錢
支店所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金一圓ノ登録稅ヲ納ムヘシ	
財團法人又ハ營利ヲ目的トセザル社団法人ニシテ登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ	
一 法人ノ設立、法人設立後ノ事務所設置、事務所ノ移轉	每一件 金一圓五十錢
二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止、登記ノ更正又ハ抹消、解散、清算人ノ選任、解任又ハ變更、清算ノ終了	每一件 金七十錢
主タル事務所ニアラサル事務所所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金七十錢ノ登録稅ヲ納ムヘシ	
産業組合、産業組合聯合會、産業組合中央會又ハ漁業組合、漁業組合聯合會ニシテ登記ヲ受クル場合ニハ前二項ノ規定ニ依ル但シ産業組合原簿又ハ産業組合聯合會原簿ノ記載ニ付テハ登録稅ヲ課セス	
第六條ノ二 左ノ事項ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ	
一 商號ノ新設又ハ取得	每一件 金七圓
二 支配人ノ選任又ハ代理權ノ消滅	每一件 金七圓
三 船舶管理人ノ選任又ハ代理權ノ消滅	每一件 金七圓
四 商法第五條第七條ニ依ル登記	每一件 金三圓
五 民法第七百九十四條第七百九十五條及第七百九十七條ニ依ル登記	每一件 金三圓
六 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止	每一件 金一圓五十錢
七 登記ノ更正又ハ抹消	每一件 金一圓五十錢
支店所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金七十錢ノ登録稅ヲ納ムヘシ	
第七條 左ノ事項ニ付キ醫師士名簿ニ登録ヲ請フ者ハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ	
一 新規登録	金二十圓
二 新規登録	金十圓
三 取消ノ請求	金一圓
第八條 左ノ事項ヲ官簿ニ登録スルトキハ醫師藥劑師、獸醫、蹄鐵工ハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ	
一 新規登録	金二十四圓
藥劑師	金十二圓
獸醫	金十二圓
蹄鐵工	金五圓
假免許蹄鐵工	金五圓
假免許蹄鐵工	金三圓
假免許蹄鐵工	金一圓
第九條 左ノ事項ヲ官簿ニ登録スルトキハ海員ハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ	
一 新規登録	金十五圓
甲種一等運轉士	金十圓
甲種二等運轉士	金六圓
乙種一等運轉士	金十圓
乙種二等運轉士	金四圓
乙種三等運轉士	金三圓
丙種船長	金六圓
丙種運轉士	金二圓
一等機關士	金十五圓
二等機關士	金十圓
三等機關士	金六圓
水先人	金三圓
第十條 著作權ニ關シテ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ	
一 著作權ノ移轉	每一件 金一圓
相續以外ノ原因ニ因ル移轉	每一件 金一圓
二 著作權ノ目的トスル實權ノ設定	債權金額 千分ノ六
三 前號ノ權利ノ移轉	每一件 金五十錢
相續以外ノ原因ニ因ル移轉	每一件 金一圓
四 無名又ハ變名著作權ノ實名登録	每一件 金二圓
五 登録ノ更正、變更又ハ抹消	每一件 金二十錢
債權金額ニ因リ課稅額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債權金額ナキトキハ債權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス	
第十一條 特許ニ關シテ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ	
一 特許權ノ移轉	每一件 金一圓
相續以外ノ原因ニ因ル移轉	每一件 金一圓

二 使用權又ハ實權ノ設定又ハ保存	每一件 金十圓
三 前二號ノ權利ヲ目的トスル實權ノ設定	每一件 金五圓
債權金額 千分ノ六	
四 前二號ノ權利ノ移轉	每一件 金五十錢
相續以外ノ原因ニ因ル移轉	每一件 金二圓
五 滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限	債權金額 千分ノ四
六 登録ノ更正、變更又ハ抹消	每一件 金五十錢
債權金額ニ因リ課稅額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債權金額ナキトキハ債權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス	
第十二條 意匠ニ關シテ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ	
一 意匠權ノ移轉	每一件 金一圓
相續以外ノ原因ニ因ル移轉	每一件 金一圓
二 實權ノ設定又ハ保存	每一件 金二圓
三 前二號ノ權利ヲ目的トスル實權ノ設定	債權金額 千分ノ六
四 前二號ノ權利ノ移轉	每一件 金五十錢
相續以外ノ原因ニ因ル移轉	每一件 金二圓
五 滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限	債權金額 千分ノ四
六 登録ノ更正、變更又ハ抹消	每一件 金二十錢
債權金額ニ因リ課稅額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債權金額ナキトキハ債權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス	
第十三條 商標ニ關シテ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ但シ聯合商標ニ在リテハ各其ノ半額トス	
一 商標權ノ移轉	每一件 金一圓
相續以外ノ原因ニ因ル移轉	每一件 金一圓
二 登録ノ更正、變更又ハ抹消	每一件 金十圓
第十四條 礦業權ニ關シテ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ	
一 試掘權ノ設定	每一件 金百圓
增區又ハ増減區	每一件 金四十五圓
減區	每一件 金十圓
三 試掘權ノ移轉	每一件 金十圓
相續以外ノ原因ニ因ル移轉	每一件 金十圓
四 採掘權ノ設定	每一件 金四十五圓
新規登録	每一件 金二百圓
續區合併	每一件 金五十圓
續區分割	每一件 金五十圓
五 採掘權ノ變更	每一件 金五十圓
續區訂正	每一件 金五十圓
增區又ハ増減區	每一件 金百圓
減區	每一件 金二十圓
六 採掘權ノ移轉	每一件 金二十圓
相續以外ノ原因ニ因ル移轉	每一件 金百圓
七 抵當權ノ設定	債權金額 千分ノ六
新設登録	債權金額 千分ノ六
礦業法第三十五條第二項ニ基キ爲シタル承諾及協定ニ因ル設定	每一件 金五圓



- 八 順位ノ變更ニ因ル抵當權ノ變更 每一件 金十圓
- 九 抵當權ノ移轉 每一件 金十圓
- 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金十圓
- 共同債權者ノ脱退 每一件 金十圓
- 十 共同債權者ノ脱退 每一件 金十圓
- 十一 滯納處分以外ノ原因ニ因ル債權者又ハ抵當權ノ處分ノ制限 債權金額 千分ノ四
- 十二 廢業ニ因ル債權者ノ消滅 債權金額 千分ノ四
- 十三 登記ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金十圓
- 債權金額ニ因リ課税額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債權金額ナキトキハ債權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
- 第十五條 砂礫業ニ關シ砂礫業原簿ニ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録額ヲ納ムヘシ
  - 一 砂礫權ノ設定 新規登録 採取區域 河床ハ每二里迄其ノ他ハ每十萬坪迄 金十五圓
  - 砂礫區合併 每一件 金三圓
  - 砂礫區分割 設定砂礫區每一箇 金三圓
  - 砂礫權ノ變更 增區 採取區域 河床ハ每二里迄其ノ他ハ每十萬坪迄 金十五圓
  - 減區 每一件 金一圓
  - 但シ增區ト同時ニ爲ス減區ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 三 砂礫權ノ移轉 每一件 金二十圓

- 相續 每一件 金五圓
- 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金十五圓
- 四 抵當權ノ設定 債權金額 千分ノ六
- 新規登録 砂礫區ノ合併又ハ分割ノ出願ニ付砂礫法ニ基キ爲シタル承諾又ハ協定ニ因ル設定 每一件 金五圓
- 五 順位ノ變更ニ因ル抵當權ノ變更 每一件 金十圓
- 六 抵當權ノ移轉 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金五圓
- 七 滯納處分以外ノ原因ニ因ル砂礫權又ハ抵當權ノ處分ノ制限 債權金額 千分ノ四
- 八 廢業ニ因ル砂礫權ノ消滅 每一件 金一圓
- 九 登記ノ更正、變更又ハ抹消 每一件 金十圓
- 債權金額ニ因リ課税額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債權金額ナキトキハ債權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
- 第十五條ノ二 漁業權又ハ入漁權ニ關シ免許漁業原簿ニ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録額ヲ納ムヘシ
  - 一 漁業權ノ移轉 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金一圓
  - 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金五圓
  - 二 漁業權ノ持分ノ移轉 每一件 金二十圓

- 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金一圓
- 三 入漁權ノ設定 每一件 金三圓
- 四 入漁權ノ保存 每一件 金五十圓
- 五 入漁權ノ移轉 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金五十圓
- 六 入漁權ノ持分ノ移轉 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金二十圓
- 七 賃借權ノ取得 相續以外ノ原因ニ因ル取得 每一件 金五十圓
- 八 先取特權ノ保存又ハ取得 債權金額又ハ工事費用豫算金額 千分ノ六
- 九 抵當權ノ設定又ハ移轉 設定 債權金額 千分ノ六
- 相續以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 金一圓
- 十 質賣、強制管理ノ申立 債權金額 千分ノ六
- 十一 假差押、假處分 債權金額 千分ノ四
- 十二 抵當アル債權ノ差押 債權金額 千分ノ六
- 十三 請求又ハ申立ニ因リ抹消セラレタル登録ノ回復 每一件 金二十圓
- 十四 假登録 每一件 金二十圓
- 十五 附記登録 每一件 金十圓

- 十六 登録ノ更正、變更又ハ抹消 債權金額ニ因リ課税額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債權金額ナキトキハ債權ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債權金額ト看做ス
- 第十六條 左ノ場合ニ於テ不動産又ハ船舶ニ關スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録額ヲ納ムヘシ
  - 一 府縣都市町村ノ廢置分合又ハ境界變更ニ因ル府縣都市町村ノ權利ノ取得 千分ノ一
  - 二 市町村ノ一部ニ屬スル財産ヲ無償名義ニ因リ其ノ市町村ニ移ス場合ニ於ケル市町村ノ權利ノ取得 千分ノ一
  - 三 法人ノ合併又ハ組織變更ニ因ル法人ノ權利ノ取得 千分ノ一
  - 不動産又ハ船舶ノ價格 千分ノ一
  - 前項各號ノ場合ニ於テ税金額十錢未滿ナルトキハ十錢トス
- 第十七條 登録稅ハ印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ現金ヲ以テ之ヲ徵收スルコトヲ得
- 第十八條 登録稅ハ總テ金一錢以上トス一錢未滿ノ端數ハ一錢トシテ之ヲ計算ス
- 第十九條 左ニ掲グルモノニハ登録稅ヲ課セス
  - 一 府縣都市町村其ノ他公共團體ニ於テ公用ニ供スル不動産ノ登記
  - 二 社寺、堂宇ノ敷地及墳墓地ニ係ル登記
  - 三 明治六年第十八號布告地所其ノ入書入規則及同八年第四百八號布告建物書入規則

- ニ從ヒテ公證ヲ經タル證書面ノ權利ニ付テ債權者ヨリ申請スル登記
- 第十九條ノ二 登記所ニ於テ登記申請者ノ申告シタル課税標準ノ價格ヲ不當ト認ムルトキハ二名ノ評價人ヲ選定シ之ヲ評價セシム評價一致セザルトキハ其ノ平均ヲ以テ之ヲ定ム
- 前項ノ評價申請價格ヨリ多キトキハ評價人ニ給スル旅費手當ハ登記申請者ノ負擔トス
- 官吏及當該事件ノ利害ニ關係ナ有スル者ハ評價人トナルコトヲ得ス
- 第二十條 本法ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス
- 第二十一條 現行法律命令ニ規定スル登記料又ハ手数料等ニシテ本法ニ規定スル登録稅ト重複スルモノハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

- 載金高ト看做ス
- 第三條 約束手形ニ關シテハ一通毎ニ其ノ記載金高ニ應ジ左ノ印紙稅ヲ納ムヘシ
  - 金高二百圓以下ノモノ 印紙稅 三錢
  - 金高千圓以下ノモノ 印紙稅 五錢
  - 金高一萬圓以下ノモノ 印紙稅 十錢
  - 金高二萬圓以下ノモノ 印紙稅 二十錢
  - 金高三萬圓以下ノモノ 印紙稅 五十錢
  - 金高五萬圓以下ノモノ 印紙稅 一圓
  - 金高十萬圓以下ノモノ 印紙稅 二圓
  - 金高十萬圓ヲ超ユルモノ 印紙稅 七圓
- 第四條 左ニ掲グル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ帳簿ハ一冊一年以内ノ附込ニ對シテ一定ナル所ノ印紙稅ヲ納ムヘシ
  - 一 委任狀 印紙稅 二錢
  - 一 爲替手形 印紙稅 三錢
  - 一 銀行預金證書 印紙稅 三錢
  - 一 船荷證券 印紙稅 三錢
  - 一 運送貨物引換證 印紙稅 三錢
  - 一 倉荷預託証券 印紙稅 三錢
  - 一 倉荷買入證券 印紙稅 三錢
  - 一 保險證券 印紙稅 三錢
  - 一 株券 印紙稅 三錢
  - 一 債券 印紙稅 三錢
  - 一 株式申込證 印紙稅 三錢
  - 一 地上權、永小作權地役權ニ關スル證書 印紙稅 三錢
  - 一 使用貸借、貸貸借、雇傭、寄託、定期金ニ關スル契約證書 印紙稅 三錢
  - 一 一定款及組合契約書 印紙稅 三錢
  - 一 權利ノ變更ニ關スル證書 印紙稅 三錢



一 遺贈、承認ニ關スル證書 印紙稅 三錢  
 一 物品切手 印紙稅 三錢  
 一 賣買仕切書 印紙稅 三錢  
 一 送狀 印紙稅 三錢  
 一 受取書 印紙稅 三錢  
 一 金高記帳ナキ證書 印紙稅 三錢  
 一 擔保、差入證書、擔保品預證書 印紙稅 三錢  
 一 判取帳 印紙稅 三錢  
 一 稅納ムルコトヲ要セス 印紙稅 廿五錢  
 一 官廳又ハ公署ヨリ發スル證書、帳簿 印紙稅 廿五錢  
 一 官廳又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上發スル證書、帳簿  
 一 國庫金ノ取扱ニ關シ發スル證書  
 一 慈善又ハ公共事業ノ爲ニシテ金員物件ノ寄附ニ關シ人民ヨリ官廳若ハ公署ニ提出スル證書  
 一 條給、給料、歲費、手當金、賞與金、年金、恩給金、扶助料、旅費及救恤金ノ受取書  
 一 小切手  
 一 金高五圓未満ノ爲替手形、約束手形  
 一 金一圓未満ノ物品切手  
 一 營業ニ關セサル受取書  
 一 金高十圓未満若ハ金高記帳ナキ送狀、受取書又ハ賣買仕切書  
 一 主タル債務ノ證書ニ併記シタル擔保契約  
 一 證券ノ裏書及手形ノ裏面ニ記載シタル受取書  
 一 株券、債券ノ讓渡ヲ證明スヘキ裏面記載  
 一 手形ノ引受、保證

一 手形及證券ノ拒絕證書  
 一 手形及證券ノ原本、謄本  
 第六條 印紙稅ハ證書、帳簿ニ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス但シ印紙稅額ニ相當スル現金ヲ政府ニ納付シテ稅印ノ押捺ヲ受ケ印紙貼用ニ代フルコトヲ得  
 第七條 一冊ノ帳簿ヲ一年以上使用スルトキハ別帳簿ヲ調製シタルモノト看做ス  
 第八條 證書ニ外國貨幣ヲ以テ員數ヲ記載スルトキハ内國貨幣ニ換算シタル金高ニ相當スル印紙ヲ貼用スヘシ  
 第九條 印紙ヲ貼用スルトキハ證書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ證書又ハ帳簿作成者ノ印章又ハ署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スヘシ  
 第十條 印紙ヲ貼用スヘキ帳簿、賣買仕切書、送狀ハ當該官吏之ヲ検査スルコトアルヘシ  
 第十一條 證書帳簿ニ相當印紙ヲ貼用セス又ハ第六條但書ニ依リ稅印ノ押捺ヲ受ケサル者ハ稅額高ニ十倍ノ科料又ハ罰金ニ處ス  
 第十二條 第十條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ二圓以上ノ科料ニ處ス  
 第十三條 第九條ニ違背シタル者ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス  
 第十四條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不罰罪、減輕罪、再犯加重、數罪併發ノ例ヲ用キス  
 第十五條 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス  
 第十六條 明治十七年第十一號布告證券印稅規程ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス  
 第十七條 明治十七年第十一號布告證券印稅規程

則ニ依ル手形用紙ニシテ此ノ法律施行ノ際自用者ノ所持ニ係ルモノハ此ノ法律施行後ニ於テモ仍之ヲ使用スルコトヲ得但シ手形用紙記載ノ稅金高以上ニ之ヲ使用セムトスルトキハ其ノ不足額ハ印紙ヲ貼用シテ之ヲ補足スヘシ  
 ○明治四十三年(三月)法律第十四號ノ附則  
 本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 非常特別稅法中印紙稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

**六 通行稅**

第一條 汽車、電車及汽船ノ乘客ニハ左ノ區別ニ依リ通行稅ヲ課ス  
 二百哩又ハ二百海里以上  
 一等 金五十錢  
 二等 金二十五錢  
 三等 金四錢  
 二百哩又ハ二百海里未満  
 一等 金四十錢  
 二等 金二十錢  
 三等 金三錢  
 百哩又ハ百海里未満  
 一等 金二十錢  
 二等 金十錢  
 三等 金二錢  
 五十哩又ハ五十海里未満  
 一等 金五錢  
 二等 金三錢  
 三等 金一錢

往復乘船車ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ通行稅ハ往復ノ里程ヲ通算シテ之ヲ徵收ス

貸切、多人數、回數又ハ定期乘船車ノ契約ヲ爲シタル場合ニ於テハ通行稅ハ第一項稅額ノ五倍ヲ徵收ス  
 第二條 通行稅ヲ課スヘキ場合ニ於テ汽車、電車又ハ汽船ニシテ等級ヲ分タルモノニ在リテハ三等ノ稅率ヲ適用シ二等級ニ分タルモノニ在リテハ二等ノ稅率ヲ適用シ一等級ノ上又ハ三等級ノ下ニ更ニ等級ヲ設ケタルモノニ在リテハ一等又ハ三等ノ稅率ヲ適用ス  
 第三條 左ノ場合ニ於テハ通行稅ヲ課セス  
 一 外國行ノ汽船ニ乘シ外國ニ赴クトキ  
 二 鐵道軍事供用令ニ依リ乘車スルトキ  
 第四條 通行稅ハ汽車、電車又ハ汽船營業者乘船車賃金ヲ徵收スルトキ之ヲ徵收スヘシ  
 前項ニ依リ徵收シタル通行稅ハ毎月取纏メ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納付スヘシ  
 第五條 汽車、電車又ハ汽船營業者前條ニ依リ徵收スヘキ通行稅ヲ納付セザルトキハ國稅徵收法ニ依リ該營業者ヨリ之ヲ徵收ス  
 第六條 收稅官吏ハ汽車、電車又ハ汽船營業者ノ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得  
 第七條 回數乘船車券ハ之ヲ分割販賣スルコトヲ得ス違反スル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
 附 則  
 本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 非常特別稅法中通行稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

**七 相場稅**

取引所稅法  
 第一條 取引所ハ定期賣買ニ付左ノ場合ニ從ヒ

**八 相續稅**

相續稅法  
 第一條 相續開始シタルトキハ開始地カ帝國内

税金ヲ納ムヘシ  
 一 商品、有價證券 賣買各約定代金高 萬分ノ十二  
 二 地方債證券 同 萬分ノ五  
 三 買高ニ係ル税金ハ之ヲ免除ス  
 第三條 賣買ノ解約スルコトアルモ其税金ハ之ヲ免除セス  
 第四條 取引所ハ每一箇月分賣買取引ヲ爲シタル各約定代金高ヲ翌月五日迄ニ管廳ニ届出ヘシ  
 取引所稅額ハ前項ノ届出ニヨリ地方長官之ヲ定ム  
 第五條 取引所稅金ハ每一箇月分ヲ翌月二十日マテニ納ムヘシ  
 第六條 當該官吏ハ地方長官ノ命令ニ因リ隨時取引所並ニ會員仲買人ニ就キ其實買取引ニ關スル帳簿書類ヲ検査スルコトアルヘシ  
 第七條 第四條ノ届出ヲ詐リ脫稅ヲ圖リ又ハ脫稅シタルトキハ取引所理事長ヲ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ仍取引所ヨリ其ノ脫稅ニ係ル金額ヲ徵收スヘシ  
 第八條 第四條ノ届出ヲ怠リタルトキハ理事長ヲ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス  
 第九條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重、數罪併發ノ例ヲ用キス  
 第十條 本法ハ取引所法實施ノ日ヨリ施行ス  
 附 則  
 本法ハ取引所法實施ノ日ヨリ施行ス

二在ルト否ト問ハス又被相續人若ハ相續人カ帝國臣民タルト否ト問ハス本法施行地ニ在ル相續財產ニハ本法ニ依リ相續稅ヲ課ス  
 第二條 被相續人カ本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ左ニ掲グル財產ヲ以テ本法施行地ニ在ル相續財產トス  
 一 本法施行地ニ在ル動産及不動産  
 二 本法施行地ニ在ル不動産ノ上ニ存スル權利  
 三 前二號ニ掲ケタルモノ以外ノ財產權  
 被相續人カ本法施行地ニ住所ヲ有セザルトキハ前項第一號及第二號ノ財產ヲ以テ本法施行地ニ在ル相續財產トス  
 第三條 被相續人カ本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ相續開始ノ際本法施行地ニ在ル相續財產ノ價額ニ相續開始前一年内ニ被相續人カ本法施行地ニ在ル財產ニ付爲シタル贈與ノ價額ヲ加ヘ其ノ中ヨリ左ノ金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課稅價格トス  
 一 公課  
 二 被相續人ノ葬式費用  
 三 債務  
 被相續人カ本法施行地ニ住所ヲ有セザルトキハ相續開始ノ際本法施行地ニ在ル相續財產ノ價額ニ相續開始前一年内ニ被相續人カ本法施行地ニ在ル財產ニ付爲シタル贈與ノ價額ヲ加ヘタルモノヨリ左ノ金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課稅價格トス



一 其ノ財産ニ係ル公課  
 二 其ノ財産ノ目的トスル留置權、特別ノ先取特權、質權又ハ抵當權ヲ以テ擔保セラルル債務  
 三 其ノ財産ニ關スル贈與ノ義務  
 永代借地權ハ相続稅ノ課稅價格ニ算入セス  
 公共團體又ハ慈善其ノ他ノ公益事業ニ對シテ爲シタル贈與及遺贈ハ課稅價格ニ算入セス  
 第四條 相続財産ノ價格ハ相続開始ノ時ノ價值ニ依ル

船舶、地上權、永小作權及定期金ニ付テハ政府ハ左ノ方法ニ依リ其ノ價格ヲ評定ス  
 一 船舶ニ付テハ其ノ製造費中ヨリ製造後ノ年數ニ應ジ一年ニ付テ其ノ二十五分ノ一宛ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ價值トス但シ製造後二十年ヲ經過シタルモノハ製造費ノ五分ノ一ヲ以テ其ノ價值トス  
 一年ニ滿タサル端數ハ之ヲ一年トシテ計算ス  
 二 地上權ニ付テハ左ノ金額ヲ以テ其ノ價值トス  
 殘存期間十年以下ナルモノ  
 地上權ノ目的タル土地ノ貸賃價格 二倍  
 殘存期間三十年以下ナルモノ  
 地上權ノ目的タル土地ノ貸賃價格 三倍  
 殘存期間五十年以下ナルモノ又ハ存續期間ノ定ナキモノ  
 地上權ノ目的タル土地ノ貸賃價格 五倍  
 殘存期間百年以下ナルモノ  
 地上權ノ目的タル土地ノ貸賃價格 七倍  
 殘存期間百年ヨリ長キモノ  
 地上權ノ目的タル土地ノ貸賃價格

三 永小作權ニ付テハ左ノ金額ヲ以テ其ノ價值トス  
 殘存期間十年以下ナルモノ  
 永小作權ノ目的タル土地ノ貸賃價格 二倍  
 殘存期間三十年以下ナルモノ又ハ存續期間ノ定ナキモノ  
 永小作權ノ目的タル土地ノ貸賃價格 三倍  
 殘存期間五十年以下ナルモノ  
 永小作權ノ目的タル土地ノ貸賃價格 五倍  
 有定期金ハ其ノ殘存期間ニ於ケル總金額ヲ以テ其ノ價值トス但シ一年ノ定期金ノ二十倍ヲ超ユルコトヲ得ス  
 五 無期定期金ハ其ノ一年ノ定期金ノ二十倍ヲ以テ其ノ價值トス  
 六 終身定期金ハ其ノ目的トセラレタル人ノ年齢ニ依リ左ノ期間ニ於ケル定期金ノ總額ヲ以テ其ノ價值トス  
 二十歳未滿ノ者 十年  
 三十歳未滿ノ者 八年  
 四十歳未滿ノ者 六年

五十歳未滿ノ者 四年  
 六十歳未滿ノ者 二年  
 六十歳以上ノ者 一年  
 前項ニ於テ土地ノ貸賃價格ト稱スルハ貸主カ公課、修繕費、保險料其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負擔スル條件ヲ以テ之ヲ貸貸スル場合ニ於テ貸主ノ取得スヘキ金額ヲ謂フ  
 第五條 條件附權利、存續期間ノ不確定ナル權利又ハ訴訟中ノ權利ニ付テハ政府ノ認ムル所ニ依リ其ノ價格ヲ評定ス  
 第三條ニ依リ控除スヘキ債務金額ハ政府力確寶ト認メタルモノニ限ル  
 第六條 課稅價格方家督相続ニ在リテハ千圓、遺產相続ニ在リテハ五百圓ニ滿タサルトキハ相続稅ヲ課セス  
 第七條 軍人、軍屬ノ戰死又ハ戰爭ノ爲受ケタル傷疾疾病ニ起因シタル死亡ニ因リ相続開始シタルトキハ相続稅ヲ課セス但シ傷疾者又ハ疾病者ニシテ賃傷又ハ發病後一年ヲ經過シ死亡シタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
 第八條 相続稅ハ課稅價格ヲ左ノ各級ニ區分シ其ノ各區分ニ對シ相続人ノ種類ニ從ヒ遞次ニ各稅率ヲ適用シテ之ヲ課ス

家督相続		稅	
課稅價格	稅率	課稅價格	稅率
相續人カ被相續人ノ家族タル直系卑屬ナルトキ	相續人カ被相續人ノ家族タル直系卑屬ナルトキ	相續人カ被相續人ノ家族タル直系卑屬ナルトキ	相續人カ被相續人ノ家族タル直系卑屬ナルトキ
相續人カ被相續人ノ家族タル直系卑屬ナルトキ	相續人カ被相續人ノ家族タル直系卑屬ナルトキ	相續人カ被相續人ノ家族タル直系卑屬ナルトキ	相續人カ被相續人ノ家族タル直系卑屬ナルトキ

遺產相續	稅率
五千圓以下ノ金額	千分ノ五ヲ加フ
五千圓超ユルノ金額	千分ノ七
一萬圓超ユルノ金額	千分ノ八
二萬圓超ユルノ金額	千分ノ九
三萬圓超ユルノ金額	千分ノ十
四萬圓超ユルノ金額	千分ノ十一
五萬圓超ユルノ金額	千分ノ十二
十萬圓超ユルノ金額	千分ノ十三
二十萬圓超ユルノ金額	千分ノ十四
三十萬圓超ユルノ金額	千分ノ十五
四十萬圓超ユルノ金額	千分ノ十六
五十萬圓超ユルノ金額	千分ノ十七
一百萬圓超ユルノ金額	千分ノ十八
二百萬圓超ユルノ金額	千分ノ十九
三百萬圓超ユルノ金額	千分ノ二十
四百萬圓超ユルノ金額	千分ノ二十一
五百萬圓超ユルノ金額	千分ノ二十二
一千萬圓超ユルノ金額	千分ノ二十三
二千萬圓超ユルノ金額	千分ノ二十四
三千万圓超ユルノ金額	千分ノ二十五
四千万圓超ユルノ金額	千分ノ二十六
五千万圓超ユルノ金額	千分ノ二十七
一億圓超ユルノ金額	千分ノ二十八
二億圓超ユルノ金額	千分ノ二十九
三億圓超ユルノ金額	千分ノ三十
四億圓超ユルノ金額	千分ノ三十一
五億圓超ユルノ金額	千分ノ三十二
十億圓超ユルノ金額	千分ノ三十三
二十億圓超ユルノ金額	千分ノ三十四
三十億圓超ユルノ金額	千分ノ三十五
四十億圓超ユルノ金額	千分ノ三十六
五十億圓超ユルノ金額	千分ノ三十七
一兆圓超ユルノ金額	千分ノ三十八
二兆圓超ユルノ金額	千分ノ三十九
三兆圓超ユルノ金額	千分ノ四十
四兆圓超ユルノ金額	千分ノ四十一
五兆圓超ユルノ金額	千分ノ四十二
十兆圓超ユルノ金額	千分ノ四十三
二十兆圓超ユルノ金額	千分ノ四十四
三十兆圓超ユルノ金額	千分ノ四十五
四十兆圓超ユルノ金額	千分ノ四十六
五十兆圓超ユルノ金額	千分ノ四十七
一兆圓超ユルノ金額	千分ノ四十八
二兆圓超ユルノ金額	千分ノ四十九
三兆圓超ユルノ金額	千分ノ五十
四兆圓超ユルノ金額	千分ノ五十一
五兆圓超ユルノ金額	千分ノ五十二
十兆圓超ユルノ金額	千分ノ五十三
二十兆圓超ユルノ金額	千分ノ五十四
三十兆圓超ユルノ金額	千分ノ五十五
四十兆圓超ユルノ金額	千分ノ五十六
五十兆圓超ユルノ金額	千分ノ五十七
一兆圓超ユルノ金額	千分ノ五十八
二兆圓超ユルノ金額	千分ノ五十九
三兆圓超ユルノ金額	千分ノ六十
四兆圓超ユルノ金額	千分ノ六十一
五兆圓超ユルノ金額	千分ノ六十二
十兆圓超ユルノ金額	千分ノ六十三
二十兆圓超ユルノ金額	千分ノ六十四
三十兆圓超ユルノ金額	千分ノ六十五
四十兆圓超ユルノ金額	千分ノ六十六
五十兆圓超ユルノ金額	千分ノ六十七
一兆圓超ユルノ金額	千分ノ六十八
二兆圓超ユルノ金額	千分ノ六十九
三兆圓超ユルノ金額	千分ノ七十
四兆圓超ユルノ金額	千分ノ七十一
五兆圓超ユルノ金額	千分ノ七十二
十兆圓超ユルノ金額	千分ノ七十三
二十兆圓超ユルノ金額	千分ノ七十四
三十兆圓超ユルノ金額	千分ノ七十五
四十兆圓超ユルノ金額	千分ノ七十六
五十兆圓超ユルノ金額	千分ノ七十七
一兆圓超ユルノ金額	千分ノ七十八
二兆圓超ユルノ金額	千分ノ七十九
三兆圓超ユルノ金額	千分ノ八十
四兆圓超ユルノ金額	千分ノ八十一
五兆圓超ユルノ金額	千分ノ八十二
十兆圓超ユルノ金額	千分ノ八十三
二十兆圓超ユルノ金額	千分ノ八十四
三十兆圓超ユルノ金額	千分ノ八十五
四十兆圓超ユルノ金額	千分ノ八十六
五十兆圓超ユルノ金額	千分ノ八十七
一兆圓超ユルノ金額	千分ノ八十八
二兆圓超ユルノ金額	千分ノ八十九
三兆圓超ユルノ金額	千分ノ九十
四兆圓超ユルノ金額	千分ノ九十一
五兆圓超ユルノ金額	千分ノ九十二
十兆圓超ユルノ金額	千分ノ九十三
二十兆圓超ユルノ金額	千分ノ九十四
三十兆圓超ユルノ金額	千分ノ九十五
四十兆圓超ユルノ金額	千分ノ九十六
五十兆圓超ユルノ金額	千分ノ九十七
一兆圓超ユルノ金額	千分ノ九十八
二兆圓超ユルノ金額	千分ノ九十九
三兆圓超ユルノ金額	千分ノ百

外國ノ法律ニ依リ開始シタル相續ニ關シテハ遺產相續ニ關スル稅率ヲ適用ス但シ相續人二人以上アル場合ニ於テ其ノ適用スヘキ稅率相異ルトキハ其ノ最低キ稅率ヲ適用ス  
 第九條 相續人ノ廢除若ハ其ノ取消ニ關スル裁判ノ確定前又ハ相續ノ承認若ハ拋棄前ト雖政

府ハ必要ニ依リ其ノ推定家督相續人又ハ推定遺產相續人ニ對スル稅率ヲ適用シ相續稅ヲ課スルコトヲ得  
 相續人アルコト分明ナラサルトキハ稅率ノ最高キ相續人ニ對スル稅率ヲ適用シテ相續稅ヲ課ス前二項ニ依リ課稅シタル後相續人確定シ

第九條 稅率ノ適用ヲ改訂シ税金ノ差額ヲ追徴シ又ハ還付ス  
 第十條 相續稅ヲ課セラレタル後五年以内ニ於テ更ニ相續開始シタルトキハ前ノ相續額ニ對スル相續稅ニ相當スル相續稅ヲ免除ス  
 相續稅ヲ課セラレタル後七年以内ニ於テ更ニ相續開始シタルトキハ前ノ相續額ニ對スル相續稅ノ半額ニ相當スル相續稅ヲ免除ス  
 第十一條 相續人ハ相續開始ヲ知リタル日ヨリ遺言執行者又ハ相續財產管理人ハ就職ノ日ヨリ三箇月以内ニ相續財產ノ目録及相續財產ノ價格中ヨリ控除セラルヘキ金額ノ明細書ヲ政府ニ提出スヘシ  
 相續カ帝國外ニ於テ開始シタルトキ又ハ前項ノ書類ヲ提出スヘキ者カ帝國内ニ住所ヲ有セサルトキハ前項ノ期間ハ六箇月トス  
 相續人確定シタルトキハ前二項ノ書類ヲ提出スルト同時ニ又ハ其ノ確定ノ日ヨリ一箇月以内ニ相續人ノ相續關係ヲ記載シタル書面ヲ政府ニ提出スヘシ  
 第十二條 戶籍吏左ノ事項ニ關スル屬書ヲ受理シタルトキハ之ヲ收稅官應ニ報告スヘシ  
 一 死亡又ハ失踪  
 二 月主ノ隱居又ハ國籍喪失  
 三 月主カ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ニ因リテ其ノ家ヲ去リタルコト  
 四 入夫婚姻ニ因リ女月主カ月主權ヲ喪失シタルコト  
 五 月主タル入夫ノ離婚  
 第十三條 課稅價格ハ政府ノ決定ス  
 課稅價格ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ相續人遺言執行者又ハ相續財產管理人ニ通知スヘシ



第十四條 相續人、遺言執行者又は相續財産管理  
 人前條ノ決定ニ對シ異議アルトキハ通知ヲ  
 受ケタル日ヨリ二十日以内ニ申立テ再審査ヲ  
 求ムルコトヲ得  
 相續人、遺言執行者又ハ相續財産管理人帝國  
 内ニ住所ヲ有セザルトキハ前項ノ期間ハ之ヲ  
 三箇月トス  
 第十五條 前條ノ請求アリタルトキハ相續稅審  
 査委員會ノ諮問ヲ經テ政府之ヲ決定ス  
 審査委員會ノ組織及會議ニ關スル規定ハ命令  
 ナリテ之ヲ定ム  
 第十六條 課稅價格ノ決定ニ對シ不服アル者ハ  
 訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得  
 第十七條 相續稅ハ一時ニ之ヲ納付スヘシ但シ  
 稅金額百圓以上ナルトキハ相續稅ニ相當スル  
 擔保ヲ提供シ五年以内ノ年賦延納ヲ求ムルコ  
 トヲ得  
 前項ニ依リテ年賦延納ヲ求ムル者ハ第  
 十三條ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ政府  
 ニ出願スヘシ  
 相續人、遺言執行者又ハ相續財産管理人帝國  
 内ニ住所ヲ有セザルトキハ前項ノ期間ハ三箇  
 月トス  
 第十八條 審査ヲ求メ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲シ  
 タル場合ト雖相續人、遺言執行者又ハ相續財  
 産管理人ハ通知ヲ受ケタル金額ニ依リ稅額ヲ  
 納付スヘシ  
 第十九條 相續人、遺言執行者又ハ相續財産管  
 理人ハ相續稅ヲ納付シ又ハ其延納ノ許可ヲ受  
 ケタル後ニ非サレハ遺贈ノ辨濟ヲ爲スコトヲ  
 得ス

第二十條 相續財産ヲ以テ相續稅ヲ完納スルコ  
 ト能ハザルトキハ相續開始前一年内ニ被相續  
 人ヨリ本法施行地ニ在ル財産ノ贈與ヲ受ケタ  
 ル者ハ其ノ限度ニ於テ不足額ヲ納付スヘシ但  
 シ相續稅ノ延納ヲ許可シタル場合ニ於テハ此  
 ノ限ニ在ラス  
 第二十一條 相續稅ノ審査ニ參與シタル者ハ其  
 ノ審査ニ關スル事項ヲ他ニ漏洩スル事ヲ得ス  
 第二十二條 相續人、遺言執行者又ハ相續財産  
 管理人期限内ニ第十一條ニ依リ書類ヲ提出セ  
 ザルトキハ政府ハ期間ヲ定メテ催告ヲ爲スコ  
 トヲ得  
 相續人二人以上ナル場合ニ於テハ政府ハ其ノ  
 一人ニ對シテ前項ノ催告ヲナスコトヲ得  
 前二項ノ場合ニ於テ相續人、遺言執行者又ハ  
 相續財産管理人其ノ期間内ニ書類ヲ提出セザ  
 ルトキハ政府ノ認ムル所ニ依リ課稅價格ヲ決  
 定シ催告ニ關スル費用及稅金ノ十分ノ一ニ相  
 當スル金額ヲ相續人、遺言執行者又ハ相續財  
 産管理人ヨリ徵收スルコトヲ得  
 相續人二人以上ナル場合ニ於テハ各相續人ハ  
 前項ノ徵收金ニ付連帶納付ノ責ニ任ス  
 第三項ノ金額ノ徵收ニ關シテハ國稅徵收法ノ  
 規定ヲ準用ス  
 第二十三條 左ニ掲グル場合ニ於テ本法施行地  
 ニ在ル不動産及船舶以外ノ財産ニ付爲シタル  
 贈與ノ價額方五百圓以上ナルトキハ遺言相續  
 開始日ヨリ起シテ其ノ財產ノ價額ヲ課  
 稅價格トシテ本法ニ依リ相續稅ヲ課ス  
 一 被相續人カ推定家督相續人又ハ推定遺產  
 相續人ニ贈與ヲ爲シタルトキ  
 二 分家ヲ爲スニ際シ若ハ分家ヲ爲シタル後

本家ノ戶主又ハ家族カ分家ノ戶主又ハ家族  
 ニ贈與ヲ爲シタルトキ  
 前項ノ遺產相續ニ關シテハ第十條ノ規定ヲ適  
 用セス  
 第二十四條 第十一條ニ依リ提出シタル書類ニ  
 虛偽ノ記載ヲ爲シタル者其ノ他不正ノ所爲ヲ  
 以テ相續稅ノ通脫ヲ圖リ又ハ通脫シタル者ハ  
 其ノ通脫額又ハ通脫額ノ三倍ノ稅金ノ三倍  
 ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス但シ自首シタ  
 ル者ハ其ノ稅金ヲ徵收シ其ノ罪問ハス  
 第二十五條 第二十一條ニ違反シタル者ハ三十  
 圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
 前項ニ依リ處罰セラレタル者ハ其ノ職ヲ失フ  
 第二十六條 府縣市町村其ノ他ノ公共團體ハ相  
 續稅ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得ス  
 附則  
 本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

九 酒造稅

酒造稅法  
 第一條 一 此ノ稅法ニ於テ酒類ト稱スルハ清  
 酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎ノ五種トス  
 第一條ノ二 此稅法ニ於テ清酒ト稱スルハ米、  
 米麴及水ヲ原料トシテ醱酵セシメ又ハ酒母ヲ  
 加ヘテ醱酵セシメ之ヲ濾過シタルモノヲ謂フ  
 左ニ掲グルモノハ清酒ト看做ス  
 一 前項原料ノ外、麥、粟、玉蜀黍、稗、清酒粕又  
 ハ燒酎ヲ原料トシテ醱酵セシメ又ハ酒母ヲ  
 加ヘテ醱酵セシメ之ヲ濾過シタルモノ  
 二 清酒又ハ清酒ト看做シタルモノヲ指シ  
 タルモノ  
 三 清酒又ハ前二號ニ依リ清酒ト看做シタル

モノニ其ノ容量百分ノ一以内ノ燒酎又ハ酒  
 類ヲ混和シタルモノ  
 第一條ノ三 此稅法ニ於テ濁酒ト稱スルハ米、  
 米麴及水ヲ原料トシテ醱酵セシメ又ハ酒母  
 母ヲ加ヘテ醱酵セシメ之ヲ濾過セザルモノ  
 ヲ謂フ  
 前項原料ノ外、麥、粟、玉蜀黍若ハ稗ヲ原料ト  
 シ醱酵セシメ又ハ酒母ヲ加ヘテ醱酵セシメ  
 之ヲ濾過セザルモノハ濁酒ト看做ス  
 第一條ノ四 此ノ稅法ニ於テ白酒ト稱スルハ米  
 又ハ米麴ト清酒、濁酒、味淋、燒酎又ハ酒類  
 ヲ混和シテ醱酵シタルモノハ白酒ト看做ス  
 第一條ノ五 此ノ稅法ニ於テ味淋ト稱スルハ米  
 及米麴ト清酒、味淋、燒酎又ハ酒類ト混和シ  
 濾過シタルモノヲ謂フ  
 前項原料ノ外、味淋粕又ハ水ヲ混和シ濾過シタ  
 ルモノハ味淋ト看做ス  
 第一條ノ六 此ノ稅法ニ於テ燒酎ト稱スルハ清  
 酒粕ヲ蒸餾シタルモノヲ謂フ  
 左ニ掲グル物品ヲ原料トシテ蒸餾シタルモノ  
 ハ燒酎ト看做ス  
 一 清酒  
 二 濁酒  
 三 味淋粕  
 四 米、麥、粟、稗若ハ甘藷ト麴及水トヲ原  
 料トシ醱酵セシメ又ハ酒母ヲ加ヘテ醱酵  
 セシメタルモノ  
 第二條 酒類ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇  
 所毎ニ政府ノ免許ヲ受ケヘシ其ノ製造ヲ廢止  
 セムトスルトキハ免許ヲ取消ヲ求ムヘシ  
 第三條 其ノ年十月一日ヨリ翌年九月三十日マ  
 テヲ以テ一酒造年度トス

第四條 酒類ヲ製造スル者ニハ其ノ造石數ニ應  
 ジ左ノ割合ヲ以テ造石稅ヲ課ス  
 第一種 酒精分二十度以下ノ清酒、濁酒、白酒  
 及酒精分三十度以下ノ味淋、燒酎  
 第二種 酒精分三十五度以下ノ燒酎  
 第三種 酒精四十度以下ノ燒酎  
 第四種 酒精分四十五度以下ノ燒酎  
 第五種 酒精分二十度ヲ超ユル清酒、濁酒、白  
 酒、酒精分三十度ヲ超ユル味淋及酒精分四  
 十五度ヲ超ユル燒酎  
 一石ニ付 酒精分一度毎ニ金一圓  
 前項ニ於テ酒精分ト稱スルハ攝氏檢溫器十五  
 度ノ時ニ於テ原容量百分中ニ含有スル〇、七  
 九四七ノ比重ヲ有スル酒精ノ容量トス  
 第五條 政府ハ一酒造年度間清酒ハ百石濁酒ハ  
 五十石燒酎ハ五十石以上ヲ製造スル者ニ非サレ  
 バ酒類製造ノ免許ヲ與ヘス但シ清酒又ハ濁酒  
 制限石數以上ヲ製造スル者ニハ他ノ酒類ニ關  
 スル制限ヲ適用セス  
 酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者本條ノ制限石數  
 以上ノ製造ヲ爲サザルコトヲ證明スルニ非サ  
 レバ製造ノ事故ニ因リテ其ノ製造場ノ他已  
 ムナ得ザル事故ニ因リテ造石稅ヲ課ス但シ其  
 ノ製造セザル日數ニ對シテハ其ノ年五月一  
 日ヨリ九月三十日マテニ査定シタルモノト看  
 做シ第四條第一項ノ稅率ニ依リ其ノ造石稅ヲ  
 徵收ス  
 第六條 造石稅ノ納期ヲ分チ左ノ四期トス

第一期 七月十六日ヨリ同三十一日限  
 前年十月一日ヨリ其ノ年四月三十日マテ查  
 定石數ニ係ル稅額四分ノ一  
 第二期 十月十六日ヨリ同三十一日限  
 同上  
 第三期 翌年二月十六日ヨリ同二十八日限  
 同上及其ノ年五月一日ヨリ九月三十日マテ  
 査定石數ニ係ル稅額二分ノ一  
 第四期 翌年三月十六日ヨリ同三十一日限  
 前納額ノ殘數  
 第七條 第三十三條ニ依リ酒類製造ノ免許ヲ取  
 消シタルトキ又ハ酒類製造スル者納稅保證  
 物ノ免許ヲ得シテ保證物ノ提供ヲ爲サザル  
 トキハ前條ノ納期ニ拘ラス造石稅ノ全部又ハ  
 一部ヲ徵收スルコトヲ得  
 前項ノ場合及國稅徵收法第四條ノ一ニ依リ造  
 石稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ納稅ノ擔保トシ  
 テ酒類ヲ差押フルコトヲ得  
 第八條 酒類ノ造石數ハ製成ノ時ニ之ヲ査定ス  
 酒類ノ造石數ヲ査定スルハ容器ノ容量ニ依ル  
 但シ清酒ニ限リ命令ノ定ムル所ニ依リ査定石  
 數百分二以内ノ淨引減量ヲ控除スルコトヲ得  
 犯則其ノ他ノ事故ニ依リ前各項ニ依リ難キ場  
 合ニ於テハ現在ノ酒類又ハ證憑物件ニ就キ之  
 ヲ査定ス  
 第九條 船渡シタル酒類ハ船渡ニ依リ増加シタ  
 ル分ノミニ就キ其ノ造石數ヲ査定ス  
 第十條 酒類ヲ製造スル者ノ製造ニ係ル膠ハ左  
 ノ場合ニ於テハ濁酒ヲ製成シタルモノトシテ  
 其ノ造石數ヲ査定ス  
 一 他人ニ讓渡ストキ  
 二 公賣セラルルトキ



三 飲料ニ供シ又ハ酒類製造用ノ外ニ供スル  
 第十一條 酒類ヲ製造スル者既ニ查定テ受ケタ  
 ル酒類ノ造石數ニ對シテハ特ニ法律ヲ以テ定  
 ムル場合ノ外其ノ造石稅ヲ免ルルコトヲ得ス  
 第十二條 左ノ酒類ハ其ノ造石稅ヲ免除スルコ  
 トヲ得但シ製造場外ニ移出シタルモノハ此ノ  
 限ニ在ラス  
 一 災害ニ罹リ酒類ノ廢棄ニ屬シタルモノ  
 二 廢敗シタル酒類ニシテ政府ノ承認ヲ得酒  
 類トシテ飲用スヘカラサル處置ヲ施シタル  
 モノ  
 三 廢敗シタル酒類又ハ災害ニ罹リ飲用スヘ  
 カラサルニ至リタル酒類ニシテ燒酎ノ製造  
 ニ供スルモノ  
 四 容器ノ損傷者ハ塞栓ノ自然ノ脫去ニ依リ  
 酒類ノ亡失シタルモノ  
 第十三條 酒類ヲ製造スル者ハ納稅保證トシテ  
 一酒造年度見込造石數一石ニ付金四圓ノ割合  
 ナリテ算出シタル金額ニ相當スル保證物ヲ豫  
 メ提供スヘシ但シ政府ノ許可ヲ受ケ造石數查  
 定ノ都度本條ノ割合ヲ以テ保證物ヲ提供スル  
 コトヲ得  
 第十四條 見込造石數又ハ查定造石數前項ノ  
 見込造石數ヨリ十石以上増加シタルトキハ其  
 ノ石數ニ應ジ前項ノ割合ニ依リ保證物ヲ増補  
 スヘシ毎酒造年度ノ見込造石數又ハ查定石數  
 第一項ノ見込造石數ヨリ十石以上減少シタル  
 トキハ其ノ石數ニ應ジ第一項ノ割合ニ依リ保  
 證物ノ減少ヲ請フコトヲ得  
 第十五條 酒類ヲ製造スル者此ノ法律ヲ犯シテ處罰セラ  
 レタルトキ又ハ造石稅ニ關シテ滯納處分ヲ受

ケタルトキハ爾後三年間政府ハ造石稅全額マ  
 テノ保證物提供ヲ命スルコトヲ得  
 第十六條 前項ノ場合及保證物ノ價格ニ異動ヲ生シタ  
 ル場合ヲ除クノ外保證物ノ増減ヲ爲サス  
 保證物ニ關スル規定ニ於テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第十七條 一左ノ場合ニ於テハ保證物ヲ免除ス  
 一 相當ノ納稅保證人ヲ供シタルトキ  
 二 納稅保證人トシテ造石稅額ニ相當スル酒  
 類ヲ保存スルトキ  
 三 造石稅ヲ前納シタルトキ  
 四 酒類ヲ製造スル者ノ屬スル酒造組合ニ於  
 テ納稅ヲ擔保シタルトキ  
 第十八條 酒類ヲ製造スル者造石稅ヲ納メサル  
 二依リ滯納處分ヲ執行スルトキハ先ツ保證物  
 又ハ保存ノ義務ヲ有スル酒類ヲ公賣シテ税金  
 ヲ徵收スヘシ但シ保證物又ハ保存ノ義務ヲ有  
 スル酒類ノ價格徵收スヘキ税金額及滯納處分  
 費ニ對シ不足アリト認ムルトキハ同時ニ他ノ  
 財產ニ就キ滯納處分ノ執行ヲ爲スコトヲ妨ケ  
 ス  
 第十九條 酒類ヲ製造スル者造石稅ヲ完納スル  
 能ハザルトキハ納稅保證人又ハ納稅ヲ擔保シ  
 タル酒造組合ノ各組合員ハ納稅者トシテ其義  
 務ヲ負擔スルモノトス  
 第二十條 酒類ヲ製造スル者納稅保證トシテ保  
 存ノ義務ヲ有スル酒類ハ之ヲ他人ニ讓渡シシ  
 買入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコト  
 ヲ得ス  
 第二十一條 酒類ヲ製造スル者ハ造石數查定前ニ  
 於テ其ノ酒類ヲ他人ニ讓渡シ、買入シ、消費  
 シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス  
 第二十二條 收稅官吏ハ酒類ヲ製造スル者又ハ之

ヲ販賣スル者ノ所持ニ係ル酒類、其ノ製造出  
 入ニ關スル一切ノ帳簿書類及酒類製造又ハ販  
 賣上必要ナル建築、材料、機械其ノ他ノ物  
 件ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコト  
 ヲ得  
 第二十三條 及第二十一條 (前條)  
 第二十四條 免許ヲ受ケシテ酒類ヲ製造シタ  
 ル者ハ三十圓以上五千圓以下ノ罰金ニ處シ仍  
 其ノ製造ニ係ル酒類及其ノ容器、器具、器械  
 ヲ沒收ス  
 第二十五條 酒類ニ付テハ第六條ノ納期ニ係ラス其  
 ノ造石稅ヲ徵收ス  
 第二十六條 (前條)  
 第二十七條 (前條)  
 第二十八條 酒類ヲ製造スル者故意ニ事故ヲ作  
 爲シ又ハ詐術ヲ構ヘ造石稅ノ免除ヲ得又ハ得  
 得シタルトキハ其ノ石數ノ造石稅五倍ニ相  
 當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ  
 得ス  
 第二十九條 酒類ヲ製造スル者故意ニ事故ヲ作  
 爲シ又ハ詐術ヲ構ヘ造石稅ノ免除ヲ得又ハ得  
 得シタルトキハ其ノ石數ノ造石稅五倍ニ相  
 當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ  
 得ス  
 第三十條 酒類製造用ト否トテ問ハス其ノ製  
 造シタル酒母又ハ膠ノ検査ヲ免レ又ハ免レム

トシタル者ハ三十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ  
 處ス  
 第三十一條 酒類ヲ製造スル者第十七條又ハ第  
 十八條ノ禁令ヲ犯シタルトキハ四十圓以上百圓  
 以下ノ罰金ニ處ス  
 第三十二條 酒類ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣ス  
 ル者酒類ノ製造出入ニ關シ帳簿ノ記載又ハ事  
 實ノ申告ヲ詐リ若ハ意リタルトキハ三十圓以上  
 三十圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第三十三條 酒類ヲ製造スル者收稅官吏ノ職務執  
 行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘ  
 タルトキハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス  
 其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依リ  
 第三十四條 此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ  
 不罰罪及減輕、再犯加重、數罪併罰ノ例ヲ用  
 キス但シ刑法第七十五條第一項ノ場合ハ此ノ  
 限ニ在ラス  
 第三十五條 酒類ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣ス  
 ル者ノ代理人、月主、家族、同居者、雇人其ノ他  
 ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ此ノ法律ヲ犯  
 シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス  
 第三十六條 第二十四條乃至第二十八條ニ依リ  
 處罰又ハ處分セラレタル者ニ對シテハ政府ハ  
 酒類製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得  
 第三十七條 前項ニ依リ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ必要  
 アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一  
 定ノ期間内製成其ノ他必要ノ行為ヲ繼續セシ  
 ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本法ノ規定ヲ  
 適用ス  
 第三十八條 酒類ヲ製造シタル者ハ其ノ製造ノ  
 免許ヲ取消サレタル場合ニ於テモ造石稅完納  
 前ニアリテハ總テ此ノ法律ノ規程ニ從フ者ト

ス  
 第三十九條 府縣及市町村ハ此ノ法律ニ依リ造  
 石稅ノ課税スル酒類ニ對シ又ハ其ノ酒類ノ造石  
 數若ハ造石稅ノ標準トシテ府縣稅台ハ地方稅  
 及市町村稅其ノ他如何ナル名義ヲ以テスルモ  
 課稅スルコトヲ得ス  
 第四十條 一 此ノ法律ヲ施行セザル地ニ於  
 テ製造シタル酒類ハ此ノ法律ト同一ノ稅率ヲ  
 有スル法規ヲ其ノ地ニ於テ施行スル迄ハ此ノ  
 酒類ノ石數ニ應ジ第四條ノ稅率ニ從テ算出  
 シタル稅額五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ五  
 十圓ヲ下ルコトヲ得ス  
 第四十一條 酒類及其ノ容器ハ何人ノ所有ニ屬スル  
 前項ノ酒類及之ヲ沒收ス  
 第四十二條 附則  
 第三十六條 神社ニ於テ古例ニ依リ明治十三年  
 以前ヨリ引續キ酒類ヲ製造スルトキハ一年製  
 造石數一石以下ノ場合ニ限リ總テ無稅トス  
 第三十七條 此ノ法律ハ明治二十九年十月一日  
 ヲリ施行ス但シ明治十三年布告第四十號同年  
 布告第四十一號同十六年布告第四十二號及同  
 二十二年法律第二十四號ハ此ノ法律施行ノ日  
 ヲリ廢止ス  
 第三十八條 (前條)  
 第三十九條 (前條)  
 第四十條 (前條)  
 酒類及酒精含有飲料稅法

第一條 酒精及酒精含有飲料ニハ本法ニ  
 依リ造石稅ヲ課ス  
 第二條 酒精又ハ酒精含有飲料ノ製造ス  
 ルトキハ一石ニ付容量百分中純酒精ノ容量  
 一箇每ニ金一圓ノ割合ヲ以テ其ノ石數ニ應ジ  
 テ造石稅ヲ課ス但シ一石ニ付金二十一圓ノ割  
 合ヲ下ルコトヲ得ス  
 第三條 本法ニ於テ純酒精ト稱スルハ攝氏溫  
 器十五度ノ時ニ於テ〇、七九四七ノ比重ヲ有  
 スル酒精トス  
 第四條 本法ニ於テ葡萄酒ト稱スルハ葡萄  
 ノ汁液ヲ酒精セシメタルモノヲ指ス  
 左ニ掲ケルモノハ葡萄酒ト看做ス  
 一 葡萄ノ汁液ニ糖分ヲ補充シテ其ノ百分ノ  
 二十四ニ達スル程度迄精製糖ヲ加ヘテ酒精  
 セシメタルモノ但シ葡萄ノ汁液一石ニ付精  
 製糖二十五斤ヲ超ユルモノハ此ノ限ニ在ラ  
 ス  
 第五條 葡萄酒ノ汁液又ハ前號ニ依リ精製糖ヲ加  
 ヘタル葡萄酒ノ汁液ヲ純酒精石灰ヲ以テ除酸シ  
 酒精セシメタルモノ  
 第六條 葡萄酒又ハ前號ニ依リ葡萄酒ト看做シ  
 タルモノニ其ノ容量百分ノ一以內ノ酒精ヲ  
 混和シタルモノ  
 第七條 三 本法ニ於テ果實酒ト稱スルハ葡萄  
 ヲ除クノ外果實ノ汁液ヲ酒精セシメタルモノ  
 ヲ指ス  
 第八條 葡萄酒除クノ外果實ノ汁液ニ命令ノ定ムル所  
 ニ依リ其ノ糖分ヲ補充シ又ハ其ノ酸ヲ稀釋シ  
 酒精セシメタルモノハ果實酒ト看做ス  
 第九條 清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒(ビー  
 ル)ニハ本法ヲ適用セス



第五條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製造スル者、製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受ケ、シ其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ、免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第五條ノ二 政府ハ其ノ年三月ヨリ翌年二月迄ノ一年度間ノ製造石數酒精ニ在リテハ五十石酒精ヲ含有スル飲料ニ在リテハ五十石以上ニ非サルハ製造ノ免許ヲ與ヘス

酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造ノ免許ヲ受ケタル者前項ノ制限石數以上ノ製造ヲ爲サザリシトキハ、變災其ノ他已ムテ得サル事故ニ因ルコトヲ證明スルニ非サルハ、制限石數ニ相當スル製造石稅ヲ課ス但シ其ノ製造セザリシ石數ニ對スル製造石稅ハ一石金二十一圓ノ割合ニ依リテ算出スルコトヲ得

第六條 造石稅ハ毎月中ノ査定石數ニ依リ翌月中ニ於テ一時ニ之ヲ納ムヘシ但シ免許ヲ取消シタルトキハ即納トス

前條第二項ニ依リ造石稅ハ翌年三月末日迄ニ之ヲ納ムヘシ但シ免許取消ノ場合ニ於テハ取消後三十日以内トス

第七條 第二十三條ノ二ニ依リ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造ノ免許ヲ取消シタル場合及國稅徵收法第四條ノ二ニ依リ造石稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ納稅ノ擔保トシテ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ差押フルコトヲ得

第八條 同一製造場内ニ於テ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造スルカ爲原料トシテ使用スル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニハ造石稅ヲ課セズ

前項ノ規定ニ依ラムトスル者ハ其ノ原料用ノ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニ付製成ノ時石數ノ檢定ヲ受ケルコトヲ要ス

第九條 製造石數ハ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ヲ製成シタル時實際シテ之ヲ査定ス但シ前條ニ依リ檢定シタル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ハ此ノ限ニ在ラス

犯則其ノ他ノ事故ニ依リ難キ場合ニ於テハ現在ノ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料者ハ、證據物件ニ就キ製造石數ヲ査定シ造石稅ヲ課ス

第十條 第八條ニ依リ檢定シタル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ハ左ノ場合ニ於テハ其ノ檢定石數ヲ以テ査定石數トシ造石稅ヲ課ス

一 他人ニ讓渡サレタルトキ

二 公賣セラレタルトキ

三 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造用外ニ消費セラレタルトキ

第十一條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニシテ災害ニ罹リ亡失シタルトキハ其ノ造石稅ヲ免除スルコトヲ得但シ製造場外ニ移出シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造シタル者ハ其ノ製造石數査定前ニ於テ之ヲ他人ニ讓渡シ、買入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得

第十三條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造シタル者又ハ之ヲ販賣スル者ハ其ノ製造、出入ニ關シ詳細明瞭ニ其ノ事實ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第十四條 收稅官吏ハ命令ノ規定ニ依リ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ノ所持ニ係ル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料、其ノ製造、出入ニ關スル一切ノ帳簿書類及其ノ製造又ハ販賣上必要ナル建築

物、器械、材料其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十五條 免許ヲ受ケスシテ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造シタル者ハ其ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處シ仍其ノ製造ニ係ル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料及其ノ器械、器具、器械ヲ沒收ス但シ罰金ハ三十圓ヲ下ルコトヲ得

第十六條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造スル者詐偽其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ其ノ製造石數ノ査定ヲ免レ又ハ免レムトシタルトキハ其ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得

第十七條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造スル者故意ニ事故ヲ作爲シ又ハ詐術ヲ構ヘ造石稅ノ免除ヲ得ムトシタルトキハ其ノ申請ニ係ル總石數ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得

第十八條 第十二條ノ禁令ヲ犯シタル者ハ四十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者其ノ原料若ハ帳簿書類ヲ隱蔽シタルトキハ四十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者其ノ製造、出入ニ關シ帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ怠リタルトキハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 收稅官吏其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ其ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタルモノハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

罰以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依リ

第二十二條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不罰罪及減輕、再犯加重、數罪併發ノ例ヲ用キス但シ刑法第七十五條第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第二十三條ノ二 第十六條乃至第十八條ニ依リ處罰又ハ處分セラレタル者ニ對シテハ政府ハ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得

前項ニ依リ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間内製成其ノ他必要ノ行爲ヲ繼續セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本法ノ規定ヲ適用ス

第二十四條 酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料製造ノ免許ヲ取消サレタル者及ヒ其ノ相續人ハ造石稅完納前ニ在リテハ本法ノ規定ニ從フ

第二十四條ノ二 葡萄酒及果實酒ニハ第五條、第十三條、第十四條及第十九條乃至第二十三條ノ規定ニ限リ本法ヲ適用ス

免許ヲ受ケスシテ葡萄酒又ハ果實酒ヲ製造シタル者ハ五十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條ノ三 本法ヲ施行セザル地ニ於テ製造シタル酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ハ本法ノ同一ノ稅率ヲ有スル法規ヲ其ノ地ニ於テ施行スル迄ハ本法施行地ニ移入スルコトヲ得

犯ス者ハ其ノ石數ニ應ジ第二條ノ稅率ニ從テ算出シタル稅額五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ五十圓ヲ下ルコトヲ得

前項ノ酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料及其ノ容器ハ何人ノ所有ニ屬スルカ問ハス之ヲ沒收ス

附則

第二十五條 本法ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ同日前ニ於テ製成シタル酒精ニハ舊稅率ヲ適用ス

第二十六條 混成酒稅法ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行前ニ於テ製成シタル混成酒ニハ仍該法ヲ適用ス

第二十七條 (削除)

啤酒稅法

第一條 啤酒(ビール)ニハ本法ニ依リ啤酒稅ヲ課ス

本法ニ於テ啤酒ト稱スルハ麥芽、「ホップ」及水ヲ原料トシ麥酒母ヲ加ヘテ釀造セシメタルモノヲ謂フ

前項原料ノ外總重量麥芽ノ十分ノ五ヲ超エザル米、玉蜀黍又ハ砂糖ヲ原料トシ麥酒母ヲ加ヘテ釀造セシメタルモノハ麥酒ト看做ス

第二條 啤酒製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受ケ、シ其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ、免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第三條 啤酒稅ハ啤酒一石ニ付金十圓ノ割合ニ依リ之ヲ徵收ス

第三條ノ二 政府ハ其ノ年三月ヨリ翌年二月迄ノ一年度間ノ製造石數千石以上ニ非サルハ麥酒製造ノ免許ヲ與ヘス

麥酒製造ノ免許ヲ受ケタル者前項ノ制限石數以上ノ製造ヲ爲サザリシトキハ、變災其ノ他已ムテ得サル事故ニ因ルコトヲ證明スルニ非サルハ、制限石數ニ相當スル製造石稅ヲ課ス但シ其ノ製造セザリシ石數ニ對スル製造石稅ハ一石金二十一圓ノ割合ニ依リテ算出スルコトヲ得

第六條 造石稅ハ毎月中ノ査定石數ニ依リ翌月中ニ於テ一時ニ之ヲ納ムヘシ但シ免許ヲ取消シタルトキハ即納トス

前條第二項ニ依リ啤酒稅ハ翌年三月末日迄ニ之ヲ納ムヘシ但シ免許取消ノ場合ニ於テハ取消後三十日以内トス

第七條 第二十九條ノ二ニ依リ啤酒製造ノ免許ヲ取消シタル場合及國稅徵收法第四條ノ二ニ依リ啤酒稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ納稅ノ擔保トシテ啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料ヲ差押フルコトヲ得

第八條 同一製造場内ニ於テ啤酒製造スルカ爲原料トシテ使用スル啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料ニハ造石稅ヲ課セズ

前項ノ規定ニ依ラムトスル者ハ其ノ原料用ノ啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料ニ付製成ノ時石數ノ檢定ヲ受ケルコトヲ要ス

第九條 製造石數ハ啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料ヲ製成シタル時實際シテ之ヲ査定ス但シ前條ニ依リ檢定シタル啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料ハ此ノ限ニ在ラス

犯則其ノ他ノ事故ニ依リ難キ場合ニ於テハ現在ノ啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料者ハ、證據物件ニ就キ製造石數ヲ査定シ造石稅ヲ課ス

第十條 第八條ニ依リ檢定シタル啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料ハ左ノ場合ニ於テハ其ノ檢定石數ヲ以テ査定石數トシ造石稅ヲ課ス

一 他人ニ讓渡サレタルトキ

二 公賣セラレタルトキ

三 啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料製造用外ニ消費セラレタルトキ

第十一條 啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料ニシテ災害ニ罹リ亡失シタルトキハ其ノ造石稅ヲ免除スルコトヲ得但シ製造場外ニ移出シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料製造シタル者ハ其ノ製造石數査定前ニ於テ之ヲ他人ニ讓渡シ、買入シ、消費シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得

第十三條 啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料製造シタル者又ハ之ヲ販賣スル者ハ其ノ製造、出入ニ關シ詳細明瞭ニ其ノ事實ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第十四條 收稅官吏ハ命令ノ規定ニ依リ啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ノ所持ニ係ル啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料、其ノ製造、出入ニ關スル一切ノ帳簿書類及其ノ製造又ハ販賣上必要ナル建築

物、器械、材料其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十五條 免許ヲ受ケスシテ啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料製造シタル者ハ其ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處シ仍其ノ製造ニ係ル啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料及其ノ器械、器具、器械ヲ沒收ス但シ罰金ハ三十圓ヲ下ルコトヲ得

第十六條 啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料製造スル者詐偽其ノ他不正ノ所爲ヲ以テ其ノ製造石數ノ査定ヲ免レ又ハ免レムトシタルトキハ其ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得

第十七條 啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料製造スル者故意ニ事故ヲ作爲シ又ハ詐術ヲ構ヘ造石稅ノ免除ヲ得ムトシタルトキハ其ノ申請ニ係ル總石數ノ造石稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓ヲ下ルコトヲ得

第十八條 第十二條ノ禁令ヲ犯シタル者ハ四十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者其ノ原料若ハ帳簿書類ヲ隱蔽シタルトキハ四十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 啤酒又ハ啤酒ヲ含有スル飲料製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者其ノ製造、出入ニ關シ帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ怠リタルトキハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 收稅官吏其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ其ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタルモノハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス



材料其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 免許ヲ受ケスシテ麥酒ヲ製造シタル者ハ其ノ麥酒稅五倍ニ相當スル罰金ニ處シ仍其ノ麥酒及其ノ容器、器具、器械ヲ沒收ス但シ罰金ハ三十圓以下ルコトヲ得

第十二條 麥酒ヲ製造スル者其ノ他ノ不正ノ所爲ヲ以テ其ノ製造石數ノ査定ヲ免カレ又ハ免カレトシタルトキハ其ノ麥酒稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓以下ルコトヲ得

第十三條 麥酒ヲ製造スル者故意ニ事故ヲ作爲シ又ハ詐術ヲ構ヘ麥酒稅ノ免除ヲ得又ハ得ムトシタルトキハ其ノ申請ニ係ル總石數ノ麥酒稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ三十圓以下ルコトヲ得

第十四條 麥酒ヲ製造スル者第八條ノ禁令ヲ犯シタルトキハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 麥酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者其ノ原料又ハ帳簿書類ヲ隱蔽シタルトキハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 麥酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者麥酒ノ製造、出入ニ關シ帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ意リタルトキハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 收稅官吏其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ其ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑罰ニ依ル

第十八條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不諭罪及減輕、再犯加重、數罪併罰ノ例ヲ用キス但

シ刑法第七十五條第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 麥酒ヲ製造スル者又ハ之ヲ販賣スル者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ麥酒製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第十九條ノ二 第十二條乃至第十四條ニ依リ處罰又ハ處分セラレタル者ニ對シテハ政府ハ麥酒製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得

前項ニ依リ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間内製成其ノ他必要ノ行為ヲ繼續セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本法ノ規定ヲ適用ス

第二十條 麥酒製造ノ免許ヲ取消サレタル者及其ノ相續人ハ麥酒稅完納前ニ在リテハ總テ本法ノ規定ニ從フ

第二十一條 本法ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二條 本法施行前ヨリ麥酒ノ製造ヲ爲ス者本法施行後十日以内ニ於テ製造所一箇所毎ニ政府ニ申告スルコトキハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス

十 醬油稅

醬油稅則

第一條 醬油(溜サ併稱ス)ヲ製造セムトスル者ハ製造場一箇所毎ニ政府ノ免許ヲ受ケヘシ其製造ヲ廢止セムトスルコトキハ免許ヲ取消ヲ求ムヘシ

第二條 醬油製造人ハ左ノ遺石稅ヲ納ムヘシ

一 醬油 諸味一石ニ付 金一圓七十五

二 溜 製成一石ニ付 金一圓六十五

第三條 (削除)

第四條 遺石稅ハ左ノ期限ニ從ヒ之ヲ納ムヘシ

第一期 七月三十一日限

第二期 十一月三十日限

第三期 翌年三月三十一日限

五月一日ヨリ八月三十一日マテ査定石數ニ係ル稅額

九月一日ヨリ十二月三十一日マテ査定石數ニ係ル稅額

第五條 醬油ハ之ヲ製成スル前ニ溜ハ之ヲ製成シタル後十日以内ニ管廳ニ申出遺石數ノ査定ヲ受ケヘシ

第六條 醬油製造人廢業ノ際査定未済ノ醬油ヲ所持スルトキハ管廳ニ申出遺石數ノ査定ヲ受ケ其遺石稅ヲ納ムヘシ但其醬油ヲ同業者ニ賣渡讓渡ス場合ニ限リ管廳ニ申出検査ヲ受置キ

其買受讓受人ニ於テ第五條ノ査定ヲ受ケ及第

四條ノ期限ニ從ヒ遺石稅ヲ納ムルコトヲ得

製造場二箇所以上ニ於テ醬油製造ヲ爲ス者其一箇所以上ヲ廢シ査定未済ノ醬油ヲ他ノ製造場ニ移ストキハ管廳ニ申出検査ヲ受ケヘシ

第七條 醬油原料トシテ醬油ヲ製造スルトキハ原料醬油ニハ遺石稅課セズ

第八條 醬油製造人ハ同業者ニ非サル者ニ醬油ヲ製造スル爲メニ製造場ヲ貸渡スコトヲ得

第九條 醬油製造人ハ製造場ニ關シ修繕等已ムテ得サル事故ニ因リ管廳ニ届出タル後ニ非サルハ遺石數査定未済ノ醬油ヲ其製造場外ニ移スコトヲ得

第十條 醬油製造人ハ遺石數査定未済ノ醬油ヲ賣渡讓渡シ又ハ自用スルコトヲ得但シ第六條但書ノ場合ハ此限ニ在ラス

第十一條 遺石數ノ査定ヲ經タル醬油其遺石稅納期內ニ天災又ハ避ヘカラサル事故ニ因リ廢棄ニ屬シタルトキハ直チニ管廳ニ申出検査ヲ受ケ該遺石稅ノ免除ヲ請フコトヲ得

第十二條 醬油製造人ハ營業ニ係ル要領ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第十三條 外國ニ輸出スル醬油ハ輸出ノ節稅關ノ検査ヲ受置キ輸入港稅關ノ陸揚免狀若クハ其他許證トナルヘキ書類ニ該港在留ノ我國領事ノ檢印ヲ受ケ之ヲ輸出港ニ稅關ニ差出シ遺石稅ノ下戻ヲ請求スルコトヲ得其下戻ノ歩合ハ大藏大臣定ムル所ニ依ルヘシ但遺石稅ノ下戻ヲ受ケタル醬油ヲ本邦ニ輸入スルトキハ其金額ヲ輸入港稅關ニ還納スヘシ

第十四條 (削除)

第十五條 (削除)

第十六條 (削除)

第十七條 醬油製造人ノ製造場倉庫其他ノ場所醬油仕込高仕込込ニ屬スル原品及營業ニ關スル帳簿ハ當該官吏之ヲ検査スルコトアルヘシ但當該官吏ハ其證票ヲ携帶スヘシ

第十八條 當該官吏ニ於テ此稅則ニ關シ犯罪アリト認知シ又ハ思料スルトキハ其場所ニ立入り證票取調ノ處分ヲ爲スコトヲ得但當該官吏ハ其證票ヲ携帶スヘシ

第十九條 免許ヲ受ケス醬油ヲ製造シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ仍ホ其遺石數ニ應ジ第二條ノ遺石稅課ス

第二十條 遺石稅ハ其際直チニ之ヲ納ムヘシ

第二十一條 醬油製造人ニシテ醬油ヲ隱蔽シタル者ハ其遺石數ニ相當スル遺石稅三倍ノ罰金ニ處ス

第二十二條 檢査ヲ受ケサル者及帳簿ノ記載ヲ怠リタル者ハ二十圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 (削除)

第二十四條 此稅則ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ減輕再犯加重數罪併罰ノ例ヲ用キス

第二十五條 醬油製造人ノ家族雇人ニシテ此稅則ヲ犯シタル時ハ其製造人ヲ處罰ス

醬油製造人十六歲未滿ノ幼年者及癡白痴又ハ瘡啞ニシテ此稅則ヲ犯シタルトキハ其後見人ヲ處罰ス

第二十六條 此稅則施行ノ細則ハ大藏大臣之ヲ定ム

第二十七條 此稅則ハ明治二十一年九月一日ヨリ施行ス

附則

第二十八條 沖繩縣及東京府管下小笠原島伊豆七島ニハ當分此稅則ヲ施行セズ但此稅則施行ノ地ニ輸送スル醬油ヲ製造スル者ハ此稅則ニ從フヘシ

第二十九條 (削除)

自家用醬油稅法

第一條 自家用醬油(溜サ併稱ス)一箇年五石以下ヲ製造セムトスル者ハ本法ニ依リ政府ノ免許ヲ受ケヘシ其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ免許ヲ取消ヲ求ムヘシ

前項ニ依リ免許ヲ受ケタル製造高ヲ變更セムトスルトキハ更ニ政府ノ許可ヲ受ケヘシ但シ同年內ニ於テハ製造高ノ變更ヲ許可セズ

第二條 自家用醬油製造免許ハ一家一人ニ限リ依リ毎年左ノ製造稅ヲ納ムヘシ

第一種 一石未滿 金五十錢

第二種 二石未滿 金一圓

第三種 三石未滿 金二圓

第四種 四石未滿 金三圓

第五種 五石以下 金四圓

第四條 製造稅ハ之ヲ二分シ其ノ年十月及翌年三月ヲ以テ納期トス但シ納期後免許ヲ受ケルトキハ即納トス

第五條 自家用醬油製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ各自ノ居宅域内ニ限リ之ヲ製造スルモノトス



第六條 當該官吏ハ家用醬油製造者ニ就キ檢査ヲ爲スコトヲ得

第七條 家用醬油製造者其ノ製造シタル醬油ヲ販賣シ又ハ其ノ居宅域外ニ於テ家用醬油ヲ製造シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 家用醬油製造者免許制限ヲ超過シテ醬油ヲ製造シタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處シ仍其ノ超過石數ニ對シ醬油稅則ノ罰金ニ處ス

第九條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不諭罪及減輕、再犯加重、數罪併發ノ例ヲ用キス

第十條 家用醬油製造者ノ家族、雇人等ニシテ其ノ製造ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ製造主ハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第十一條 左ニ記載スル者ニハ本法ヲ適用セズ  
一 醬油製造營業人、醬油請賣人  
二 料理店、飲食店、旅人宿營業人  
三 前二號ノ者ト同居スル者  
本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者前項各號ニ該當スルニ至リタルトキハ本法ニ依リ免許ヲ以テ醬油稅則ニ依リ免許ト看做シ以後製造ニ係ル醬油ニハ同稅則ヲ適用ス但シ其ノ年ノ製造稅ハ之ヲ免除セズ

第十二條 本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ニ對シテハ醬油稅則ヲ適用セズ

第十三條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ノ明治

三十三年一月一日ヨリ同年三月三十一日マテノ間ニ製造シタル醬油ニシテ醬油稅則ニ依リ免許ヲ受ケタルモノニ關シテハ其ノ造石稅ヲ免除ス

第十五條 沖繩縣、東京府管下小笠原島、伊豆七島ニハ當分本法ヲ施行セズ

十一 砂糖消費稅

砂糖消費稅法

第一條 内地消費ノ目的ヲ以テ製造場、稅關又ハ保税倉庫ヨリ引取ララルル砂糖、糖蜜及糖水ニハ本法ニ依リ消費稅ヲ課ス

第二條 製品ノ原料トシテ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ使用スルハ其ノ消費稅ト看做ス

第三條 消費稅ノ割合左ノ如シ

一 砂糖

第一種 砂糖色相和關標本第十一號未滿ノ砂糖

甲 糖入黑糖 百斤ニ付 金二圓  
乙 其ノ他ノモノ 百斤ニ付 金三圓

第二種 砂糖色相和關標本第十五號未滿ノ砂糖

甲 糖入白糖 百斤ニ付 金五圓  
乙 其ノ他ノモノ 百斤ニ付 金九圓

第三種 砂糖色相和關標本第十八號未滿ノ砂糖

甲 糖入白糖 百斤ニ付 金七圓  
乙 其ノ他ノモノ 百斤ニ付 金八圓

第四種 砂糖色相和關標本第二十一號未滿ノ砂糖

甲 糖入白糖 百斤ニ付 金九圓  
乙 其ノ他ノモノ 百斤ニ付 金十圓

第五種 砂糖色相和關標本第二十一號以上ノ砂糖

甲 糖入白糖 百斤ニ付 金十圓  
乙 其ノ他ノモノ 百斤ニ付 金十圓

第六種 冰糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ

百斤ニ付 金十圓

二 糖蜜

第一種 冰糖糖ヲ製造スルルニ生スル糖蜜

甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ七十ヲ超エサルモノ 百斤ニ付 金三圓

乙 其ノ他ノモノ 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量百斤ニ付金九圓ノ割合ヲ以テ算出シタル金額

第二種 其ノ他ノ糖蜜

甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ六十ヲ超エサルモノ 百斤ニ付 金二圓

乙 其ノ他ノモノ 百斤ニ付 金三圓

三 糖水

甲 前條ノ消費稅ハ製造場、稅關又ハ保税倉庫ヨリ砂糖糖蜜又ハ糖水ヲ引取ルトキニ於テ徵收ス但シ政府ニ於テ相當ト認ムル擔保ヲ提供スルトキハ六箇月以内消費稅ノ徵收ヲ擔保スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ハ其ノ砂糖糖蜜又ハ糖水ノ見本ヲ採取スルコトヲ得

前項ニ依リ擔保ヲ提供シタル者期限内ニ稅金ヲ納付セザルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充テ但シ金錢以外ノ擔保ハ之ヲ公賣ニ付シテ消費稅及公賣ノ費用ニ充テ殘金アルトキハ之ヲ擔保提供者ニ還付ス

擔保物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 内地消費ノ目的ニ非シテ製造場、稅關又ハ保税倉庫ヨリ引取ララルル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ付テハ消費稅ニ相當スル擔保ヲ提供スルコトヲ要ス擔保物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ニ依リ擔保ヲ提供シタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニシテ引取後六箇月内ニ外國ニ輸出セラレタル證明ナキモノハ内地消費ニ供セラレタル

モノト看做シ擔保ヲ以テ消費稅ニ充ツ但シ金錢以外ノ擔保ハ之ヲ公賣ニ付シ消費稅及公賣ノ費用ニ充テ殘金アルトキハ之ヲ擔保提供者ニ還付ス

第六條 消費稅納付前又ハ擔保提供前ニ於テハ製造場、稅關又ハ保税倉庫ヨリ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ引取ルトコトヲ得ス

第七條 砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者ハ消費稅納付前又ハ擔保提供前ニ於テ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ他ニ引渡シ又ハ政府ノ承認ヲ得スルコトヲ得製造場外ニ移出スルコトヲ得

命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ得テ消費稅納付前又ハ擔保提供前砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造場外ニ移出シタル場合ニ於テハ移出先ニ於テ製造場ト看做シ移出先ノ營業人ヲ以テ製造者ト看做ス

第八條 砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造セムトスルモノハ政府ニ申告スヘシ其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ

第九條 砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者ハ同一ノ場所ニ於テ砂糖、糖蜜若ハ糖水ノ販賣業又ハ砂糖、糖蜜若ハ糖水ノ原料トスル砂糖、糖蜜若ハ糖水以外ノ物品ノ製造業ヲ兼營スルコトヲ得但シ政府ノ認許ヲ得砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ製造場ト販賣場又ハ砂糖、糖蜜若ハ糖水ノ原料トスル砂糖、糖蜜若ハ糖水以外ノ物品ノ製造場ト區別シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者、之ヲ販賣スル者又ハ第八條ノ二但書ノ場合ニ於ケル物品ノ製造者ハ帳簿ヲ備ヘ砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ製造出入ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ

第十條 收稅官吏ハ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者、之ヲ販賣スル者又ハ第八條ノ二但書ノ場合ニ於ケル物品ノ製造者ノ所持ニ係ル砂糖、糖蜜、糖水其ノ販賣、出入ニ關シ帳簿書類及其ノ製造又ハ販賣上必要ナル建築物、器械、材料其ノ他ノ物件ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 政府ノ承認ヲ受ケ砂糖、糖水又ハ酒精製造ノ原料トシテ製造場、稅關又ハ保税倉庫ヨリ引取ララルル砂糖及糖蜜ニハ消費稅ヲ課セズ

前項ノ砂糖又ハ糖蜜ヲ引取ルトキハ其ノ稅金ニ相當スル擔保ヲ提供シタルコトヲ得

第一項ノ砂糖又ハ糖蜜ヲ引取リタル後六箇月以内ニ砂糖、糖水又ハ酒精ヲ製造セザルトキハ消費稅ヲ徵收ス但シ災害ニ因リ亡失シタルモノニシテ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條第二項及第三項ノ規定ハ本條ノ場合ニ之ヲ適用ス

第十一條ノ二 第六條及第七條ノ規定ハ前條ノ砂糖又ハ糖蜜ノ引取引渡ニ之ヲ適用セズ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ砂糖糖蜜製造シタルモノト看做ス

一 砂糖ニ加工シテ爲シタル種別ヲ上昇シタルモノ

二 砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ砂糖、糖蜜又ハ糖水以外ノ物品ヲ混和シ其ノ種別ヲ上昇シ又ハ其ノ數量ヲ増加シタルトキ但シ其ノ種別ヲ下降シタルトキ又ハ水ノ混和シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

三 第八條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲シタル製

場ニ於テ砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ混和シタルトキ但シ糖蜜又ハ糖水ニ同種ノ糖蜜又ハ糖水ヲ混和シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 第六條又ハ第七條ノ禁令ヲ犯シタル者ハ消費稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス

第十三條 政府ニ申告セシテ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造シタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條ノ二 第八條ノ二ノ禁令ヲ犯シタル者ハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ原料トスル物品ヲ製造シタルトキハ第十二條ノ例ニ依ル

第十四條 砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者、之ヲ販賣スル者、又ハ第八條ノ二但書ノ場合ニ於ケル物品ノ製造者、砂糖、糖蜜又ハ糖水ノ製造、出入ニ關シ帳簿ノ記載又ハ申告ヲ許リ若ハ怠リタルトキハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十五條 收稅官吏其ノ職務ヲ實行スルニ當リ之ニ對シテ其ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ怠慢シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス其ノ刑罰ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第十六條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不諭罪及減輕再犯加重數罪併發ノ例ヲ用キス但シ刑法第七十五條第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造スル者、之ヲ販賣スル者又ハ第八條ノ二但書ノ場合ニ於ケル物品ノ製造者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ



關シ本法ヲ犯シタルトキハ製造者又ハ販賣者  
ヲ處罰ス  
附 則  
第十八條 本法ハ明治三十四年十月一日ヨリ之  
ヲ施行ス  
第十九條 本法施行前ヨリ引續キ砂糖、糖蜜又  
ハ糖水ヲ製造スル者ハ本法施行後一箇月以內  
ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スヘシ  
前項ニ違反シタル者ニハ第十三條ヲ適用ス

十二 織物消費稅

織物消費稅法  
第一條 織物ニハ本法ニ依リ消費稅ヲ課ス  
第二條 消費稅ノ稅率ハ織物ノ價格百分ノ十ト  
ス  
第三條 左ニ掲ケルモノニ付テハ命令ノ定ムル  
所ニ依リ消費稅ヲ免除ス  
一 外國ニ輸出スル織物又ハ製品ト爲シテ外  
國ニ輸出セムトスル織物  
二 製造者カ自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル  
爲自ラ製造シタル織物  
消費稅ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シ  
タル物品ヲ外國ニ輸出シタルトキハ命令ノ定  
ムル所ニ依リ消費稅額ニ相當スル金額ヲ交付  
ス  
第四條 消費稅ハ製造場、稅關又ハ保税倉庫ヨ  
リ織物ヲ引取ルトキ引取人ノ納付スヘシ但  
シ命令ノ定ムル所ニ依リ製造者ニ於テ織物ニ  
其ノ價格ヲ表記シ消費稅ニ相當スル印紙ヲ貼  
用シテ消費稅ノ納付ニ代フルコトヲ得此ノ場  
合ニ於テハ製造者ヲ以テ引取人ト看做ス  
印紙ヲ貼用スル場合ニ於テ消費稅額一錢未滿

ノ端數ハ總テ一錢トシテ計算ス  
第五條 消費稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタル  
トキハ政府ハ三月以內消費稅ノ徵收ヲ猶豫ス  
第六條 消費稅ヲ納付シ又ハ消費稅額ニ相當ス  
ル擔保ヲ提供シタル者ハ其ノ織物稅ニ納稅濟  
證印ノ押捺ヲ受ケ又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受ケ  
ルコトヲ得  
第七條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ命令ノ定ムル  
所ニ依リ消費稅ヲ納付セスシテ織物ヲ引取ル  
コトヲ得  
一 他ノ製造場ニ移出シ又ハ藏置場ニ藏置ス  
ル爲織物ヲ引取ルトキ  
二 染色、捺染、刺繡其ノ他ノ加工ヲ爲ス爲  
製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ引取ルトキ  
三 一定ノ場所ニ於テ消費稅ヲ納付スル爲政  
府ノ定ムル條件ニ從ヒ製造場又ハ藏置場  
ヨリ織物ヲ引取ルトキ  
前項ノ場合ニ於テハ移出先ヲ以テ製造場ト看  
做シ移出先ノ營業人ヲ以テ製造者ト看做ス  
第八條 消費稅ヲ納付シ製造場ヨリ引取リタル  
織物ヲ再ヒ其ノ製造場ニ戻入シタル場合ニ於  
テ其ノ種類及數量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタル  
トキハ其ノ織物ヲ製造場ヨリ引取ルモ更ニ消  
費稅ノ徵收ヲ爲サス  
第九條 第四條第一項但書及第七條ノ場合ヲ除  
クテ外製造場、稅關又ハ保税倉庫ヨリ織物ヲ  
引取ル者ハ引取ノ際織物ノ價格ヲ政府ニ申告  
スヘシ  
前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ其ノ申告  
シタル價格ヲ相當ト認ムルトキハ政府ハ織  
物ノ價格ヲ評定ス  
織物引取人前項ノ評定價格ニ不服アルトキハ

即時異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得  
異議ノ申立アリタルトキハ二人以上ノ鑑定人  
ヲ選定シ其ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス  
異議申立人ノ主張ニ依リ價格ト前項ノ決定價  
格トノ差ヨリ大ナルトキハ鑑定ニ關スル費用  
ハ其ノ申立人ノ負擔トス  
印紙ヲ貼用シタル織物ノ表記價格ヲ相當ト  
認ムルトキハ政府ハ織物ノ價格ヲ評定シ其ノ  
差額ニ對シ消費稅ヲ追徵ス此ノ場合ニ於テ  
ハ前三項ノ規定ヲ適用ス  
第十條 第五條又ハ第七條ニ該當スル場合ヲ除  
クテ外消費稅納付前ニ於テ製造場、稅關又ハ  
保税倉庫ヨリ織物ヲ引取ルトキ得ス  
第十一條 織物製造者ハ第五條又ハ第七條ニ該  
當スル場合ヲ除クテ外消費稅納付前ニ於テ織  
物ヲ他ニ引渡スコトヲ得ス  
第十二條 織物ヲ製造セムトスル者ハ  
政府ニ申告スヘシ但シ第三條第一項第二號ニ  
該當スル織物ノミヲ製造セムトスルモノハ此  
ノ限ニ在ラス  
第十三條 織物製造者ハ同一ノ場所ニ於テ織物  
ノ販賣又ハ織物ヲ原料トスル製品ノ製造業ヲ  
兼營スルコトヲ得但シ政府ノ認許ヲ得織物  
ノ製造場ト販賣場又ハ織物ヲ原料トスル製品  
ノ製造場トナ區別シタル場合ハ此ノ限ニ在ラ  
ス  
第十四條 織物ノ製造者、販賣者及前條但書ニ  
該當スル製品ノ製造者ハ帳簿ヲ備ヘ織物又ハ  
製品ノ製造出入ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ  
第十五條 收稅官吏ハ織物ノ製造場、販賣場又  
ハ第十三條但書ニ該當スル製品ノ製造場ニ立

入り織物、原料、織物ヲ原料トシテ製造シタ  
ル物品、器具、機械、建築物又ハ朝簿書類ヲ  
檢査スルコトヲ得  
收稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ  
物件ニ封印ヲ施スコトヲ得  
第十六條 收稅官吏ハ運搬中ニ在ル織物ヲ檢査  
シ其ノ出所及到着先ヲ質問スルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認ムルトキハ  
收稅官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物者ハ船  
車ニ封印ヲ施スコトヲ得  
第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ消費稅  
五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ消費稅ヲ徵收  
ス但シ消費稅四圓未滿ナルトキハ罰金額ハ二  
十圓トス  
一 第十二條但書ニ該當スル場合ヲ除クテ外  
政府ニ申告セスシテ織物ヲ製造シタルトキ  
二 外國ニ輸出スル爲若ハ製品ト爲シテ外國  
ニ輸出スル爲消費稅ヲ免除セラレタル織物  
又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ内地ニ於テ  
消費稅ノ目的ヲ以テ之ヲ讓渡シタルトキ  
三 消費稅納付前又ハ擔保提供前ニ於テ織物  
ヲ消費シタルトキ  
四 第七條ニ依リ引取リタル織物ヲ其ノ定メ  
ラレタル場所ニ移入セザルトキ  
五 第十條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル  
トキ  
第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三圓以  
上三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ第一  
號ノ場合ニ於テ織物ヲ原料トスル製品ヲ製造  
シタルトキハ前條ノ例ニ依ル  
一 第十三條ノ規定ニ違反シタルトキ  
二 織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書

ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者織物又ハ製品  
ノ製造出入ニ關スル帳簿ヲ調製セス又ハ其  
ノ記載ヲ詐リ若ハ意リタルトキ  
三 命令又ハ印紙ヲ貼用セザルトキ  
四 收稅官吏ノ職務執行ヲ拒ミタルトキ  
第十九條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ  
違反シタル者ハ刑法ノ刑ノ減免及刑法第四  
十八條第二項ノ例ヲ用キス  
第二十條 織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條  
但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者カ未成年者  
又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キ  
テ發スル命令ニ依リ本人ニ適用スヘキ罰則ハ  
之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年  
者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此  
ノ限ニ在ラス  
第二十一條 織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三  
條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者ノ代理人  
ノ主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ  
シテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發  
スル命令ニ違反シタルトキハ織物ノ製造者、  
販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品  
ノ製造者ヲ處罰ス  
附 則  
本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
非常特別稅法中織物消費稅ニ關スル規定ハ之ヲ  
廢止ス但シ同規定ニ依リ爲シタル處分又ハ行爲  
ハ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

十三 專賣

煙草專賣法  
第一條 煙草ノ製造ハ政府ニ專屬ス  
第二條 煙草ハ政府及政府ノ命ヲ受ケタル者ニ  
非サレハ之ヲ輸入スルコトヲ得ス  
第三條 煙草ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サ  
レハ之ヲ耕作スルコトヲ得ス  
第四條 煙草耕作者ノ收穫シタル葉煙草ハ政府  
之ヲ收購ス  
第五條 煙草ノ耕作區域ハ政府之ヲ定ム  
第六條 政府ハ毎年耕作スヘキ煙草ノ種類、耕  
作段別及葉煙草ノ賠償價格ヲ定メ豫メ之ヲ公  
示ス  
第七條 煙草ヲ耕作セムトスル者ハ毎年煙草苗  
床ノ位置及坪數、煙草耕作地ノ位置及段別、  
煙草ノ種類、本數、乾燥場及藏置場ヲ定メ政  
府ニ申請シ許可ヲ受ケヘシ其ノ之ヲ變更シ又  
ハ耕作ヲ廢止セムトスルトキ亦同シ  
第八條 相續ニ因ルテ外煙草ノ耕作ヲ承繼セム  
トスルトキハ政府ノ許可ヲ受ケヘシ  
相續ニ因リ煙草ノ耕作ヲ承繼シタルトキハ政  
府ニ届出ヘシ  
第九條 煙草耕作者ニ非サレハ煙草苗ヲ育成ス  
ルコトヲ得ス  
煙草苗ノ讓渡及讓受ハ命令ノ定ムル所ニ依リ  
政府ノ許可ヲ受ケヘシ  
第十條 煙草耕作者ハ政府ノ定ムル方法及手續  
ニ依リ其ノ耕作ヲ完成スル義務ヲ負フ  
第十一條 政府ハ收穫前ニ於テ葉煙草ノ收穫量  
目又ハ葉數ヲ査定ス  
前項査定ノ場合ニ於テハ煙草耕作者ハ之ニ立  
會フヘシ若シ立會ハサルトキハ其ノ査定ニ對シ  
異議ヲ申立ルコトヲ得ス  
第十二條 煙草耕作者前條ノ量目又ハ葉數ノ查  
定ニ不服ナルトキハ即時異議ノ申立ヲ爲スコ



トチ得  
 異議ノ申立アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ二人以上ノ鑑定人ヲ選定シ其ノ意見ヲ徵收シ政府之ヲ決定ス  
 異議申立人ノ主張ニ係ル葉煙草ノ量目又ハ葉數ノ前項決定額トノ差カ前條ノ査定額ト前項決定額トノ差ヨリ大ナルトキハ鑑定ニ關スル費用ハ異議申立人ノ負擔トス  
 第十三條 煙草耕作者ハ政府ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ第十一條ノ査定前ニ於テ葉煙草ヲ採取シ又ハ幹根ヲ採除スルコトヲ得ズ第十二條ニ依リ異議ノ申立ヲ爲シタル者其ノ決定前ニ於テ亦同シ  
 第十四條 煙草耕作者一葉葉ノ收穫ヲ終リタルトキハ直ニ其ノ幹根ヲ採除シ其ノ幹ニ附著スル葉煙草ハ之ヲ廢棄スヘシ  
 種子ノ採取又ハ二番葉ノ收穫ヲ爲サムトスル者ハ政府ノ許可ヲ受ケヘシ  
 前項ノ場合ニ於テ採取又ハ收穫ヲ終リタルトキハ第一項ノ處置ヲ爲スヘシ  
 第十五條 煙草耕作者ノ收穫シタル葉煙草ハ乾燥調理ノ後政府ニ納付スヘシ  
 納付ノ期日及場所ハ政府ノ決定ム  
 煙草耕作者ノ收穫シタル葉煙草ニシテ政府ノ收納ニ適セサルモノハ政府ノ承認ヲ經テ之ヲ廢棄スヘシ  
 第十六條 煙草耕作者ノ納付シタル葉煙草ハ鑑定人ヲシテ之ヲ鑑定セシメ其ノ等級ニ依リ賠償金ヲ交付ス  
 煙草耕作者前項ノ鑑定ニ不服ナルトキハ再鑑定ヲ求ムルコトヲ得但シ賠償金ノ請求ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス  
 再鑑定申立人ノ主張ニ係ル葉煙草ノ等級ト再鑑定等級トノ差カ第一項ノ鑑定等級ト再鑑定等級トノ差ヨリ大ナルトキハ再鑑定ニ關スル費用ハ其ノ申立人ノ負擔トス  
 再鑑定ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第十七條 煙草耕作者正當ノ事由ナクシテ政府ノ査定若ハ決定シタル量目又ハ葉數以上ノ葉煙草ヲ納付セサルトキハ政府ハ其ノ不足額ニ對シ第十八條第二項ノ規定ニ準シテ算定シタル金額ノ三倍以下ヲ納付セシムルコトヲ得  
 第十八條 煙草耕作者私ニ耕作段別ヲ減少シ又ハ耕作ヲ廢止シタルトキハ政府ハ其ノ耕作地又ハ廢作地ニ生産スヘキ葉煙草ノ價格ニ相當スル金額ヲ納付セシムルコトヲ得  
 前項葉煙草ノ價格ハ其ノ年ニ於ケル近傍類似煙草耕作者地ノ葉煙草生産額及之ニ對スル賠償金額ヲ標準トシテ算定ス  
 第十九條 煙草耕作者其ノ耕作段別ヲ減少シ又ハ耕作ヲ廢止シタル場合ニ於テ其ノ耕作地承繼スルモノナキトキハ政府ハ其ノ現在スル煙草又ハ煙草苗ヲ廢棄セシムルコトヲ得  
 第二十條 煙草耕作者ノ葉煙草ハ其ノ耕作地、乾燥場、藏置場又ハ其ノ收納官署ノ外他ニ之ヲ運送スルコトヲ得ズ  
 政府ハ必要ト認ムルトキハ葉煙草運送ノ通路及時間ヲ指定スルコトヲ得  
 第二十一條 公共團體又ハ私人ニ於テ試作場ヲ特設シ煙草ノ試作ヲ爲サムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケヘシ  
 前項ノ試作ニ關シテハ第十四條、第十七條、第十九條、第十五條、第十六條第一項及第十九條ノ規定ヲ準用ス  
 第二十二條 製造煙草ハ政府又ハ政府ノ指定シタル煙草元賣捌人若ハ煙草小賣人ニ非サレハ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ  
 煙草賣捌人及煙草ノ販賣ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第二十三條 煙草小賣人ハ政府ノ定ムル價格ヲ以テスルニ非サレハ製造煙草ヲ消費者ニ販賣スルコトヲ得ズ  
 第二十四條 煙草賣捌人ハ政府ノ封緘ヲ施シタル製造煙草ノ包裝ヲ開拔シ若ハ之ヲ改裝シ又ハ包裝ノ破損シタル製造煙草ヲ販賣スルコトヲ得ズ  
 第二十五條 輸出ノ爲葉煙草又ハ製造煙草ノ賣渡ヲ請求スル者アルトキハ政府ハ特ニ定メタル價格ヲ以テ之ヲ賣渡スルコトヲ得  
 前項煙草ノ賣渡ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ帳簿ヲ調製シ其ノ營業ニ關スル事項ヲ記載スヘシ  
 輸出ニ供スル煙草ヲ製造セムトスル者ノ爲政府ハ一定ノ地域ニ於テ煙草自由倉庫ヲ設置シ又ハ其ノ設置ヲ特許スルコトヲ得  
 煙草自由倉庫及其ノ特許ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第二十六條 前條ニ依リ輸出ノ爲葉煙草又ハ製造煙草ヲ買受ケタル者ハ政府ノ指定シタル期間内ニ輸出免狀ニ外國仕向港ニ陸揚ガ爲シタルコトヲ記スヘキ書類ヲ添ヘ政府ニ差出スヘシ  
 正當ノ事由ナクシテ前項ノ免狀及書類ヲ差出ササルトキハ政府ハ葉煙草ニ付テハ第二十九條製造煙草ニ付テハ第三十條ノ規定ニ依リ相當金額ヲ納付セシム

第二十七條 輸出ノ爲政府ヨリ買受ケタル葉煙草又ハ製造煙草ハ輸出前之ヲ他ニ讓渡シ又ハ消費スルコトヲ得ズ但シ其ノ使用ニ適セサルニ至リタルモノハ政府ノ許可ヲ受ケテ之ヲ廢棄スルコトヲ得  
 第二十八條 輸出ノ爲政府ヨリ買受ケタル葉煙草又ハ製造煙草ノ輸出ヲ廢止シタルトキ又ハ買受ノ日ヨリ一箇年ヲ過キ之ヲ輸出セサルトキハ其ノ使用ニ適スルモノニ限リ政府ノ之ヲ收納シ其ノ他ハ之ヲ廢棄セシム  
 前項ノ收納ヲ爲ストキハ鑑定人ヲシテ鑑定セシメ賠償金ヲ交付ス但シ其ノ賠償金ハ第二十五條ニ依リ算定價格ニ超過スルコトヲ得ズ  
 第二十九條 本法ノ規定ニ依リ輸出シ、廢棄シ及收購セラレタル葉煙草並現在葉煙草ノ總量目ニ比シ正當ノ事由ナクシテ不足シタルトキハ政府ハ輸出者ヲシテ其ノ不足額ニ對シ第二十五條ノ賣渡價格ニ相當スル金額ノ四倍以下ヲ納付セシム  
 第三十條 本法ノ規定ニ依リ輸出シ、廢棄シ及收購セラレタル製造煙草並現在製造煙草ノ總量目カ政府ヨリ買受ケタル製造煙草ノ總量目ニ比シ正當ノ事由ナクシテ不足シタルトキハ政府ハ輸出者ヲシテ其ノ不足額ニ對シ第二十五條ノ賣渡價格ト第二十五條ノ賣渡價格トノ差額ニ相當スル金額ノ二倍以下ヲ納付セシム  
 第三十一條 政府ハ標本ニ供スルモノニ限リ葉煙草ヲ交付シ又ハ煙草ノ輸入ヲ許可スルコトヲ得  
 標本ニ供スル煙草ハ政府ノ許可ヲ受ケ標本トシテ他ニ讓渡シ又ハ試驗ノ用ニ供シ又ハ廢棄スルノ外之ヲ處分スルコトヲ得ズ  
 第三十二條 健康上若ハ習慣上缺ケカカラサル製造煙草ハ自用ニ供スルモノニ限リ自用者ニ於テ政府ノ許可ヲ受ケテ輸入スルコトヲ得  
 第三十三條 輸出ノ爲買受ケタル煙草ハ政府ノ許可ヲ受ケタル場所ニ非サレハ之ヲ藏置スルコトヲ得ズ  
 第三十四條 何人ト雖本法ニ於テ認メタル場合ノ外葉煙草、政府ノ監製ヲ附セサル製造煙草又ハ煙草製造専用ノ器具機械及卷紙ヲ所持シ讓渡シ若ハ讓受ケルコトヲ得ズ  
 前項ノ物件ハ本法ニ依リ沒收スル場合ノ外政府ニ於テ之ヲ處分ス  
 第三十五條 何人ト雖營業ノ目的ヲ以テ煙草ニ代用スヘキ物品ヲ製造シ又ハ販賣スルコトヲ得ズ  
 第三十六條 煙草製造専用ノ器具機械及卷紙ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ製作シ、販賣シ又ハ藏置スルコトヲ得ズ  
 第三十七條 煙草耕作者、試作者又ハ煙草製造専用ノ器具機械及卷紙ノ製作者、販賣者若ハ藏置者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ政府ハ耕作、試作、藏置又ハ營業ノ許可ヲ取消スルコトヲ得  
 第三十八條 政府ハ煙草ノ苗床、耕作地、試作地、乾燥場、藏置場又ハ煙草苗、煙草若ハ煙草製造器具機械及卷紙ノ所在ト認ムル場所又ハ煙草苗、若ハ煙草製造器具機械及卷紙ヲ檢查シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得  
 當該官吏ハ前項ノ檢查ニ際シ必要ト認ムルトキハ關係人ヲシテ之ニ立會ハシムルコトヲ得  
 第三十九條 行政執行ノ手續ニ依リ費用ヲ納付



第四十五條 第十四條及第十九條ニ依リ葉煙草ヲ採取シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草又ハ種子ハ之ヲ沒收ス

第四十六條 天災其ノ他避クヘカラサル事變ニ依リ非シテ第二十條第一項ニ違反シ又ハ政府ノ指定シタル道路若ハ時間ニ依ラスシテ葉煙草ヲ運送シタル者ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス

第四十七條 煙草耕作者正當ノ事由ナクシテ政府ノ指定シタル納付期日ニ葉煙草ヲ納付セザルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十八條 政府ニ納付スヘキ葉煙草ヲ他ニ讓渡シ又ハ消費シ又ハ隠蔽シタル者ハ十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草ハ之ヲ沒收ス之ヲ讓受ケタル者亦同シ

第四十九條 煙草製備人非シテ製造煙草ヲ販賣シ又ハ販賣ノ準備ヲ爲シタル者ハ十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル製造煙草ハ之ヲ沒收ス

第五十條 第二十三條又ハ第二十四條ニ違反シタル者ハ五圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十一條 煙草輸出者帳簿ヲ調製セズ又ハ其ノ記載ヲ忘リ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十二條 第二十七條ニ違反シタル者ハ三十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル煙草ハ之ヲ沒收ス之ヲ讓受ケタル者亦同シ

第五十三條 第三十一條第二項ニ違反シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ煙草ヲ讓受ケタル者亦同シ

第五十四條 第三十二條ニ依リ輸入シタル煙草ニ他ニ讓渡シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル煙草ハ之ヲ沒收ス

第五十五條 第三十三條ニ違反シタル者ハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス情ヲ知りテ讓渡ノ場所ヲ供與シタル者亦同シ

第五十六條 許可ヲ受ケサル者ノ耕作者ハ試作シタル葉煙草又ハ煙草、耕作者、試作者ニ非サル者ノ育成シタル煙草苗又ハ種利者ノ不剛ナル葉煙草若ハ煙草苗ヲ所持スル者ハ十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル葉煙草若ハ煙草苗ハ之ヲ沒收ス

第五十七條 第三十四條第一項ニ違反シテ製造煙草ヲ所持シ、讓渡シ又ハ讓受ケタル者ハ煙草製備人ニ在リテハ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ他ノ者ニ在リテハ十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル製造煙草ハ之ヲ沒收ス

第五十八條 私ニ煙草ヲ製造シ又ハ製造ノ準備ヲ爲シタル者ハ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル煙草及煙草製造器具、機械及卷紙ハ之ヲ沒收ス

第五十九條 第三十五條ニ違反シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル物品、並其ノ原料製造器具、機械及卷紙ハ之ヲ沒收ス

第六十條 第三十六條ニ違反シタル者又ハ權利者不明ノ煙草製造専用ノ器具、機械及卷紙ヲ所持シタル者ハ三十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル煙草製造専用ノ器具、機械及卷紙ハ之ヲ沒收ス

第六十一條 本法ノ犯罪ニ係ル物件ヲ他ニ讓渡シ若ハ消費シタルトキ又ハ其ノ物件ニシテ他ニ所有者アル爲沒收スルコトヲ得ザルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ追徴ス

第六十二條 當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第六十三條 煙草耕作者、試作者、煙草製備人、煙草製造専用ノ器具、機械及卷紙ノ製作者、販賣者若ハ買者又ハ煙草輸出者力未成年者又ハ禁酒者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六十四條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ハ刑法ノ減輕、再犯加重及數罪併發ノ例ヲ用キス

第六十五條 煙草耕作者、試作者、煙草製備人、煙草製造専用ノ器具、機械及卷紙ノ製作者、販賣者若ハ買者又ハ煙草輸出者其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ職務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルコトヲ得ス

第六十六條 明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ犯罪ニ之ヲ準用ス

第六十七條 間接國稅犯罪者處分法ハ本法又ハ

本法ニ基キテ發スル命令ノ違反事件ニ之ヲ準用ス但シ本法ニ定メタル職務ヲ行フ官吏ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(以下略)

鹽專賣法

第一條 政府ハ鹽ノ專賣權ヲ有ス

第二條 政府ハ便宜ノ地ニ鹽採取所ヲ設置シ鹽ノ收納及賣渡ヲ取扱ハシム

第三條 鹽及鹹水ハ政府又ハ政府ノ命ヲ受ケタル者ニ非サルハ之ヲ外國ヨリ輸入シ又ハ本法ヲ施行セザル地ヨリ移入スルコトヲ得ス

「カニイット」「シルグイニット」「ボリハリット」「キーセリット」「カルナリット」「ハルトザルツ」其ノ他ノ礦物ニシテ其ノ百分中四十以上ノ鹽化曹達ヲ含有スルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ鹽性ヲ施スニ非サルハ之ヲ外國ヨリ輸入シ又ハ本法ヲ施行セザル地ヨリ移入スルコトヲ得ス

第四條 鹽及鹹水ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サルハ之ヲ製造スルコトヲ得ス

第五條 政府ヨリ賣渡シタル鹽ニ非サルハ所有シ、所持シ、讓渡シ、買入シ又ハ消費スルコトヲ得ス但シ納付期日前若ハ正當ノ事由ニ因リ納付ヲ遲延シタル場合ニ於テ又ハ製造者ノ自家用ノ爲所有、所持スルハ此ノ限ニ在ラス

鹹水ハ之ヲ讓渡シ、買入シ又ハ鹽製造以外ノ用途ニ使用スルコトヲ得ス但シ鹽製造者ニ讓渡スルハ此ノ限ニ在ラス

第六條 政府ハ製鹽地ノ區域又ハ鹽ノ製造期間又ハ生産高ヲ制限スルコトヲ得

前項ニ依リ制限ハ鹽ノ試製ニ之ヲ適用セズ

第七條 鹽製造者ノ製造シタル鹽ハ政府ノヲ收

納ス但シ命令ノ定ムル制限數量以内ノ鹽ニシテ鹽製造者ノ自家用ニ供スルモノ又ハ政府ヨリ賣渡シタル鹽ニ依リ再製シタル鹽ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 鹽ノ賠償價格ハ政府ノ之ヲ定メ豫メ公示セシム

第九條 鹽ヲ製造セムトスル者ハ製鹽ノ方法、採取地名、地番、製鹽設備、貯藏場、貯藏場及一年ノ生産見込高ヲ定メ政府ニ申請シ許可ヲ受ケシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十條 鹽ノ製造業トシテ鹽ヲ製シ又ハ同一ノ場所ニ於テ相兼メテ製造スルハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 相兼ニ因リ鹽ノ製造ヲ承繼シタルトキハ其ノ旨政府ニ届出ツヘシ

第十二條 鹽製造者鹽ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ少クとも一箇月前ニ政府ニ申告スヘシ但シ政府ノ許可ヲ受ケテ製造ヲ廢止スルハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 鹽製造者本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ政府ハ製造ノ許可ヲ取消スルコトヲ得

第十四條 鹽製造者鹽ヲ製造シタルトキハ總テ之ヲ政府ニ納付スヘシ但シ第七條但書ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

政府ハ鹽製造者ヲシテ前項ニ依リ納付スヘキ鹽ヲ其ノ指定シタル者ニ引渡スヘキコトヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府力鹽ノ數量ヲ定メ引渡ヲ命ズルトキ製造者之ヲ政府ニ納付シタルモノト看做ス

第十五條 鹽製造者鹽ヲ納付シタルトキハ政府ハ鑑定人ヲシテ其ノ品質ヲ鑑定セシメ相當ノ賠償金ヲ交付スヘシ

製造者前項ノ鑑定ニ不服ナルトキハ再鑑定ヲ求ムルコトヲ得但シ賠償金ノ請求ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

再鑑定ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 鹽製造者ノ納付セムトスル鹽ニシテ其ノ品質甚シク粗惡ナルモノニ付テハ政府ハ更ニ相當ノ處理ヲ爲シタル上納付スヘキコトヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ鹽ノ製造又ハ包裝ノ方法、納付場所、納付期日及其ノ運搬道路ヲ定ムルコトヲ得

第十七條ノ二 鹽ハ政府又ハ政府ノ指定シタル鹽元賣捌人若ハ鹽小賣人ニ非サルハ之ヲ販賣スルコトヲ得ス

鹽元賣捌人及鹽ノ販賣ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 政府ハ定價ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ爲スヘシ

前項ノ定價ハ賠償金ヲ交付シテ收納シタル鹽ニ付テハ賣渡當時ノ品質ニ相當スル賠償金ニ一石ニ付金二圓五十錢又ハ百斤ニ付金一圓四十八錢ノ割合ノ金額ヲ加算シタルモノヲ超エテ之ヲ定ムルコトヲ得ス

第十九條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特ニ定メタル價格ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ爲スルコトヲ得

一 外國ニ輸出シ又ハ本法ヲ施行セザル地ニ移出スル爲賣渡ヲ請求スル者アリタルトキ

二 命令ヲ以テ指定スル用途ニ使用スル爲賣



三 前各款ノ外特ニ命令ヲ以テ定メタル場合ニ該當スルトキ  
 前條又ハ前項第三號ニ依リ賣渡シタル鹽ニシテ外國ニ輸出シ、本法ヲ施行セザル地ニ移出シ又ハ命令ノ定ムル用途ニ使用セラレタルキハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ下付ス  
 第二十條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ鹽賣捌人ノ販賣スル鹽ノ價格ヲ制限スルコトヲ得  
 第二十一條 鹽賣捌人ハ鹽ニ他物ヲ混和シテ販賣スルコトヲ得ス  
 第二十二條 鹽製造者及鹽賣捌人ハ帳簿ヲ調製シ政府ノ指示ニ從ヒ營業ニ關スル要件ヲ記載スヘシ  
 第二十三條 當該官吏ハ探礦地、製鹽場、貯藏場其ノ他鹽ノ所在ト認ムル場所ニ立入り、鹹水、鹽、器具、器械、建築物又ハ帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得  
 當該官吏監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印スルコトヲ得  
 第二十四條 當該官吏ハ運搬中ニ在リ鹽ヲ検査シ其ノ出所及到着先ヲ實測スルコトヲ得  
 前項ノ場合ニ於テ當該官吏監督上必要ト認メタルトキハ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印スルコトヲ得  
 第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル鹽ハ之ヲ沒收ス既ニ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ第十八條ノ賣渡定價ニ相當スル金額ヲ追徴ス  
 一 第三條第四條又ハ第五條ニ違反シタル者  
 二 許可ヲ受ケサル土地ニ於テ鹽ヲ製造シタル者

ル者  
 三 情ヲ知りテ政府ヨリ賣渡ササル鹽ヲ讓受ケタル者  
 第二十六條 鹽製造者正當ノ事由ナクシテ政府ノ指定シタル者ニ引渡シ爲ササルトキハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス政府ノ指定シタル運搬道路ニ依ラスシテ鹽ヲ運搬シタルトキ亦同シ  
 第二十七條 鹽製造者政府ノ定メタル製造期間外ニ於テ鹽ヲ製造シ又ハ政府ノ許可シタル場所以外ニ於テ鹽ヲ製造シ若ハ貯藏シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル鹽ハ之ヲ沒收ス  
 第三十二條 鹽製造者又ハ鹽賣捌人其ノ營業ニ關スル帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス  
 第三十三條 當該官吏ノ尋問ニ對シ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ之ヲ忌避シ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三十圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル  
 第三十四條 政府ヨリ賣渡ササル鹽ニシテ犯人以外ノ所有ニ係ルモノハ政府ノ之ヲ收納ス此ノ場合ニ於テハ他物ヲ混和シタル鹽ヲ除クノ外第十五條ニ準シ賠償金ヲ交付ス  
 第三十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル者ハ刑法ノ減輕、再犯加重及數罪併發ノ例ヲ用キス  
 第三十六條 鹽製造者、鹽賣捌人カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ營業者ニ適用スヘキ

罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有ヘル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 第三十七條 鹽製造者又ハ鹽賣捌人ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カサルコトヲ得ス  
 第三十八條 間接國稅犯則者處分法及明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ犯罪ニ之ヲ準用ス  
 間接國稅犯則者處分法中收稅官吏及稅務署長ニ關スル職務ヲ行フヘキ官吏ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第三十九條 鹽製造者其ノ製造ノ許可ヲ取消サレ又ハ鹽製造者若ハ鹽賣捌人其ノ職務ヲ廢止スルモ製鹽場、貯藏場又ハ販賣場ニ鹽ノ現在スル間ハ仍本法ノ規定ヲ適用ス  
 第四十條 本法ニ依リ收納シタル鹽ノ賠償金ノ仕拂ニ關シテハ主任ノ官吏ニ現金前渡ヲ爲スコトヲ得  
 第四十條ノ二 鹹水ニ關シテハ第六條、第九條乃至第十三條、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第二十七條乃至第三十條、第三十二條、第三十六條、第三十七條及第三十九條ノ規定ヲ準用ス(以下略)

十四 關稅

關稅法  
 第一章 關稅ノ賦課及徵收  
 第一條 輸入貨物ニハ關稅定率法ニ依リ關稅ヲ

課ス但シ條約ニ於テ特別ノ協定アル貨物ハ其ノ協定ニ依ル  
 通過ノ爲輸入スル貨物ニハ關稅ヲ課セス但輸入ノ際擔保トシテ税金ニ相當スル金額其ノ他ノ有價物ヲ提供スヘシ  
 第二條 輸入貨物損傷シタル爲減稅ヲ請フ者アルトキハ輸入免許前限リ相當ノ減稅ヲ爲スコトヲ得  
 第三條 關稅ハ輸入申告ノ日ニ於テ行ハルル法規ニ從ヒ徵收ス但シ收容貨物ニシテ公費ニ付スルモノノ關稅ハ公費ノ日ニ於テ行ハルル法規ニ從ヒ徵收ス  
 第四條 關稅ハ輸入申告者ヨリ之ヲ徵收ス但シ通過稅ヲ關リ又ハ通過稅シタル關稅ハ犯則者ヨリ之ヲ徵收ス  
 第五條 關稅未納ノ貨物ハ其ノ關稅ノ擔保トス關稅ノ徵收ハ總テ他ノ公課及債權ニ先ツモノトス  
 第六條 擔保ヲ提供シタル場合ニ於テ徵收スヘキ關稅ヲ納付セザルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充ツ但シ金額以外ノ擔保ハ之ヲ公費ニ付シ關稅及公費ノ費用ニ充テ殘金アルトキハ之ヲ擔保提供者ニ還付ス  
 第七條 關稅ノ徵收權ハ貨物輸入ノ日ヨリ滿二箇年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因テ消滅ス但シ通過稅シタル關稅ノ徵收權ハ此ノ限ニ在ラス  
 第八條 關稅ノ過誤納ニ因テ生スル請求權ハ關稅納付ノ日ヨリ滿二箇年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因テ消滅ス  
 第九條 前二條ノ期限內ニ爲シタル納稅告知若ハ仕拂請求ハ時効ヲ中断ス

第二章 船 舶  
 第十條 外國貿易船開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以内ニ稅關ニ入港届ヲ爲シ積荷目録、出口申告書、船用品目録及旅客氏名表ヲ提出スルト同時ニ船舶國籍證書及仕出港ノ出港免狀若ハ之ニ代ルヘキ書類ヲ預クヘシ  
 第十一條 沿海通航船外國貨物船卸ノ爲開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以内ニ其ノ貨物ノ積荷目録ヲ稅關ニ提出スヘシ  
 第十二條 外國貨物ヲ積載セル船舶ハ稅關長ノ認許ヲ得タル場合ノ外積荷目録ヲ提出シタル後ニ非サレハ貨物ノ積卸ヲ爲スコトヲ得ス但シ旅客ノ携帶品及郵便物ハ此ノ限ニ在ラス  
 第十三條 外國貿易船開港ヲ出港セントスルトキハ船長ハ稅關ニ出港届ヲ爲シ出港免許ヲ受ケルヘシ  
 第十四條 外國貿易船貨物ノ積卸ヲ爲サスシテ入港ノ時ヨリ二十四時以内ニ出港スルトキハ第十條及第十三條ノ規定ヲ適用セス  
 第十五條 沿海通航船外國貨物ヲ積載シテ開港ヲ出港セントスルトキハ船長ハ其ノ貨物ノ積荷目録ヲ稅關ニ提出スヘシ  
 前項ノ積荷目録ハ貨物ノ積卸ヲ爲スヘキ地ヲ異ニスル毎ニ之ヲ調整スヘシ  
 第十六條 積荷目録ハ其ノ提出ノ時ヨリ二十四時以内ニ稅關ノ認許ヲ得テ之ヲ訂正補正スルコトヲ得  
 第十七條 外國貨物ヲ積載セル船舶ハ日没ヨリ日出迄ノ間及稅關ノ休日ニハ稅關長ノ特許ヲ受ケルニ非サレハ貨物ノ積卸ヲ爲スコトヲ得

ス但シ旅客ノ携帶品及郵便物ハ此ノ限ニ在ラス  
 第十八條 外國貿易船ハ不開港ニ出入スルコトヲ得ス但シ海難其ノ他已ムテ得サル事故アルトキハ此ノ限ニ在ラス  
 外國貿易船前項但書ノ事故ニ因リ不開港ニ入港シタルトキハ船長ハ直ニ其ノ事由ヲ稅關官吏、稅關官吏在ラザルトキハ警察官吏ニ届出ツヘシ  
 第十九條 左ニ掲クル外國貨物ヲ不開港ヨリ開港ニ回漕セントスル船舶ハ稅關官吏、稅關官吏在ラザルトキハ警察官吏ノ認許ヲ受ケルヘシ  
 一 假ニ陸揚シタル貨物  
 二 運搬ノ自由ヲ得サル船舶ニ積載セル貨物  
 三 雜貨物  
 第二十條 前條ノ貨物ヲ積載シ來リタル船舶開港ニ入港シタルトキハ二十四時以内ニ認許證ヲ稅關ニ提出スヘシ  
 第二十一條 外國貿易船船用品ヲ積入レントスルトキハ船長ハ稅關、稅關ノ設置ナキ地ニ於テハ稅關官吏、稅關官吏在ラザルトキハ警察官吏ニ申告スヘシ  
 第二十二條 稅關官吏職務ノ爲船舶ニ乘込ムトキハ船長ハ相當ノ便宜ヲ與フヘシ  
 第二十三條 本法ニ於テ外國貿易船ト稱スルハ外國貿易ノ爲外國ニ往來スル船舶ヲ謂フ  
 第三章 貨 物  
 第一節 總 則  
 第二十四條 貨物ハ開港ニ由ルノ外輸出若ハ輸入ヲ爲スコトヲ得ス但シ左ニ掲クル場合ハ此ノ限ニ在ラス



一 遭難船舶ノ修繕救護若ハ救助ノ費用其ノ他航海ノ繼續スルニ必要ナル費用ヲ支辨スル爲メ貨物ヲ賣却スルトキ

二 遭難船舶ニ積載セル損傷貨物若ハ腐敗シ易キ貨物ヲ讓渡スルトキ

三 遭難船舶若ハ難破貨物ヲ輸入スルトキ

四 遭難船舶ヨリ上陸シタル旅客ノ携帶品ヲ輸入スルトキ

第二十五條 貨物ノ検査ヲ開始シタル後ハ貨物ニ關スル申告書ノ訂正補正ヲ爲スコトヲ得ス

第二十六條 日没ヨリ日出迄ノ間及税關ノ休日ニハ税關長ノ特許ヲ受クルニ非サレハ貨物ヲ税關ニ送致シ又ハ貨物ノ引取、發送ヲ爲スコトヲ得ス但シ旅客ノ携帶品ハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 税關ニ送致シ若ハ陸揚シタル貨物ノ取扱ハ總テ税關長ノ指揮ニ從フヘシ

第二十八條 貨物ノ陸揚、船積其ノ他船舶ト陸揚トノ交通ハ税關長ノ特許ヲ得タル場合ノ外税關ニ於テ定メタル場所ニ由ルヘシ

第二十九條 輸出シタル貨物ハ外國貨物トシ輸入シタル貨物ハ内國貨物トス

第三十條 貨物ニ關スル本法ノ規定ハ船用品ニ之ヲ適用セス

第二節 輸出、輸入及積戻

第三十一條 貨物ノ輸出若ハ輸入ヲ爲サントスル者ハ税關ニ申告シ貨物ノ検査ヲ經テ其ノ免許ヲ受クヘシ但シ第二十四條但書ノ場合ニ於テハ税關官吏、税關官吏現場ニ在ラサルトキハ收稅官吏ニ申告シ其ノ検査及免許ヲ受クルコトヲ得

第三十二條 輸入申告書ニハ仕入書ヲ添付スヘシ但シ當該官吏ニ於テ仕入書ヲ添付スルコト能ハサル理由アリト認ムルトキハ此ノ限ニアラス

前項但書ノ場合ノ外輸入申告書ニ仕入書ヲ添付セザルトキハ關稅ノ賦課ニ關シ異議ヲ申立テ若ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得ス

第三十三條 通過ノ爲メ貨物ノ輸入ヲ爲サントスルトキハ之ヲ輸出スヘキ地ヲ異ニスル毎ニ其ノ目錄ヲ提出スヘシ

第三十四條 輸入貨物ハ輸入免許ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ引取り若ハ通過ノ爲メ發送スルコトヲ得ス但シ當該官吏ノ認許ヲ得税金ノ擔保トシテ金錢ヲ提供シタルトキハ輸入貨物ノ引取ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 通過ノ爲メ輸入シタル貨物ノ運送ハ關稅通路ニ由ルヘシ關稅通路ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十六條 運送人ハ通過貨物ニ關シ職務ヲ執行スル官吏ニ對シ相當ノ便宜ヲ與フヘシ

第三十七條 輸出貨物ハ輸出免許ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ船積スルコトヲ得ス

第三十八條 外國貨物ノ積戻ニハ總テ輸出ニ關スル規定ヲ準用ス但シ假令陸揚シタル貨物ノ積戻ハ此ノ限ニ在ラス

第三節 回漕

第三十九條 内外國貨物ヲ外國貿易船ニ又ハ外國貨物ヲ沿海通航船ニ積載シ開港間ニ回漕セントスル者ハ税關ニ申告シ貨物ノ検査ヲ經テ回漕免許ヲ受クヘシ

第四十條 前條ノ回漕貨物ハ回漕免許ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ船積スルコトヲ得ス

第四十一條 第三十九條ノ回漕貨物船卸チ爲スヘキ地ニ到達シタルトキハ貨物ノ検査ヲ受ク

第四十二條 郵便物中關稅ヲ課スヘキ物品アルトキハ税關ハ其ノ税金額ヲ郵便局ヘ通知スヘシ

第四十三條 關稅ヲ課スヘキ郵便物ヲ受取ラントスル者ハ郵便局ニ申出テ其ノ關稅ヲ納付スヘシ

前項ノ關稅ハ印紙ヲ以テ納付スヘシ

第四十四條 郵便物ノ關稅ハ郵便名宛人ニ交付スル場合ノ外之ヲ課セス

第四十五條 第一條第二項但書、第二十四條、第二十六條、第三十一條乃至第三十五條及第三十七條乃至第四十一條ノ規定ハ郵便物ニ之ヲ適用セス

第五節 收 容

第四十六條 船積ノ爲メ關稅ニ送致シ若ハ陸揚シタル貨物ハ其ノ送致若ハ陸揚ノ時ヨリ七十二時以内ニ引取、船積、發送又ハ保税倉庫ニ庫入ヲ爲ササルトキハ税關ハ利害關係者ノ費用及危險ノ負擔ヲ以テ之ヲ收容スルコトヲ得

第四十七條 貨物ヲ收容シタルトキハ三日以内ニ其ノ旨ヲ揭示スヘシ

第四十八條 貨物收容ノ解除ヲ得ントスル者ハ税關ニ申告シ其ノ貨物ニ關スル一切ノ費用及敷料ヲ納メ免許ヲ受クヘシ

第四十九條 前條ノ免許ヲ受ケタル時ヨリ四十八時以内ニ貨物ノ引取、船積、發送又ハ保税倉庫ニ庫入ヲ爲ササルトキハ前條ノ申告及免許ハ無効トス

第五十條 貨物收容ノ日ヨリ六箇月以内ニ第二十八條ノ申告ヲ爲スモノナキトキハ税關ハ其

ノ記載、番號、種類、箇數ヲ公示スヘシ

前項公告ノ日ヨリ一箇月以内ニ仍第四十八條ノ申告ヲ爲ス者ナキトキハ貨物ヲ賣却ニ付シ關稅、敷料其ノ他其ノ貨物ニ關スル一切ノ費用ニ充テ殘金アルトキハ之ヲ供託スヘシ

第五十一條 收容貨物處貯ノ處アルトキハ倉庫若ハ他ノ貨物ヲ寄スルノ處アルトキハ前條ノ期限ニ拘ラス公告シテ之ヲ賣却ニ付スルコトヲ得但シ公告スルノ暇ナキトキハ賣却シタル後之ヲ公告スヘシ

第五十二條 收容貨物ヲ賣却ニ付スルモ買受人ナキトキハ適宜之ヲ處分スルコトヲ得

第四章 税關官吏ノ職權

第五十三條 税關長ハ其ノ職權ノ執行ニ必要ト認ムルトキハ船車ノ出發ヲ差止メ又ハ進行ヲ停止スルコトヲ得

第五十四條 税關長ハ必要ト認ムルトキハ船舶若ハ貨物ニ關スル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第五十五條 税關長ハ運送貨物ニ對シ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十六條 税關長ハ必要ト認ムルトキハ輸出輸入貨物ノ見本ヲ納付セシムルコトヲ得

第五十七條 税關官吏ハ船車ニ乗込ミ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十八條 税關官吏ハ必要ト認ムルトキハ貨物ヲ検査若ハ封鎖シ又ハ船車倉庫其ノ他貨物ノ設置場ヲ封鎖スルコトヲ得

第五十九條 税關長ハ職權ノ執行ニ必要ト認ムルトキハ海軍ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第六十條 前條ノ請求アリタルトキハ海軍艦船長ハ船舶ニ對シ進行停止ノ命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル船舶進行ヲ停止セザルトキハ海軍艦船長ハ其ノ船舶ニ對シ兵力ヲ用ウルコトヲ得

第五章 異議及訴願

第六十一條 關稅ノ賦課ニ關スル税關長ノ處分ニ對シ不服アル者ハ其ノ處分ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ文書ヲ以テ税關長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得但シ貨物ヲ引取りタル後ハ此ノ限ニ在ラス

第六十二條 前條ノ規定ニ依リ異議ノ申立アリタルトキハ税關長ハ文書ヲ以テ之ヲ判定シ異議申立人ニ之ヲ交付スヘシ但シ第六十三條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六十三條 從價稅ヲ課スヘキ貨物ノ課稅價格ニ關スル異議ヲ不當ト認ムルトキハ税關長ハ申告價格ニ其ノ百分ノ五ヲ加ヘタル價格ヲ以テ其ノ貨物ヲ買上ル方若ハ評價人ヲシテ評價セシムヘシ

評價人ノ評價一致セザルトキハ其ノ平均ヲ以テ評價價格トス

第六十四條 評價人ハ四人トシ二人ハ税關長之ヲ命ジ二人ハ異議者之ヲ選定ス但シ左ニ掲ケル者ハ評價人タルコトヲ得ス

一 身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者及家産分散者ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルトキヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄ノ者

二 第七十四條乃至第七十六條ノ處罰ヲ受ケ滿三年ヲ經過セザル者

二 剽奪公權者及停止公權者

四 當該事件ニ利害ノ關係ヲ有スル者

異議者ニ於テ評價人ヲ選定シタルトキハ税關長ノ認可ヲ受クヘシ

第六十五條 評價人ヲシテ評價セシメタルトキハ其ノ評價價格ヲ以テ課稅價格トス但シ評價價格申告價格ヨリ少ナキトキハ申告價格ヲ以テ課稅價格トス

第六十六條 異議者ノ選定シタル評價人ニ關スル費用ハ異議者ノ負擔トス

第六十七條 異議ノ申立ハ處分ノ執行ヲ停止セス但シ税關長ハ必要ト認ムルトキハ其ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第六十八條 税關長ノ處分ニ對シ不服アル者ハ大藏大臣ニ訴願スルコトヲ得

第六十九條 訴願ヲ審査セシムル爲メ委員會ヲ設ク

第七十條 委員會ハ委員過半數出席スルニ非サレハ決議ヲ爲スコトヲ得決議ハ出席委員ノ過半數ニ依リ之ヲ爲ス可同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第七十一條 委員ハ自己ノ利害ニ關スル議事ニ參與スルコトヲ得ス

第七十二條 委員會ニ於テ審査ナシタルトキハ其ノ結果ヲ大藏大臣ニ具申スヘシ

第七十三條 委員會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 罰 則

第七十四條 輸入禁制品ノ輸入ヲ圖リ又ハ其ノ輸入ヲ爲シタル者ハ犯罪ニ係ル貨物ノ原價ニ相當スル罰金若ハ過料ニ處シ其ノ貨物ヲ沒收ス但シ法律ニ於テ別ニ刑ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七十五條 關稅ノ違脫ヲ圖リ又ハ關稅ヲ違脫



シタル者ハ其ノ遺脱ヲ圖リ又ハ遺脱シタル税金ノ三倍ニ相當スル罰金若ハ科料ニ處シ犯罪ニ係ル貨物ヲ没收ス

第七十六條 免許ヲ受ケシテ貨物ノ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ前二條ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七十七條 貨物ト符合セサル積荷目録ヲ提出シタルトキハ船長ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十八條 第十八條第一項ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ二千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ他ノ法律ニ於テ別ニ刑ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七十九條 第十二條若ハ第十七條ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十條 第十條、第十一條、第十三條、第十五條、第十八條第二項、第十九條、第二十條若ハ第二十一條ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ヲ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十一條 第二十六條乃至第二十八條第四十條若ハ第四十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十二條 第七十七條乃至第八十一條ノ規定ニ該當スル者ハ不注意ニ出テタルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第八十三條 本法ニ依リ没收スヘキ貨物ハ犯則當時ノ所有者ノ所有ニ屬スル間ハ之ヲ沒收シ既ニ之ヲ讓渡若ハ消費シタルトキハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ犯則者ヨリ徴收ス

第七章 犯則事件ノ調査及處分

第八十四條 税關官吏ハ犯則ノ事實發見ノ爲必

要ト認ムルトキハ船車倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得

第八十五條 税關官吏ハ犯則ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘキ物件ヲ身邊ニ隠匿スルモノアリト思料シタルトキハ其ノ開示ヲ求メ若シ之ニ從ハサルトキハ身邊ノ搜索ヲ爲スコトヲ得

第八十六條 税關官吏ハ犯則事件ノ調査ヲ爲スニ當リ必要ト認ムルトキハ犯罪者證人參考人ヲ訊問スルコトヲ得

第八十七條 税關官吏臨檢、搜索、訊問ヲ爲ストキハ制服ヲ着用シ又ハ其ノ資格ヲ證明スル證票ヲ携帯スヘシ

第八十八條 税關官吏ハ臨檢、搜索ヲ爲スニ當リ必要ト認ムルトキハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第八十九條 税關官吏搜索ヲ爲ストキハ搜索スヘキ船車倉庫其ノ他ノ場所ノ所持人又ハ其ノ同居ノ親族、傭人、鄰佑若シテ在ラサルトキハ其ノ他ノ警察官吏若ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムヘシ但シ船車ニ在テハ其ノ役員ヲシテ立會ハシムルコトヲ得

第九十條 税關官吏犯則事件ノ調査ニ係リ發見シタル物件犯則ノ事實ヲ證明スルニ足ルヘシト思料シタルトキハ之ヲ差押ヘ差押目録ヲ作ルヘシ差押物件ハ便宜ニ依リ所持者若ハ市町村役場ニ保管セシムルコトヲ得

第九十一條 差押物件加取其ノ他損傷ノ虞アルトキハ税關長ハ之ヲ公賣ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得

第九十二條 臨檢搜索及物件差押ハ日没ヨリ日

出送ノ間ニ爲スコトヲ得但シ現行犯ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九十三條 税關官吏ハ前條條ニ記載シタル處分中何人ニ限ラス許可ヲ得シテ其ノ場所ニ出入スルヲ禁スルコトヲ得

第九十四條 税關官吏臨檢、搜索、訊問ヲ爲シタルトキハ其ノ調査ヲ作リ立會人若ハ訊問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名スヘシ

第九十五條 立會人若ハ訊問ヲ受ケタル者若シテ署名スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第九十六條 税關長ハ犯則事件ノ調査ニ依リ犯則ノ心證ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相當スル金額、沒收ニ該當スル物品若ハ徵收金ニ相當スル金額ヲ税關ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ

第九十七條 犯則者前條ノ通告ヲ受ケタルトキハ其ノ日ヨリ五日以内ニ之ヲ履行スヘシ此ノ期間内ニ履行セサルトキハ税關長ハ直ニ告發スヘシ

第九十八條 犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同一事件ニ付テテ受ケタル罰金

第九十九條 税關長ハ通告ヲ爲シ難シト認ムルトキハ直ニ告發スヘシ

第八章 補則

第九十條 船舶修繕ノ爲又ハ巨大量ノ貨物ニシテ開港ニ於テ積卸シ難キ貨物ヲ陸揚スル爲必要ト認ムルトキハ當分ノ内税關長ハ外國貿易船ノ不開港ニ出入スル特許ヲ與フルコトヲ得

第九十一條 從來ノ開港ノ外開港トナスヘキ場

所及其ノ開港ニ於テ輸出若ハ輸入スヘキ貨物ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十二條 本法ノ期間ヲ定ムルニ日時ヲ以テシタルモノハ其ノ期間中ニ税關ノ休日ヲ算入セス日ト稱スルハ二十四時ヲ謂ヒ月ト稱スルハ三十日ヲ謂ヒ年ト稱スルハ曆ニ從フ

第九十三條 本法ノ規定中船長ニ適用スヘキモノハ船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニモ亦之ヲ適用ス

第九十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(三十二年勅令第三百七十七號ヲ以テ同年八月四日ヨリ施行ス)

第九十五條 明治十六年布告第四十號、特別輸出港規則、同二十三年勅令第五十四號、税關法、税關規則、同二十六年法律第十三號、同二十七年法律第二號、同年法律第三號、同二十九年法律第十八號其ノ他本法ニ抵觸スル法令ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

關稅定率法

第一條 外國ヨリ輸入スル物品ニハ別表ニ依リ關稅ヲ課ス

第二條 從價稅品ハ輸入港ニ到着シタルトキノ價格ニ依リテ課稅ス

第三條 條約ニ依リ特別協定ノ便宜ヲ受ケザル地域ノ生産品ニ對シ必要アルトキハ勅令ヲ以テ地域及物品ヲ指定シ該協定ノ限度ヲ超エザル便宜ヲ與フルコトヲ得

第四條 本邦ノ船舶又ハ生産品ニ對シ他國ノ船舶又ハ生産品ヨリ不利ナル取扱ヲ爲ス國ノ生産品ニ對シテハ勅令ヲ以テ物品ヲ指定シ別表ニ定メタル關稅ノ外其ノ物品ノ價格ト同額以下ノ關稅ヲ課スルコトヲ得

第五條 外國ニ於テ輸出獎勵金ヲ受ケル物品ニ對シテ別表ニ定メタル關稅ノ外勅令ヲ以テ獎勵金ト同額ノ關稅ヲ課スルコトヲ得

第六條 米及以テ輸入税ハ凶作ノ場合ニ於テハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ每百斤四十錢ノ限度トシ之ヲ低減スルコトヲ得

第七條 左ノ物品ニハ輸入税ヲ免ス

一 御用品

二 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並其ノ從者ニ屬スル物品

三 陸海軍ノ輸入ニ係ル兵器、彈藥及爆發物

四 陸海軍ニ於テ燃料トシテ輸入スル原油以外ノ礦油ニシテ攝氏十五度ニ於ケル比重〇・八七五ヲ超エタルモノ

五 軍艦

六 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使又ハ公使ニ屬スル自用用品並在本邦外國大使館又ハ公使館ニ屬スル公用品

七 本邦大使館又ハ公使館ノ館員ニ屬スル自用用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦大使館又ハ公使館ノ館員ニ屬スル自用用品及本邦領事館ニ屬スル公用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦領事館ニ屬スル公用品

八 本邦在住者ニ贈與スル勳章、賞牌及記章

九 記録又書其ノ他ノ書類

十 官立公立ノ學校、博物館、物品陳列所其ノ他ノ發達物及私立ノ專門學校ニ陳列スル標本又ハ參考品トシテ輸入スル物品

十一 慈善又ハ救恤ノ爲ニ寄附シタル物品

十二 政府ノ輸入ニ係ル政府ノ專賣品

十三 商品ノ見本但シ見本用ニノミ適スルモノニ限ル

十四 旅客ノ用品及旅客ノ職業上必用ナル器具但シ旅客ノ身分ニ相當スルモノニシテ稅關力適當ト認メタルモノニ限ル

十五 在外軍隊及軍艦ヨリ送還シタル物品

十六 個人ニ屬スル引越荷物但シ既ニ使用セラレタルモノニ限ル

十七 輸出シタル物品ニシテ五年以内ニ輸入セラレタル時ノ性質及形狀ヲ變ヘザルモノ但シ酒精、酒類、砂糖及第八條又ハ第九條ニ依リ輸入税ノ免除又ハ撈獲ヲ受ケタル物品ヲ除ク

十八 命令ヲ以テ指定シタル輸出貨物ノ容器ニシテ再ヒ輸入スルモノ

十九 本邦ヨリ出漁セル船舶ヲ以テ撈獲採取シタル魚介類、海獸、海藻其ノ他ノ水産物及其ノ製品ニシテ工程ノ簡單ナルモノ但シ當該船又ハ之ニ附屬セル船舶ヲ以テ輸入シタルモノニ限ル

二十 外國航行ノ船舶ニ船用ノ爲開港内ニ於テ引渡スル物品

二十一 難破シタル本邦船舶ノ解體材及積裝品

二十二 本邦ヨリ出港シタル船舶ニ搭載シタル輸出貨物ニシテ該船舶難破シタル爲積戻リタルモノ

二十三 國、道、府縣ノ輸入スル種馬、種牛、種豚、種羊及種禽並產牛馬組合、產馬組合又ハ產牛組合ノ輸入スル種馬、種牛

第八條 左ノ物品ニシテ輸入ノ日ヨリ一年以内ニ再ヒ輸出スルモノニハ輸入税ヲ免ス但シ輸入ノ際税金ニ相當スル擔保ヲ提供スルコトヲ



- 要ス
- 一 加工ノ爲輸入スル物品ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ
  - 二 輸入貨物ノ容器ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ
  - 三 修繕ノ爲輸入スル物品
  - 四 學術研究ノ爲輸入スル物品
  - 五 試験品トシテ輸入スルモノ
  - 六 注文取集ノ爲輸入スル見本品
  - 七 演劇其ノ他興行用ノ爲輸入スル物品
  - 第九條 輸入原料品ヲ用キ命令ヲ以テ指定シタル物品ヲ製造シテ外國へ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ノ全部又ハ一部ノ拂戻チ爲スコトヲ得
  - 輸入原料品ヲ用キ命令ヲ以テ指定シタル原料ヲ製造シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ノ全部又ハ一部ノ拂戻チ爲スコトヲ得
  - 詐偽又ハ不正ノ所爲ヲ以テ前二項ノ拂戻金ヲ得又ハ得ムトシタル者ハ關稅法第七十五條ノ例ニ依リ處分ス
  - 第十條 輸入製品ニシテ内國ニ於テ製造スル船舶ニ備付ケ又ハ取付ケ輸入ノ日ヨリ二年以内ニ該船舶ト共ニ輸出スルモノハ輸入税ヲ免ス但シ輸入ノ際税金ニ相當スル擔保ヲ提供スルコトヲ要ス
  - 第十一條 左ニ掲グル物品ハ輸入ヲ禁ス
    - 一 阿片及阿片吸煙具但シ政府ノ輸入スルモノヲ除ク
    - 二 偽造、變造又ハ模造ノ貨幣、紙幣、銀行券及有價證券
    - 三 公安又ハ風俗ヲ害スヘキ書籍、圖畫、彫刻物其ノ他ノ物品

四 特許權、實用新案權、意匠權、商標權及著作權ヲ侵害スル物品

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（四十三年初令第三百十三號ヲ以テ明治四十四年七月十七日ヨリ施行ス）

（別表略、外交爲稅率表參照）

負債を單に不便として考ふるが如き習慣を作る勿れ。負債は災厄なるを發見すべし。貧乏は善をなすべき數多の手段を奪ひ、反りて自然的といはず道德的といはず、凡そ惡に對して抵抗すべき能力を弱くす。是を以て貧は一切絶大なる手段を以て之を避けざるべからず是故に負債を作らざるを以て第一の用心とせよ。貧乏とならざることを決心せよ。何たるを問はず其有するものはより少く費せよ。貧乏は人間の幸福に取りて大敵なり。自由を破壊すること疑なく、道德の或物を實行するに不能ならしめ他のものを實行するに極めて困難ならしむ。節儉は管に安靜の基礎なるのみならず又善行の基礎なり、自己を助くる能はざるものは他人を助くること能はず。使用し得る迄には十分有し居らざるべからず。

ジョンソン

### 軍事

#### 勅 諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にぞある。昔神武天皇躬づから大伴物部の兵のごもを率ゐる中國のまつろはぬものごもを討ち平け給ひ高御座に即せられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ。此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき。古は天皇躬づから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふごもありつれど大凡兵權を臣下に委ね給ふごもはなかりき。中世に至りては文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人なご設けられしかば兵制は整ひたれごも打續ける昇平に狃れて朝廷の政勢も漸く文弱に流れければ兵農おのづから二つに分れ古の徴兵はいつごもなく壯兵の姿に變り遂に武士ごなり兵馬の權は一向其武士ごもの棟梁たる者に歸し世の亂れご共に政治の大權も亦其手に落ち凡そ七百年の間武家の政治ごはなりぬ。世の様の移り換りて斯なるは人

力もて挽回すべきにあらざるはいひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉つり淺ましき次第なりき。降つて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ利外國の事ごも起りて其侮りをも受けぬべき勢ひに迫りければ朕が皇祖仁孝天皇、皇考孝明天皇いたく哀憐を憐まし給ひしごも悉くも又惶れ。然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を經ずして海内一統の世ごなり古の制度に復しぬ。是文武の忠臣良將ありて朕を輔翼せる功績なり。歷世祖宗の専ら養生を憐み給ひし御遺澤なりごいへごも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるが故にこそあれ。されば此時に於て兵制を更め我國の光を輝かさんご思ひ此十五年が程に陸海軍の制を今の様に建定めぬ。夫兵馬の大權は朕が統ぶる所なれば其司をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を握り肯て臣下に委ぬべきものにあらず。子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんご

ミを望むなり。朕は汝等軍人の大元帥なるぞ。されば朕は汝等を股肱ご頼み汝等は朕を頭首ご仰ぎてご其親は特に深かるべき。朕が國家を保護して上天の恩に應じ祖宗の恩に報いまいらする事を得るも得ざるも汝等軍人が其職を盡すご盡さざるごに由るぞかし。我國の機威は是るごごありは汝等能く朕ご其要を共にせよ。我武維揚りて其業を輝かさば朕汝等ご其譽を偕にすべし。汝等皆其職を守り朕ご一心になりて力を國家の保護に盡さば我國の蒼生は永く太平の幸を受け我國の威烈は大に世界の光華ごもなりぬべし。朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すべき事こそあれ。いでや之を左に述べむ。

一 軍人は忠節を盡すを本分ごすべし。凡そ生を我國に棄くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるべき。況して軍人たらん者は此心の固からでは物の用に立ち得べしごも思はれず、軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長ずるも猶個人にひこしかるべし。其隊伍も整ひ節制も正しくごも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるべし。抑



も國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘らざる。只々一途に己が本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ。其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ。

一軍人は禮儀を正しくすべし。凡そ軍人には上元帥より下士卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級にても停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従すべきものぞ。下級のものは上官の命を承るべきは直に朕が命を承る義なりと心得よ。己が統屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總て敬禮すべし。又上級の者は下級の者に向ひ聊かも輕侮驕傲の振舞あるべからず。公勢の爲に威嚴を主とする時は格別なれども其外は勢めて態に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ。若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんは當に軍隊の毒毒たるのみは國家の爲

にもゆるし難き罪人なるべし。一軍人は武勇を尙ぶべし。夫武勇は我國にては古より貴べたる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじ。況して軍人は戰に臨み敵に當るの戦なれば片時も武勇を忘れてよかるべきか。さはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず。血氣にはや粗暴の振舞なせんは武勇は謂ひ難し。軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を練して事を謀るべし。小敵たりとも侮らす大敵たりとも懼れず己が武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれ。されば武勇を尙ぶものは常々人に接するには温和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ。由なきことを好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼なきの如く思ひなむ。心すべきことにこそ。

一軍人は信義を重んずべし。凡そ信義を守ること常の道にあれさわけて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるべし。信は己が言を踐行ひ義は己が分を盡すをいふなり。されば信義を盡さむと思はば始めより其事の成

し得べきか得べからざるかを審に思考すべし。驕氣なる事を假初に謙ひてよしなき關係を結び後に至りて信義を立てんは是れは進退谷りて身の措き所に苦むことあり。悔ゆとも其詮なし。始めに能く事の順逆を辨へ是非を考へ其言は所詮誤むべからず知り其義は是も守るべからずと悟りなは速かに止まるこそよけれ。古より或は小節の信義を立てんて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑もが禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例少からぬものを深く警めてやはあるべき。

れが猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねば故に又之を訓ふるぞかし。汝等軍人のめ此訓誡を等閑に思ひよ。右の五ヶ條は軍人たらんもの暫しも忽にすべからず。さて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ。抑も此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり。心誠ならざれば如何なる善言も善行も皆うはべの裝飾にて何の用にかは立つべき心だに誠あれは何事も成るものぞかし。況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり。行ひ易く守り易し。汝等軍人能く朕が訓に違ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの勢めを盡さは日本國の蒼生擧りて之を悦びなん。朕一人の悦のみならんや

明治十五年一月四日

讀 法

兵隊ハ 皇威ヲ發揚シ國家ヲ保護スル爲ニ設ケ置カル、モノナレハ此兵員ニ加ル者ハ堅ク左ノ條件ヲ守リ違背スヘカラス  
第一條 誠心ヲ本トシ忠節ヲ盡シ不信不忠ノ所爲アルヘカラス  
第二條 長上ニ敬禮ヲ盡シ等輩ニ信義ヲ致シ粗暴驕傲ノ所爲アルヘカラス  
第三條 長上ノ命令ハ其事ノ如何ヲ問ハス直ニ

甲 陸 軍

第一章 陸軍の編制

一元帥府

ニ之ニ服従シ抗抵干犯ノ所爲アルヘカラス  
第四條 膽勇ヲ尙トシ軍務ニ勉勵シ恐怯柔懦ノ所爲アルヘカラス  
第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ争鬪ヲ好ミ他人ヲ侮慢シ世人ノ厭忌ヲ來ス等ノ所爲アルヘカラス  
第六條 道徳ヲ修メ質素ヲ主トシ浮華文弱ニ流ル、所爲アルヘカラス  
第七條 名譽ヲ尙トシ廉恥ヲ重シ賤劣貪汚ノ所爲アルヘカラス  
以上掲ケル所ノ外法律規則ニ違犯シ罪ヲ國家ニ得ルニ至テハ交祖ヲ辱シメ家聲ヲ汚シ醜ヲ後世ニ遺ス獨リ其身現在ノ恥辱ノミナラサルナリ現ニ重罪ノ如キハ各人天賦ノ公權ヲモ別奪セラルニ立チ人ニ接スルモ總テ對等ノ權利ヲ得サルニ於テハ名譽ヲ尙トシ廉恥ヲ重シスルノ軍人ニ在テハ殊ニ戒慎ヲ加ヘサルヘカラス就中陸軍刑法ハ軍隊ノ害ヲ爲ス者ヲ懲ス爲メ特ニ設ケラルモノナルヲ以テ其刑亦頗ル嚴ナリ軍人ニシテ之ヲ犯セルハ當ニ本分ナ誤リ軍隊ノ安寧ヲ害スルノミナラス遂ニ世人ノ信用ヲ損シ陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等其實更ニ重シ平素自ラ戒飾シ決シテ違犯スヘカラス

元帥府は陸下の軍務を輔翼する所にして、軍事上に於ける最高顧問たり。陸海軍大將にして老巧卓抜なる者を簡選し、之に列するものは元帥の稱號を給ひ、勅を奉じて陸軍海軍の檢閲を行ふ。

二 大本營

陸下の大本營下に最高の統帥部を置き、之を大本營と稱し、參謀總長及び海軍軍令部長は其幕僚の長として帷幄の機勢に奉仕し作戰に參畫す。其幕僚は幕僚長の指揮を受け計畫及び軍令に關する事務を掌る。

三 軍事參議院

軍事參議院は帷幄の下に在りて重要な軍勢の諮詢に應ずる所たり。而して參議院は諮詢を待ちて參議會を開會し意見を上奏するものこす。軍事參議官は左の如し。

四 陸軍省

陸軍大臣は陸軍軍政を管理し、陸軍軍人軍屬を統轄し、所轄諸部を監督す。陸軍省に人事局、軍務局、兵器局、經理局、



醫務局及び法務局あり。  
人事局は補任課及び恩賞課に別れ、陸軍武官文官の進退任免、各兵科將校の調員等に關する調査、恩給に關する事務、叙位、叙勳等の事務を掌る。軍務局は軍事課、歩兵課、騎兵課、砲兵課及び工兵科に分課し、兵器局は銃砲課及び器材課に分ち、經理局は主計課、衣糧課及び建築課の三課とし、醫務局は衛生課及び醫事課の二に區分し、法務局に在りては軍事司法に關する事項、監獄に關する事項等を掌る。

**五 陸軍參謀本部**

參謀本部總長は陸軍大將又は中將を以て親補し、天皇に直轄して帷帳の軍務に參畫し、國防及び用兵に關する計畫を掌り、參謀本部を統轄するものこす。又總長は參謀の職に在る將校を統轄し并に其教育に任じ、陸軍大學校及び陸地測量部を管轄す。

**六 教育總監部**

教育總監部は陸軍軍隊教育の齊一進歩を規畫し、所轄學校の教育を掌り、總監は陸軍大將又は中將を親補し、天皇に直轄す。總監部には本部に騎兵、野戰砲兵、重砲兵、工兵、輜重兵監部を置く。

**七 師團司令部**

師團長は陸軍中將を以て之を親補し、天皇に直轄して部下軍隊を統率し、師團内の聯隊區司令部を管轄し、軍事に關する諸件を總理す。

師團長は部下軍隊の統成に就ては其責に任ずるものたり。騎、砲、工、輜重兵科専門の事は當該兵監の責任に屬するものこす。師團司令部は參謀部、副官部（參謀部及び副官部を合せ特に稱して幕僚と言ふ）法官部、經理部、軍醫部、獸醫部の各部より組織せらる。

**八 旅團司令部**

旅團長は少將を以て補し部下軍隊を統率し、部下各隊の教育進歩の齊一を圖り、軍紀、風紀、内務、經理、衛生及び動員計畫を統監す。交通兵旅團長は近衛師團長に隸し、本科教育、専門教育に關しては其進歩の任に擔り、戰時の用法に關しては參謀總監の區處を受く。

**九 聯隊區司令部**

各聯隊區に司令部を置き、司令官は師團長に隸し、聯隊區内徵兵事務及び召集事務を掌る。

**十六 廢兵院**

廢兵院は所在地所管の師團長之を管理し、陸軍大臣の監督に屬す。院長は師團長に隸して院務を掌理す。廢兵院に收容する者は入院志願者中自己の資産又は勞役に依りて自活する能はざるものに限る。

**十七 陸地測量部**

陸地測量部は陸地測量を施行し、兵要地圖及び一般の國用に充つべき内國圖を製造修正し、其他量地に關する事を掌る所にし、其部長は參謀總監に隸し、部事を整理し又陸地測量官養成の責に任ず。

**十八 陸軍兵器廠**

陸軍兵器廠は兵器の購買、貯藏、保存、修理、支給、交換、廢品處分及び検査并に要塞の備砲工事を掌る。而して兵器廠は兵器本廠、兵器支廠及び兵器分廠より成る。本廠長は陸軍大臣に隸し兵器廠の事務を總理し、支廠長は本廠長の命を受け支廠の事務を管理す。

**十九 砲兵工廠**

砲兵工廠は陸軍所要の兵器を製造又は修理し并に海軍所要の火薬を製造する所にして東京、大阪に置かる。

**十二 陸軍法官部**

陸軍法官部は師團法官部及び旅團法官部、關東都府府陸軍法官部を云ふものにして、法官部は各其權限に屬する軍事司法に關する事項を掌り、部長は師團長に隸し（臺澎にありては總督府府國及び關東州同じ）

**十一 東京衛戍總督部**

東京衛戍總督は陸軍大將又は中將を以て之を親補し、天皇に直轄して東京の衛戍勤務を統轄し、軍政及び人事に關しては陸軍大臣の區處を受け、參謀及び副官は總督の命を受けて部務を分掌す。

**十 要塞司令部**

要塞司令部は要塞所管の師團長に隸し、要塞の防禦計畫を擔任し、要塞備付の兵器、器具、材料及び防禦設備物を管理し、軍需品の整備等に任ず。

**二十 陸軍被服廠**

陸軍被服廠は陸軍被服品の調製、製造及び貯藏、補給を掌り、且陸軍縫紉工長の養成に任じ、合せて被服に關する試験を行ふ所にして、本廠長は陸軍大臣に隸し被服廠の業務を掌理し、支廠長は本廠長の命を受けて支廠の業務を掌るものこす。

**廿一 陸軍糧秣廠**

陸軍糧秣廠は陸軍糧秣品の調製、製造、貯藏及び補給を掌り、且糧秣に關する試験を行ふ所にして、本廠長は陸軍大臣に隸し糧秣廠の業務を掌理す。

**廿二 千住製絨所**

千住製絨所は陸軍大臣の管理に屬し、陸軍所要の絨布製造の業を掌り、兼ねて官廳又は人民の依頼に依りて陸軍所要の絨布製

**十三 陸軍經理部**

陸軍經理部は師團經理部及び旅團經理部、關東都府府陸軍經理部を言ひ、師團長に隸し、營にありては總督に隸す。關東、關東州亦同じ。該管に隸屬する團隊の會計經理を總理す。

**十四 陸軍軍醫部**

陸軍軍醫部は師團軍醫部及び旅團軍醫部、關東都府府陸軍軍醫部を言ひ、各師團の衛生及び醫事を統理し、部長は師團長に隸して部隊の衛生勤務を監督し、衛生部士官以下的人事及び教育に關しては陸軍省醫務局長の區處を受く。

**十五 衛戍病院**

衛戍病院は所在地の陸軍部隊の患者を收容治療し、衛生材料を保管供給し、衛生部下士以下の教育を掌り、病院長は所在地高級團隊長に隸して院務を掌理し、院内の衛生、治療、軍紀、風紀、教育、經理及び衛生材料整理の責に任じ、其衛生勤務に關しては所管軍醫部長の監督を受く。衛戍病



造に妨げなき限り之に應ずる所にして、所長は陸軍大臣の指揮監督を受け所務を總理し、所屬土地建物の經營に任ず。

廿三 築城部

築城部は本部及び支隊より成り、防禦築造物の建築検査及び防禦築造物に關する砲兵事業の調査并に工兵事業を掌り、工事中の防禦築造物及び國防用の土地軍用鐵道并に其敷地を管理す。

廿四 陸軍技術審査部

陸軍技術審査部は砲工兵技術、兵器材料に關する事項を研究調査して陸軍大臣に具申し又は其諮詢に應ず。而して部長は陸軍大臣に隸し部内一切の事務を管理するものなり。

廿五 陸軍會計監督部

陸軍會計監督部は陸軍全般の會計經理を監査し、陸軍經理部管轄以外の陸軍各部各隊の會計事務を監督す。亦陸軍大臣の命を受け臨時陸軍各部各隊に就き實地検査を行ふ部長は陸軍大臣に隸し部務を掌理す。

廿六 陸軍運輸部

陸軍運輸部は陸軍に屬する人馬物件の船舶

輸送及び之を聯絡する鐵道輸送の業務を掌り、陸軍に於て所有又は使用する汽船を管理し、船舶輸送補助物件を整備保管し且必要に應じ其管理する船舶及搭載の人馬物件に對し検査消毒を行ふ。本部長は陸軍大臣に隸し陸軍運輸部の業務を掌理す。

廿七 軍馬補充部

軍馬補充部は本部及び支隊より成り、軍馬の供給、育成、購買及び資源調査を掌り、部長は陸軍大臣に隸し軍馬補充部の業務を掌理す。

廿八 陸軍衛生材料廠

陸軍衛生材料廠は衛生材料及獸醫材料の模範品、特種品及戰用品の製作、購買、貯藏、補給及品質審査を行ひ、且外國駐屯の部隊に要する材料の購買補給を掌る所にして廠長は陸軍省醫務局に隸し廠務に服す。

第二章 團隊の編制

陸軍平時に於ける團隊の編制は、全國に十師團の外、近衛師團を置き、一師團は師團司令部、歩兵二旅團、騎兵一旅團、野戰砲兵一聯隊、山砲兵一大隊、工兵一大隊、

輜重兵一大隊の諸部隊より編制せらる。近衛師團、第一師團、第八師團、第十五師團に於ては騎兵一旅團とし、又近衛師團に在りては野戰砲兵一旅團とし、第一師團に於ては二旅團とし、又山砲兵の加團するは第二師團、第十七師團及び第十八師團に限る。而して近衛師團及び第四師團には軍樂隊一隊を加ふ。

歩兵旅團は歩兵旅團司令部、歩兵二聯隊より成り、歩兵聯隊は歩兵聯隊本部及び歩兵三大隊より成り、大隊は大隊本部及び四中隊より成る。

騎兵旅團は騎兵旅團司令部及び騎兵三聯隊より成る。野戰砲兵旅團は野戰砲兵旅團司令部及び野戰砲兵三聯隊より成る。重砲兵旅團は重砲兵旅團司令部及び重砲兵二聯隊より成る。

第三章 陸軍費及陸軍配備

一 陸軍省所管歳出表

Table with columns for fiscal years (1910-1914) and categories for military expenses (Army, Navy, etc.). It contains numerical data for various items like salaries, equipment, and transport.

陸軍費及陸軍配備























少尉を充つるこゝあり。而して學生の修業期は甲種學生は八箇月、乙種學生は四箇月とす。

九 陸軍重砲兵射擊學校

陸軍重砲兵射擊學校は學生に射撃及び戰術の訓練を爲し、以て各隊教育の進歩を圖り、又要塞電燈使用員に電燈使用術を教育し、常に諸學術の調査研究を爲し、且重砲兵材料の研究並びに試験を行ふ所にして、學生を別ち左の三種とす。

甲種學生 各重砲兵隊より分遣する大尉尉を以て之に充つ。

乙種學生 各重砲兵隊より分遣する大尉尉を以て之に充て、時に依りては少尉を充つるこゝあり。

丙種學生 電信大隊に於て修業後入校する尉官及び重砲兵隊より分遣する下士兵卒を以て之に充て、電燈術を修習せしむ。

各學生の修業期は甲種學生を八箇月、乙種學生を四箇月、丙種學生の内士官學生は概ね一箇月、下士兵卒は一箇年とす。

十 陸軍砲兵工科學校

陸軍砲兵工科學校は東京砲兵工廠内に設置

せられ同廠管理の管理に屬し、火工學生に火工術を教授し、砲工長候補者に精工、銃工、木工、鍛冶工長に必要な教育を爲す所にして、火工學生は砲兵隊第二年兵より選抜し、又砲工長候補者は海軍、陸軍後備役に在らざる者及び兵科初年兵にして召募試験に及第したる者の中より採用するものにして、學生の修業期は火工學を一箇年とし、砲工長候補生を二箇年とす。

十一 陸軍軍醫學校

陸軍軍醫學校は衛生部に必要なる學術を練習し軍醫學を研究し、教科圖書を編纂又は選擇し、且軍事衛生に關する試験を行ふ所とす。

學生を區別して普通學生、專攻學生、上長官學生の三とす。普通學生は衛生部士官を以て之に充て、專攻學生は普通學生より選抜して之を帝國醫科大學又は傳染病研究所へ派遣し、上長官學生は三等軍醫正を以て之に充つ。

十二 陸軍獸醫學校

陸軍獸醫學校は學生をして獸醫又は蹄鐵に關する必要なる學術を修習せしめ、學術材

料を調査研究し教科圖書の編纂又は選擇をなし、軍馬衛生に關する試験を行ひ、且蹄鐵工長候補生に對し必要なる教育を施す所にして、學生を別ちて士官學生及び下士學生の二とす。修業期限は士官學生に在りては八箇月又は五箇月、下士學生に在りては三箇月又は九箇月とす。

十三 陸軍經理學校

陸軍經理學校は陸軍經理部士官中より選抜したる者を以て學生とし、之に高等の學術を修得せしめ、又陸軍主計候補生を生徒と爲し、之に陸軍經理部初級士官たらしめん爲に必要な教育を施し、且經理に關する學術上の調査を行ふ所とす。

學生は現役一、二等主計中、身體強健勤務精勵操行高尚且將來發達の見込ありて檢定試験に合格したる者の中より採用す。修業期は學生に在りては一箇年、生徒に在りては一年九箇月とす。

十四 憲兵練習所

憲兵練習所は憲兵司令部に置き、各憲兵隊より分遣したる士官、准士官及び上等兵に憲兵に必要な學術を修得せしむ。修業期

は十箇月とす。

十五 陸軍電信教導大隊

陸軍電信教導大隊は、學生に電信通信術の教育訓練を爲し、且軍事通信に關し必要なる事項を調査研究する所にして、學生は騎兵、要塞砲兵及び工兵士官、要塞砲兵及び工兵下士卒を以て之に充つ。修業期は下士卒に在りては一年六箇月、士官に在りては一箇年とす。

十六 下士上等兵及兵卒教育

新兵入營せる時より翌年十一月迄を教育年度とし各中隊に分屬せしめ、中隊附士官下士及び上等兵を以て教育の衝に當らしむ。又一期檢閲後新兵中の優等なる者を選抜して上等兵候補者とし、又各隊兵卒中操行の方正なる者及び再役志願者中試験に合格したる者を下士候補者とし、聯隊又は大隊毎に一團として餘暇に下級幹部に必要な學術を教授す。

第五章 兵の種類及其性能

兵を別ちて歩兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重

兵、憲兵の六種とし、又砲兵を區分して野戰砲兵、要塞砲兵、砲兵輸卒とし、輜重兵を分つて輜重兵及び輜重輸卒とす。各兵の性能左の如し。

一 歩兵

歩兵は各兵中最も必要なる兵種なれば従つて其現員も多數を要するものたり。假令山間、隘路、隘口も人にして歩し得べき所に於て能く戰鬥し得る兵は歩兵なり。其敵遠距離にあれば即ち射撃し、近距離にあれば即ち銃剣を以て戰鬥す。攻勢に不利あれば退いて之を守防す。是歩兵の任務なり。

二 騎兵

騎兵に在りては即ち騎馬に乗じ軍刀及び騎銃を使用して敵を撃破し或は敗兵を追撃す若し我に利あらざる場合には退却を援護して我兵の安全を圖り、又戰前に於ては敵を警戒し或は諸種の報告の任を執る。

三 砲兵

砲兵は大砲を使用して戰鬥に従ひ、其効力亦他兵種に優るものあり。一度戰場に我軍の砲火天に轟けば三軍の士氣爲に揚がり敵軍を壓して進撃す。追撃退却の際は之を

掩護衛護するを任務とす。砲兵を別ちて野戰砲兵、要塞砲兵、砲兵輸卒及び砲兵助卒とす。野戰砲兵は他の兵種に協力して任務を盡すものにして、更に野戰砲兵を分ちて野戰砲兵、山砲隊の二とす。山砲は其射距離破壞力等の効果は野砲に劣れるものあり。砲兵は山間の戰鬥には山砲を便利とす。要塞砲兵は主として要塞の攻防に従ふものとし、砲兵助卒は之が彈藥等の運搬に屬するものにして、砲兵輸卒は野戰砲兵隊に屬して、其彈藥等の運搬に服務するものたり。

四 工兵

工兵は攻防を助くる爲に軍橋を架し又は堡壘を築き或は通路を開く等の軍事工業的任務に服するものにして、工兵隊中に鐵道隊、電信隊及び氣球隊あり。鐵道隊は主として軌道を敷設し又は敵の鐵道の破壞に従事し電信隊は専ら電信電話を架設して各隊の聯絡を圖ることに服務す。又氣球隊は未だ試驗中に屬する彼の飛行機或は氣球に乗じて敵を偵察する等の任に當るものとす。

五 輜重兵

輜重兵は戰線後方にありて軍用品の輸送の



